

持続可能な 開発目標(SDGs)に関する 自発的国家レビュー (VNR) 2025



Japan.
Committed
to SDGs

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

1. 巻頭メッセージ	3
2. 要約	7
3. 報告書作成方法	17
4. SDGs達成に向けた日本のビジョンと取組の評価	21
(1) SDGsを巡る全般的な状況とSDGs達成に向けた日本のビジョン	21
(2) SDGs推進体制・国内普及の動き	22
(ジャパンSDGsアワード)	23
(外交に関する国内世論調査)	25
(SDGs実施指針とSDGsアクションプラン)	26
(3) 5つの重点事項と主な取組	29
重点事項①：持続可能な経済・社会システムの構築	33
(人への投資)	33
(GX・DXの推進を通じた新たな産業構造への転換)	34
(デジタル社会実現に向けた取組)	35
(サステナブルファイナンスの推進)	35
(エシカル消費・消費者志向経営)	36
(地方創生SDGs)	37
(AIを始めとする科学技術・イノベーションの活用)	40
重点事項②：「誰一人取り残さない」包摂社会の実現	49
(健康・長寿の達成)	50
(包摂的な共生・共助社会づくり)	53
(こども施策の抜本的強化と教育振興)	58
(ユース・若者の参画)	61
(ジェンダー主流化・女性の活躍推進)	67
(性犯罪・性暴力対策及び困難な問題を抱える女性支援の強化)	69
(外国人との共生社会の実現)	70
(ビジネスと人権)	70
重点事項③：地球規模の主要課題への取組強化	75
(循環共生型社会とシナジーアプローチ)	76
(脱炭素)	77
(エネルギー・食料の安定供給確保と強靱な需給構造への転換)	80
(防災と国土強靱化)	80

(循環経済)	83
(食品ロス削減)	83
(汚染防止)	84
(海洋プラスチックごみ対策)	85
(生物多様性とネイチャーポジティブ)	86
(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ)	89
(宇宙技術の活用)	90
重点事項④：国際社会との連携・協働	95
(開発協力大綱の改定)	95
(「質の高いインフラ」と「人への投資」による共創)	98
(国連を中核とする多国間主義の強化)	99
重点事項⑤：平和の持続と持続可能な開発の一体的推進	103
(国連平和維持活動)	103
(ソマリア沖・アデン湾における海賊対処のための取組)	104
(HDP ネクサスとWPS)	104
(法の支配の推進)	105
(平和に向けた取組)	107
5. 各目標の達成状況	111
目標1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	112
目標2：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	114
目標3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	116
目標4：包摂的かつ公正な質の高い教育の提供と生涯学習の促進に向けた取組	122
目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	127
目標6：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	131
目標7：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへの アクセスを確保する	133
目標8：包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある 人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	134
目標9：強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及び イノベーションの推進を図る	139
目標10：各国内及び各国間の不平等を是正する	140
目標11：包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	142
目標12：持続可能な生産消費形態を確保する	145
目標13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	147
目標14：持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	150
目標15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、 ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	152

目標 16：持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法への アクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある 包摂的な制度を構築する	154
目標 17：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを 活性化する	157

6. 各ステークホルダーの評価と取組

(1) イントロダクション	163
(2) ステークホルダーによる 17 目標別評価	164
(3) ステークホルダーによる取組の評価	178
A. メディアの動向	178
B. 横断的課題（ジェンダー・ユース）	182
C. 各セクター別の動向	187
(4) おわりに	214

7. 今後の方向性

【コラム一覧】

コラム①：2025 年大阪・関西万博	12
コラム②：地方独自のウェルビーイング指標作成の取組 富山県の事例	39
コラム③：「幸せな経済」と持続可能な未来	42
コラム④：少子高齢化社会	51
コラム⑤：広がる共助の取組	54
コラム⑥：こども施策の抜本的強化 ～こども家庭庁の創設～	60
コラム⑦：次世代のSDGs推進プラットフォーム	62
コラム⑧：地域脱炭素の取組	78
コラム⑨：国土強靱化のための事前投資	81
コラム⑩：日本の自然共生社会の実現に向けた取組と GREEN × EXPO 2027	87
コラム⑪：パートナーシップに基づく地域活動の国際展開 ～琵琶湖の「うみのこ」が開発途上国の環境教育モデルに～	96

第1章

巻頭メッセージ



1. 巻頭メッセージ

2030年の実現を目指して国連が持続可能な開発目標(SDGs)を採択し、まもなく10年が経ちます。コロナ禍、各地の紛争、気候変動の深刻化といった複合的危機により、SDGsの達成はこれまでにない厳しい状況にあります。日本は、こうした現実から目をそらさず、未来への希望を胸に、ぶれることなくSDGs達成に向けた取組を進めます。

日本にも、少子高齢化、労働人口の大幅な減少という課題があります。これに正面から取り組み、持続可能な経済・社会、「楽しい日本」を目指すというのが私の信念です。全ての人が安心・安全を感じ、自分の夢に挑戦し、「今日より明日は良くなる」と実感できる、多様な価値観を持つ一人一人が互いに尊重し合い、自己実現を図っていく、そうした活力にあふれる経済・社会を実現します。多様な視点と能力が結集することで、より豊かな未来を築くことができると信じています。そのために、政府はもとより、市民社会、ビジネス、学識経験者、議会、こども・若者等、多様なステークホルダーと緊密に協力をしながら取組を進めております。また、世界有数の災害発生国として、災害対策の知恵や技術を海外に発信し、世界の防災に寄与したいと考えています。

現在開催中の大阪・関西万博では、SDGsやウェルビーイングが実現された世界を一足先に体験することにより、それを実現するため、一人一人に何ができるのかを考えるヒントを見つけることができます。世界中の人々が、「いのち」をテーマとする万博会場を訪れ、最先端の技術や多様な考え方、文化に触れることを願っています。国際社会が様々な分断や危機に直面している今だからこそ、未来への希望を共有し、SDGsに向けた連帯と協力を促さなければなりません。大阪・関西万博はその重要な触媒となります。是非御来場ください。

日本は、国連の場において、人間の安全保障と法の支配を推進する取組を進めてきました。現在の困難な環境の下、この二つの理念が一層重要になっていると確信します。国際社会が様々な課題への対処を迫られる中、人間の安全保障は、人間一人一人に焦点を当てる考え方です。SDGsの理念とも合致し、全ての人が安全・安心を感じ、お互いを尊重する社会を実現する上で基本ともなるものです。また、日本は、国際社会における法の支配の実現のため、国際司法裁判所(ICJ)や国際刑事裁判所(ICC)の役割の強化に取り組んできました。法の支配は、持続可能な未来を築くための礎となるものであり、日本のSDGs達成に向けた取組にも直結しています。

今回のVNR報告書は、課題先進国である日本が、少子高齢化、防災、地方創生等の取組にどのように取り組んできたかを紹介しています。我々の知見や経験を皆様と共有することで、SDGs推進の取組の一助となることを願っています。日本はこれからも、国連の一員として、皆様と共に持続可能な未来の実現に向けた取組を進めていく所存です。

日本国内閣総理大臣

SDGs推進本部長

石破茂

第2章

要約



2. 要約

(1)日本のSDGs達成に向けた取組を巡る全般的な状況

日本が前回の自発的国家レビュー(VNR: Voluntary National Review)を実施した2021年から2025年までの間、国際社会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、気候変動、ロシアによるウクライナ侵略やガザ情勢など深刻な問題に直面してきた。また、日本の少子高齢化は世界に先駆けて進んでいる。生産年齢人口の減少は今後更に進むが、東京への一極集中の影響もあって地方の状況は一層厳しい。

(2)この4年間の日本の取組と評価

日本の強みは、持続可能な開発目標(SDGs)が社会全体に幅広く浸透し、多様な関係者がそれぞれの立場から積極的にSDGs達成に向けた取組に関与していることである。上記(1)のような困難な状況の中でも、日本は国を挙げてSDGs達成に向けた取組を推進してきた。

この結果、目標3(健康・福祉)、目標8(経済成長と雇用)、目標9(インフラ、産業、イノベーション)、目標13(気候変動)等で進展が確認された。その一方、目標5(ジェンダー)、目標10(不平等)等では課題も確認される。

ア 持続可能な経済・社会システムの構築

- (ア) 日本は、社会課題の解決に向けた取組を成長エンジンとして持続可能な発展を実現するための取組を進めている。次世代型太陽電池の開発など様々な分野でイノベーションが進んでいる(目標9)。2021年にはデジタル庁を創設し、デジタル社会実現に向け取り組んできた。サステナブルファイナンス残高の増額等が示すとおり、金融における取組も進んでいる。経済的な豊かさとし力強さをもたらす原動力は「人」であり、「人」への投資を進めてきた。2024年には1991年以来33年ぶりの高水準の賃上げも実現している(目標8)。
- (イ) 厳しい課題に直面する地方自治体の間では、課題解決の指針としてSDGsを積極的に取り入れる動きが広まっており、全国1,788自治体のうち、1,190自治体がSDGs達成に向けた取組を推進している。
- (ウ) 2025年大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマにした世界中の知恵が集結する知の交流の場であり、来訪者は、SDGsが実現された持続可能な経済・社会の在り方について考えるきっかけを得る。

イ 「誰一人取り残さない」包摂社会の実現

- (ア) 持続可能な経済・社会では、一人一人が豊かさとウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態)を実感できなければならない。日本の少子高齢化が急速に進む中

で、年齢に関わりなく誰もが活躍でき、多世代が共に安心して暮らすことができ、高齢者の加齢に伴う心身の変化に対応できる経済・社会の構築が求められている。国民皆保険制度・医療システムに加え、地方自治体、企業、民間団体等の取組もあり、健康寿命は延伸している(目標3)。一部地方自治体は、企業等と連携し、データと最先端の科学的知見を活用した先進的な取組を進めている。

- (イ) 2021年2月に任命された孤独・孤立対策担当大臣を司令塔に、政府一体となって孤独・孤立対策を推進してきた。この体制の下、2024年4月に施行された孤独・孤立対策推進法に基づき、孤独・孤立対策が進められている。
- (ウ) 「社会教育」は、「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、地域コミュニティの基盤となる人々の共感的・協調的な関係を育む上で、重要な役割を担っている。また、地域コミュニティにおける個人と地域全体のウェルビーイングの向上につながっている。
- (エ) 持続可能な経済・社会の構築のためには、未来を担うこども・若者の積極的な関与が不可欠である。2023年4月には、こどもに関連する政策を一元的に推進し、「こどもまんなか社会」の実現を目指すため、こども家庭庁が発足した。こども・若者から個別の政策について意見を聴取し、政策に反映させる取組も進められている。
- (オ) 新型コロナウイルス感染症が世界的に広がりを見せる中、2021年、スポーツの力でSDGsを進めることを目標に東京オリンピック・パラリンピック競技大会(東京2020大会)が開催された。東京2020大会の開催を契機に、バリアフリー法が改正され、多くの公共スペースで障害の撤去が更に進められた。民間団体により、障害者を含む全ての人が使用者の視点で作るICTを活用したバリアフリー地図の整備も進められている。
- (カ) 人権の尊重とジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値としてSDGsの全ての目標の実現に不可欠である。女性活躍・男女共同参画の取組により、女性の就業率や相対的貧困率等の状況については、基本的に横ばい又は改善の傾向も見られる。その一方、世界経済フォーラムが毎年発表している「ジェンダー・ギャップ指数」における日本の順位が2024年には146か国中118位となるなど、日本の取組は依然として遅れており、克服すべき課題も存在する(目標5:ジェンダー、目標10:不平等)。性犯罪・性暴力対策については、政府、議会及び市民社会の連携により様々な取組が進められている。また、「ビジネスと人権」に関する行動計画を着実に実施し、今後の見直しも踏まえ、引き続きSDGs達成に向けた取組を推進する。

ウ 地球規模の主要課題への取組強化

気候変動、生物多様性の損失及び汚染の三つの地球的危機を克服するため、統合的な対応を加速させることが必要である。こうした考えの下、日本は、温室効果ガス排出量と吸収量を

均衡させて排出量を実質ゼロ(ネット・ゼロ)にし、循環共生型の経済・社会を実現し、生物多様性の損失を止め、反転させる(自然再興)ための取組を進めている。

最新(2023年度)の温室効果ガスの排出・吸収量は約10億1,700万トン(二酸化炭素(CO₂)換算、以下同じ)であり、2013年度比では27.1%(約3億7,810万トン)の減少となった。このように2050年温室効果ガス排出のネット・ゼロに向けた減少傾向を継続している。また、2025年2月には、2030年度から先の新たな温室効果ガス削減目標を含む地球温暖化対策計画を閣議決定するとともに、エネルギー安定供給、経済成長及び脱炭素を同時に実現する対策を更に推進するため、エネルギー基本計画を改定した(目標7及び目標13)。

自然災害の激甚化・頻発化が進む中、日本は、「仙台防災枠組2015-2030」に沿って、人命を守り、社会経済の機能を強靱化するための取組を推進してきた。国土強靱化計画に基づき、防災への投資(例えば、観測体制強化、予測技術開発及び効果的な情報発信の組合せ)は、近年の集中豪雨等に際して、早期避難、迅速な復旧復興等に効果を上げている(目標9)。

日本は、2023年に、生物多様性の保全と持続可能な利用についての国家戦略を策定した。また、同戦略の下、2030年までに自然再興を達成するための取組を進めている。2027年には、横浜でGREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)が開催される。この博覧会は、自然と共に生きる知恵を世界と共有し、持続可能な社会の実現に貢献することを目指す。

日本は、プラスチック汚染問題についても、海洋ごみの回収・処理・発生抑制、実態把握調査、科学的知見の集積等を進めている。また、国際枠組みの構築にも貢献している。

日本は、1961年に国民皆保険制度を構築し、高齢社会にも対応したユニバーサル・ヘルスカバレッジ(全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを支払い可能な費用で受けられる状態)(UHC)を推進してきた。2022年5月に、グローバルヘルス戦略を策定し、関連機関や市民社会との連携強化を通じた世界のUHC達成やパンデミックへの予防・備え及び対応の強化、インパクト投資による保健・医療分野への民間資金動員などに取り組んでいる。また、WHOや世界銀行等と連携して、世界におけるUHC達成のための人材育成等を行う「UHCナレッジハブ」の日本設置に向けた取組を行っている。

その他、SDGs達成に向け、日本は、地球環境の観測、自然災害への対応、農業の効率化、宇宙デブリの抑制といった多岐にわたる分野で宇宙技術を活用している。

エ 国際社会との連携・協働

持続可能な経済・社会は日本単独で構築できるものではない。先進国の中でも最も厳しい財政状況にあるが、日本政府は、人間の安全保障の理念に基づき、政府開発援助(ODA)を継続している(目標17)。日本の国内市場縮小が見込まれる中、開発途上国・新興国の社会課題解決に日本のビジネスが一層大きな役割を果たせるよう支援していく必要がある。そのためにも、ODA等を通じた民間資金の動員を促進していく。

オ 平和の持続と持続可能な開発の一体的推進

持続可能な開発と平和の持続は表裏一体である。日本は、人間の安全保障の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」への貢献を基本的立場として打ち出し、国際協力に取り組んできた。国際的な平和と紛争予防及び紛争解決には女性の平等かつ完全な参画が必要であり、「女性・平和・安全保障(WPS: Women, Peace and Security)」を推進していく。

(3) 今後の方向性

日本は、エネルギー安定供給、経済成長及び脱炭素を同時に実現し、社会課題の解決を成長のエンジンに転換する取組を一層進める。また、循環型で強靱な経済・社会システムを構築する。さらに、AIを含む様々な分野でのイノベーションを活用して持続的成長を目指す。

「誰一人取り残さない」の理念と共に、その実現に向け誰もが貢献していくことが重要である。人口減少と少子高齢化は、大きな挑戦であるが、多様な個人が活躍し、助け合い、一人一人が大切にされる社会を創る機会にもなる。そうした社会の実現は、ウェルビーイングの向上にもつながる。

日本は、課題先進国として、持続可能な経済・社会の実現に向けた自身の取組や知見を国際社会にモデルとして示す。2030年及びその後の持続可能な経済・社会の実現に向け、開発途上国との間で対話と協働を通じた価値の共創を推進する。こうした取組を進める分野としては、少子高齢化対策や防災・減災対策が考えられる。

少子高齢化と人口減少は多くの国にとって不可避の課題であり、日本の取組は他国にとってのモデルとなる。東京の一極集中により地方が厳しい状況に直面している中、各地域の潜在力を引き出す取組がその解決の鍵となる。

地方のSDGs推進の取組として、若者や女性の支援、産官学の地方移転、地方でのイノベーション促進等の取組を進める。全国の中小企業のSDGs達成に向けた取組を後押しすることは、各地域が自律的・持続的な経済・社会を創生することにつながる。

気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策が重要であり、防災・減災、国土強靱化に資する取組を強化する必要がある。

日本は、2024年の国連未来サミットの成果を歓迎し、人間の尊厳及び人間の安全保障の理念に基づき、平和で豊かな世界の実現に取り組む。国際社会全体がその責任を共有し、多国間主義にコミットすることが必要である。また、WPSも引き続き強力に推進する。そして、2030年以降の持続可能性に関する議論やルール形成においても主導的役割を果たすことを目指す。

なお、2023年12月に改定した日本のSDGs実施指針に記載のとおり、引き続き、日本政府が率先してリーダーシップをとり、多様なセクターの主体的参画を促し、連携・協力しなが

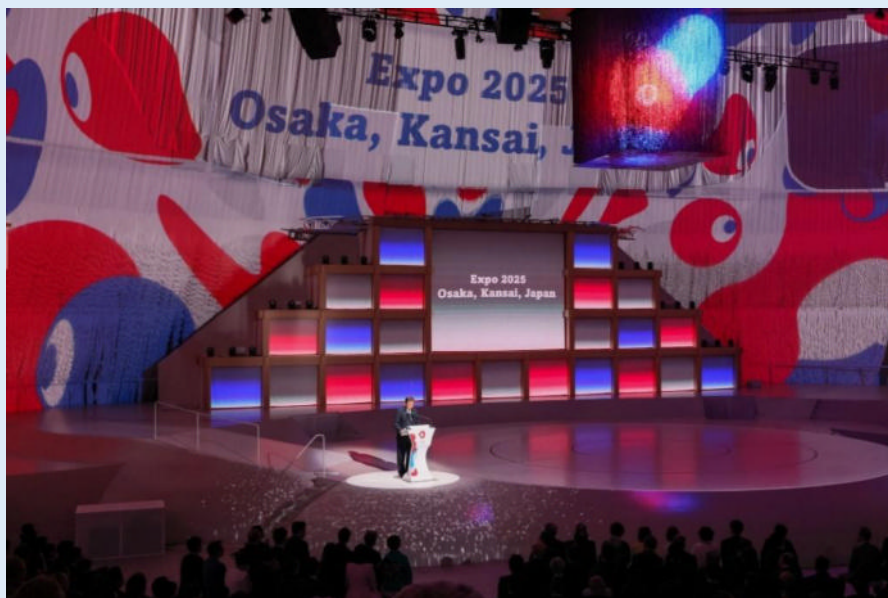
らSDGs達成への道筋を切り開いていく。また、SDGs推進本部において、実施指針に基づく取組の進捗状況を定期的に確認し、基本的に4年ごとに又は必要に応じて実施指針の見直しを行う。

コラム①:2025年大阪・関西万博

2025年4月13日から10月13日の184日間にわたって開催している大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに掲げ、SDGs達成への貢献、日本の国家戦略Society5.0の実現を目指している。

会場は、サブテーマである「Saving Lives(いのちを救う)」、「Empowering Lives(いのちに力を与える)」及び「Connecting Lives(いのちをつなぐ)」に対応する形で、会場全体に3つのゾーンを設定し、公式参加者のパビリオンを配置する。世界各国の公式参加者は、サブテーマ及びSDGsの17の目標のいずれか1つ以上を選び、それぞれの立場からSDGs達成に向けた優れた取組を持ち寄り、「未来社会の実験場」のコンセプトの下、会場全体でSDGsが達成された未来社会の姿を描く。

2025年4月12日、天皇皇后両陛下及び秋篠宮皇嗣同妃両殿下御臨席の下、大阪・関西万博の開会式が執り行われた。開会式には、石破総理大臣、武藤経済産業大臣、伊東国際博覧会担当大臣ほかが出席した。翌4月13日、テープカットセレモニーが執り行われ、十倉博覧会協会会長より万博の開催が宣言された。開幕後は、多くの来場者が万博を楽しんでいる。



大阪・関西万博開会式で挨拶する石破総理
資料)内閣広報室



大阪・関西万博でテープカットセレモニーの様子
資料)経済産業省

https://www.meti.go.jp/policy/exhibition/shuho_backnumbers/250415syuhou-hp.pdf

会期中には、世界中の国々が地球規模の課題の解決に向け、対話によって「いのち輝く未来社会」を世界と共に創造することを目的として「テーマウィーク」を開催する。約1週間ごとに異なる地球規模の課題をテーマに設定し、主催者である2025年日本国際博覧会協会だけでなく、公式参加者、日本政府・地方自治体、共創事業参加者、出展企業などの万博参加者及び全国の地方自治体や産業界等が集い解決策を話し合う「対話プログラム」、具体的な行動のための「ビジネス交流」等を実施する。

SDGs目標年の2030年の5年前である2025年に、日本において大阪・関西万博を開催することは、SDGs達成に向けたこれまでの進捗状況を確認し、その達成に向けた取組を加速させる絶好の機会となる。また、同時にその先(+beyond)に向けた姿が示されることも期待される。

大阪・関西万博の開催について

- 万博は、**国際博覧会条約（BIE条約）**に基づき、**日本政府が実施**するもの。「分断する世界」を繋ぎ、「グローバルサウス」諸国も含む**各国の大きな期待に応える国際的な責務と外交的な意義**あり。

開催概要	分類	テーマ(ウィーク名)
名称 : 2025年日本国際博覧会 会場 : 夢洲(ゆめしま/大阪市臨海部) 開催期間 : 2025年4月13日(日)～10月13日(月) 来場者数 : 約2,820万人(想定) 参加国数 : 158ヶ国・7国際機関 テーマ : いのち輝く未来社会のデザイン コンセプト : 未来社会の実験場  	いのちを救う 人と地球上の生命を脅かす課題	地球の未来と生物多様性(9/17-9/28) 健康とウェルビーイング(6/20-7/1) 平和と人権(8/1-8/12)
	いのちに力を与える 誰もが幸福で豊かな生活を送るための課題	食と暮らしの未来(6/5-6/16) 学びと遊び(7/17-7/28)
	いのちをつなぐ 社会を豊かにするための課題	未来への文化共創(4/25-5/6) 未来のコミュニティとモビリティ(5/15-5/26)
	いのち輝く未来社会のデザイン まとの(最終週)	SDGs+Beyond いのち輝く未来社会(10/2-10/12)

資料:経済産業省

第3章

報告書作成方法



3. 報告書作成方法

(1) VNR実施に際する基本的な方針に関する検討の経緯

今回のVNRは、2017年及び2021年に続く3度目のものとなる。2021年の前回のVNRでは、持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)採択当初から推進していたSDGsに関する国内認知度の向上は既に十分実現しつつある点を踏まえ、今後は、一人一人の行動変容を一層進めていき、SDGs達成に向けた取組を加速化させるとした上で、進捗評価の体制を整備していく旨確認した。また、今後のVNRプロセスにおいては、若者の意見を反映させる体制を構築していくとともに、余裕のあるスケジュールで円卓会議民間構成員や市民社会との意見交換等を行っていくこととした。

その上で、2023年12月に改定したSDGs実施指針では、これまで以上に多様な関係者(ステークホルダー)、とりわけ若者の参画を確保すること、科学的エビデンスに基づくSDGsの進捗を管理すること及び達成に向けた取組を進めていくこと、そして、2025年を目途にVNRを実施すること等を明記した上で、国際社会全体の持続可能性の確保に向けた取組や2030年以降も見据えた議論を主導していくとの決意を示した。

これらを踏まえ、今回のVNRの実施に際しては、SDGs推進円卓会議や次世代のSDGs推進プラットフォームの体制を見直しつつ、前広に多様なステークホルダーと2030年以降も見据えた意見交換を行い、連携・協力しながら、エビデンスに基づく取組と進捗の評価を行うように努めた。

(2) 今回のVNR報告書の作成プロセス

今回のVNR報告書の構成については、2024年4月から、SDGs推進円卓会議民間構成員との非公式な意見交換を開始し、準備を進めた。同年9月に全府省庁が参加するSDGs推進本部の課長級会合を開催し、基本的な項立ては2021年の前回のVNR報告書を踏襲することとし、改定版実施指針において定めた5つの重点事項について構成案に沿ってそれらの取組を振り返ることとした。また、作成プロセス、構成案、盛り込むべき具体的な内容等について、2024年10月に開催された第19回SDGs推進円卓会議において、民間構成員と共に検討を行った。

また、とりわけ若い世代の参画を確保する観点から、2025年3月17日にユースとの意見交換会を開催した。日本政府による評価にステークホルダーの執筆による評価を加えた今回のVNR報告書の原案については、同年3月19日からパブリックコメントを開始した。前回のVNR実施時のパブリックコメントの期間は2週間であったが、今回は1か月の期間を確保した。さらに、同年3月21日にVNR実施に向けたステークホルダー会議を実施した。同ステークホルダー会議は、地域や障害の有無を問わず参加可能とする観点から、対面とオンラインのハイブリッド方式を採用し、約150人が参加した。なお、パブリックコメントでは100件(1件の中に複数の



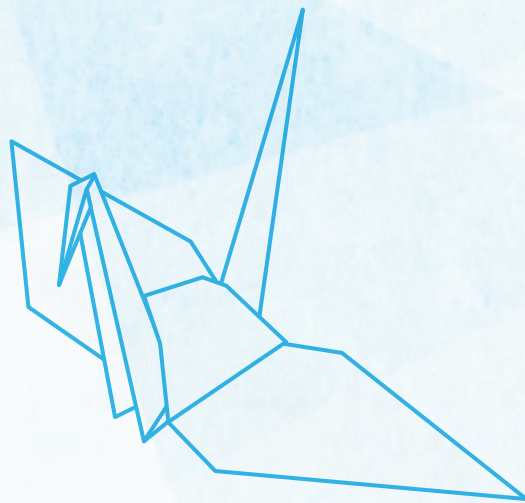
意見が含まれるものを個別に集計すると440件)の意見が寄せられた。パブリックコメント等の意見を踏まえたVNR報告書案について、同年5月13日に第20回SDGs推進円卓会議を開催し、意見交換を行った。

さらに、同年5月20日に発表された日・ブルガリア戦略的パートナーシップに関する両国首脳間の共同声明でも言及されたとおり、ブルガリアとの間でピアレビューを実施した。

以上のプロセスを経て、2025年6月、内閣総理大臣を本部長とし、全ての閣僚が参加するSDGs推進本部において、本報告書は正式決定された。

第4章

SDGs 達成に向けた
日本のビジョンと取組の評価



4. SDGs達成に向けた日本のビジョンと取組の評価

日本は、SDGs達成に向け、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念の下、エネルギー安定供給、経済成長及び脱炭素を同時に実現すべく、その土台となる、循環型で強靱な経済・社会システムの構築に向けた取組を加速してきた。その過程で、イノベーションを活かし、社会課題解決を通じて持続的成長をすることを目指し、各種取組を進めてきた。

(1) SDGsを巡る全般的な状況とSDGs達成に向けた日本のビジョン

日本が前回のVNRを実施した2021年から2025年までの間でも、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染、感染症を含む国際保健課題、貧困など、人類を共通に脅かす地球規模課題は山積している。特に、近年激甚化・頻発化している猛暑、豪雨、洪水、干ばつ、山火事などの極端な気象現象や自然災害に見られるように、気候変動による影響の深刻さは一層強く認識されるようになった。また、ロシアによるウクライナ侵略なども背景に、食料・エネルギー不足、国内避難民を含む難民の増加、人道危機などの更なる危機が生み出され、深刻化している。2023年、国際社会はSDGs達成年限の中間年を迎えたが、国際社会の分断と対立が深まる中、SDGs達成に向けた国際協力は大きな困難に直面している。

このように国際社会が複合的な危機に直面する中、世界を分断・対立ではなく、協調に導くため、人間の命と尊厳が最も重要であるという、誰もが疑いようのない、人類共通の原点として、「人間の尊厳」に改めて焦点が当たっている。また、ウクライナや中東を始めとする武力衝突においては、特に女性・女児に深刻な被害を及ぼしている。女性・女児の保護や救済に取り組むつつ、女性自身が指導的な立場に立って紛争の予防や復興・平和構築に参画することで、より持続可能な平和に近付くことができるとの考え方である「女性・平和・安全保障(Women, Peace and Security:WPS)」の視点も改めて重視されている。

日本においても、記録的な猛暑日の増加、降雨日の減少の一方、これまで経験したことのない集中豪雨の頻発など、気候の変化を実感することが増えた。新型コロナウイルス感染症の感染拡大も記憶に新しい。ロシアによるウクライナ侵略やガザ情勢等は、エネルギー価格の高騰を通じて我々の経済生活に少なからぬ影響をもたらした。

また、世界で最も少子高齢化が進む日本では、2025年には75歳以上人口が全人口の約18%に到達すると見込まれ、超高齢化社会が始まるとともに、東京への一極集中の影響もあり、地方の状況は一層厳しくなっている。

こうした中、2030アジェンダの採択以降、国内外の多様なステークホルダーによる様々な取組やルール形成の努力の過程で、人々の意識や生活様式から産業構造や金融の流れに至る

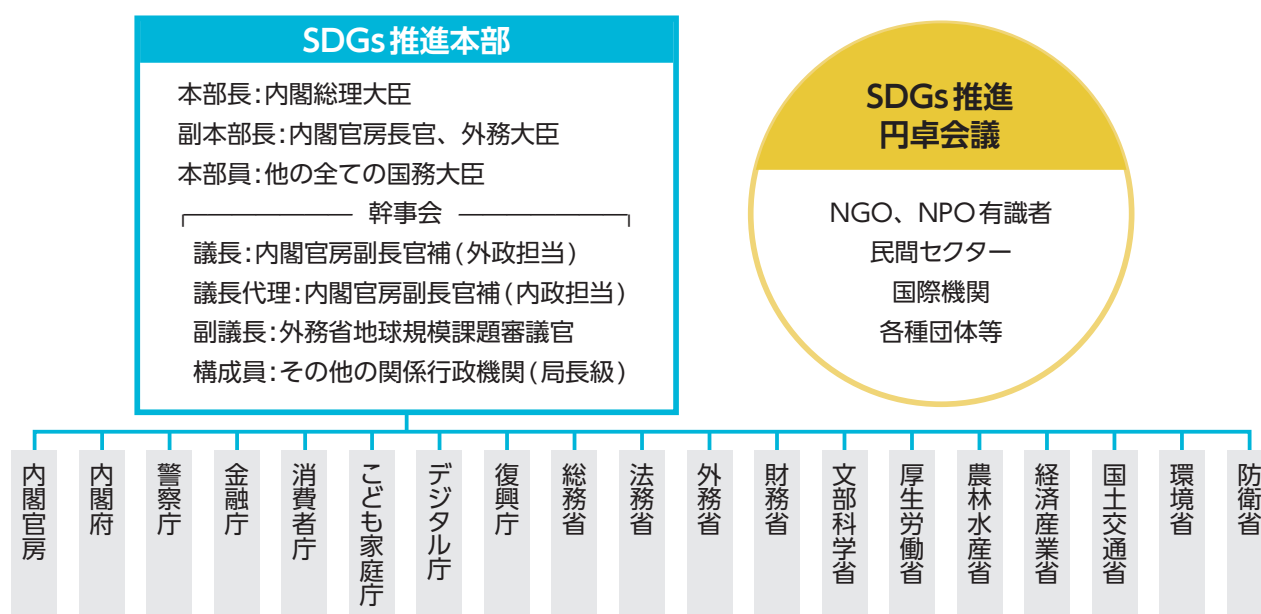
まで、日本を含む国際社会全体の経済・社会活動の在り方が急速にかつ大きく変容してきている。

このような状況を踏まえ、これまでのSDGs実施指針で示された根本的な考え方を引き継ぎつつ、日本は、2023年12月、同指針を改定した。同指針に基づき、人権の尊重とジェンダー平等は全ての目標において横断的に実現されるべきことに十分留意しつつ、多様性と包摂性のある社会を築くべく取り組んできた。また、イノベーションを活かした社会課題の解決を通じて日本自身の持続的な成長及び繁栄並びに国際競争力の強化を実現していくため、SDGs達成に向けた取組を強化してきた。また、国際社会のSDGs達成に向けた努力に対して最も効果的な形で更に貢献すべく取り組んできた。

(2)SDGs推進体制・国内普及の動き

SDGsの幅広い浸透と多様な関係者が様々な立場で積極的にSDGs達成に向けた取組に関与していることが日本の強みであり、オールジャパンでSDGs達成に向けて取り組んできた（多様な関係者の取組については、後述「6. 各ステークホルダーの評価と取組」参照。）。

日本は、2015年に2030アジェンダが採択されて以降、2016年に内閣総理大臣を本部長とし、内閣官房長官及び外務大臣を副本部長、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置するとともに、NGO、NPO、有識者、民間セクターなどの広範な参加者から成るSDGs推進円卓会議を設置し、官民挙げてSDGsの推進に取り組んできた。



(資料:外務省)

(ジャパンSDGsアワード)

「ジャパンSDGsアワード」は、SDGsの国内主流化を図り、企業や団体等の取組を促進することで、SDGs達成に向けたオールジャパンの取組を推進するため、2017年に創設された表彰制度である。その後、「ジャパンSDGsアワード」以外にも関係府省庁等主催で分野・課題別のSDGs関連表彰制度も整備されてきた。そのような取組の成果もあり、日本国内におけるSDGsに対する国民の認知度は、前回VNRを実施した2021年調査の約5割から、2023年には約9割に達し、日本のSDGs達成に向けた取組も大きく進展した。

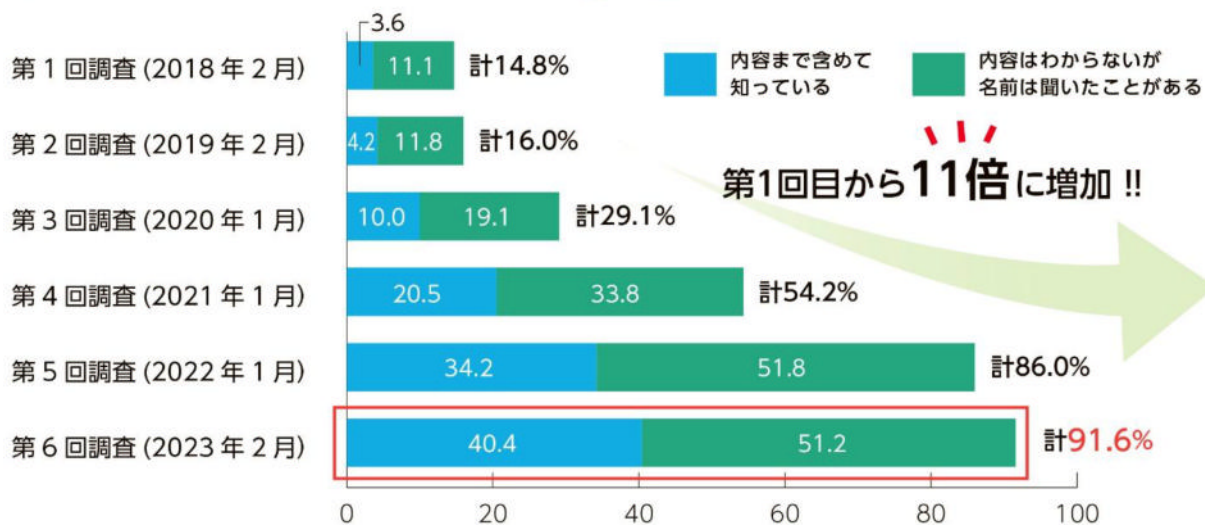
国内のSDGsの認知度

日本におけるSDGsの認知率は

過去最高の水準

91.6%

内容まで含めて知っている人は、2018年2月実施の第1回調査から **約11倍** に



出典：第6回「SDGsに関する生活者調査」(電通 Team SDGs)

「ジャパンSDGsアワード」については、前回2021年のVNR以降も3回開催した。その選考に当たってはSDGs推進円卓会議構成員から成る選考委員会の意見を踏まえて受賞団体を決定した。

2021年に開催した第5回「ジャパンSDGsアワード」では、開発途上国における貧困農家の収入増と難民への食料支援を同時に解決する高品質な緑豆の栽培を手がける株式会社ユーグレナをSDGs推進本部長賞として表彰した。



第5回ジャパンSDGsアワードSDGs推進本部長賞を受賞する(株)ユグレナ(写真:内閣広報室)



ミャンマー・ラカイン州からの避難民に対する農業支援(写真:(株)ユグレナ)

2022年に開催した第6回「ジャパンSDGsアワード」では、児童労働の撤廃と予防を目標に民間企業と連携して教育支援や貧困家庭の自立支援を実施する特定非営利活動法人ACEをSDGs推進本部長賞として表彰した。



第6回ジャパンSDGsアワードSDGs推進本部長賞を受賞するNPO法人 ACE(写真:内閣広報室)



ACEオリジナルワークショップ教材(写真:NPO法人ACE)

2023年に開催した第7回「ジャパンSDGsアワード」では、「車いすでもあきらめない世界をつくる」というミッションを掲げ、バリアフリー地図アプリを開発・運営するNPO法人ウィーログ(WheelLog)をSDGs推進本部長賞として表彰した。



第7回ジャパンSDGsアワードSDGs推進本部長賞を受賞するNPO法人ウィーログ(写真:内閣広報室)



「WheelLog!」アプリケーションの紹介(写真:NPO法人ウィーログ)

「ジャパンSDGsアワード」は、創設時から7年間の開催を通じ、SDGsの国内の主流化や企業や団体の取組の促進に貢献した。2024年12月、「ジャパンSDGsアワード」は、創設当時の政策的意義を果たしたと考えられることから日本政府内で慎重に検討した結果、終了することとなった。日本は、関係府省庁等主催の分野・課題別のSDGs関連表彰制度を通じて、引き続きSDGs達成に向けたオールジャパンの取組を継続していく。

各府省庁等主催のSDGs関連表彰制度

日本医療研究開発大賞	食品ロス削減推進表彰	グリーンインフラ大賞	ディスカバー農山漁村(むら)の宝	JICA国際協力賞
地方創生SDGs金融表彰	「めざせ！食品ロス・ゼロ」川柳コンテスト	環境省グッドライフアワード	ノウフク・アワード	「STI for SDGs」アワード
女性のチャレンジ賞	「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰	ESGファイナンス・アワード・ジャパン	サステナアワード	NITS大賞
ものづくり日本大賞	健康寿命をのばそう！アワード	気候変動アクション環境大臣表彰	森林×ACTチャレンジ	Japan Venture Awards(JVA)

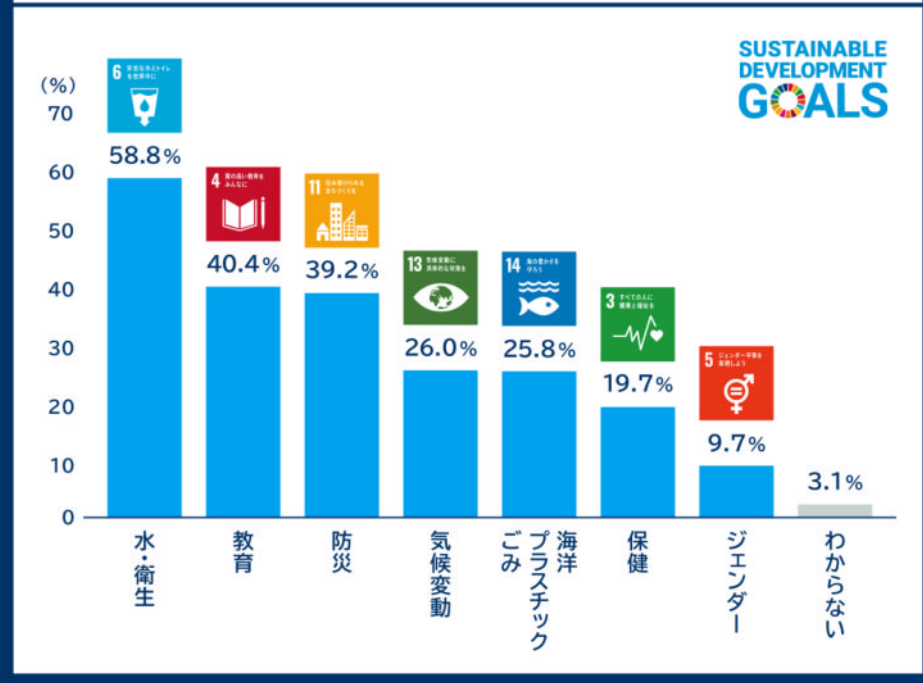
資料：外務省

(外交に関する国内世論調査)

日本政府は、2025年2月に、外交に関する国内世論調査として、「2015年に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)は、2030年までの国際的な目標です。地球規模課題に対する取組のうち、日本の強みは何だと考えますか。(複数回答可)」との質問を含む調査を実施した。この調査は、全国47都道府県に居住する18歳以上の男女1,000人を対象に電話により実施したものである。調査からは、SDGs達成に向けた日本の強みとして、1位は水・衛生(58.8%)、2位は教育(40.4%)、3位は防災(39.2%)という回答結果を得た。

SDGsに関する日本国内世論調査(2024年度)

SDGsに対する取り組みのうち、日本の強みは何だと考えますか？



資料:外務省

(SDGs実施指針とSDGsアクションプラン)

日本は、SDGs達成のための中長期的な国家戦略として「SDGs実施指針」を定めており、2017年から日本政府の具体的な施策を整理した「SDGsアクションプラン」を策定してきた。

アクションプランについては、2021年12月にSDGs推進本部を開催し、「SDGsアクションプラン2022」を決定した。新型コロナウイルス感染症の拡大によりSDGs達成の進捗状況が危ぶまれる中、前例にとらわれない戦略を立て団結して取組を加速しなくてはならないとの考えを示した。また、「全ての人が生きがいを感じられる、新しい社会へ」という理念の下、喫緊かつ最優先の課題である新型コロナウイルス感染症対策を始めとする各種施策を定めた。2023年3月に第13回SDGs推進本部を開催し、同年5月のG7広島サミットや同年9月のSDGサミットを念頭に、SDGsの達成に向けた取組を加速化し、経済政策として掲げる「新しい資本主義」の下、「誰一人取り残さない」持続可能な経済社会システムを作り上げていく決意を持って、「SDGsアクションプラン2023」を決定した。

SDGs実施指針は、基本的に4年ごとに又は必要に応じて見直しを行うこととしている。2023年に行われた実施指針改定に当たっては、2022年にSDGs推進円卓会議民間構成員主導の下で開催された「SDGs実施指針に関するパートナーシップ会議」において、実施指針改定に向け広くステークホルダーの意見が収集された上で提言が策定され、2023年3月に岸田総理大臣に手交された。

日本は、2023年5月に、G7広島サミットを主催し、世界経済、地域情勢、様々な地球規模課題等に関する国際的な議論を主導した。また、同年9月のSDGサミットにおいて、岸田総理大臣から、世界的にSDGs達成に向けた進捗には大幅な遅れが生じている中で、今、改めて、「誰一人取り残さない」とのSDGsの原点に立ち返り、「人間の尊厳」が守られる世界の実現を目指し、日本を含む国際社会全体で、SDGs達成に向けた努力を加速していく必要がある旨主張した。

こうした国際社会における日本のSDGs達成に向けた取組も踏まえ、SDGs達成のための中長期的な国家戦略である「SDGs実施指針」の見直しを進めた。2023年後半にかけて、SDGs推進円卓会議の構成員と頻繁に議論・意見交換を重ね、パブリックコメントを実施した。パブリックコメントで寄せられた様々な意見を踏まえ、2023年12月に第14回SDGs推進本部を開催し、SDGs実施指針の改定を決定した。

改定された実施指針では、人口減少や少子高齢化が加速する中、多様性と包摂性のある社会を築き、また、イノベーションを活かした社会課題の解決を通じて、日本の持続可能な発展と繁栄を確保していくこと、そして、国際社会のSDGs達成に向けた努力に対して最も効果的な形で更に貢献していくこと等を主要メッセージとしている。

また、日本におけるSDGsの広がりを踏まえ、より行動志向な実施指針とすべく、これまでアクションプランにおいて記載してきたSDGs実施に当たっての具体的な重点事項や取組についても、その主要な中身として重点的に記載した。2024年以降は、SDGs達成に向けた日本政府の取組及び予算の取りまとめを行っている。

我が国のSDGs実施指針(改定のポイント①)

1 改定の趣旨

- 人々の意識・生活様式から産業構造、金融の流れに至るまで、**我が国を含む国際社会全体の社会・経済活動のあり方が大きく変容**。
- 国際社会全体が**様々な複合的危機に直面**し、SDGs達成に向けた進捗は大きな困難に直面。しかし2030年までに**SDGs達成を目指すとの大きな方向性は変化なし**。
- 人口減少や少子高齢化が進む中、**我が国自身の持続可能な発展と繁栄の観点から**、①SDGs達成に向けた取組を強化・加速し、また、②国際社会にさらに貢献していく必要。
- 国家に加え、**多様なステークホルダー**(とりわけ**若い世代**)の参画が重要。

2 現在の状況

(1) 国内

- SDGsの理念は我が国が持続可能な発展と繁栄を実現していく上で**確固たる原動力**。
 - 国家レベル: SDGsと「**新しい資本主義**」との連携。
 - 地方レベル: SDGsは**地方創生の旗印**。地方での浸透は日本の大きな特徴。
 - ビジネス: **事業を通じてSDGs実現との方向性**はますます明確化。
 - 市民社会を含む民間: **広範なステークホルダー**の間で取組の広がり。
- 各目標について様々な課題も指摘(**貧困、ジェンダー、人権など**)。

(2) 国際社会

- SDGs達成に向けた進捗に大きな困難。特に**開発途上国において厳しい状況**。SDGsの達成度合いや優先順位は各国ごとに大きな差異。特に資金や債務の問題。
- 各国それぞれの事情に応じ、先進国と開発途上国を含む各国の課題を統合的に解決し、国際社会が**全体として包括的にSDGsを進める取組**が必要。

我が国のSDGs実施指針(改定のポイント②)

3 実施に当たっての指針

(1) 重点事項

① 持続的な経済・社会システムの構築

「**新しい資本主義**」の下、持続的な成長と安心・幸せを実感できる経済社会構造を構築(人への投資、GX・DXの推進、インパクト投資、地方創生SDGs、デジタル田園都市国家構想等)。

② 「誰一人取り残さない」包摂社会の実現

多様性が尊重され、すべての人が力を発揮できる包摂的な社会を実現する(こども大綱、女性登用加速化、共生・共助社会、孤独・孤立対策、「ビジネスと人権」等)。

③ 地球規模課題への取組強化

気候変動、生物多様性の損失及び汚染への取組及び**グローバル・ヘルス**の推進(ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブ、地域循環共生圏、防災・減災、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)等)。

④ 国際社会との連携・協働

国際社会全体で包括的にSDGsを達成するための貢献強化(新しい開発協力大綱、仙台防災枠組、女性・平和・安全保障(WPS)に関する行動計画等)。

⑤ 平和の持続と持続可能な開発の一体的推進

平和で安定した国際環境は国際社会の持続可能性の前提。**人間の安全保障**の理念の下、人道・開発・平和の連携(ネクサス)に留意しつつ、「**人間の尊厳**」を中心に置いた開発協力を推進。

(2) 実施に当たっての取組

- 実施体制の強化・ステークホルダー間の連携
- 自発的な国家レビュー**と国際社会における取組の主導(**2030年以降も見据えた国際的な議論も主導**)

(3) 5つの重点事項と主な取組

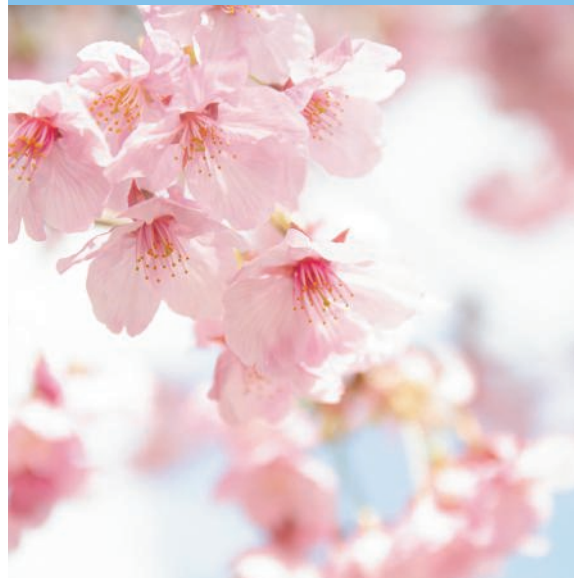
2023年12月に改定されたSDGs実施指針では、SDGsの各目標間の相互関連に留意しながら、以下の5つの重点事項を掲げた。

- ①持続可能な経済・社会システムの構築
- ②「誰一人取り残さない」包摂社会の実現
- ③地球規模の主要課題への取組強化
- ④国際社会との連携・協働
- ⑤平和の持続と持続可能な開発の一体的推進

次頁以降では、これまでの実施指針で示された「5つのP」(2030アジェンダに掲げられている、People(人間)、Planet(地球)、Prosperity(繁栄)、Peace(平和)、Partnership(パートナーシップ))や「8つの優先事項」(1 あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現、2 健康・長寿の達成、3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション、4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備、5 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会、6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全、7 平和と安全・安心社会の実現、8 SDGs 実施推進の体制と手段)、アクションプランで掲げられた取組も踏まえ、上記の5つの重点事項ごとの主な取組実績について振り返る。

重点事項①

持続可能な
経済・社会システムの
構築



重点事項①:持続可能な経済・社会システムの構築

近年、日本の経済・社会全体が大きな変容期を迎える中、気候変動や環境などの地球規模課題を踏まえた新たな開示基準や指標等の導入が急速に拡大しており、企業活動に大きな影響を与えている。また、日本では世界に先駆けて少子高齢化や人口減少が進行しており、特に地方では深刻化し、様々な課題に直面している。

こうした中、日本は、「新しい資本主義」を掲げ、官民が連携し、社会課題解決を成長のエンジンへと転換すべく取り組んできた。持続可能な経済・社会に向けたビジネスの取組が加速し、次世代型太陽電池の開発など様々な分野でイノベーションが進んでいる(後述「5. 各目標の達成状況」目標9参照。)。サステナブルファイナンス残高の増額等が示すとおり、金融における取組も進んでいる。こうした取組は着実に進展し、30年にわたり続いてきたデフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現できるかどうかの重要な分岐点を迎えるに至っている。

実際、経済的な豊かさと力強さをもたらす原動力は「人」であり、日本は「人」への投資を推し進め、2024年には1991年以来33年ぶりの高水準の賃上げも実現している(後述「5. 各目標の達成状況」目標8参照。)

厳しい課題に直面する地方自治体においても、課題解決の指針としてSDGs達成に向けた取組を積極的に取り入れる動きが広まった結果、全国1,788自治体のうち、1,190自治体がSDGs達成に向けた取組を推進している。

(人への投資)

「新しい資本主義」により、成長と分配の好循環を実現すべく、経済的豊かさと力強さをもたらす原動力である「人」への投資を進めてきた。日本、そして、世界の経済社会が、グリーンとデジタルをキーワードとして大きく変革する中で、日本は、新たな付加価値を創出する力を強化するとともに、次の成長を生み出す「人」への分配を強化するため、非正規雇用労働者を含め、能力開発支援、再就職支援及び他社への移動によるステップアップ支援として、2022年に、3年間で4,000億円(約35億米ドル¹)規模の支援を行うこととし、その後、そのリスキリング支援を5年間で1兆円(約75億米ドル²)規模へ強化することとして、各種施策を進めてきた。

¹ 2022年度の為替レート1米ドル/133.85円を基に、参考として事務局にて計算(事務局がドルの金額を併記したものについては、各年度の為替レートは、日本銀行が公表する各年度3月の「東京市場インターバンク相場」の為替レート(ドル/円・スポット・中心相場/月中平均)を採用(2016年度:1米ドル/113.01円、2021年度:1米ドル/118.51円、2022年度:1米ドル/133.85円、2023年度:1米ドル/149.63円、2024年度:1米ドル/151.96円。以下同じ)

² 2022年度の為替レート1米ドル/133.85円を基に、参考として事務局にて計算

(GX・DXの推進を通じた新たな産業構造への転換)

エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素の同時実現を目指すためグリーン・トランスフォーメーション(GX)を推進し、再生可能エネルギーの最大限の導入、徹底した省エネルギー等を通じて、エネルギー安定供給の確保を大前提とした脱炭素の取組を進めてきた。GXに向けた政策パッケージとして「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化を進めており、2023年からの10年間で20兆円(約1,340億米ドル³)規模の国による先行投資支援の実施と一体的に、2026年度からの排出量取引制度の本格稼働、2028年度からの化石燃料賦課金の導入などカーボンプライシングを段階的に導入することで、事業者のGXに向けた予見性を高め、150兆円(約1兆米ドル⁴)を超える官民投資を実現すべく取り組んでいる。こうした中で、研究開発の一例を挙げると、新しい種類の太陽電池であるペロブスカイト太陽電池は、従来の太陽電池に比べ格段に軽量で、曲げることが可能で、透明にすることができる次世代型太陽電池として開発されている。ペロブスカイト太陽電池は大阪・関西万博でも使用されており、実用化に向けて様々な取組がなされている。こうした例も含めて様々な分野でイノベーションが進んでいる。



大阪・関西万博 交通ターミナルに設置されたペロブスカイト太陽電池(写真:経済産業省)



大阪・関西万博で着用されているペロブスカイト太陽電池を搭載したスマートウェア(写真:豊田合成株式会社)

また、少子高齢化や地域の人口減少が進行していく中、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進し、イノベーションとテクノロジーの社会実装の推進、デジタル化により蓄積されたデータを官民で最大限活用した新しい付加価値・サービスの創出、スタートアップ等により開発・提供される新しい技術・サービスの積極的な活用、デジタル原則を含む規制改革の徹底等により、社会全体の生産性を向上させるべく取り組んできた。諸外国と比べて、日本が圧倒的に優位に立つ高齢者や災害に関するデータの収集・蓄積を最大限活用しつつ、社会的課題の解決を図ることを成長戦略の重要分野としている。これらにより、デジタルの可能性を最大限引き出し、社会的課題の解決を図りつつ、日本全体のデジタル競争力が底上げされ、成長していく持続可能な社会を目指している。

³ 2023年度の為替レート1米ドル／149.65 円を基に、参考として事務局にて計算

⁴ 2023年度の為替レート1米ドル／149.65 円を基に、参考として事務局にて計算

（デジタル社会実現に向けた取組）

2021年9月、日本政府はデジタル庁を新たに創設した。デジタル庁は、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」をミッションとし、デジタル社会形成の司令塔として、デジタル時代の官民のインフラを作り上げることを目指している。国民目線でのサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体のDXの推進を通じ、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現すべく、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、AIやWeb3などの新技術を活用したデジタル社会の実現に向けた取組を進めている。特に、マイナンバーカードは、2025年3月時点で、日本国民の約78%が保有しており、対面のほかオンライン上でも確実な本人確認が可能な手段として、様々な官民のサービスで活用され、その安全性、利便性、効率性を向上させてきた。同時に、スマートフォンから様々な申請が可能となる行政手続のオンライン化を進めている。中でも、パスポートについては、2023年3月のオンラインによる切替申請に加え、2025年3月下旬からは、戸籍情報連携の開始に伴い、全ての都道府県においてオンラインによるパスポートの新規申請も可能となり、利便性が大幅に向上した。

さらに、デジタル田園都市国家構想実現に向け、光ファイバの未整備地域の解消、5Gの人口カバー率拡大、非居住地域における利用用途に応じた通信環境の整備及び非地上系ネットワークやデータセンターの整備を推進するなど、利用環境及びインフラの整備を引き続き進めてきている。

（サステナブルファイナンスの推進）

気候変動等の社会・環境課題の重要性が増す中、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融(サステナブルファイナンス)の取組が進展しており、日本におけるサステナブルファイナンスの残高は、2016年の約56兆円(約5,000億米ドル⁵)から2024年の約626兆円(約4兆1,200億米ドル⁶)へと拡大したとされている。こうしたサステナブルファイナンスを一層推進するための取組として、企業によるサステナビリティ情報の開示の充実に向けて、2023年、有価証券報告書等におけるサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄を新設した。また、東証プライム市場上場会社の全部又は一部を対象にした、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB⁷)のサステナビリティ開示基準と機能的に同等な国内基準の適用等について検討を進めている。

⁵ 2016年度の為替レート1米ドル／113.01 円を基に、参考として事務局にて計算

⁶ 2024 年度の為替レート1米ドル／151.96 円を基に、参考として事務局にて計算

⁷ ISSB: International Sustainability Standards Board

さらに、日本において、一定の投資収益の確保を図りつつ、社会・環境的効果の実現を目指すインパクト投資の残高は拡大傾向にあり、2023年度では約11兆5,000億円(約770億米ドル⁸⁾)とされているが、今後拡大の余地がある。こうした中、2024年3月、インパクト投資を推進するため、インパクト投資の実現に期待される基本的要素を示した「インパクト投資(インパクトファイナンス)に関する基本的指針」を公表した。くわえて、2023年11月、インパクトの創出を図る投融資の手法及び市場の確立等の観点から、官民の幅広い関係者が参画する「インパクトコンソーシアム」を立ち上げ、地域の取組事例や投資手法について議論を行っている。

金融経済教育の観点からは、2024年4月に設立された金融経済教育推進機構(J-FLEC⁹)において、サステナブルファイナンスについて取り扱う教材を公開している。

(エシカル消費・消費者志向経営)

持続可能な社会を実現するためには、消費者が自らの社会に与える影響力を自覚し、地域の活性化や雇用等を含む、人や社会・環境に配慮した消費行動、すなわち「エシカル消費」を実践していくことが欠かせない。エシカル消費の普及啓発に向け、SNSを活用した情報発信、体験型ワークショップの実施などに取り組んできた。特設サイトを通じた先進的な事例の紹介などを通し、一人一人の消費行動が「世界の未来を変える」大きな可能性を持っていることについて情報を発信し続けている。

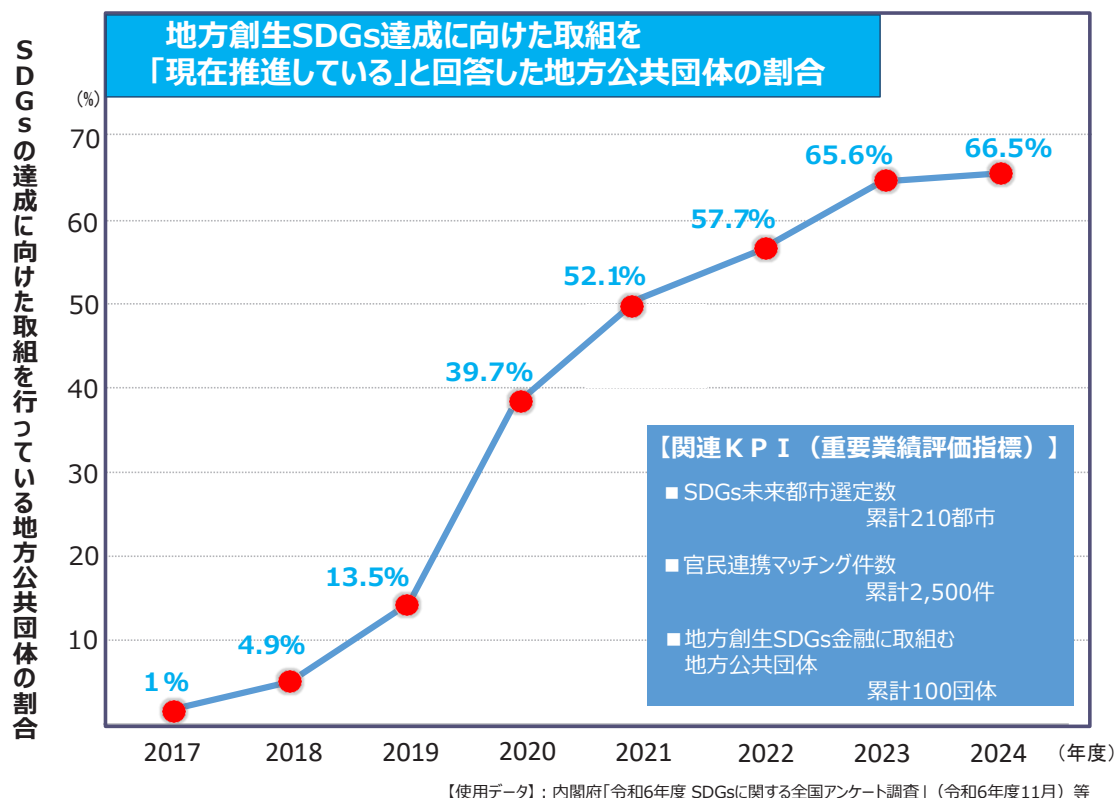
持続可能な社会の実現に向けては、消費者、事業者、行政等の関係者が連携・協働することが求められ、社会的課題の解決に取り組む事業者が、市場経済の中で、消費者に適切に理解され、評価され、後押しされることで、企業価値が高まるといった仕組みが重要である。日本政府は、事業者が消費者との共創・協働による商品・サービスの改善等を通じて、消費者の行動変容を促すといった経営の実践により社会価値を向上させる「消費者志向経営」を推進している。消費者志向経営の理念に基づく事業者の取組を社会に周知するため、「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」を推進しているほか、2018年度から、消費者志向経営に関して優れた取組を行っている事業者を表彰している。

⁸ 2023年度の為替レート1米ドル／149.63円を基に、参考として事務局にて計算

⁹ J-FLEC: Japan Financial Literacy and Education Corporation

（地方創生SDGs）

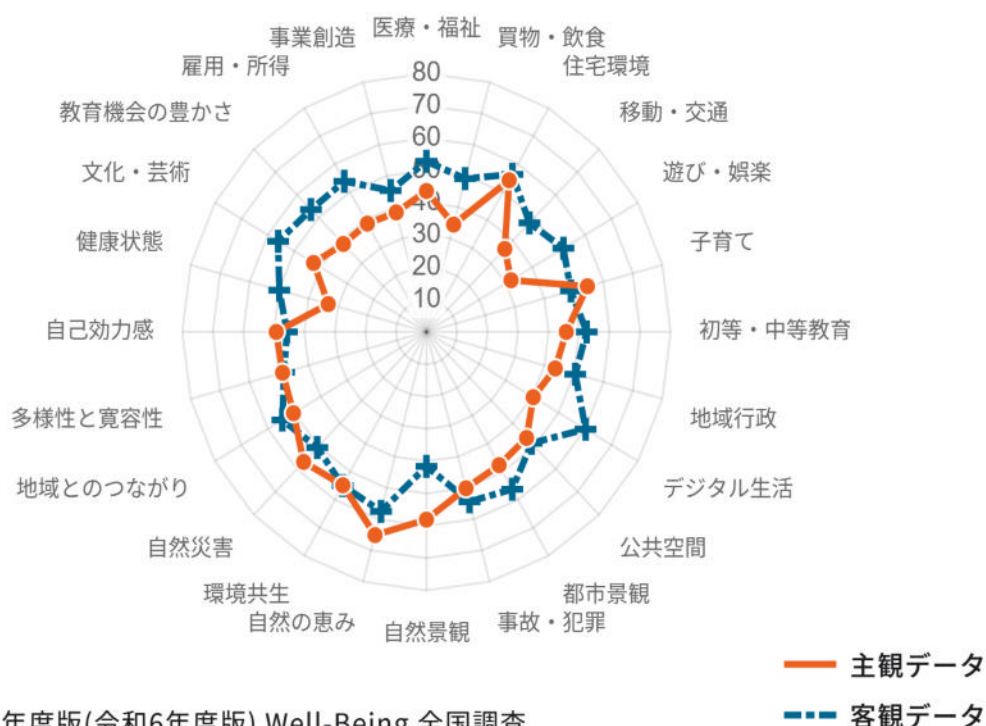
日本は、2021年から、これまでの地方創生の取組にデジタルの力を活用して加速させ、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」を掲げてきた。同構想の総合戦略（2023年改訂版）では、地方公共団体自身の取組を支援するとともに、成功事例の普及展開を行い、全国の地方創生の深化につなげていく取組として、2018年から始めた「SDGs未来都市」の選定を掲げている。2024年度までに7回の選考を行い、計206都市が「SDGs未来都市」に選ばれている。また、SDGsに取り組む地方自治体は、2017年には1%だったが、2024年度までに60%とする目標を掲げ、2024年度時点で66.5%に到達した。一方、小規模な自治体において、SDGs推進の課題や障壁として経験や専門性の不足が顕在化したことから、その必要性を鑑み、2024年度から地方創生SDGsの経験や知見のある人材の活用を希望する自治体を「地方創生SDGs課題解決モデル都市」に選定し、成功事例の普及促進に向けた施策を実施している。今後も、喫緊かつ深刻な地域課題に対して先進的・試行的な解決策を講じた自治体の計画から結果までを公表することで、SDGsの理念に沿った地域活性化や持続可能なまちづくりを促進していく。



地域におけるウェルビーイングの向上を目的として、政策の立案・実施に活用するため、住民の「暮らしやすさ」と「幸福感(Well-Being)」を数値化・可視化した「地域幸福度(Well-Being)

g)指標」を導入している。本指標は、住民等へのアンケート調査に基づく主観指標と各種オープンデータを用いた客観指標により構成され、それらを約1,700ある地方自治体ごとにレーダーチャートで視覚化するダッシュボードを整備し、ウェブサイトで公表している¹⁰。これにより、地方自治体ごとの特性や課題を一目で把握できるとともに、地域全体のウェルビーイング向上に向けた目標の検討が具体化される。共通指標を基盤とすることで、「産官学金労言」や住民など多様なステークホルダーが、相互に連携しながら、地域社会のウェルビーイングの持続的な向上に向けて協働できる環境が整備されている。

カテゴリー別



【出典】2024年度版(令和6年度版) Well-Being 全国調査

また、SDGsの国内実施を推進し、より一層の地方創生につなげることを目的に、地方公共団体と共に地域課題の解決や地域経済の活性化に取り組む企業、NGO、NPO、大学、研究機関等とのパートナーシップを深める官民連携の場として、2018年に地方創生SDGs官民連携プラットフォームを設置した。会員数は、2024年8月末時点で7,732団体、そのうち地方公共団体は1,176団体(全地方公共団体の67.5%)となっている。同プラットフォームでは、SDGs達成とともに地域課題の解決を目指す会員同士のマッチング支援や分科会を通じた共通課題に対する官民連携・異分野連携による新たな価値の創出を促進している。「官民連携マッチング件数」を 2020年度から2024年度までの5年間で累計1,000件とすることを目標に取り組んできており、2025年1月末時点で既に2,908件となっている。

¹⁰ <https://well-being.digital.go.jp/dashboard/>

また、積極的に地域課題の解決に取り組む地域事業者等に対して重点的に支援が行われ、その地域事業者等の得た収益が地域に再投資される「自律的好循環」の形成が重要であり、この「自律的好循環」を形成する第一歩として、「地方公共団体のための地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン」を2020年10月に取りまとめ、公表した。地方創生SDGs金融に取り組む地方公共団体の数については、2020年度から2024年度までの5年間で100団体とすることを目標に取り組んできており、2025年3月末時点で既に102団体となっている。

さらに、第六次環境基本計画では、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す「地域循環共生圏」の考え方をウェルビーイングないし高い生活の質の実現に向けた「新たな成長」の実践・実装の場として位置付け、「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」を通じ、ステークホルダーの組織化を支援する環境整備や事業の構想作成を支援する事業化支援を行い、計86地域を支援するなどの取組を実施した。

コラム②：地方独自のウェルビーイング指標作成の取組 富山県の事例

日本の中部地方、日本海側に位置し、人口約99万人（2025年3月時点）を有する富山県では、この25年間、人口減少が大きな課題となっている。また、民間団体が実施する47都道府県別の幸福度調査では、公的統計など、客観的データを基礎とした評価は全国3位と高いのに対し、主観的データ（県民アンケート）を基礎とした評価は全国39位と低く、2つの評価間のギャップを課題として捉えていた。

このような背景から、「GDP（国内総生産）に表象される経済的価値のみでは県民の幸せを捕捉しきれないのではないか」との問題意識の下、2022年2月に、ウェルビーイングを中心概念とする「富山県成長戦略」を策定した。戦略では、「幸せ人口1,000万人～ウェルビーイング先進地域、富山～」をビジョンに掲げつつ、県民のウェルビーイングはもとより、ウェルビーイングを感じられる富山県に多様な人材が集まり、交流が活性化し、それにより新たな産業や価値が創出され、県民のウェルビーイングが更に向上するという、ウェルビーイングと経済成長の好循環を目指している。

富山県の挑戦は、ウェルビーイング指標の策定から始まった。県民のウェルビーイングの現状を把握するため、県職員が中心となり、県民意識調査とその結果分析を経て、独自の指標体系を構築した。調査の結果明らかとなった、年代や性別等によって異なるウェルビーイングの多様性を踏まえつつ、相関分析や因子分析により、県民のウェルビーイングを、

主観的・多面的・持続的な実感や人や地域とのつながりの観点から、全部で10の指標に整理している(図1)。

さらに、県民に「自分ごと」として意識してもらえるよう、全体像を富山県の土壌に育つ花に見立てて視覚的に表現し、広報・啓発に努めている(図2)。こうした取組により、ウェルビーイングの言葉に関する県民の認知度は、2021年には15.6%だったが、2024年には48.3%まで向上した。県では、ウェルビーイングに関する特設サイトも開設し、5分で自分のウェルビーイングをチェックできるツールも公開している。また、指標を活用して、県民の気づき、意識、アクションのきっかけになるような参加・体験型の取組、絵本を通じた広報啓発活動等にも取り組んでいる。

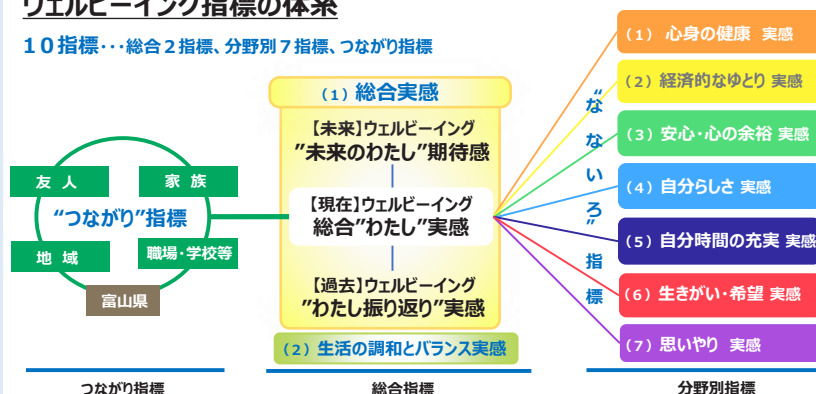
くわえて、富山県では2024年以降、この指標体系に沿って整理した「県民意識調査データダッシュボード」を県庁内で共有し、他の客観的データと共に政策立案に活かしている。主観的データをエビデンスに基づく政策立案(EBPM)に組み込み、ウェルビーイング向上を志向して政策形成を図るという、富山県の取組の今後が期待される。

ウェルビーイング指標の全体像

図1

ウェルビーイング指標の体系

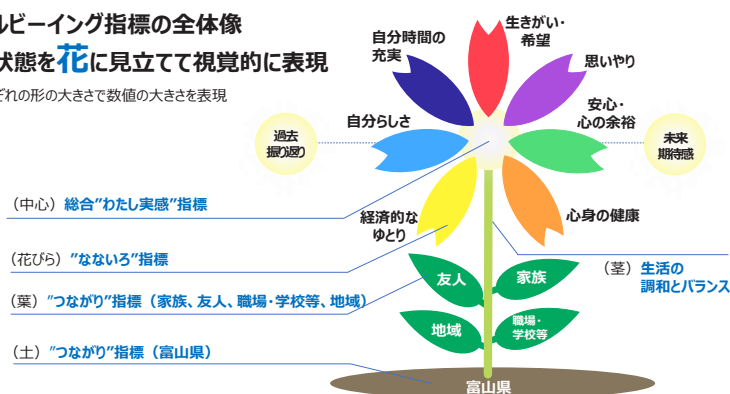
10指標…総合2指標、分野別7指標、つながり指標



ウェルビーイング指標の全体像

…状態を花に見立てて視覚的に表現

※それぞれの形の大きさが数値の大きさを表現



資料：富山県

図2

(AIを始めとする科学技術・イノベーションの活用)

特に国内外の課題の把握と対処において、科学技術・イノベーションが果たす役割は大きくなっており、SDGsの全ての目標を包括的・統合的に解決していくためには、デジタル技術やAI等の革新的技術を最大限活用することが必要である。

特にAIに関しては、日本政府は、AI技術の研究開発、実装、倫理、教育、人材育成などを体系的に計画・推進するための指針や方針をまとめたAI戦略を策定しており、「統合イノベーション戦略2024」のAI分野においては、重要技術に関する統合的な戦略、グローバルな視点での連携強化、AI分野の競争力強化と安全・安心の確保の方策を打ち出している。また、2024年7月、AI戦略会議の下にAI制度研究会を設置し、国内外の事業者、有識者、自治体を含む様々な関係者からの意見を踏まえつつ、AI制度の在り方について検討を行い、政府の司令塔機能の強化や国による調査・情報収集等のAI制度の方向性を示す「中間とりまとめ」を2025年2月に作成した。日本政府は、この「中間とりまとめ」を踏まえて、適正なAIの研究開発・活用を推進するためのAI法案¹¹を同月に閣議決定し、通常国会に提出した。同年5月にAI法が成立した。

さらに、国際社会においては、2023年のG7日本議長国下で立ち上がった「広島AIプロセス」で、「国際指針」や「行動規範」を策定したほか、G7を超えて開発途上国を含む多くの国との連携強化を図るために「広島AIプロセス」の精神に賛同する国々の自発的な枠組みである「フレンズグループ」を立ち上げるなど、安全、安心で信頼できるAIの実現に向けて取り組んでいる。また、2019年のダボス会議において日本が提唱した「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT¹²)」を推進するために国際的なルールの整備と実践に取り組んでいる。また、国連において採択されたグローバル・デジタル・コンパクト(GDC¹³)にもとづくものを始めとし、AIを含むデジタル格差の解消のために多国間でのデジタル協力の推進に積極的に取り組んでいるほか、開発途上国のデジタル分野の人材育成や制度構築を支援しており、引き続き開発途上国のAIの環境向上やガバナンス構築を後押しすべく、国際機関とも連携しつつ、協力していく。

¹¹ 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案

¹² DFFT: Data Free Flow with Trust

¹³ GDC: Global Digital Compact

コラム③:「幸せな経済」と持続可能な未来 (千葉宗一郎SDGs推進円卓会議構成員執筆)

はじめに

持続可能な開発目標(SDGs)は、国際社会が直面する課題を解決し、持続可能で包摂的な未来を築くためのグローバルな枠組みである。筆者はこれまで、国内外におけるイノベーションの活性化とその社会実装に従事するとともに、G7及びG20の40歳以下を対象とした公式エンゲージメントグループであるY7/Y20の運営を通じて日本の若者・現役世代が国際的な政策議論に参加できる環境づくりに取り組んできた。本コラムではこれらの経験を踏まえ、SDGsの達成に向けた日本のリーダーシップと若者の役割、さらにイノベーションの重要性について考察する。また、持続可能な未来を目指すために、日本が取り組むべき課題と可能性を探る。

1 持続可能な社会を実現する「Happy Economics」のビジョン

Y7/Y20 Japanでは、持続可能な社会と経済を実現するために、以下の3つの柱を提唱している。これらの柱が相互に作用することで、持続可能な社会を実現できるという考え方に基づいている。

① Health:心、体、地球の健康

持続可能な社会を目指す上で、心身の健康の維持と地球環境の保全の両立が不可欠である。そのためには以下の取組が重要だと考える。

- ・ 個人のウェルビーイングの向上を、デジタル技術を活用しながらも、一人一人の感情や思いに寄り添う視点を大切にして実現すること。
- ・ 予防医療の発展や、健康関連産業・健康経営を促進すること。
- ・ 地球環境の持続可能性を実現すること。

② Growth:企業と個人の成長

創造性や起業家精神を育むことで、経済成長の原動力を形成する。特に以下の点が重要となる:

- ・ 創造性・リーダーシップを育む教育の導入、及び浸透。
- ・ 破壊的なビジネスモデルを生み出すエコシステムの構築。

- ・ 失敗を許容し、何度でも再挑戦できる社会制度の形成と、お互いを妨げることなく、相互に高め合う協力的な風土の醸成。

③ Connection:心のつながり

個人の幸せの決定要因として、経済的要素よりも信頼や共感に基づく人的な「つながり」が重要であるという調査結果がある。多様な人々が地域から世界に至るまでつながりを感じられる社会を実現するためには、以下のような要素が必要なのではないか。

- ・ 世代や背景を超えた相互理解と交流を促進する文化を育てること。
- ・ 地域に根ざしたつながりを強め、自国への理解と国際的な視野を育てる教育を推進すること。
- ・ ジェンダーや多様性を尊重し、誰もが活躍できる制度を整えること。

これらの柱は、SDGs達成に向けて日本が果たすべき役割を具体的に示しており、社会課題を解決しつつ、経済成長を実現するための重要な指針となると考える。

2 日本が示す持続可能な社会へのリーダーシップ

以上のような社会を国内で実現し、さらに、世界にも発展させていくためには、どのような取組が必要なのだろうか。例えば、環境問題は各国が様々な立場にある状況だが、日本は、2050年までのカーボンニュートラル達成を目指し、国際社会の中で着実な進捗を示している。この成功は、環境政策の成果だけでなく、皮肉にも人口減少や経済成長の停滞という課題を強みに転じた結果でもあると、いくつかの調査結果が示している。少子高齢化は経済の制約要因と見なされがちだが、環境負荷軽減という観点からは、持続可能性を強化する要素となり得るなど、従来の「何が良くて何が悪いか」という価値観そのものが変容していく時代に突入しているのかもしれない。

このような時代背景の中で、多くの国が日本と同様の課題に直面していくことを踏まえると、日本は社会・環境・経済価値を統合する社会モデルを示し、国際社会においてリーダーシップを発揮することが求められている。グリーン・トランスフォーメーション(GX)の分野に限らず、AIの急速な発展により社会構造が大きく変化する中で、多様かつ先進的な社会課題を抱える日本だからこそ、持続可能な社会構築の道筋を世界に示し、他国にとってのロールモデルとなる機会がある。特に、欧米が作り上げたルールに従うだけでなく、日本独自の視点から「あるべき社会の姿」のビジョンを作り、国内外に発信していくことが大事なのではないかと思う。

そのためには、学生や20代の若者の意見はもちろん、30代から50代といった現役世代の意見を積極的に取り入れながらも、これまでの時代を築いてきた60代以上の世代が

持つ知恵や豊富な経験とも融合させることで、自国の強みや弱みを正確に把握し、戦略を構築していくことが不可欠だと考える。

3 イノベーションの商業化が鍵となる未来への道筋

日本がSDGsの実現に向けて国際的なリーダーシップを発揮するには、政策だけでなくイノベーションの商業化が不可欠である。現在解決されていない社会課題に対応するには、もちろんイノベーションが必要だが、それは単なる研究開発(R&D)や特許数の多さにとどまっては意味がない。むしろ、破壊的なイノベーションによって既存の事業構造を変え、新たな経済価値を生み出す力が問われている。実際、日本はR&D投資額で世界第5位、特許取得数では世界第3位、知的財産権収入においては世界第1位と、研究開発面では世界トップレベルの実績を持つ¹⁴。一方で、その成果を商業化につなげる力には課題がある。たとえば、ICTサービス輸出は世界第83位、ユニコーン企業の企業価値は第43位、労働生産性の向上率は第111位にとどまっており、経済成長への転換力が十分に発揮されていない¹⁵。加えて、日本のR&Dは既存分野の改良に偏重する傾向があり、今後はグローバルな課題から逆算し、商業化を前提とした戦略的イノベーションへの抜本的な転換が求められる。

Y7/Y20を通じて多くの若者と対話を重ねた中で、SDGsに共感している若者が多くいる一方、SDGsを「自分ごと」として捉えられない理由の一つとして、それが経済価値と直結していない点が挙げられた。特に、経済的に困難な状況にある日本国内では、社会課題の解決に対する漠然とした取組が、若者に限らず一般の人々の共感を得にくい現実がある。そのため、SDGsを達成するには、経済成長を牽引するイノベーションを推進し、それを具体的な商業化へと結びつけることが不可欠である。

この過程において、革新的なベンチャー企業や企業内でのイノベーションの商業化の推進が求められるが、そこでも若者の力は欠かせない。歴史的にも、破壊的なイノベーションの多くは20代から30代の若者、遅くとも40代の起業家から生まれてきた。そのため、現役世代がイノベーションの担い手となるためには、彼らに適した風土や環境、質の高い教育、そしてリソースを提供することが極めて重要である。

しかし、だからといってイノベーションを担う人材を若者に限定する必要はない。イノベーションが活発に創出されている諸外国では、20代から30代の若者に限らず、より幅広い世代が起業や技術革新の推進に積極的に参画していることが確認される。特に、定年を迎えたシニア世代が、セカンドキャリアとして起業する動きが社会的に受け入れられている国も多い。日本もこうした社会構造に転換することで、世代を問わず多様な人材がイノベ

¹⁴ 出所:World Intellectual Property Organization「Global Innovation Index 2023」を基に作成

¹⁵ 同上

ションを生み出しやすい環境が整い、その結果として日本全体のイノベーション推進力や国際競争力の向上につながると考えられる。

4 自前主義からの脱却と国際連携の重要性

過去の日本経済の成功例から学ぶべき教訓の一つに、「自前主義からの脱却」が挙げられる。例えば、日本の自動車産業が世界的に発展したのは、欧米から取り入れた基幹技術を徹底的に改良し、効果的に商業化したことによるものだった。同様に現代においても、世界各国の最先端技術や優れたビジネスモデルの知恵を取り入れ、迅速に商業化へつなげるエコシステムを構築することで、日本は再び持続可能な成長を実現できるのではないか。

しかし近年、日本では一部の分野で過度な自前主義がイノベーションの進展を妨げている傾向が見られる。特に、AI、GX、その他先端技術の分野では、国際連携や技術導入を通じてイノベーションを加速させることが必要である。これにより、国内外でSDGsの課題解決を進めると同時に、日本経済の競争力を高めることができる。さらに、このような取組は、日本が技術起点や場当たりの新規事業を目指すのではなく、世界を俯瞰した視点から重点分野を特定し、「この分野で起業すべきだ」といった明確なメッセージを若者に伝えることにもつながるのではないか。こうした方向性は、未来を切り開く若者にとって、大きな指針となると考えられる。

5 結論

日本が持続可能な社会を実現し、SDGs達成に向けた国際的なリーダーシップを発揮するためには、環境・経済・社会価値を統合した社会モデルを構築し、それを世界に発信していくことが重要である。そのためには、学生や20代の若者の意見はもちろん、30代から50代の現役世代の視点を積極的に取り入れながらも、これまでの時代を築いてきた60代以上の見識と融合させることで、日本が抱える課題や可能性を正確に把握し、新しい価値観に基づいた実効性の高い社会モデルを構築することが求められている。

また、現役世代がイノベーションの担い手として活躍できるよう、挑戦を促す風土、質の高い教育、十分なリソースの整備が不可欠である。歴史を見れば、革新的なビジネスモデルの多くは若い世代から生まれており、その潜在力を社会全体で支える体制の構築が重要である。さらに、自前主義を脱却し、世界の最先端技術や知見を柔軟に取り入れることで、日本は競争力を高めると同時に、現役世代に対して「この分野で挑戦すべきだ」という明確なビジョンを提示できる。

これらの取組を通じてイノベーションが活性化されることで、すべての世代が健康に生き、成長を実感し、深いつながりを持ちながら暮らせる社会——そんな「幸せな経済(HAPPY ECONOMICS)」が実現したとき、日本は持続可能な未来を牽引する国家として、世界のロールモデルになっているのではないか。

重点事項②

「誰一人取り残さない」
包摂社会の実現



重点事項②:「誰一人取り残さない」包摂社会の実現

「誰一人取り残さない」とのキーワードは、2030アジェンダの根底に流れる基本的理念である。各国の体制や価値観の違いを超えた連帯が必要であることから、日本は、改めて「誰一人取り残さない」というSDGsの原点に立ち返り、「人間の尊厳」を国際社会全体の連帯を支える中核的な理念として打ち出し、「誰一人取り残さない」包摂社会の実現に取り組んでいる。

持続可能な経済・社会では、一人一人が豊かさとうエルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態)を実感できなければならない。日本の少子高齢化が急速に進む中で、年齢に関わりなく誰もが活躍でき、多世代が共に安心して暮らすことができ、高齢者の加齢に伴う心身の変化に対応できる経済・社会の構築が求められている。日本では、国民皆保険制度・医療システムに加え、地方自治体、企業、民間団体等の取組もあり、健康寿命は延伸している(後述「5. 各目標の達成状況」目標3参照。)。一部の地方自治体は、企業等と連携し、データと最先端の科学的知見も活用した先進的な取組も進めている(後述「コラム⑤:広がる共助の取組」参照。)

2021年に任命された孤独・孤立対策担当大臣を司令塔に、政府一体となって孤独・孤立対策を推進してきた。2024年4月には、孤独・孤立対策推進法が施行され、同年6月には、同法に基づく「孤独・孤立対策重点計画」が策定された。これらに基づき、地方自治体、NPO等への支援や孤独・孤立状態の予防の強化等に取り組んでいる。

また、地域コミュニティにおける個人と地域全体のウェルビーイングの向上については、「社会教育¹⁶」が、「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、地域コミュニティの基盤となる人々の共感的・協調的な関係を育む上で、重要な役割を担っている。例えば、各地の公民館等の社会教育施設では、SDGsの普及・啓発に関するものを含め、地域のニーズに根ざした各種講座が開催され、地域住民の学びの拠点となっている。

さらに、持続可能な経済・社会の構築のためには、未来を担うこども・若者の積極的な関与が不可欠である。2023年4月には、こどもに関連する政策を一元的に推進し、「こどもまんなか社会」の実現を目指して、こども家庭庁が発足した。こども・若者から個別の政策について意見を聴取し、政策に反映させる取組も進められている。

SDGsの基本理念である人権の尊重とジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値として、SDGsの全ての目標の実現に不可欠なものである。女性活躍・男女共同参画の取組により女性の就業率も上昇している。一方、世界経済フォーラムが毎年発表している「ジェンダー・ギャップ指数¹⁷」における日本の順位は2024年には146か国中118位となるなど、克服すべ

¹⁶ 社会教育法(昭和24年法律第247号)において、「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。」とされている。

¹⁷ 世界経済フォーラム(World Economic Forum)が発表する「グローバル・ジェンダー・ギャップ・レポート2024」にあるジェンダー・ギャップ指数(Global Gender Gap Index)

き課題も存在する。性犯罪・性暴力対策については、政府、議会及び市民社会の連携により様々な取組が進められている（後述「5. 各目標の達成状況」目標5参照。）。また、「ビジネスと人権」に関する行動計画を着実に実施し、今後の見直しも踏まえ、引き続きSDGs達成に向けた取組を推進する。

新型コロナウイルス感染症が世界的に広がりを見せる中、2021年、スポーツの力でSDGsを進めることを目標に東京2020大会が開催されたことを契機に、バリアフリー法が改正され、多くの公共スペースで障害の撤去が更に進められた。民間団体により、障害者を含む全ての人が使用者の視点で作るICTを活用したバリアフリー地図の整備も進められている。

（健康・長寿の達成）

日本は、50年以上にわたる国民皆保険制度並びに優れた医薬品、医療機器及び医療技術・サービスを誇る日本の医療システムを通じて、世界一の健康長寿社会を実現した実績を有している。日本の健康寿命は、男性72.57年、女性75.45年（2022年）となっており、2010年（男性70.42年、女性73.62年）と比べ、男性で2.15年、女性で1.83年延伸している。これは、同期間中の平均寿命の伸び（男性で1.50年（79.55年から81.05年）、女性で0.79年（86.30年から87.09年））を上回るものとなっている。

日本政府は、国民が主体的に取り組むことができる新たな国民健康づくり運動として「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進している。2013年度から開始した「健康日本21（第二次）」は開始10年目に最終評価報告書を取りまとめた。前述の健康寿命の延伸に加え、がん及び脳血管疾患・虚血性心疾患の死亡率の減少、低栄養傾向の高齢者の割合の増加の抑制などの項目は目標を達成した。一方、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少、睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少など悪化している項目も確認された。

2024年度から新たに開始した「健康日本21（第三次）」においては、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」に向けて、①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②個人の行動と健康状態の改善、③社会環境の質の向上、④ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを基本的な方向として取組を推進している。

また、近年、がん、循環器病、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患（COPD¹⁸）などを非感染性疾患（NCDs¹⁹）という概念で一括りに捉え、包括的な社会政策として取り組むことが国際的な潮流となっている。NCDsの発症や重症化は、個人の意識や行動だけでなく、個人を取り巻く社会環

¹⁸ COPD: Chronic Obstructive Pulmonary Disease

¹⁹ NCDs: Non Communicable Diseases

境による影響が大きいため、地域、職場等における環境要因や経済的要因等の幅広い視点から、社会政策として包括的に健康対策に取り組む必要がある。

企業等が従業員の健康保持・増進に戦略的に取り組む「健康経営」を推進することも重要であり、健康経営に取り組む企業等がより評価される環境の整備等を行うため、健康経営に関する顕彰制度（健康経営銘柄、健康経営優良法人）を実施している。

また、栄養バランスに配慮した食生活の実践等により生涯を通じた心身の健康を支えることが重要である。日本は、食育基本法及び2021年3月に食育推進会議決定された第4次食育推進基本計画に基づき食育を推進している。第4次食育推進基本計画では、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進を重点事項の一つとして掲げている。国民の健全な食生活の実現及び環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現に向けて、栄養バランスに優れた日本型食生活の普及、大人を対象に日々の消費行動をより健全なものへと転換するための食育等の取組を重点的に推進する。あわせて、食育の推進に向けて、学校、企業、生産者等の様々な主体を巻き込んだ国民運動を展開する。

さらに、こころの健康も重要である。「健康日本21(第三次)」では、国民一人一人の健康への取組の基盤として、社会とのつながりやこころの健康の維持・向上などの社会環境の質の向上が必要であることを確認しており、こころの健康と向き合い、健やかに暮らすことのできる社会づくりに資する取組を推進している。

コラム④：少子高齢化社会

（少子高齢化の現状）

日本の65歳以上人口は、総人口1億2,380万人に対し、3,624万人となり、その割合は29.3%である（2024年10月時点）。これが、2040年には約35%となると推計される。さらに、2025年は団塊の世代が75歳となることから、75歳以上人口が全人口の約18%であり、国民の約4人に1人が75歳以上という「超高齢化社会」となる。このような人口構造の変化に伴う様々な課題が顕在化しており、日本は課題先進国として、対応を検討しているところである。

（高齢化対策）

日本は、2018年2月に閣議決定された「高齢社会対策大綱」に従い、①年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力を活かして活躍できるエイジレス社会を目指す、②地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る、③技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向する、との3つの基本的な考え方に則り、高齢社会対策を推進してきた。また、

2024年9月には、新たな「高齢社会対策大綱」が閣議決定され、①年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築、②一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築、③加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築の3つの基本的な考え方に則り、各種施策を推進することとしている。

年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備として、特に高年齢者の雇用については、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」において、65歳までの雇用が確保されるよう定め、スキルアップやリスキリングの推進を図る等、意欲ある高齢者が年齢に関わりなく、生涯現役で働き続けることができる社会の実現に向けた取組を推進している。

（高齢社会に適したまちづくり）

多世代が共に安心して暮らせる社会の実現のためには、誰もが自由に移動できる環境を整えることが必要である。高齢者を始めとした地域住民の移動手段の確保、地域公共交通の再構築といった取組を加速化している。公共交通機関や建築物等のバリアフリー化をより一層推進していく。また、地域の移動支援サービスの強化とともに自動運転技術や運転支援システムの開発と普及も推進していく。

今後、一人暮らしの高齢者の増加が見込まれる中で、高齢期においても地域で安全・安心に暮らせるようにすることが必要である。また、年代を超えて、地域において共に生き、共に支え合う社会の構築に向けて、幅広い世代の参画の下で地域社会づくりを行うことができる環境を整備していくことで、地域のセーフティネット機能を高めていくことが重要である。

（技術革新による新しい対策）

高齢者の自立支援等による生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減を実現するため、医療機器、介護テクノロジーについて、民間企業と研究機関の連携を促進する。また介護分野においては、CARISO²⁰を通じて研究開発から上市に至るまでの総合的な支援を実施する。高齢期にかかりやすい疾病等について、その病態や発症機序解明等の研究を進め、創薬を加速化する。ゲノム科学等先端科学技術の活用等により、新たな医療技術の研究開発や臨床応用を進め、効果的な保健医療技術の確立も目指している。

（全世代型社会保障の構築）

これに加え、日本政府は、全ての人々が基礎的な保健医療サービスを、必要なときに、負担可能な費用で享受できるUHCを構築しており、国民皆保険制度を通じて世界最高レベ

²⁰ CARISO: CARE Innovation Support Office

ルの平均寿命と保健医療水準を実現している。今後も、持続可能な社会保障制度の構築に向け、能力に応じ全世代が支え合う「全世代型社会保障」構築を目指している。

（少子化対策）

さらに、日本政府は、少子化トレンドの反転に向け、2023年12月に「こども未来戦略」を策定した。この中では、若者が希望どおり結婚し、こどもを持ち、安心して子育てできる社会を目指し、若者の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する、との3つの理念を掲げた。これを実現すべく、「加速化プラン」において、児童手当の拡充、「こども誰でも通園制度」の創設、柔軟な働き方の推進など、前例のない規模でこども・子育て支援を抜本的に強化し、着実に実施しているところである。

（包摂的な共生・共助社会づくり）

2021年に任命された孤独・孤立対策担当大臣を司令塔に、政府一体となって孤独・孤立対策を推進してきた。2024年4月には、孤独・孤立対策推進法が施行され、同年6月には、同法に基づく「孤独・孤立対策重点計画」が策定された。これらに基づき、地方自治体、NPO等への支援や孤独・孤立状態の予防の強化等に取り組んでいる。

また、高齢者・障害者の見守りネットワークの構築、NPOや地方自治体と連携した、相談支援や生活困窮者支援の拡充も進めてきたほか、地域コミュニティの強化やこどもの居場所づくりの推進等にも力を入れている。

日本政府は、「障害者基本計画」を策定し、共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するための施策等の推進を図っている。また、東京2020大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図るため、バリアフリー法²¹を改正し、公共交通機関、公共施設、商業施設など多くの場所でバリアフリー化が進展した。くわえて、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける「心のバリアフリー」の意識の浸透を目指している。2024年には、民間事業者での合理的配慮の提供を義務付けるとともに、当事者参画の下で「障害者に対する偏見や差別のない共生社会に向けた行動計画」を策定し、社会全体で「心のバリアフリー」に関する取組を強化することとした。2025年の大阪・関西万博においても、更なるバリアフリー化に努めている。

²¹ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

また、2024年に改正された「食料・農業・農村基本法」では、「食料安全保障」を国民一人一人の食料の入手の観点を含めたものとして定義した上で、その確保を基本理念の一つとして「食料の円滑な入手の確保」に必要な施策を講ずることとし、同法に基づき、2025年4月に策定した「食料・農業・農村基本計画」に具体的施策を位置付けた。これらに基づき、経済的理由により十分な食料を入手できず、健全な食生活を実践できていない者及び高齢化や地元小売業の廃業、既存商店街の衰退等により食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる者（いわゆる「買物困難者」）の増加を踏まえ、そうした者への多様な食料の提供に向けて、地方公共団体や食品事業者、物流事業者、フードバンク、こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援しているほか、食品提供の質・量の充実に向けたフードバンク・こども食堂等の取組やラストワンマイル配送等の支援を進めている。

さらに、認知症高齢者や障害者等の配慮を要する消費者を見守る「消費者安全確保地域協議会」が全国で540以上の地方自治体で設置され（2025年3月末時点）、地域の消費生活センターや福祉部門が連携して、消費者被害の未然防止や被害救済に向けた地域の見守り活動を進めてきた。

2016年12月に成立した「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づき、2019年から休眠預金等活用事業が開始した。2025年3月末時点で、助成・出資予定総額は約362億円（累計）、事業数は約1,350件（累計）となっている。同事業は、公的な制度では対応することが難しい社会課題の解決を対象とし、そのうち7割程度が子ども・若者支援や生活困難者支援といった社会的弱者や社会的包摂性の促進を支援するものである。

コラム⑤：広がる共助の取組

【事例1】愛知県豊田市「ずっと元気！プロジェクト」～官民連携介護予防の取組～

日本の中部に位置し、人口約42万人を有する愛知県豊田市では、2020年のデータによると高齢化率は23.1%に達し、年々高齢化が進んでいる。「ずっと元気！プロジェクト」は、2021年7月に開始され、2026年6月までの5年間を事業期間として、スポーツ、趣味、コミュニケーションを含む多彩な介護予防プログラムが展開されている。同プロジェクトは、こうしたプログラムにより、将来の介護費用の抑制に取り組むというものである。

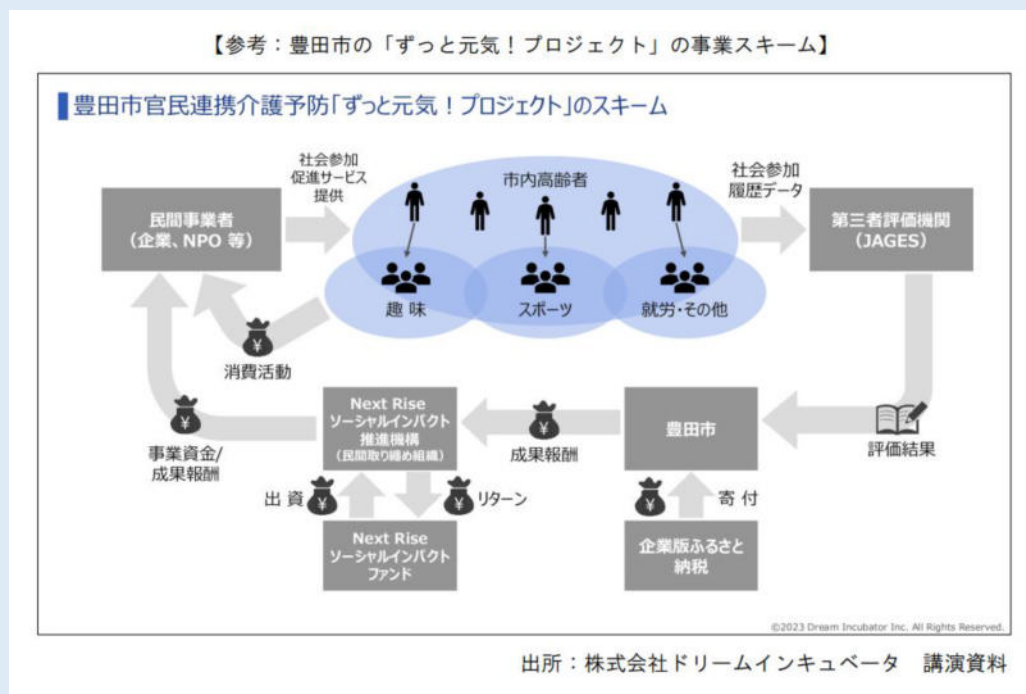
同プロジェクトの背景には、急速に進む高齢化に伴う介護リスク増大の懸念があった。これに輪をかける形で、新型コロナウイルス感染症により、高齢者の外出が抑制され、更なるリスクの増大が想定された。こうした事態を踏まえ、趣味、運動、就労等により高齢者の「社会参加機会・社会活動量」を増加させ、介護リスクの低減を図り、人との様々なつながりを

得ることに加えて「生きがい」や「楽しみ」を得ることで、より「幸せ」を感じられる暮らしの実現を目指すために同プロジェクトが開始された。

同プロジェクトは、社会課題の解決のために民間企業のノウハウと資金を活用し、成果報酬型で実施するソーシャルインパクトボンド（SIB²²）という手法を活用している。5年間で5億円が投入されており、株式会社ドリームインキュベータが、豊田市と連携しながら、各事業者を取りまとめプロジェクト全体をマネジメントしている。具体的な数値目標（5年間で10億円の介護費用削減）に基づく評価・管理が行われているのが特徴である。実際のインパクトは、一般社団法人日本老年学的評価研究機構（JAGES²³）が第三者評価を行ったところ、2年目時点で約3.7億円の効果が推計されており、最終的に10億円の削減目標も達成できる見込みとなっている。

この取組には、多くの地元事業者が参加している。地元企業のネットワークづくりは地元のNPO法人「働く人の笑顔創り研究所」が担っており、同研究所は株式会社ドリームインキュベータの子会社であるNext Riseソーシャルインパクト推進機構と連動してプロジェクトに参加している。単発的なイベントで終わらせず、継続的に高齢者の人の支援ができることを重視している。

このように、豊田市では、民間事業者やNPOと行政の連携によって介護予防の取組の充実が図られている。



²² SIB: Social Impact Bond

²³ JAGES: Japan Gerontological Evaluation Study

【事例2】全国の生活協同組合の地域社会づくりへの取組

生活協同組合(生協)は、「消費者生活協同組合法」に基づいて設立される協同組合の一つであり、利用者である組合員自身が出資し、意思決定や運営を行う団体である。「みんなで出資し、みんなで運営し、みんなで利用する」という点が特徴である。2023年度の組合員数は3,063万人であり、総事業高は3兆7,379億円(約250億米ドル²⁴)である。事業種類では、宅配や店舗での商品供給、共済、医療・福祉など暮らしを支える事業を行っている。

生協は、宅配事業のインフラを活用した「地域見守り活動」を1,300市区町村との間で協定を締結して展開している。これは、1,741ある全市区町村の74.7%に当たる(2025年1月時点)。具体的には、宅配物がそのまま残っていたり、インターホンに答えなかったり、電気がつけっぱなしだったりすると宅配員が異変に気づき、あらかじめ登録のある緊急連絡先に連絡を行い、緊急の場合は病院や警察へ連絡を行う。旅行や入院で不在だったということもあるが、自宅内で倒れていたという緊急事態も確認されている。また、各都道府県との間で包括連携協定を締結し、地元の人々の暮らしを支える活動も行っている。一例を紹介すると、岩手県普代村では、高齢化が進み、料理をするのが難しくなった人に栄養バランスの食事を届ける夕食宅配サービス事業を開始している。配達員が食事を届けることで見守り活動にもなり、高齢者世帯の安全で、安心な暮らしに寄与している。

また、地域の課題解決を図る取組を行う組織との連携も進めている。2021年4月から、買い物困難などの地域の課題を解決する取組や生活困窮者への支援を行う組織等に対し、都道府県の許可を受けて、生協が物品を供給することが可能となった。その他、買い物

が困難な高齢者を自宅から店舗まで送迎する無料の送迎車を運営している。曜日と時間を決めて毎週乗り合い方式で実施している。「お店へ出かけて、自分で商品を選ぶ」という



コープお買い物送迎カーの様子
(写真:コープかがわ)

²⁴ 2023年度の為替レート1米ドル/149.65 円を基に、参考として事務局にて計算

生協は、コミュニティの持続可能な発展のために活動している組織として、安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向けて積極的に取り組んでいる。また、組合員自身が生協の様々な取組に参加して、主体性を育み、成長の喜びと人生が豊かになる実感を得るなど、様々な価値が生まれている。こうした活動は、SDGsの達成につながる取組の優良事例(グッドプラクティス)と言える。

【事例3】休眠預金等活用制度による「誰一人取り残さない」包摂社会の実現

休眠預金等とは、10年以上、入出金等の取引がない預金等のことで、年間1,300～1,600億円程度発生している。「休眠預金等活用制度」に関する法律が2016年12月に制定され、2018年1月に施行されたことを受けて、一般財団法人日本民間公益活動連携機構(JANPIA²⁵)が、2019年1月、同法に基づく「指定活用団体」として指定を受けた。JANPIAは、そのビジョンである「誰一人取り残さない持続可能な社会作りへの触媒に。」にあるように、SDGsの理念に則り、誰一人取り残すことなく未来の子ども達に持続可能な社会を引き継ぐため、社会課題の解決に革新的な手法でチャレンジし続ける担い手を支える触媒になることを目指している。

預金保険機構からJANPIAに交付された休眠預金等は、民間団体が行う以下の3分野の活動に活用されている。

- ・子ども及び若者の支援に係る活動
- ・日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
- ・地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動



2025年3月末時点、助成・出資予定総額は約362億円(累計)、事業数は約1,350件(累計)となっている。休眠預金等活用事業は、SDGsの17の目標を網羅的に対応しており、そのうちSDGsが重視する人権尊重及び社会的包摂性を推進する事業が約7割程度占める。特に、目標1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」、目標3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」、目標4「包摂的かつ公正な質の高い教育の提供と生涯学習の促進に向けた取組」、目標5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」、目標8「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセ

²⁵ JANPIA: Japan Network for Public Interest Activities

ント・ワーク)を促進する」、目標11「包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」及び目標17「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」に関する事業が多い。

(こども施策の抜本的強化と教育振興)

こども²⁶を取り巻く厳しい環境等を背景に、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を日本社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として、2023年4月にこども家庭庁を創設した。同時に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法律である、こども基本法が施行された。同年12月には、こども基本法に基づき、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策の基本的方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定され、こども施策の抜本的強化が図られている。こども・若者から個別の政策について意見を聴取し、政策に反映させる取組も進められている。

また、日本は、幼児教育・保育の無償化(2019年10月から実施)、幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上への取組、高等教育の修学支援新制度(2020年4月から開始。授業料等の減免及び給付型奨学金の支給を併せて実施する制度)等による経済的支援の充実などに取り組んできた。障害のある児童生徒の教育についても、その一層の充実を図るための学校における特別支援教育の推進及び学校卒業後の障害者の生涯学習を推進する教育・学習環境整備に取り組んできている。また、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け「GIGAスクール構想」を推進するとともに、学習者用デジタル教科書の活用を推進している。

さらに、第4期教育振興基本計画において、「持続可能な開発のための教育(ESD²⁷)の推進」を基本施策の一つとして記載するとともに、現行の学習指導要領においては、ESDの目的である「持続可能な社会の創り手」となることができるようにすることを掲げている。ESDは、SDGsの全ての目標の実現に寄与するとされており、日本では、ユネスコ憲章²⁸に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校である「ユネスコスクール」をESDの推進拠点と位置付けている。日本のユネスコスクールは1,000校を超えており、世界最多となっている。また、SDGsが目指す持続可能な社会の構築を目的とする環境教育等促進法に基づき、環境教育・ESDも推進しており、教職員等研修、体験学習の推進、情報発信、表彰制度による取組奨励等を行っている。その他、地方自治体、NGO、NPO、企業といったESDに関わる多様な主体が分野横断的に協働・連携してESDを推進することが重要であることから、

²⁶ 「こども」の用語については、こども基本法第二条の定義に従い「こども」としている。

²⁷ ESD: Education for Sustainable Development

²⁸ 「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」(憲章前文)

各地のESD活動支援センター等を活用してESD推進ネットワークを構築し、ESDに関する情報収集・発信、地域間の連携・活動支援等を行っている。

くわえて、日本政府は、日本ユニセフ協会と共に、中学3年生の社会科授業での活用を念頭に置いたSDGs学習用の副教材を作成している。同副教材は、2018年以降、毎年情報を更新しながら全国約1万の中学校等に配布されている。同副教材と連携したSDGsを学べるWEBサイト「SDGs CLUB」(日本ユニセフ協会作成)へのユニークアクセス数は、年間1,770万件(2024年)を超えている。

持続可能な社会の実現に向けては、次世代を担うこどもたちが自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深め、感謝の念を育むとともに、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることが重要である。日本は、第4次食育推進基本計画に基づき、学校給食における地場産物の活用や農林漁業体験機会の提供、栄養バランスに配慮した食生活の重要性等の食について学ぶ機会の充実等を通じて、食や農林漁業への理解増進と健全な食生活の実践促進に取り組んでいる。

一方、様々な事情で学校に通えない不登校の状況については、2023年度調査において、小・中学校の不登校児童生徒数が約34万6,000人、そのうち学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒数が約13万4,000人となるなどの結果が明らかになった。こうした状況を踏まえ、日本政府においては、2023年に策定した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」に基づき、こどもたちに寄り添い、全ての児童生徒が安心して学ぶことができる学習環境づくりに取り組んでいる。

コラム⑥:こども施策の抜本的強化 ～こども家庭庁の創設～

(こども家庭庁創設について)

2023年、日本政府は、こども家庭庁を新たに創設した。こども家庭庁は、こどもや家庭に関連する政策を一元的に推進し、より効果的な支援を提供することを目的としている。従来のこども政策は、少子化社会対策基本法や子ども・若者育成支援推進法等に基づき、日本政府が各種の施策に取り組んできたが、児童虐待の相談対応件数や不登校児童生徒数及びいじめの重大事態件数が依然として多い状況であるなど、こどもや家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっていた。

こうした背景の下、2021年12月21日に、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を日本社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設することが閣議決定された。2022年6月15日には「こども家庭庁設置法案」が成立し、2023年4月1日にこども家庭庁が正式に発足した。

こども家庭庁は、こどもが自立した個人として健やかに成長できる社会の実現を目指し、こどもや家庭の福祉増進、保健向上、子育て支援及びこどもの権利利益の擁護に関する事務を行う。また、これまで複数の省庁が別々に担当していたこども政策を一元的に所管し、新規の政策課題に取り組む役割を果たす。

(こども家庭庁創設以降の主な進展)

こども家庭庁は、3.6兆円(約240億米ドル²⁹)規模の「加速化プラン」を示した「こども未来戦略」の策定、子ども・子育て支援法等の改正法³⁰の成立、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」の策定、こども性暴力防止法³¹の制定など、重要な施策を推進してきた。

今後も「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策を総合的に推進し、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求を支援するとともに、少子化のトレンドを大きく変え、日本の未来を担う人材を社会全体で育むことに全力で取り組む必要がある。具体的には、「こども未来戦略」に基づく施策の迅速な実行、こどもを性暴力から守る施策、こどもの安全対策、虐待や自殺、いじめ防止、不登校対策に着実に取り組んでいく。

(こども・若者の権利の周知、社会参画と意見反映)

²⁹ 2023年度の為替レート1米ドル／149.63円を基に、参考として事務局にて計算

³⁰ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律

³¹ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

こども大綱は、こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知するとしており、これに基づいた周知啓発に取り組んでいる。2024年からは、日本ユニセフ協会と共催で、こどもの権利の普及啓発を目指す「こどものけんりプロジェクト」を推進している。また、こども大綱では、こども施策に関する基本的な方針の一つに「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことを据え、こども施策を推進する上で必要な事項として、「こども・若者の社会参画・意見反映」を掲げている。こども基本法の基本理念を踏まえると、「こども・若者の社会参画と意見反映」を車の両輪として進めていくことが求められている。この点に関し、同法の趣旨を踏まえ、こどもや若者から政策に関して意見を聴取し、政策に反映させる取組である「こども若者★いけんぷらす」を2023年度に開始した。2024年度には、22テーマで延べ約1,900名のこども・若者から意見聴取を実施した。この取組では、各府省庁が設定したテーマだけではなく、こども・若者から発案のあったテーマについての意見聴取も実施している。

（ユース・若者の参画）

SDGs達成に向けた推進活動を行うユース・若者団体は多数存在する。一例として、2018年に第6回SDGs推進本部で設立が決定された「次世代のSDGs推進プラットフォーム」は、若者によるSDGs推進活動を行ってきた。2025年3月時点で、同プラットフォームには、G7/G20 Youth Japan、公益社団法人日本青年会議所(日本JC)及び持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォーム(JYPS³²)が所属している。

前回VNRを実施した2021年以降、SDGs推進円卓会議に同プラットフォームの構成員がユース・若者代表として加わった。また、2023年12月に改定したSDGs実施指針では、「若い世代の意味ある参画の拡大の取組」を掲げ、2024年に10月にユース・若者代表を2名に増やした。2024年4月に上川外務大臣の下、各界の有識者の参画を得て立ち上がった「国際社会の持続可能性に関する有識者懇談会」に同プラットフォームから1名参加し、SDGsの期限年である2030年以降も見据えた成長と持続可能性の確保の在り方について、若者としての意見を発表した。

同プラットフォームの活動として、2022年、2023年及び2024年の国連経済社会理事会(ECOSOC³³)ユースフォーラムに日本代表として出席し、日本の若者の意見を発信した。2024年には、国連未来サミットに向けた活動として、7月に「上川外務大臣とユースとの対話イベント」へ参加、9月に国連未来サミットへ同プラットフォームの1名を含む計5名の若者が日本政

³² JYPS: Japan Youth Platform for Sustainability

³³ ECOSOC: United Nations Economic and Social Council

府代表団の一員として参加し、未来サミットの成果文書でも若者の重要性が確認された。また、同年12月にシュタイナー国連開発計画(UNDP³⁴)総裁の訪日を機に開催されたイベントへの参加など、若者の意義ある参画に関する意見等を発信した。

日本は、防災意識の啓発や国土強靱化を担う将来のリーダー育成を目的に、2016年から6回にわたり「世界津波の日」高校生サミットを開催し、国内外から計2,163名の高校生が参加した。2024年10月に熊本で開催された同サミットの際に議長・副議長を務めた高校生は、同年11月に国連本部で開催された「世界津波の日」啓発イベントにも登壇し、同サミットの成果を世界に向けて発信した。

コラム⑦:次世代のSDGs推進プラットフォーム

本コラムでは、次世代のSDGs推進プラットフォームを構成する3団体がそれぞれの団体の概要や活動について執筆し、紹介する。

持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォーム(JYPS)

(団体概要)

JYPSは、2015年に設立され、日本の若者の声を集約し、それらを政策提言として日本政府や国連、市民社会に届ける場を創設している団体である。多様なバックグラウンドを持つ若者の意見や想いをイベントの開催や意見調査によって集約し、日本政府との意見交換会や国際会議への意味のある参画を通して、若者の意見が反映される持続可能な社会の創設に取り組んでいる。

(活動実績)

JYPSでは、2025年のVNRに関連して Voluntary Youth Review(VYR)を発表するために、日本の若者の声や状況の調査を行った。SDGsの17目標を基に「格差・貧困・ジェンダー」、「教育・ウェルビーイング」、「環境・気候・生物多様性」及び「ユース参画」の4つのテーマに絞り、アンケート、インタビュー及びディスカッションイベントを実施した。

「格差・貧困・ジェンダー」では、経済状況が高等教育進学に与える影響や地域による学習環境の格差、進路の固定化が明らかとなった。ジェンダーの影響も大きく、進学や学習環境に関して性別に関する制約を感じる若者が増加していることが分かった。

「教育・ウェルビーイング」では、校外活動や実践的なテクノロジー活用及び実用的な英語使用の機会を求める声が上がった。包括的性教育に関しては認知度が低く、全ての学校での導入が望まれていた。ウェルビーイングについては、概念への理解があるものの、具体的

³⁴ UNDP: United Nations Development Programme

な意味については統一された価値観がなく、無関心層も存在していた。

「環境・気候・生物多様性」では、気候変動や生物多様性の重要性に対する認識が高かったものの、理解度の低さや情報不足が行動変容を促す上での課題として浮かび上がった。他方で、自然との関わりや議論の機会が問題解決への意識を高めることが分かった。原子力発電については、長期的な廃止を望む声が大多数を占めた。

「ユース参画」では、未来に対して肯定的な見解を持つ若者が多い一方で、政治への関心が低いという意見も多かった。その解決には、若者と大人が対等に対話できる場の提供が求められ、社会問題に取り組む団体や意思決定機関への参加を望む若者が多いことが明らかになった。

この結果は、報告書として日本政府各府省庁や国際機関などに手交し、若者の現状や課題の反映に向けたアドボカシー活動を展開している。

(国際会議における意味のあるユース参画)

SDGsの理念である「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現には、国境、分野、セクター、そして世代を超えた協働が欠かせない。アントニオ・グテーレス国連事務総長が「国連内外を問わず、意義深く多様で効果的なユースの参画は持続可能な開発目標の達成に不可欠である」と述べたように、意味あるユース参画は保障されるべきである³⁵。日本政府には、次世代プラットフォーム構成員を始めとした日本の若者を政府代表団として国際会議へ派遣することが推奨される。

ECOSOCユースフォーラムは、若者たちが世界レベルでの政策議論に貢献するため、ECOSOCが主催する重要な会議である。2024年の会議において、日本代表団の1名が、アジア地域の若者の欧米中心で開催される会議への地政学的な参画の障壁について発言し、同地域の若者から多くの支持を得た。今後も、国際会議における日本の若者のプレゼンス向上を推進するとともに、政治や利害関係を超えた若者の視点から協力関係を強化していくことが重要である。

国連未来サミットは、SDGsの達成と進化する新たな課題に取り組むための具体案を検討することを目指して開催された。同サミットの成果文書「未来のための約束」では、持続可能な開発、平和と安全保障、人権、グローバル・ガバナンスの変革、デジタル、若者や将来の世代など、多岐に渡る課題解決を推進することが合意された。特出すべき若者及び将来世代に対する具体的な行動指針は、以下のとおりである。

³⁵ United Nations ‘Young People’s Meaningful Involvement Vital for Advancing Sustainable Development Goals, Speakers Stress as Youth Forum Concludes’
<https://press.un.org/en/2022/ecosoc7076.doc.htm>.

- 若者にとって不可欠なサービスへの投資を拡大し、彼らが自国の社会経済開発に完全に参加できるよう確保することを約束していること(行動36)
- 全ての若者の人権を促進・保護・尊重し、社会的包摂と統合を促進すること(行動37)
- 地域レベルからグローバルレベルまで、あらゆるレベルでの意思決定プロセスにおける若者の有意義な参加を強調していること(行動38・39)

また、国連未来サミットに向けた事前イベントとして、「#YouthLead(ユースが主導する)」をテーマに掲げた企画が行われ、日本の若者も議論に参加した。会場参加者対象のアンケートでは、現状の若者の参画を「Tokenism(お飾り)」と評価する意見が大多数を占め、意味のある若者の参画の機会の増加が求められている。

行動指針に基づき、(1)主権者教育の強化、(2)地域や経済格差に囚われない中長期的な参画や意見交換の機会の設定、(3)参画におけるリスク(ハラスメントや誹謗中傷、学業への支障など)から若者を守る仕組み作り、(4)情報アクセス保証、(5)意思決定・実行プロセスに関する説明責任の強化など具体的な前進を積み重ねることが、更に意味ある若者の参画の推進、ひいては持続可能な社会の実現に貢献すると考える。

公益社団法人日本青年会議所(日本JC)

(団体概要)

日本JCは、1949年、明るい豊かな社会の実現を理想とし、責任感と情熱をもった青年有志による東京青年商工会議所設立からスタートした。「修練」、「奉仕」及び「友情」の三つの信条の下、より良い社会づくりを目指し、ボランティアや様々な社会課題に積極的に取り組んでいる。

(活動実績)

日本JCは、2011年から毎年、JCI JAPAN グローバルユース国連大使育成事業を主催している。この事業は、国際関係や世界平和について学び、将来海外で活躍する人財を育成するものである。毎年、日本全国の中高生を大使として選拔し、国内外で研修を開催している。

2023年度には、計3回の国内研修を開催し、海外研修においては、カンボジアで、「Smile by Waterキャンペーン」を通じて日本JCが支援した井戸や養鶏場などを見学し、SDGsの目標6「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」の課題解決に向けた国際支援活動等について学んだ。また、東京ビッグサイトでフォーラムを開

催し、堀井外務副大臣を招いて参加者が抱えているSDGsの達成に向けた課題や困難について活発な意見交換を行った。さらに、ニューヨークでは、国連本部を訪問し、中満泉国連事務次長を表敬した。くわえて、国連日本政府代表部、在ニューヨーク日本国総領事館も訪問した。ニューヨークの地元高校生とのランチ交流会では、ピザを食べながら平和について語り合うとともに、国連Youth Envoyとの意見交換を通じ、若者の発信力の持つ影響力や正しい理解と情報発信の重要性について理解を深めた。

2024年度は、国内研修において、ユース大使たちは、スリランカ生まれのタレントで社会学者のにしゃんた氏から多様性について、広島文化センター（広島平和記念資料館）理事長を歴任したスティーブン・ロイド・リーパー氏から戦争と平和について、そして海外で活躍する日本人である藤本正樹氏から日本と海外の文化の違いや海外の教育の現状についてそれぞれ講演を聞いた。3回の国内研修を通して、世界平和実現のために自分たちができることを考え、ディスカッションを行った。

海外研修1か国目のカンボジアでは、ポル・ポト政権下の大量殺が行われたキリングフィールドを訪問し、残虐な過去を知ることや文化の違いについて現地の子供たちとのグループワークを通して学んだ。2か国目のフィリピンでは、ミンダナオ諸島において図書館の運営をし、現地の子供たちの支援をしている松井友氏から、フィリピンの現状や危険と隣り合わせの場所で生活する子供たちが多くいることを学んだ。

大使たちは帰国後から、出身地域を中心に各地で啓発活動を行っており、一人でも多くの方に平和に向けた行動を起こしていただくきっかけを作っていく。

G7/G20 Youth Japan

（団体概要）

G7/G20 Youth Japanは、2008年に、アカデミック性・専門性を担保した若者の建設的な政策提言を行うために設立された。主にY7サミット及びY20サミット（Y7/Y20）へ日本代表団を派遣している。

（近年の活動実績）

2023年G7日本開催に併せてY7 Summit 2023 Japan（Y7日本）を主催した。サミット開催前には、平和と安全保障、経済、気候変動や環境問題、保健と福祉、デジタルイノベーションなどのテーマごとに、一般公開のディスカッションイベントや若者の意識調査を実施した。また、国際連合大学との共催で高校生G7サミット2023も開催し、120名弱の高校生が一堂に会し、高校生目線の政策提言づくりの機会を提供した。

年次の若者の意識調査では、次のような回答と示唆を得ている。

- ① 80%が、職場・学校・において自分自身も含め理不尽な理由で不利な立場に置かれている人がある、要因はジェンダー、年齢及び障害と回答。ユースが思い描く「インクルーシブ(包摂的)な社会」は、バックグラウンドやアイデンティティにかかわらず誰もが貢献し活躍できる社会であることが分かった。
- ② 今後のサステナビリティ、気候変動、エネルギー等に関する技術開発に貢献する最も重要な主体として、30%が中小・ベンチャー企業、20%が大企業、20%が国際機関、19%が政府と回答。ユースの中小・ベンチャー企業への期待が大きいことが示された。
- ③ 約80%が、一つの会社／組織で継続的に働く可能性について否定的な回答をし、かつ、半数以上が副業を実施していた／している／検討していると回答。ユースにとって自身の能力の発揮や成長及びお金が労働環境の選択の基準の一つとなっていることが分かった。

さらに、毎年実施しているディスカッションイベントでは、地球規模課題への国家の枠を超えた協力・連携の重要性、グローバルサウスを巻き込んだ持続可能な社会の共創の必要性、心身の安全と安心を守るための包摂的な社会の実現等が議論されている。また、デジタル人材の育成と女性を含めたマイノリティ人材の活躍が持続可能な経済発展に必要である、気候変動や急速な進歩を遂げるデジタルテクノロジーに対して各国共通のガイドラインを作成すべきといった意見が挙げられている。

これらを通じて集約している多くの若者の意見は、日本代表団を通じて、各国の若者の議論の場にてコミュニケとしてまとめられ、毎年G7/G20に提言されている。2023年のY7日本では岸田総理大臣に手交し、G7に提言しており、同様に2024年はイタリアとブラジルにてG7/G20に提言した。

なお、上記Y7/Y20とは別に、過去アンケートの蓄積を基に、若者が求める幸せな社会とそれに必要な要素を調査した。ポスト2030アジェンダでは、日本経済の持続可能な発展が必須で、「心、体、地球の健康」、「企業と個人の成長」及び「国内外の繋がり」の3要素が不可欠であることが分かった。若者の固定概念や慣習にとらわれない自由な発想と実績・経験を伴った成熟したユースの声を反映することが、新たな価値概念の創出につながる一方で、裁量権と影響を持てる機会は限られており、若者世代の意見を代表する主体の活動の場の確保・拡充が必要である。

(ジェンダー主流化・女性の活躍推進)

男女共同参画・女性活躍の推進について、2020年12月、日本政府は「第5次男女共同参画基本計画(5次計画)」を閣議決定した(2023年12月一部変更を閣議決定。)。その中において、「男女共同参画社会基本法」に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、2030年度末までの「基本認識」並びに2025年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた。また、女性の活躍を加速するために、2015年以降、毎年6月を目途に「女性活躍・男女共同参画のための重点方針」を決定し、各府省の概算要求に反映させている。

日本政府は、2003年から、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げていたが、女性の参画が進んでいる分野もある一方で、政治分野や経済分野など進捗が遅れている分野もあったと認識している。このため、5次計画では、新たな目標として、「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す」ことや、そのための通過点として、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」ことを掲げた。

男女共同参画社会の実現のためには、基本計画に基づく各府省による取組の実施状況のモニタリング・評価が肝要との考えの下、男女共同参画社会基本法に基づき、関係大臣及びジェンダーに関し優れた識見を有する者から構成される男女共同参画会議を設置し、第5次男女共同参画基本計画に基づく施策の実施等を監視している。特に、同計画の中間年に当たる2023年には、成果目標の達成状況についてフォローアップし、一定の基準に未達である成果目標等について、専門調査会から意見が出され、男女共同参画会議において、これを踏まえ各府省にて取組を進めるよう促した。なお、2024年には、男女共同参画会議において、第6次男女共同参画基本計画の策定に向けた検討を開始している。

法制面では、2018年5月には、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とした「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立した。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、日本政府・地方自治体の責務や政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めている。また、2021年6月の改正により、政党等が自主的に取り組むよう努める事項の例示として候補者の選定方法の改善等が規定された。同時に、性的な言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決を図るための必要な施策を講ずる旨の規定を新設したほか政府及び地方自治体の施策の強化等が図られた。

また、2015年8月に、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が成立した。これにより、政府や地方自治体、常用労働者数301人以上の企業に対し、女性の採用割合や管理職割合等の数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の活躍に関する情報の公表が義務付けられた。2019年には、行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化等が盛り込まれた一部改正法が成立し、2022年度から常用労働者数101人以上の企業へ拡大された。また、2022年には、男女の賃金の差異を新たに情報公表項目として位置付け、政府、地方自治体及び常時雇用する労働者の数が301人以上の民間企業等の事業主は、当該項目を必須で公表することとされた。2025年6月に女性活躍推進法の期限の延長や女性の職業生活における活躍に関する情報公表の充実等を含む改正法案が第217回通常国会で成立した。企業の取組も促すべく、2012年度から東京証券取引所(東証)と連携して「女性活躍推進」に優れた上場企業を、「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄(「なでしこ銘柄」)として選定している。さらに、コーポレートガバナンス改革により、2023年10月には、東証において、プライム市場上場企業に対する、女性役員比率に係る数値目標の設定等に関する上場規程の改正が行われた。

また、日本は、2023年6月に決定した「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023(女性版骨太の方針2023)」において、東証プライム市場上場企業を対象として、「2030年までに、女性役員の比率を30%以上とすることを目指す」などの目標を掲げ、また、その中間的な目標として、同年12月、5次計画における2025年までの新しい成果目標として、「東証プライム市場上場企業役員に占める女性の割合」を19%とすること等を決定し、企業における女性の採用・育成・登用の強化に取り組んでいる。

女性の活躍推進に関する状況が優良であることなど一定の要件を満たす企業を、えるぼし認定企業として認定している。2008年以降、輝く女性のためのシンポジウムを年に複数回日本各地で実施してきている。例えば、2024年には、東京都、札幌市、福井県、オンライン等で10回程シンポジウムを開催した。

こうした取組を進めるための基盤として、働き方改革、仕事と育児・介護の両立支援の推進、固定的な性別役割分担意識の解消、女性の健康支援、配偶者等からの暴力への対策及び性犯罪・性暴力対策の強化等を着実に進めていく。そして、改めて、あらゆる分野における政策・方針決定過程に女性が参画する機会の確保に取り組むとともに、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立った政策が実現されるよう、政府全体で取組を一層強化していく。

（性犯罪・性暴力対策及び困難な問題を抱える女性支援の強化）

性犯罪・性暴力対策については、加害者・被害者にならないための予防に向けた教育・啓発、被害直後から回復まで切れ目のない支援といった様々な側面に横串で対応するため関係府省庁が緊密に連携し取り組んでいる。そして、「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」などの認識を社会全体で共有していく必要があり、2020年度から2022年度までの「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」³⁶に基づく取組を継続・強化し、2025年度までを「更なる集中強化期間」とする新たな方針³⁷を策定し、対策を実施している。

刑事法の整備の観点では、刑法の性犯罪規定の要件の改正、性交同意年齢の13歳未満から16歳未満への引上げ、公訴時効期間の延長等を内容とする刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律³⁸及び性的姿態撮影等処罰法³⁹が成立し、2023年7月13日から施行されている。この改正により、これまで犯罪の成立が認定されにくかった、「恐怖で体が凍りついた」などのフリーズ状態でなされた性的行為等をよりの確に処罰し得る規定となった。

また、性犯罪者の再犯防止施策や被害者が申告・相談をしやすい環境整備・支援充実を進めてきた。ワンストップ支援センターにつながる全国共通番号「#8891」の通話料無料化やSNS相談の実施に加え、多様な診療科の医療機関、地域における関係機関との連携強化を推進している。くわえて、性犯罪被害届出の即時受理の徹底、捜査段階における二次的被害の防止、警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103」の周知、緊急避妊等に要する費用や診療料・カウンセリング料の公費負担制度の適切な運用等を行っている。

さらに、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう「生命(いのち)の安全教育」を推進し、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響等を正しく理解した上で、生命を大切に考える考え、自分と相手や一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指している。

配偶者等への暴力対策として、重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の対象を拡大する保護命令制度の拡充、生活再建まで切れ目のない支援を行うための多機関連携を強化するための協議会の法定化等を盛り込んだ、改正DV防止法⁴⁰が2024年4月1日に施行された。関係府省が連携して、この改正法の円滑な運用等に努めることで、配偶者等からの暴力の被害者の保護及び支援を強化に取り組んでいる。

その他、社会経済状況や家族関係の変化により、女性の抱える問題が多様化・複雑化する中、売春を行うおそれのある女性の保護更生を目的とした「売春防止法」など女性の福祉・支援制

³⁶ 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議にて策定

³⁷ 「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」

³⁸ 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号)

³⁹ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第67号)

⁴⁰ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第30号)

度の限界と見直しの必要性が指摘されていた。こうした背景も踏まえ、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等といった視点を明確に規定する女性支援新法⁴¹が新たに制定され、2024年4月1日から施行されている。

（外国人との共生社会の実現）

日本は、外国人との共生社会の実現に向け、2018年に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を決定し、以降、毎年改訂を重ねながら内容の充実を図っている。2022年には日本の目指すべき外国人との共生社会のビジョン及びその実現に向けて取り組むべき中長期的な課題等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を決定した。

ロードマップにおいては、目指すべき外国人との共生社会のビジョンとして、「安全・安心な社会」、「多様性に富んだ活力ある社会」及び「個人の尊厳と人権を尊重した社会」の3つを掲げるとともに、共生社会のビジョンを実現するために取り組むべき中長期的な課題として、「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組」、「外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化」、「ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援」及び「共生社会の基盤整備に向けた取組」の4つを掲げている。また、その課題解決のための具体的取組を記載し、当該取組を関係省庁等と連携して進めている。さらに、ロードマップの推進に当たっては、施策の着実な実施を図るため、その実施状況について、有識者の意見を聴きつつ毎年点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行っている。

（ビジネスと人権）

国際的に企業活動における人権尊重の重要性が高まる中、日本は2020年に「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)を策定し、2022年に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」、2023年に公共調達における人権配慮に関する政府方針を決定した。また、上記ガイドラインを踏まえ、セミナー等の開催を通して中小企業を含む企業が労働組合、市民社会、業界団体、人権擁護者、地方自治体等のステークホルダーとの対話を含む人権尊重の取組を十分に理解できるよう、周知・啓発にも努めてきた。また、経済産業省では、2023年4月に企業に対して人権尊重の取組内容をよ

⁴¹ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)

り具体的かつ実務的な形で示すために「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」を策定した。

また、サプライチェーンのグローバル化が進む中、日本は、UNDPや国際労働機関(ILO⁴²)といった国際機関とも連携しつつ、日本企業の進出国を中心に、現地政府に対する行動計画の策定・実施の支援、日本企業及びそのサプライヤーに対する研修やセミナー等を実施するとともに、グローバル・サプライチェーンにおける労働者のディーセント・ワークの実現を支援している。日本は、経済協力開発機構(OECD⁴³)とも連携しつつ、OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針に基づき、日本連絡窓口(日本NCP)を通じて同指針の普及、照会処理及び問題解決支援を行っており、NCPの機能強化を図るべく、国内外のステークホルダー向けの周知活動や在外公館の周知活動を通じ、日本NCPの利活用の促進に取り組んでいる。

さらに、日本政府は、行動計画の2025年中の改定を目指して作業を進めており、引き続き、SDGsの達成への貢献を図っていく。

民間企業におけるビジネスと人権分野の取組の一環として立ち上げられた、責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)は、800を超える団体・個人が参加する外国人労働者支援プラットフォームである。日本を目指す／日本で暮らす外国人労働者に対し、情報提供・人権保護・相談窓口の設置を行い、23言語対応の「JP-MIRAIアシスト」や生活情報提供のポータルを運営している。また、同時に、外国人を雇用する企業やその製品・サービスを利用する大手企業向けに、外国人労働者の倫理的な外国人採用に対する支援や労働環境の改善を促進している。これらの取組は2024年度の「ビジネスと人権」作業部会の訪日報告書においても評価されている。

⁴² ILO: International Labour Organization

⁴³ OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development

重点事項③

地球規模の
主要課題への
取組強化



重点事項③：地球規模の主要課題への取組強化

気候変動、生物多様性の損失及び汚染という三つの世界的危機は複雑に絡み合っており、気候と持続可能な開発の危機に同時に対処し、相乗効果(シナジー)を生む統合的な対応が必要である。こうした考えの下、日本は、温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させて排出量を実質ゼロ(ネット・ゼロ)にし、循環共生型の経済・社会を実現し、生物多様性の損失を止め、反転させる(ネイチャーポジティブ／自然再興)ための取組を進めている。

重点事項①にも記載されているGX・DXや下記に挙げる様々な取組を通じ、最新(2023年度)の日本の温室効果ガスの排出・吸収量は、約10億1,700万トン(CO₂換算。以下同じ。)で、2013年度比では27.1%(約3億7,810万トン)の減少となり、2050年ネット・ゼロに向けた減少傾向を継続している。2025年2月には、2030年度から先の新たな温室効果ガス削減目標を含む「地球温暖化対策計画」を閣議決定している。同時に、脱炭素化に向けては、G7やアジア・ゼロエミッション共同体(AZEC⁴⁴)において、エネルギー安全保障、気候変動及び地政学的リスクに一体的に対応し、各国の事情に応じた多様な道筋を認めつつ、ネット・ゼロ実現という各国共通の目標を目指す方向性が示されている。日本は、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を掲げており、その対策を更に推進するため、2025年2月に「エネルギー基本計画」を改定した(後述「5. 各目標の達成状況」目標7及び13参照。)

また、自然災害の激甚化・頻発化が進む中、日本は、「仙台防災枠組2015-2030」に沿って、人命を守り、社会経済機能を強靱化するための取組を推進してきた。「国土強靱化計画」に基づき、防災への投資(例えば、観測体制強化、予測技術開発、効果的な情報発信の組合せ)は、近年の集中豪雨等に対しても、災害リスクの削減、早期避難、迅速な復旧復興等に効果を上げている(後述「5. 各目標の達成状況」目標9参照。)。これらの取組を通じ、経済・社会システムの強靱化を図ってきた。

さらに、脱炭素対応等の必要性といった環境制約や、資源の自給率の低さといった資源制約や経済安全保障の観点も踏まえつつ、産業競争力の強化や地方創生にも貢献すべく、循環経済への移行を推進してきた。

生物多様性の保全と持続可能な利用については、日本は、2023年に国家戦略を策定し、2030年までにネイチャーポジティブを達成するための取組を進めている。2027年には、横浜でGREEN×EXPO 2027が開催される。この博覧会は、自然と共に生きる知恵を世界と共有し、自然・人・社会が共に持続するための最適解を示すことを目指す。

⁴⁴ AZEC: Asia Zero Emission Community

日本は、プラスチック汚染問題について、海洋ごみの回収・処理・発生抑制、実体把握調査、科学的知見の集積等を進めている。また、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に向けた国際的な議論に貢献している。

国際保健分野では、例えば、1961年に国民皆保険制度を構築し、高齢社会にも対応したUHCを推進してきた。こうした経験を開発途上国にも共有するため、WHOや世界銀行等の国際機関と連携して、世界におけるUHC達成のための人材育成等を行う世界的拠点「UHCナレッジハブ」を日本に創設する。

以上の取組を推進するに当たっては、実施指針に記載のとおり、気候変動や生物多様性が健康に関わり合うという「プラネタリーヘルス」の考え方も踏まえ、個々の地球規模課題間の相互関連に十分に留意する必要がある。

(循環共生型社会とシナジーアプローチ)

気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的な危機を克服するため、相乗効果(シナジー)を世界規模で推進する必要性があるとの考えから、日本は、個々の地球規模課題の間の相互関連に留意しながらシナジーアプローチを重視し、ネット・ゼロ経済、循環型で気候変動に強靱かつネイチャーポジティブな経済・社会システムへの転換を追求してきている。

2024年5月に閣議決定された、「第六次環境基本計画」では、目指すべき持続可能な社会として、環境収容力を守り、環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展ができる社会、すなわち循環共生型社会の構築を掲げた。地球の健康(地球環境の健全性)と人の健康は一体不可分であるという「プラネタリーヘルス」に関する議論が活発化しており、自然資本(環境)があらゆる経済社会活動の基盤であるという認識の下、再生可能エネルギー等の地上資源を基調とし、環境負荷の総量を削減するにとどまらず、更に良好な環境の創出にもつながるような形に社会を展開していくことが重要である。今後の環境政策の展開に当たっては、利用可能な最良の科学的知見に基づいたスピードとスケールを確保しつつ、六つの重点戦略(経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション及び国際)に位置付けられた施策間におけるシナジーも発揮させながらSDGsの達成に貢献していくとしている。

国際的には、日本は、議長国を務めた2023年G7広島サミットを始めとする様々な機会に、「シナジーアプローチ」に関する国際的な議論を主導してきた。「気候変動とSDGsのシナジーに関する専門家グループ」は、2023年SDGサミットに際して「気候とSDGのシナジーに関する第1次グローバル・レポート」を、2024年の持続可能な開発のための国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF: High-Level Political Forum)に際して「気候とSDGのシナジーに関する第2次グローバル・レポート」をそれぞれ発表した。日本は、これらのレポートに対し、2022年7月に「第3回パリ協定とSDGsのシナジー強化に関する国際会議」を、2024年3月に「S

DGsエキスパートグループミーティング」をそれぞれ主催することなどを通じて貢献した。このようなシナジーの重要性が国際的に注目される中、2024年3月の第6回国連環境総会(UNEA6)では、日本が提案した「シナジー・協力・連携の国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施における促進に関する決議⁴⁵⁾」が採択された。

また、国際社会及び国内におけるSDGsの実施状況を共有するとともに、環境側面からのSDGsの取組を推進するために、民間企業や地方自治体、NGOなどの様々な立場から先行事例を共有して認め合い、更なる取組の弾みをつける場として、2016年度からSDGsステークホルダーズ・ミーティングを開催している。2022年3月の第13回会合、2023年2月の第14回会合では、SDGsに関する最新動向及びパリ協定とSDGsのシナジー強化に関する国際会議について紹介・共有しつつ、SDGs達成に向けて環境関連目標と他の項目とのシナジーのもたらし方等について議論を深めた。

(脱炭素)

気候変動分野では、国際社会の一致した取組の強化が必要であり、日本は、アジアを中心に世界の脱炭素化に貢献している。日本は、2021年から2025年までの5年間で、官民合わせて約148億米ドル規模の適応分野への支援を含め、全体で最大700億米ドル規模の支援を表明しており、着実に実施してきている。さらに、開発途上国での温室効果ガス削減を推進するため、二国間クレジット制度(JCM⁴⁶⁾を通じ、30か国で250件以上の脱炭素プロジェクトを展開している。また、AZECの下で、多様な道筋の下での脱炭素化プロジェクトを推進しているほか、ASEANにおける官民イニシアティブ(CEFIA⁴⁷⁾)を進め、脱炭素技術やファイナンスに関する議論を深めてきた。くわえて、「緑の気候基金(GCF⁴⁸⁾)」に30億米ドルを拠出し、2023年には最大約1,650億円を更に拠出する意向を表明した。企業の脱炭素への移行に向けた取組を支援するファイナンス手法であるトランジション・ファイナンスについては、更なる国際展開・浸透を図るため、2024年10月、金融庁とASEAN金融当局による主導の下、「アジアGXコンソーシアム」を設立し、事例の共有や実践的課題の集約・発信を行うなど国際的な場において議論を主導している。また、全温室効果ガスを世界的に削減する取組として、日本はグローバル・メタン・プレッジ(GMP⁴⁹⁾)チャンピオンへの参加、衛星によるメタン排出量測定や農業・廃棄物分野でのメタン削減支援、日本が立ち上げたフルオロカーボン・イニシアティブを通じたライフサイクル全体でのフロン排出抑制等を進めている。

⁴⁵⁾ フィジー、カナダ、チリ、スイス、ノルウェー及びペルーも共同提案国

⁴⁶⁾ 二国間クレジット制度(JCM: Joint Crediting Mechanism)は、パートナー国への優れた脱炭素技術などの普及を通じ、パートナー国における温室効果ガス排出削減・吸収に貢献し、その成果の一部をクレジットとして日本が獲得する制度。

⁴⁷⁾ CEFIA: Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN

⁴⁸⁾ GCF: Green Climate Fund

⁴⁹⁾ GMP: Global Methane Pledge

日本は、2020年10月、ネット・ゼロ経済への移行を加速すべく、もはや地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで、産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につなげるという考えの下、「2050年カーボンニュートラル」宣言を行った。2021年4月に、2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目指すとともに、50%の高みに向け挑戦を続ける旨表明し、2021年10月に、上述の2030年度削減目標の裏付けとなる対策・施策を記載した地球温暖化対策計画を閣議決定した。当該計画に基づき、経済と環境の好循環を生み出し、2030年度の野心的な目標に向けて力強く成長していくため、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野で取組を進めてきた。

さらに、2025年2月には、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すことを内容とする2030年度から先の新たな温室効果ガス削減目標を含む「地球温暖化対策計画」を閣議決定した。目標の実現のために、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指すGX政策と協調して、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していく。

コラム⑧：地域脱炭素の取組

日本政府は、2050年ネット・ゼロ及び2030年度46%削減の実現に向けて、地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組を進めている。太陽光発電、風力発電及びバイオマス発電を始めとする地域特性に応じた再生可能エネルギーを活用する地域脱炭素の取組は、地方公共団体が抱える地域課題の解決にも貢献する正に地方創生に資するものであり、SDGsの達成にも資するものである。日本政府は、脱炭素の取組と地域経済循環・地場産業振興・農林水産業振興・観光振興・防災力・レジリエンス強化等を始めとする地域課題解決を両立し、地域の魅力と質を向上させる持続可能な地域づくりに取り組む地方公共団体を、各種施策を通じて支援している。



地域脱炭素のイメージ図
資料：環境省

例えば、民生電力部門を中心に2050年を待つことなく2030年度までに、脱炭素と地域課題解決を同時に実現する地域として環境省が選定する脱炭素先行地域については、これまで全国38道府県107市町村の81提案(38道府県66市32町9村)を選定し、目標の達成に向け支援を実施している。



脱炭素×地域公共交通維持確保
(長野県上田市)

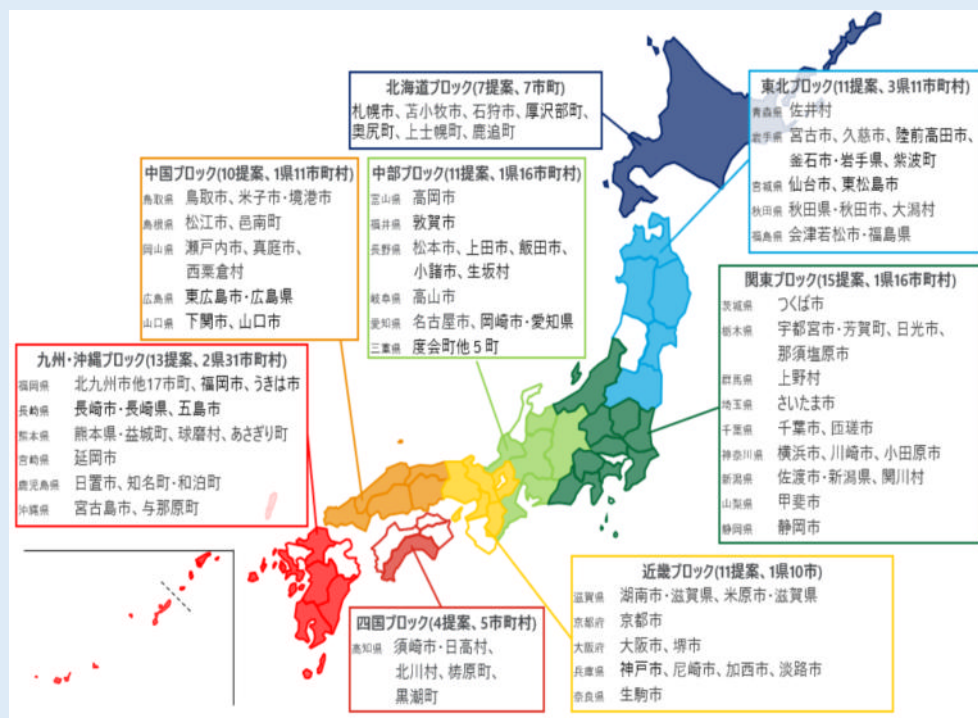


脱炭素×観光地活性化
(島根県松江市)

これにより、農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域において地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示していく。

また、自家消費型太陽光発電や住宅・建築物の省エネ性能向上など先進的な対策を、加速的かつ複合的に実施する地方公共団体について、重点対策加速化事業として複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援している。

今後とも、日本政府として、このような取組を通じて地域における脱炭素の基盤の構築を図り、地域脱炭素の加速化・全国展開を目指していく。



全国で創出される脱炭素先行地域(資料:環境省)

（エネルギー・食料の安定供給確保と強靱な需給構造への転換）

気候変動対策を進める中でも、エネルギー基本計画の下、安全性の確保を大前提に、安定供給の確保やエネルギーコストの低減(S+3E⁵⁰)に向けた取組を進めつつ、強靱なエネルギー需給構造への転換を含むエネルギー安全保障を強化してきた。

また、食料・農林水産業においてもSDGsや環境への対応が重視される中、2024年に改正された「食料・農業・農村基本法」では、「環境と調和のとれた食料システムの確立」が新たな基本理念として位置付けられ、2025年4月には、「食料・農業・農村基本計画」を策定した。これらに加え、生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させる「みどりの食料システム戦略」や「みどりの食料システム法」により、環境負荷低減を図る取組を進めている。

（防災と国土強靱化）

気候変動に伴って世界中で多発する自然災害への対応に関しては、日本は、防災・減災分野における知見の共有を図るとともに、被災地のより良い復興(Build Back Better)等、「仙台防災枠組2015-2030」の推進を国内外で加速してきた。その上で、日本独自の貢献として、2019年からは「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」を実施し、2022年までの間に洪水対策等を通じ、少なくとも500万人に対する支援を実施した。また、2023年には、防災枠組中間レビューで「政治宣言」を採択した。さらに、防災技術の海外展開を促進するため「JIPAD (Japan International Public-Private Association for Disaster Risk Reduction)」を設立し、計26回のセミナーを開催するなど、官民連携も強化した。世界各地で災害が頻発し、その規模も激甚化する中、各国からは日本の優れた防災技術に大きな期待が寄せられている。JIPADの取組等を通じて官民の連携を一層強化し、防災産業の国際展開を推進していく。

2024年は、1月1日に能登半島地震が発生し、多くの被災者が避難所等での避難生活を余儀なくされた。一般に、地震などの大規模災害の発生時には、女性と男性では災害から受ける影響が異なり、とりわけ女性や子ども、また、脆弱な状況にある人々がより大きな影響を受けることが知られており、被災者の多様なニーズに適切に対応するためには、災害対応の現場に女性が参画することが非常に重要である。WPSの観点も踏まえ、防災分野における女性の参画拡大等を一層推進する。

⁵⁰ S+3E(エスプラススリーイー)とは、安全性(Safety)を大前提として、安定供給(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment)を同時に実現する考え方。

水防災分野では、2023年3月に国連本部において「国連水会議2023」が開催され、テーマ別討議3「気候、強靱性、環境に関する水」において上川陽子総理特使がスウェイラム・エジプト水資源・灌漑大臣と共に共同議長を務め、気候変動、水・防災等に関する議論をリードした。同会議の後、エジプトと共に同分野における国際社会の議論のフォローアップを継続的に行っており、2023年11月及び2024年10月のカイロ水週間、2023年12月の国連気候変動サミット、2024年5月の第10回世界水フォーラム、2024年6月のドゥシャンベ水会議等において、日・エジプトで連携したフォローアップ会議を開催している。また、東南アジア4か国で洪水リスクマップの作成を支援するなどの国際協力も実施している。

さらに、日本の気象・気候にも寒波などの影響を及ぼし、地球上で最も温暖化が進行している地域である北極域の環境変化の実態把握とプロセス解明、気象気候予測の高度化・精緻化などの先進的な研究を推進するとともに、北極域の国際研究プラットフォームとして、北極域研究船「みらいⅡ」の着実な建造を進めている。また、南極での観測研究を通して、気候変動に関するデータを継続的に取得している。

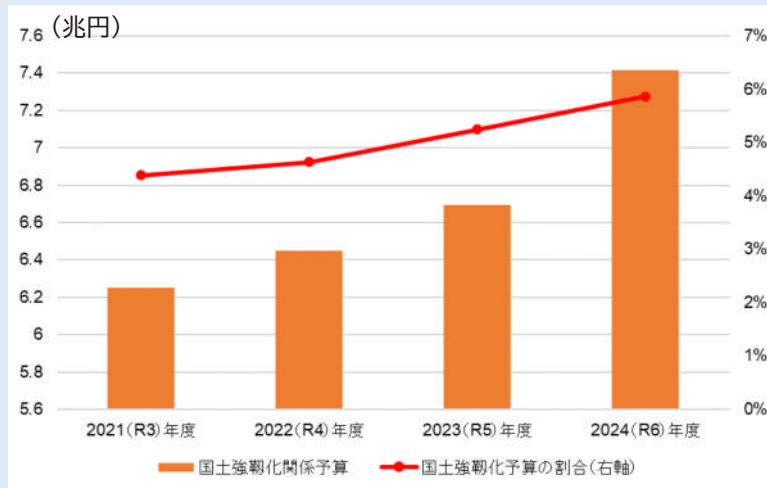
また、防災にも関わる取組として、日本は2023年9月に「グリーンインフラ推進戦略2023」を策定し、自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラについて、目指すべき姿や取組に当たっての視点を示すとともに、あらゆる分野・場面でグリーンインフラを普及・ビルトインすることを目指し、国土交通分野の取組を総合的・体系的に位置付けている。また、2020年3月に設立した「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」の会員数は、2,055名を超え（2025年3月時点）、多様な主体の知見や技術を活用して、グリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究、資金調達手法の検討等を進めている。さらに、2024年9月には、グリーンインフラを先駆的に進めているまちづくり事業者・投資家のみならず、地域におけるまちづくり事業者・金融機関等をターゲットとして、グリーンインフラによる多様な経済効果、評価・認証制度やファイナンスの仕組みまで幅広い情報を掲載した「グリーンインフラの事業・投資のすゝめ ～経済効果の見える化を通じた都市開発・まちづくりにおける投資促進に向けて～」を取りまとめて公表した。

コラム⑨：国土強靱化のための事前投資

日本は、近年気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するため、これに適切に対応しなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」及び「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、

更なる加速化・深化を図ることとし、2021年度から2025年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講じている。

2021年度から2024年度までの期間、毎年6.2～7.4兆円程度(約530億米ドル～約590億米ドル程度)の予算を確保し、政府全体予算のうち、約4～6%を国土強靱化に資する取組への事前投資に充ててきた。災害が激甚化・頻発化する中で、日本政府が防災への投資を一定程度行うことが、持続可能な社会の構築には不可欠である。



国土強靱化予算推移
(資料:内閣官房・財務省資料を
基に作成)

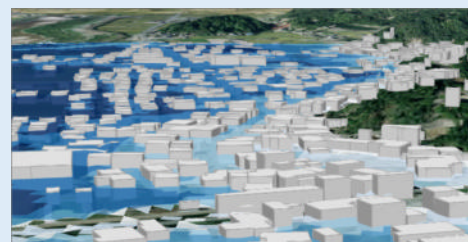
国土強靱化推進に当たり、デジタル化も推進している。例えば、2021年に熱海市で発生した土砂災害では、高精度標高データを使用し、発災前後の標高差分を取ることで被害状況の早期把握に貢献した。全国の約3割の地域で高精度標高データが未整備であり、早期の整備が課題となっており、航空レーザ測量により高精度標高データを整備している。高精度標高データにより、洪水や土砂災害等のシミュレーション精度が向上し、事前防災能力の向上が期待され、また、災害時には洪水の浸水範囲や土砂災害発生状況を迅速かつ精緻に把握できるため、迅速な復旧・復興にも寄与する。



高精度標高データ(3次元点群データ)(写真:地理院)



標高データから浸水深を推定(写真:地理院)



3次元地図による可視化(写真:地理院)

（循環経済）

資源循環は、ネット・ゼロのみならず、経済安全保障や地方創生など社会的課題の解決に貢献でき、日本としても、再生材の質と量の確保を通じて資源循環の産業競争力を強化することが重要との考えの下、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を重要な政策課題として位置付けている。

脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、2024年に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が成立し、基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の状況の報告・公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講じることとした。

循環経済への移行に向け、2024年7月に「循環経済に関する関係閣僚会議」を設置し、同年8月に循環型社会の形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略である「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定した。以後、取組を政府全体として戦略的・統合的に行うため、上記関係閣僚会議を開催しフォローアップを実施している。

また、2022年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック使用製品のライフサイクル全般にわたって、3R+Renewable(リデュース、リユース、リサイクル+再生可能資源の活用)の原則に則り、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するための措置を講じている。また、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に向けた国際的議論にも積極的に貢献している。

（食品ロス削減）

日本で発生している食品ロス量は年間472万トン(2022年度)と推計され、そのうち食品産業から発生する事業系食品ロスは236万トン、家庭から発生する家庭系食品ロスは236万トンとなっている。

2019年10月に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等が連携し、国民運動として食品ロス削減に取り組むこととした。さらに、事業系・家庭系食品ロスを2030年度までにそれぞれ2000年度比で半減させる目標を設定していたが、事業系については8年前倒しで目標を達成したことから、2025年度からは事業系目標を60%減に変更した。

事業系食品ロスの削減に向けては、フードサプライチェーン全体で食品ロスを削減させるため、①商慣習の見直し(納品期限の緩和、賞味期限の年月表示化、賞味期限の延長)、②食品事業者の店舗等における消費者への食品ロス削減の普及啓発、③食品企業における未利用食品のフードバンク等への提供の推進、④飲食店等における「食べきり」や食べ残しの「持ち帰り」に

取り組んでいる。家庭系食品ロスの削減に向けては、消費者の行動変容を促すため、①賞味期限や消費期限の理解促進、②家庭での食材活用法の情報提供、③消費者一人一人が食品ロス問題をより身近なことと実感できるよう食品ロス量の推計値を基にした経済損失及び温室効果ガス排出量の推計値公表、④各地域等において食品ロスの削減を担う人材である食品ロス削減推進サポーターの育成等に取り組んでいる。

（汚染防止）

日本は、化学物質の適正な利用と環境汚染の未然防止のため、日本は、化学物質審査規制法⁵¹に基づく新たに製造・輸入される新規化学物質の事前審査（2023年度実績は281件）を行いつつ、難分解性や毒性等を有する化学物質の新たな指定を行ってきた。また、「化学物質排出把握管理促進法」の対象物質の見直しを行い、「化学物質排出把握管理促進法施行令」を改正し、2023年に施行するなど、「化学物質排出移動量届出（PRTR⁵²）制度」により化学物質排出量の事業者の自主的な管理を促進してきた。国際的には、2023年9月、第5回国際化学物質管理会議（ICCM5⁵³）において「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC⁵⁴）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」が採択された。本枠組みは、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）による、ライフサイクル全体を通じた化学物質管理の自主的な枠組みであり、各国は国内実施計画の策定を通じて実現を図っていくことが求められている。日本では、GFCの採択を受け、政府内にGFC関係省庁連絡会議を設置し、GFC国内実施計画の策定を進めている。

また、開発途上国におけるきれいな街の実現に向けて、2022年に立ち上げた「JICAクリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI⁵⁵）」を通じて、環境管理を担当する行政組織の能力強化を中心とした協力を実施し、廃棄物管理と水質汚濁・大気汚染防止等の環境対策の推進により、健全な環境質を実現し開発途上国の人々の健康と生活環境の保全を実現できる持続可能な社会の構築支援に取り組んでいる。JCCIでは、(独)国際協力機構（JICA）の協力成果、アセットの共有とともに、国際機関やドナー、地方自治体、民間企業等、国内外の様々なパートナーと連携した事業形成や関係機関からの情報発信を促進しており、環境汚染対策や気候変動対策のプラットフォーム機能も果たしている。

⁵¹ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

⁵² PRTR: Pollutant Release and Transfer Register。事業者が化学物質の環境への排出量や移動量を把握し、国に届け出ることを義務付ける制度。

⁵³ ICCM5: The 5th session of the International Conference on Chemicals Management

⁵⁴ GFC: Global Framework on Chemicals

⁵⁵ JCCI: JICA Clean City Initiative

(海洋プラスチックごみ対策)

海洋ごみ(漂流・漂着・海底ごみ)は、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響等、様々な問題を引き起こしている。海洋ごみは人為的なものから流木等自然由来のものまで様々だが、回収・処理された海洋ごみにはプラスチックごみが多く含まれている。また、近年、マイクロプラスチック(一般的に5mm未満とされる微細なプラスチック)による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっている。

海洋ごみ等のプラスチック汚染対策に関し、日本は、2019年のG20大阪サミットにおいて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提唱し、2023年のG7広島サミットにおいてもプラスチック汚染に関する野心への合意を主導するなど国内外で積極的に取り組んできている。こうした中、2022年2月から3月に開催された国連環境総会において、海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に向けた政府間交渉委員会(INC⁵⁶)を立ち上げる決議が採択された。同決議は2024年末までに作業を完了する野心を持って2022年後半からINCを開始することを求め、2022年5月から6月のセネガルにおける公開作業部会を経て、2022年11月から12月にウルグアイにおいて第1回政府間交渉委員会が開催され、正式に条約交渉が開始された。その後、条約の要素等について議論を行った2023年5月から6月のフランスにおける第2回会合、条約の素案(ゼロドラフト)等について議論を行った2023年11月のケニアにおける第3回会合、条文案の改定版を基に交渉等を行った2024年4月のカナダにおける第4回会合を経て、2024年11月から12月に第5回会合が韓国において開催された。交渉開始当初に予定されていた最後の交渉会合であった第5回会合では、各条文案に関する議論が進展し、それを踏まえて議長から新たな条文案が提示されるなど一定の進展があったが、プラスチックの生産、特定のプラスチック製品や化学物質等の規制、条約実施のための資金協力等について引き続き各国の意見に隔たりが残り、条文案の実質合意には至らなかった。そのため、条文案全体が引き続き交渉対象であることを確認しつつ、再開会合において引き続き交渉することが決定された。その後、再開会合は2025年8月にスイスにおいて開催されることとなった。日本は、政府間交渉委員会の副議長兼アジア太平洋地域の代表理事を輩出し、各国間の共通理解の醸成に貢献してきており、今後も、プラスチックの大量消費国・排出国を含む多くの国が参画する実効的かつ進歩的な条約を目指し、早期の交渉妥結に向け、引き続き積極的に議論に貢献していく。

⁵⁶ INC: Intergovernmental Negotiating Committee

また、国内では、法令や基本方針に基づき、海洋ごみの回収・処理や発生抑制、実態把握調査及び科学的知見の集積を進めている。海岸漂着物等地域対策推進のための地方公共団体への財政支援に加え、啓発ウェブサイトの整備及び地方公共団体や民間企業と連携したモデル事業を展開しているほか、データ集約や調査を進め、2019年に公表した「漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法調和ガイドライン」の改訂作業を進めるなど、マイクロプラスチックの国際的モニタリング手法の調和を図ってきた。2024年には、世界的なモニタリングデータ共有システム(AOMI⁵⁷)を整備し、データ提供を開始した。また、こうした対策の国際的な情報共有を促進するため、毎年G20議長国と共に、G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組に基づく対策報告書の策定や各種国際協力も進めている。さらに、海洋汚染等防止法に基づき、船舶等からの廃棄物等の海洋投入処分を原則禁止し、水底土砂の海洋投入処分についての許可制度の適切な運用を行うなど、ロンドン条約1996年議定書等の海洋汚染の防止を目的とした国際条約を適切に履行している。

(生物多様性とネイチャーポジティブ)

日本は、2023年、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」に対応するものとして、「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、2030年までのネイチャーポジティブの実現を目指し、関係施策を推進してきた。例えば、2030年までに国内の陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30目標」の実現のため、国立公園等の保護地域の拡充に加え、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域(OECM⁵⁸)の設定・管理を進めている。特に、OECMの設定を推進するために、民間等の自主的な取組によって生物多様性が保全されている場所を「自然共生サイト」として認定する仕組みを開始し、2024年10月時点で253か所を認定した。OECM等のネイチャーポジティブに向けた民間等の活動を更に促進するため、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」を2024年4月に公布した。

また、2024年に「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定し、ネイチャーポジティブ経営への移行の必要性、移行に当たって企業が押えるべき要素、新たに生まれるビジネス機会の具体例、ネイチャーポジティブ経営への移行を支える国の施策を示した。これにより、2024年10月時点でTNFD⁵⁹に賛同している日本企業のアダプター数が125社以上と世界トップかつ、世界の4分の1を占めており、日本企業のネイチャーポジティブ推進に対する意欲が高まっている。

⁵⁷ AOMI: Atlas of Ocean Microplastics

⁵⁸ OECM: Other Effective area based Conservation Measures

⁵⁹ TNFD: Taskforce on Nature-related Financial Disclosures

国内での持続可能な森林経営推進に関しては、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を確立するため、主伐後の再造林や路網整備等を推進してきた。また、国際的に持続可能な森林経営の推進に貢献するため、民間企業等によるREDD+⁶⁰や植林活動を推進するとともに、開発途上国の防災・減災機能強化に向け森林技術の海外展開を支援してきた。さらに、開発途上国の森林管理能力向上、森林・湿地の回復、NbS⁶¹導入によるCO₂吸収を目指し、南米アマゾン、アフリカ、東南アジアを含む約40か国で自然環境保全事業を展開している。

コラム⑩:日本の自然共生社会の実現に向けた取組とGREEN×EXPO 2027

プラネタリー・バウンダリー(地球の限界)が叫ばれる現代、今後の人類の生活に大きな影響を及ぼす問題が、気候変動と生物多様性の損失である。これらの問題は相互に関連し、1992年に「気候変動枠組条約」と「生物多様性条約」が採択されて以降、取組が加速し、2015年に「パリ協定」、2022年に「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、現在、世界各国が、2030年の目標に向けて取組を進めている。

日本では、自然共生社会の実現に向けて多くの取組を実施しており、その中でも日本の知見も活かした国際的な取組として挙げられるのは、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において国連大学と共同で提唱した「SATOYAMAイニシアティブ」である。これは、日本を含めた世界各国の自然観や社会システムに根づいた自然共生の智慧(ちえ)と伝統を活かしつつ、現代の科学や技術を統合することにより二次的な自然環境の保全及び持続可能な利用を国際的に推進し、自然共生社会の実現を目指す取組である。

こうした流れの中で、1990年開催の大阪花の万博は、1992年の条約採択の2年前に「人間と自然との共生」の考えを世界に示し、2005年開催の愛知万博は、「自然の叡智」というテーマを追求し、自然共生の重要性を社会に浸透する上で、大きな役割を果たしてきた。このように、これまで日本で開催された博覧会は、国際的な議論の先駆けとして、地球規模の課題解決に向けたアクションを促すという重要な役割を果たしてきた。

GREEN×EXPO 2027(正式名称:2027年国際園芸博覧会。開催期間:2027年3月19日から9月26日。)は、「幸せを創る明日の風景 ～SCENERY OF THE FUTURE FOR HAPPINESS～」をテーマとし、地球規模の課題解決に取り組む方針が示されている。気候変動等の世界的な環境変化を踏まえ、日本が培ってきた自然との関係性の中で、自然環境が持つ多様な機能を暮らしに活かす知恵や文化について、その価値を再評価し、持続可能な社会の形成に活用するとともに、国際的な園芸文化の普及、花と緑があふ

⁶⁰ REDD+: Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation Plus。途上国における森林減少と森林劣化からの温室効果ガス排出を削減し、森林保全や持続可能な森林管理を促進するための国際的な取組。

⁶¹ NbS: 自然を基盤とした解決策(Nature based Solution)

れ農が身近にある豊かな暮らしの実現、多様な主体の参画等により幸福感が深まる社会を創造することを目的として開催するものである。

会場は、2015年に米軍から返還された旧上瀬谷通信施設(約242ha。そのうち博覧会区域約100ha)であり、長年にわたり土地利用制限が課されてきた広大な土地であるため、農地や草地など豊かな自然環境が広がり、河川の源流部、谷戸地形等の貴重な自然資本が残る。豊かな自然資本を活かした会場づくり(Nature-Based Design)により会場整備が進められる。

2027年国際園芸博覧会関係閣僚会議において決定された、「2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」において、SDGs達成への貢献が基本的な考え方の一つとして掲げられている。SDGs目標年(2030年)の3年前に開催される博覧会として、自然環境と密接不可分な分野に係る取組を推進すること、ネイチャーポジティブ、循環経済、GXやグリーン社会の実現に貢献するため、2030年以降を見据えた多様な主体の新たな取組を共有することをその目的として位置付け、開催に向けた取組を進めることとしている。

GREEN×EXPO 2027の開催者である(公社)2027年国際園芸博覧会協会では、持続可能性に関する取組を深めるため「サステナビリティ戦略」を策定し、GXやネイチャーポジティブの実現に向けた取組による環境対策を推進する。取組の一つとして、会場内で展示等に用いる仮設建築物には、規格化されたリユース部材の活用により、環境負荷を低減すると同時に、素材の調達から建設、運用、撤去及び再利用まで廃棄ゼロを目指したリユース型建築である「GX HOUSE」を活用する。また、テーマ「幸せを創る明日の風景」を表現するため、様々な展示・体験プログラム等を複合させた共創事業「Village」の取組により新しい時代の博覧会を創出する準備を進めている。



会場イメージCG:メインガーデン(写真:国土交通省)

(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC))

2022年5月、日本は公衆衛生危機に対する予防、備え及び対応(PPR⁶²)の強化、並びに、より強靱、より公平、より持続可能なUHCの達成を政策目標とするグローバルヘルス戦略を策定した。当該戦略に基づき、三大感染症(エイズ、結核及びマラリア)対策や保健システム強化を世界各地で実施する世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)及び低・中所得国でのワクチン導入や保健システム強化、予防接種事業等を推進するGaviワクチンアライアンスにおいて理事として運営方針等に関与している。また、低・中所得国のパンデミックPPR強化を支援するため2022年に世界銀行に設立されたパンデミック基金、母子保健課題を中心に事業を行う国連人口基金(UNFPA⁶³)や国際家族計画連盟(IPPF⁶⁴)などの国際機関等への継続的かつ戦略的な拠出やガバナンス・戦略策定への関与・主導、多国間協力の推進、市民社会等の多様なステークホルダーとの連携強化等に取り組んでおり、二国間援助としての保健システム強化、感染症対策、母子保健／性と生殖に関する健康支援及び非感染性疾患対策にも取り組んできた。

また、2023年のG7広島サミットにおいて、議長国としてグローバルヘルス分野の議論を主導し、公衆衛生危機対応のためのグローバルヘルス・アーキテクチャーの構築・強化、より強靱、より公平、より持続可能なUHC達成への貢献、様々な健康課題に対応するためのヘルス・イノベーションの促進を掲げて、議論を主導した。この中で、世界全体でのワクチン等の感染症危機対応医薬品等(MCM⁶⁵)への公平なアクセス向上のために、「MCMへの公平なアクセスのためのG7広島ビジョン」を発表し、「MCMに関するデリバリー・パートナーシップ(MCDP)」を立ち上げた。G7広島サミット以降もUHC達成に向けた取組を継続し、2023年9月に国連総会の際に開催されたUHCハイレベル会合において岸田総理大臣が改めてUHCの達成に向けて行動すべきである旨発信した。国際保健規則(IHR⁶⁶)(2005)の改正について、加盟国作業部会での議論を経て、2024年5月の第77回WHO総会において日本を含む複数国が提案した改正案の採択、「パンデミックへの予防、備え及び対応(PPR)に関するWHOの新たな法的文書」(いわゆる「パンデミック条約」)についての政府間交渉会議での議論を経て、2025年5月の第78回WHO総会における「条約」案の採択につなげるなど、「グローバルヘルス・アーキテクチャー」の発展・強化に貢献してきた。

また、G7広島サミットでは、グローバルヘルス分野でのインパクト投資の促進を通じた民間資金の動員により、グローバルヘルス分野での課題解決を目指す「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ(トリプル・アイ)」が承認され、2023年9月の国連総会のサイドイ

⁶² PPR: Pandemic Prevention, Preparedness and Response

⁶³ UNFPA: United Nations Population Fund

⁶⁴ IPPF: International Planned Parenthood Federation

⁶⁵ MCM: Medical Counter Measures

⁶⁶ IHR: International Health Regulations

ベントにおいて岸田総理大臣がその立ち上げを発表した。立ち上げ当初37機関だったパートナー数は、2025年1月時点で世界100機関を超え、拡大している。

2024年4月、国際通貨基金(IMF⁶⁷)・世界銀行春会合の際に開催されたUHCをテーマとするハイレベルイベントにおいて、日本は開発途上国のUHC達成に向けた取組を支援するため、世界銀行及びWHOと連携し、財務・保健当局者の人材育成等を目的として、「UHCナレッジハブ」を2025年に国内に設置することを発表し、設置に向けた取組を進めている。また、2024年5月の世界保健総会において、気候変動に強靱かつ低炭素で持続可能な保健医療システムの構築を目指すための「気候変動と健康に関する変革的行動のためのアライアンス(ATACH)」に正式に参加することを表明した。

(宇宙技術の活用)

宇宙技術の活用は、SDGs達成に向けた重要な要素となっており、日本は、地球環境の観測、自然災害への対応、農業の効率化、宇宙デブリの抑制といった多岐にわたる分野で宇宙技術を活用している。

国際宇宙ステーション(ISS⁶⁸)の日本実験棟「きぼう」では、微小重力環境⁶⁹を利用して、地上では難しい様々な科学実験を可能にするなど、SDGs達成に向けた研究開発・利用プログラムに大きく貢献している。例えば、医薬品開発において、微小重力環境の「きぼう」内で、タンパク質の結晶生成実験を行うと、地上よりも高品質な結晶を得ることができ、タンパク質結晶の構造解析が高精度に行うことができる。これにより、筋ジストロフィーやインフルエンザ等に有効な治療薬の開発に寄与している。

また、宇宙航空研究開発機構(JAXA⁷⁰)は、様々な宇宙技術を開発・運用している。JAXAが開発した「デブリ接近衝突確率に基づくリスク回避支援ツール(RABBIT)」は、宇宙デブリによる人工衛星や宇宙機への衝突リスクを予測し、適切な回避行動を支援するシステムであり、軌道上のデブリの位置と軌道をリアルタイムで監視し、衝突確率を計算して警告を発している。宇宙デブリの発生を抑制し、宇宙活動の安全性と持続可能性を向上させるとともに、衛星や宇宙機の衝突リスクを回避することで、通信、気象観測、地球環境観測などの重要なインフラを保護し、持続可能な経済成長を支援している。

⁶⁷ IMF: International Monetary Fund

⁶⁸ ISS: International Space Station

⁶⁹ ISS が飛行する高度 400km 付近の宇宙空間でも、僅かなガス(高層大気)が存在し宇宙機は常にその抵抗力を受けて加速度(減速 G)が発生する。また、地球の重力と慣性の働く方向のつり合いがとれている構造物の質量中心(CP)から離れることで、それによる加速度も生じる。ほんの小さな加速度(G)だが、これらの影響を受けるため、実験や活動の舞台となる ISS は「無重力」ではなく「微小重力」と言われる。

⁷⁰ JAXA: Japan Aerospace eXploration Agency

さらに、日本は宇宙技術を活用して、開発途上国の持続可能な開発を支援している。例えば、JICAとJAXAは「JICA-JAXA熱帯林早期警戒システム(JJ-FAST)」を利用して、違法伐採の抑制に貢献している。このシステムは、天候や雲に影響されずに観測が可能な衛星「だいち2号」のデータを用い、熱帯林減少を早期発見するものであり、78か国で違法伐採を検出した。また、JICAは、開発途上国の技術者や科学者を対象に、宇宙技術に関する研修プログラムを実施しており、現地の能力向上を図り、持続可能な開発のための基盤を強化している。

重点事項④

国際社会との
連携・協働



重点事項④：国際社会との連携・協働

持続可能な経済・社会は日本単独で構築できるものではない。日本を含む国際社会の様々な努力や取組にもかかわらず、SDGs達成は大きな困難に直面しており、特に開発途上国における資金不足問題の解決や国連を中核とする多国間協力の強化に国際的な関心が高まっている。

日本は、先進国の中でも最も厳しい財政状況にあるが、人間の安全保障の理念に基づき、政府開発援助（ODA）を継続してきた。ODAについては、その量を国民総所得（GNI⁷¹）比で0.7%とする国際目標を念頭に置くとともに、国内の極めて厳しい財政状況も十分踏まえつつ、様々な形でODAを拡充することとしている。2023年の日本のODA実績は、OECD開発援助委員会（DAC）の標準のODA計上方式として導入されている贈与相当額計上方式では、約196億37万米ドルであり、OECDのDAC諸国において米国、ドイツに次ぐ第3位であった。対GNI比では、2030アジェンダが採択された2015年には0.20%だったが、2023年には0.44%となった（後述「5. 各目標の達成状況」目標17参照。）。また、約70年前、第二次世界大戦後、我が国がまだ国際社会の支援を受けていた時期に全国の小中学校で広がった「ユニセフ募金」に始まった日本の民間資金による国際協力も近年堅調にその規模を拡大し、様々な形の官民連携も進んでいる。

特に明確な解決策が見つかっていない新たな課題が山積する時代において、深刻化する地球規模課題を解決していくためには、共通の目標の下、様々な主体がその強みを持ち寄り、対話と協働によって解決策を共に作り上げていくことが必要である。こうした考えに基づき、日本の開発協力においては、民間資金の動員を含め、様々な主体との「共創」を通じて、新たな価値を生み出していく方向性を打ち出している。開発資金のニーズが膨大である中で、ODAを触媒とした民間資金動員の促進や国内外の課題解決力を有するパートナーとの連携強化等に共に取り組み、生まれた価値を日本へも環流させていくことで、新しい国際協力の仕組みを実現していく。また、日本の国内市場縮小が見込まれる中、開発途上国・新興国の社会課題解決に日本のビジネスが一層大きな役割を果たせるよう支援していく必要があり、そうした観点からも、ODA等を通じた民間資金の動員を促進していく。

（開発協力大綱の改定）

2023年6月、日本は開発協力大綱を改定した。複合的危機に直面する国際社会において、個人の保護や能力強化といった「人への投資」に加えて、様々な主体との「連帯」を重視する、新しい時代の「人間の安全保障」を指導理念と位置付けた。

⁷¹ 国民総所得：Gross National Income

重点政策には、「複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導」を明記し、脆弱国・地域等への協力に引き続き取り組みつつ、「人間の安全保障」の理念を踏まえ、SDGs達成に向けた取組を加速化すること等により、国際協力を牽引し、地球規模課題の解決に向け、総合的な取組を強化していく方針を打ち出した。

また、開発協力の適正性確保のための実施原則として「ジェンダー主流化を含むインクルーシブな社会の促進・公平性の確保」を導入した。女性や社会的に脆弱な立場に置かれている人々を含め、全ての人が開発に参画でき、恩恵を享受できる多様でインクルーシブな社会を促進すべく、公正性の確保に十分配慮した開発協力を行うこととしている。

さらに、開発協力の戦略性を高める観点から、日本の強みを活かした協力メニューを提案する「オファー型協力」を新たに打ち出した。例えば、2023年にはカンボジアとデジタル分野（デジタル経済社会の発展支援）、2024年にはフィジーと防災・気候変動分野（フィジー及び大洋州地域の防災・早期警戒体制強化）の協力メニューに合意した。開発のプラットフォームに様々な主体を巻き込みつつ、開発途上国の開発課題を解決するだけでなく、グローバルな複合的危機への対応に連帯して取り組むとともに、国際社会全体に広く普遍していくにふさわしい社会的価値の共創を目指し取り組んでいる。

日本は、SDGsの根底にある理念となる「人間の安全保障」の重要性に鑑み、毎年人間の安全保障基金にも拠出してきているが、同基金は、日本がほぼ唯一の、そして最大の拠出国である。開発案件については、「保護」と「能力強化」を主軸に、「人間中心」、「包括的」、「文脈に応じた」、「予防的」といった観点を重視し、広範囲かつ分野横断的に対処すべく、複数の国連機関による共同プロジェクトをNGOとの連携を図りつつ実施してきており、日本は基金に対して累計約519億円（約4億7,203万米ドル）を支援している（2024年末時点）。

コラム⑪：パートナーシップに基づく地域活動の国際展開 ～琵琶湖の「うみのこ」が開発途上国の環境教育モデルに～

環境先進県として知られる滋賀県には、県内の小学5年生が乗船する環境学習船「うみのこ」の愛称で呼ばれる独自の環境教育の取組が存在する（正式名称「びわ湖フローティングスクール」）。「琵琶湖の環境に主体的に関わる」ことを目的として1983年に始まり、2024年12月末までに滋賀県の人口の4割以上に相当する延べ約63万人が参加してきた。

「びわ湖フローティングスクール」では、一泊二日の航海に複数の学校が同時に乗船し、他校の児童と一緒に学び、集団生活を行う。琵琶湖の島の展望、寄港地でのウォークラリー、学校同士の交流活動などのレクリエーションを行い、集団の中での助け合いなどを学ぶ。また、環境学習としてプランクトンや魚・貝の観察、水の透視度調査、水の汚れの回復実

験などを行う。学習内容は学校によって選択が可能で、環境問題への認識の変化とともに内容も変化している。

提供される全ての食事に滋賀県産の食材が取り入れられており、食育にもつながっている。中でも県産豚のトンカツを使った「うみのこカレー」は乗船した誰もが記憶する思い出の味となっている。また、「うみのこ」は、燃料にバイオディーゼル燃料(BDF⁷²)を10:1の割合で使用し、運航している。また、2025年1月には、滋賀銀行から、びわ湖カーボンクレジット30トン-CO₂の提供を受け、運航時に排出される温室効果ガスの一部をオフセットした。

この「うみのこ」のノウハウが、中米でハイチに次ぐ貧困国であるニカラグアの首都マナグアにある、マナグア湖での環境学習で活用されている。

琵琶湖の1.5倍の面積を持つマナグア湖は観光資源として開発が進められている一方で、生活排水などの流入による水質汚染が深刻化していた。同国で小学校教育などの支援を行っていたJICAニカラグア事務所では、こうしたマナグア湖の状況を改善したいと考え、国内外の状況や事例を学ぶ中で、琵琶湖の環境保全・再生を進めながら経済を発展させた滋賀県の「琵琶湖モデル」に注目した。

同事務所は2020年にマナグア湖の環境保全の課題について考える「BIWAKOタスクフォース」を設置。滋賀県の教育委員会やフローティングスクール関係者の協力を得ながら一歩ずつ活動を進め、2021年に「ニカラグア版UMINOKO」が実現した。

「ニカラグア版UMINOKO」では、普段は観光客船として使われている船を使用し、小学4年生・5年生を対象に、約2時間の体験学習を実施している。顕微鏡を使って、汚れて茶色や緑色に見える湖面や浮遊するゴミの様子や、水中の生物の観察等を行った後、マナグア湖の水をきれいにするには何をしたら良いかについて話し合う。初めて船に乗る生徒も多く、「うみのこ」と同様に、環境学習がクラスメイトとの一生の思い出になり、未来の環境人材につながっていく。

この「ニカラグア版UMINOKO」は、乗船学習を経験した児童や教師から高い評価を得ており、2021年の第26回気候変動枠組条約締約国会議(COP26)ではニカラグアの教育大臣から世界に紹介された。

⁷² BDF: Bio Diesel Fuel

ニカラグアの教育関係者と「びわ湖フローティングスクール」との意見交換などが続けられており、「ニカラグア版UMINOKO」の学習プログラムが更に充実し、継続的・発展的に実施されることが期待される。⁷³

⁷³ 参考 ここ滋賀HP <https://cocoshiga.jp/official/topic/uminoko/>
オフセット <https://uminoko.jp/topics/2025/3853/>
参考 https://uminoko.jp/files/child/NicaraguaUMINOKO_C.pdf



「うみのこ」
(写真:びわ湖フローティングスクール)

（「質の高いインフラ」と「人への投資」による共創）

日本は、多様なアクターとの連携や新たな資金の動員を行いつつ、様々な人材育成のための研修や留学などを通じた「人への投資」や透明性、開放性、ライフサイクルコストからみた経済性、債務持続可能性等を考慮した「質の高いインフラ」の整備を実施してきた。また、日本は、開発途上国の経済・開発戦略に沿った形で、その国や地域の質の高い成長につながるようなハード面のインフラ整備に、これを管理・運営するための制度整備、運営・維持管理、人材育成などのソフト面での協力を組み合わせることにより、「質の高いインフラ」の整備を推進してきた。

いくつか例を挙げると、農業分野では、東南アジアにおいて衛星画像などを活用し、スマート農業の促進に向けたデータ基盤整備を実施した。農地の属性情報整備により、効率的な農業施策の実施と民間企業の参入が期待される。また、アジア・アフリカ健康構想及びグローバルヘルス戦略の下、医療・介護分野での人材育成の強化や、UHCの推進も図ってきている。

インフラ面では、JICAによるアジア開発銀行（ADB）を通じた投融資や日・ASEAN包括的連結性イニシアティブの枠組みを通じ、交通インフラや電力連結性を強化してきた。また、日本初の社会貢献債「JICA債」による資金調達も継続し、2023年からはサステナビリティボンドとして発行を拡充している。

日本は、海外水インフラの整備拡充のため、事業実施可能性調査（F/S）、相手国との政策対話、要人招へい事業等を継続的に実施し、日本の質の高い水インフラの関連設備の導入や日本企業からの事業投資拡大を支援している。2019年6月から、海外水ビジネスに関与する企業、業界団体、地方自治体等で構成する官民プラットフォームを支援しており、関係機関と連携してミッション団を派遣するなど、アジアを始めとする各国の水事情の改善に寄与する取組を進めている。

日本は、国連自体の効率性を高め、平和と安全の維持及び経済社会開発を図ることを目的とし、主に開発途上国の行政官の研修及び国連の機能・目的に関連する調査を行うことを任務とする国連訓練調査研究所(UNITAR⁷⁴)に対して毎年拠出してきており、例えば、2023年度には、「津波防災に関する女性のリーダーシップ研修」、「G7広島サミットレガシープロジェクト：しまなみコレクティブ：自由で開かれたインド太平洋のための海と人間の安全保障及び同気候変動早期警報システム」、「食糧危機に対する緊急支援：アフガニスタン女性の起業家育成と経済安全保障」、「ASEAN地域の信頼醸成プログラム」、「エジプト、イラク、レバノンにおける起業家育成を通じた食料危機への緊急対応」といった研修に対してそれぞれ拠出を行った上で、2024年度にUNITARがこれらの研修を実施してきている。

（国連を中核とする多国間主義の強化）

普遍性と専門性に支えられた正統性を有する国連は、国際場裡における諸課題解決のためのルール形成及び国際連携において極めて重要な存在である。これまで日本は、国連を中核に据えた多国間主義の強化に向けたコミットメントを示し、また、国連を始めとする国際機関との連携を重視してきた。例えば、ODAの約18.5%を国際機関等に充てつつ、国際機関との連携を強化するとともに、2025年までに国連関係機関で働く日本人職員を1,000名とすることを目標に国際機関邦人職員の増強を行い、2023年末時点で国連関係機関の日本人の専門職職員が958人となるなど、国際的な組織におけるプレゼンスを強化してきた。その上、重点事項③でも言及のある、環境や国際保健、AI等の分野において国際社会の持続可能性の確保に向けたルール形成に主導的に参画してきた。

⁷⁴ UNITAR: United Nations Institute for Training and Research

重点事項⑤

平和の持続と
持続可能な開発の
一体的推進



重点事項⑤：平和の持続と持続可能な開発の一体的推進

近年、国際社会において、力による一方的な現状変更の試みを含め、分断と対立の様相が激化・拡大している。こうした状況は、国際社会の持続可能性の実現に不可欠な国際協力の基盤を脆弱なものにしているだけでなく、エネルギーや食料の価格高騰、供給の不安定化を招き、特に脆弱な国において自国の持続可能な成長と繁栄を確保する取組を一層困難なものにしている。

こうした点も踏まえつつ、日本は、持続可能な開発と平和の持続は表裏一体であるとの認識の下、人間の安全保障の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献することを国際協力全般の基本的立場として打ち出し、取り組んできた。また、国際的な平和並びに紛争予防及び紛争解決には、女性の平等かつ完全な参画が必要であり、「女性・平和・安全保障(WPS)」を推進している。さらに、若者の政治的・社会経済的参画も重要であり、「若者・平和・安全保障(YPS)」についても推進している。

こうした活動を通じ、自由で開かれた国際秩序の維持や紛争地での和平合意の実現とその後の発展などに寄与してきた。

(国連平和維持活動)

1992年以降、日本は、「国際連合平和維持活動(PKO⁷⁵)」等に対する協力に関する法律(国際平和協力法)」に基づき、国連を中心とした国際平和のための努力に対して、人的及び物的協力を実施している。

人的協力については、2025年3月時点まで29件の国際平和協力業務を実施し、延べ約1万2,700名を派遣した。前回VNRを実施した2021年以降、新たに1件の国際平和協力業務の実施により延べ約200名増となっている。2022年には、UAE(ドバイ)にある国連難民高等弁務官事務所(UNHCR⁷⁶)の人道救援物資(毛布等)をウクライナ周辺国(ポーランド共和国及びルーマニア)に自衛隊の航空機で空輸するウクライナ被災民救援国際平和協力業務を実施した。2025年3月時点では、国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS⁷⁷)の司令部に6名、シナイ半島の多国籍部隊・監視団(MFO⁷⁸)の司令部に4名の陸上自衛官をそれぞれ派遣している。

⁷⁵ PKO: Peacekeeping Operations

⁷⁶ UNHCR: United Nations High Commissioner for Refugees

⁷⁷ UNMISS: United Nations Mission in South Sudan

⁷⁸ MFO: Multinational Force and Observers

人道救援物資(毛布等)を提供する物的協力については、これまで32件の実績がある。前回VNRを実施した2021年以降新たに3件実施した。2022年はウクライナ被災民支援を実施し、2024年にはパレスチナ被災民支援とレバノン被災民支援をそれぞれ実施した。

(ソマリア沖・アデン湾における海賊対処のための取組)

日本は、2009年7月から、海賊対処法に基づく海賊対処行動として、ソマリア沖・アデン湾において、自衛隊の艦艇及び航空機による活動を開始した。2013年からは、より柔軟かつ効果的な運用を行うため、海賊対処を行う多国籍部隊である第151連合任務群(CTF151)に参加している。自衛隊は、2025年3月時点で、護衛艦1隻とP-3C哨戒機1機を用い、民間船舶の護衛と警戒監視を行っており、2021年4月から2025年3月までの間、派遣海賊対処行動水上部隊(護衛艦)は第38次隊から第50次隊まで、派遣海賊対処行動航空隊(P-3C哨戒機)は第42次隊から第56次隊までがそれぞれ活動している。このような日本を含む国際社会の取組により、ピーク時に年間200件以上発生していた海賊等事案は、低水準で推移している。

また、日本は、ソマリア及び周辺国の海上保安能力の向上支援として、国際海事機構(IMO⁷⁹)ジブチ行動指針信託基金への拠出を通じ、訓練センター及び海賊情報共有センターの設置、研修プログラムの実施等に貢献している。くわえて、ソマリア海賊問題の根本的解決のためにはソマリアの復興と安定が不可欠である。日本は、2007年以降、治安の強化及び人道援助・インフラ整備等の分野で総額約6億1,500万米ドルの対ソマリア支援を実施している。

(HDPネクサスとWPS)

日本は、人道支援と並行して、難民の自立支援や受入国の負担削減のための開発協力を行い、また、根本的な原因である紛争の解決・予防に向けた平和の取組を進めるという、人道支援、開発及び平和構築を統合した「HDPネクサス⁸⁰」のアプローチに基づき、難民支援や受入国の安定化に取り組んできており、特に中東やアフリカでの支援を強化している。

また、WPSは、女性や女性の保護や救済に取り組みつつ、女性自身が指導的な立場に立つて紛争の予防や復興・平和構築に参画することで、より持続可能な平和に近づくことができるという考え方である。国際的な平和並びに紛争予防及び紛争解決には女性の平等かつ完全な参画や紛争下の性的暴力からの保護、ジェンダー平等が必要であると明記した国連安保理決議第1325号及び関連決議履行のために、日本は、2023年に第3次「女性・平和・安全保障(WPS)」に関する行動計画(2023-2028年度)」を策定した。第1次及び第2次行動計画の

⁷⁹ IMO: International Maritime Organization

⁸⁰ HDP ネクサス(人道(Humanitarian)、開発(Development)、平和(Peace)の連携(Nexus)):短期的な「人道支援」と合わせて、中長期的な視点から、難民の自立支援や受入国の負担軽減のための「開発協力」を行い、さらに難民発生の原因である紛争の解決・予防に向けた「平和の取組」を進める考え方

経験を踏まえ、紛争関連の事態のみならず自然災害・気候変動にも対応している。また、国内のWPS関連対応能力強化と女性に対する暴力撲滅の取組も強化してきている。

日本は、国連女性機関(UN Women)への拠出を通して、アジア、アフリカ、中東地域等において、紛争や自然災害の影響を受ける女性及び女兒に対する緊急人道支援、経済支援、暴力からの保護、WPS行動計画策定等のプロジェクトを支援している。また、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所への拠出を通して、2014年以降、コンゴ(民)、ソマリア、中央アフリカ、ヨルダン等で同事務所が実施する司法・警察制度の強化や被害者支援に関するプロジェクトを支援してきている。紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金(GSF)への拠出においては、紛争関連の性的暴力生存者への経済的自立支援や生存者に対する救済へのアクセスを向上するための啓発活動のための支援を実施している。

2025年、日本とノルウェーは、WPSフォーカルポイント・ネットワーク共同議長に就任し、2025年2月4日から6日に、WPSフォーカルポイント・ネットワーク(FPN)東京会合を開催した。国連安保理決議第1325号の採択から25周年の節目であることを強調し、WPSに関する25年間の国際社会の取組を振り返りつつ、現在の世界情勢に照らして将来に向けたコミットメントを新たにし、今後のWPSアジェンダについて議論を深めた。

JICAを通じた平和構築支援としては、例えば、40年以上にわたり紛争の影響を受けてきたフィリピン・ミンダナオでの地方行政における包摂的な行政サービス提供の支援、ウガンダやザンビア等での難民の自立支援とホストコミュニティの負担軽減のためのインフラ整備や行政サービス拡充、25年以上協力してきたカンボジアとともに実施した、コロンビア、ウクライナ等における復旧・復興の前提となる地雷・不発弾対策のための対応能力の強化と機材の提供等がある。また、パレスチナの難民キャンプの改善支援において、女性のニーズを反映する仕組みを導入する等、日本は、全ての事業において女性の意見を取り入れ、女性の主体的な参画を推進している。

また、日本は、2007年以降、平和構築・開発援助・人道支援の分野で活躍する文民人材の育成を実施している。国連機関等と連携し、これまでに1,000人を超える人材を育成してきた。

(法の支配の推進)

2021年、日本で開催された第14回国連犯罪防止刑事司法会議(通称「京都コンgres」)では、SDGs達成に向けた刑事司法の役割が議論され、犯罪防止・刑事司法分野における中長期的な指針となる「京都宣言」が採択された。日本は、同宣言の実施にリーダーシップを発揮するため、国際協力の推進のための各地域における実務家のネットワークの創設や世界各国における再犯防止の推進を通じて、法の支配の推進に貢献している。

また、日本は、国連と協力して運営する国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI⁸¹)を通じて、アジア太平洋地域やアフリカの国々を始めとする開発途上国を対象として、組織犯罪対策、汚職やテロの防止等をテーマとした国際研修を行い、各国の刑事司法実務家の能力向上に貢献してきた。さらに、日本は、JICAを通じて、司法アクセス改善、ビジネス関連法、国際公法、汚職対策、ビジネスと人権に関連する研修、東南アジア・南アジア・アフリカでの法整備、法運用機能の強化、紛争解決手段へのアクセス向上、若年者の更生や社会復帰、法執行機関の能力強化等に関するプロジェクトを展開している。

くわえて、日本は、法制度整備支援を専門とする部署を法務省内に設置し(法務総合研究所国際協力部(ICD⁸²))、ベトナム、ラオス、カンボジア、インドネシア、モンゴル、バングラデシュ、東ティモール、スリランカ、ウズベキスタンといったアジア諸国を中心に、民法、刑法、商法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政手続法、仲裁、調停等に関する立法支援・運用支援・人材育成に取り組んでおり、また、この支援をウクライナや、キルギスに対しても実施するほか、太平洋島嶼国、アフリカ等で実施することも予定している。これら法制度整備支援は法の支配の強化に資するものであり、平和で包摂的な社会を構築し、公正な司法制度へのアクセスを提供することに貢献している。

日本は、国連薬物・犯罪事務所(UNODC⁸³)等の国際機関を通じて、サイバー犯罪を含む組織犯罪やテロ対策支援を行い、国際平和の維持に尽力してきた。また、日本は、国際的な法の支配の普及に向けた取組の一環として、外務省、UNAFEI、国際司法・法の支配研究所(IIJ⁸⁴)等との共催で、外国の刑事司法関係者を招へいし、ワークショップを開催してきている。2024年2月には、南アジア及び東南アジア地域から関係者を招へいし、テロ事案の訴追プロセスにおいて、公正で透明性が高く、人権に配慮した手続が確保されることを目的として、ワークショップを実施した。2025年2月には、中央アジア5か国から関係者を招へいし、同地域出身の外国人テロ戦闘員(FTF⁸⁵)の捜査・訴追・送還・社会復帰等をテーマに実施した。

また、日本は、国際司法裁判所(ICJ⁸⁶)及び国際刑事裁判所(ICC⁸⁷)の発展に協力し、国際紛争の平和的解決及び国際社会における法の支配の増進に積極的に貢献していく。

⁸¹ UNAFEI: United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders

⁸² ICD: International Corporation Department

⁸³ UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime

⁸⁴ IIJ: International Institute for Justice and the Rule of Law

⁸⁵ FTF: Foreign Terrorist Fighters

⁸⁶ ICJ: International Court of Justice

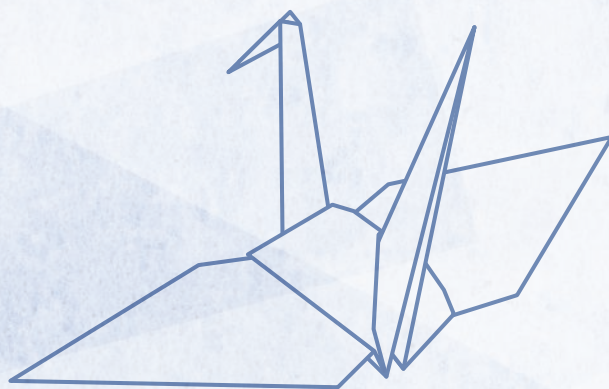
⁸⁷ ICC: International Criminal Court

（平和に向けた取組）

2024年12月、長年にわたり核兵器の廃絶や被爆の実相に対する理解の促進に取り組んできた日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞したことは、意義深いことである。日本は、引き続き、被爆の実相の正確な理解の促進を含め、国際社会における平和の持続に寄与する取組を継続・強化していく。

第5章

各目標の達成状況



5. 各目標の達成状況

日本政府による進捗評価

上記4「SDGs達成に向けた日本のビジョンと取組の評価」に記載した様々な取組を通じ、日本は、イノベーションを活かした成長と分配の好循環により、30年にわたり続いてきたデフレから完全に脱却しつつ、高水準の賃上げを実現するなど、成長型の経済を実現できるかどうかの重要な分岐点を迎えるに至っている。同時に、2050年カーボンニュートラルに向けた温室効果ガスの排出削減や災害リスクに対する強靱化等において成果を上げている。

様々な取組を通じた、各分野の進捗を総合的に俯瞰した結果、SDGsの目標3(健康・福祉)や目標8(経済成長と雇用)、目標9(インフラ、産業化、イノベーション)、目標13(気候変動)等で進展が確認された。

一方、目標5(ジェンダー)や目標10(不平等)等では、雇用の拡大などの経済状況の好転や、年金等の社会保障や税による再分配効果により、女性の就業率や相対的貧困などについて、基本的に横ばい又は改善の傾向となっているが、課題も確認されている。

詳細については、以下「各目標の達成状況」において、目標ごとに進捗を確認する。

なお、SDGsを打ち出した2030アジェンダは、SDGsの17目標及び169のターゲットをフォローアップするものとして、グローバル指標を位置付けており、日本政府も、ウェブサイト「Japan SDGs Action Platform」上で、日本のグローバル指標の値を公開している⁸⁸。2025年3月時点では、174指標を整備しており、前回VNRを実施した2021年から36指標を新しく整備した。

以下の日本政府による進捗評価においても、SDGsに付随するターゲットやそれらに関するグローバル指標の関連データを参考にするものの、日本における相対的優先度合い等も加味しつつ、必ずしもそうした一つの枠組みにとらわれずに、目標ごとの評価を行う。

88

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/data/21_SDG_indicator_data_list\(for_download\).xlsx](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/data/21_SDG_indicator_data_list(for_download).xlsx)

目標1:あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



(1)平均所得金額

日本国内における本目標の達成状況を直接的に示す指標ではないが、国内の所得等に注目する調査である2023年国民生活基礎調査によると、2022年の1世帯当たり平均所得金額は、「全世帯」が524万2,000円(約3万9,000米ドル⁸⁹)となっている。また、「高齢者世帯」が304万9,000円(約2万3,000米ドル⁹⁰)、「高齢者世帯以外の世帯」が651万1,000円(約4万9,000米ドル⁹¹)、「児童のいる世帯」が812万6,000円(約6万7,000米ドル⁹²)となっている。

各種世帯の1世帯当たりの平均所得金額の年次推移

世帯の種類 対前年増加率	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全世帯(万円)	528.9	541.9	545.4	560.2	551.6	552.3	...	564.3	545.7	524.2
対前年増減率(%)	-1.5	2.5	0.6	2.7	-1.5	0.1	...	...	-3.3	-3.9
高齢者世帯(万円)	300.5	297.3	308.1	318.6	334.9	312.6	...	332.9	318.3	304.9
対前年増減率(%)	-2.8	-1.1	3.6	3.4	5.1	-6.7	...	...	-4.4	-4.2
高齢者世帯以外の世帯(万円)	615.2	636.4	638.0	656.3	653.2	659.3	...	685.9	665.0	651.1
対前年増減率(%)	0.8	3.4	0.3	2.9	-0.5	0.9	...	...	-3.0	-2.1
児童のいる世帯(万円)	696.3	712.9	707.6	739.8	743.6	745.9	...	813.5	785.0	812.6
対前年増減率(%)	3.4	2.4	-0.7	4.6	0.5	0.3	...	...	-3.5	3.5

※2015年の数値は、熊本県を除いたものである。

※2020年は、調査(2019年の所得)を実施していない。

(2)生活困窮者自立支援法

生活困窮者自立支援法は、2015年4月に施行され、生活に困窮する方の相談を受け付け、一人一人の状況に合わせて、仕事の支援、家賃相当額の支給などの住まいの支援、家計の立て直しの支援など様々な支援を提供している。同法が施行されてから、2023年度までに新規相談受付件数は延べ約315.3万件であった。

新型コロナウイルス感染症が感染拡大した2020年度は新規相談受付件数が78万6,163件にまで増大したが、その後減少し、2023年度は29万3,455件となっている。

⁸⁹ 2022年度の為替レート1米ドル/133.85円を基に、参考として事務局にて計算

⁹⁰ 2022年度の為替レート1米ドル/133.85円を基に、参考として事務局にて計算

⁹¹ 2022年度の為替レート1米ドル/133.85円を基に、参考として事務局にて計算

⁹² 2022年度の為替レート1米ドル/133.85円を基に、参考として事務局にて計算

(3)生活保護

利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する方については、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長することを目的とした生活保護制度による支援を行っている。生活保護受給者数は2015年3月をピークに減少に転じ、2024年9月には約201万人になった。一方、生活保護の申請件数は、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した2020年以降増加しており、2024年1月から9月までの9か月間の累計は、約20万件となった。

(4)こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

こどもの貧困率⁹³は、「子どもの貧困対策に関する大綱」が最初に策定された2014年に公表された国民生活基礎調査に基づく2012年の値は16.3%であり、前回VNRに掲載した2018年の値は14.0%であったが、2021年には11.5%と低下した。2023年12月に閣議決定した「こども大綱」等に基づき、引き続き、こどもの貧困の解消に向けた対策を推進していく。

(5)国際協力

2023年6月に改定した開発協力大綱では、新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を重点政策の一つに定め、脆弱国・地域等への協力にも引き続き取り組んでいく旨記載している。

JICAは、市場志向型農業振興(SHEP: Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion)という、小規模農家の自立性を尊重しつつ、収入を向上させることを目的とした農業普及のアプローチを実施している。SHEPは、ケニアとの技術協力の中で生まれた、農業振興と貧困削減を同時に追求するJICA発のアプローチであり、対象農家の所得の大幅な増加が確認された。2025年3月時点において、世界約60か国でSHEPアプローチを展開している。

この他、国際金融機関と連携し、開発途上国の貧困・格差解消に資する施策として、政府予算支援、コミュニティ開発、女性のエンパワーメント、社会的保護プログラム等を実施してきている。

⁹³ 出典OECD “Income Distribution Database”

目標2：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



(1) 国による支援の実施

日本政府は、就学援助制度や生活保護制度により、学校給食費の補助や低所得世帯への教育扶助を実施してきている。学校給食の普及・充実と食育の推進を通じて、健全な食生活の実践及び健康の保持・増進を目指している。また、経済的に困窮している方への多様な食料の提供に向けて、地域の関係者が連携する体制づくりや食品提供の質・量の充実等に向けたフードバンク・こども食堂等の取組を支援している。このほか、食育の一環として、こども食堂等へ政府備蓄米を無償交付している。

2022年に実施した「生活と支え合いに関する調査⁹⁴」によれば、過去1年間に金銭的な理由で家族が必要とする食料が買えない経験があったと答えた世帯は、11.1%であった。前回VN RIに記載した2017年における値の16.9%と比較すると改善が見られる。

(2) 地域の取組

近年、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らん、こどもたちの居場所を提供することも食堂などの取組が地域で広まっており、家庭で十分な食事や共食が難しいこどもたちに対して、栄養バランスのとれた食事や共食の機会を提供している。また、食品企業などから未利用食品の寄附を受けて、こども食堂等への食品の提供を行うフードバンクの取組が広がっており、食品を必要とする者への未利用食品の活用が進んでいる。

(3) 持続可能な食料システム

「みどりの食料システム戦略」では、2050年までに目指す姿として、農林水産業におけるCO₂ゼロエミッション化の実現や化学肥料の使用量の30%低減など14のKPIを設定している。農林水産業の燃料燃焼によるCO₂排出量は、2022年度で1,430万トン-CO₂(2013年度比で約13.8%減)、化学肥料使用量は、2022肥料年度で81万トン(2016肥料年度比で約11%減)となっており、引き続き目標の達成に向けて取組を推進していく。

⁹⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」(2022年)https://www.ipss.go.jp/ss-seikatsu/j/2022/SSPL2022_gaiyo/SSPL2022_gaiyo02.pdf

(4)東京栄養サミット2021

2021年12月に日本政府の主催により開催された東京栄養サミット2021において、日本は、今後3年間で3,000億円(28億米ドル⁹⁵)以上の栄養に関する支援を行い、UHCの達成等に貢献していくことを表明した。また、イノベーションによって食関連産業が栄養改善に貢献すること、食育等により個人の行動変容を促すこと、政府と企業の連携により開発途上国を支援すること、さらに、新型コロナの拡大により栄養不良の人々の増加が懸念されている中、一致団結して栄養改善を推進することが必要である旨表明した。

東京栄養サミットでは、全参加主体から396のコミットメントが提出され、計270億米ドル以上の栄養関連の資金拠出が表明されるなど、過去の栄養サミットを上回る成果が得られた。日本は、日本政府のコミットメントに基づき、栄養政策の一層の推進を行い、その一環として、健康的で持続可能な食環境づくりに取り組んでいる。

(5)農業分野の国際協力

日本はこれまでG7やG20等の関係各国や国際機関とも連携しながら、日本及び世界の食料安全保障の確保に向けて、温室効果ガス排出の低減を含めた、農林水産分野の持続可能性確保と生産性向上を図るための技術協力や、食品安全・動物衛生・植物防疫に係る国際基準の策定などを推進している。また、国際原子力機関(IAEA)の「Atoms4Food」イニシアティブへの拠出を通じて、作物の品種改良や害虫対策等において、原子力技術の活用を促進するための貢献も行っている。

JICAはアフリカ稲作振興のための共同体(CARD⁹⁶)を立ち上げ、アフリカのコメ生産量の倍増による食料確保に貢献している。2025年3月時点でCARDにはアフリカの32か国が加盟している。また、食と栄養のアフリカイニシアティブ(IFNA⁹⁷)を通じたアフリカの栄養状態の改善に対する取組も実施している。

また、農産物の生産から加工、流通及び消費に至る各段階において付加価値を高めながら、同時に各段階間の付加価値の連鎖を生む包摂的かつ持続的なフードバリューチェーンを構築することが重要である。こうした努力により、フードロス削減を目指し、安全・高品質な農産物を安定的に消費者に届けるとともに、農家の収入向上にもつなげる取組を実施している。

⁹⁵ https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ghp/page6_000636_00001.html

⁹⁶ CARD: Coalition for African Rice Development

⁹⁷ IFNA: Initiative for Food and Nutrition Security in Africa

目標3:あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

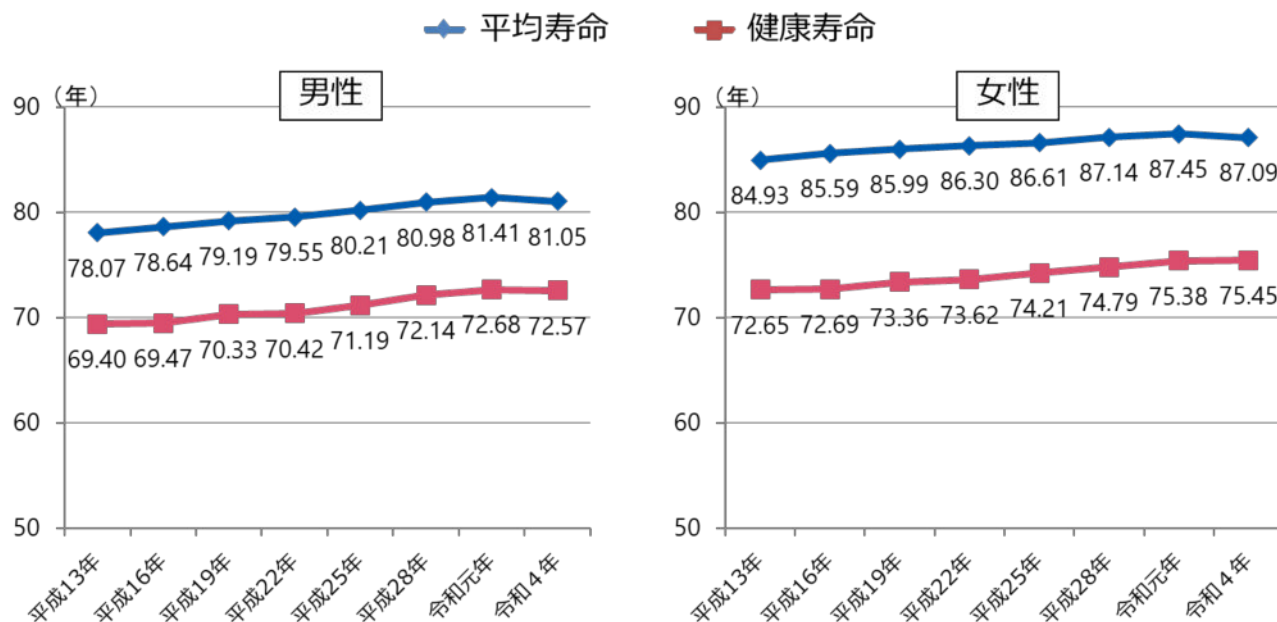
3 すべての人に
健康と福祉を



(1)平均寿命と健康寿命

日本では、基本的な法制度の整備や仕組みの構築、地方公共団体、保険者、企業、教育機関、民間団体等の多様な主体による取組に加え、データヘルス・ICTの利活用、社会環境整備、ナッジやインセンティブ等の新しい要素を取り入れた取組等の諸活動の成果により、健康寿命は延伸してきている。一方で、「健康日本(第二次)」の最終評価では、生活習慣病の発症予防に関する指標など一部の指標が悪化していることも指摘された。こうした評価も踏まえ、2024年から健康増進法に基づき「健康日本21(第三次)」が開始され、今後12年間の健康に関する目標が設定されている。この計画では、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、個人の行動と健康状態の改善に加え、個人を取り巻く社会環境の整備やその質の向上を通じて、健康寿命の延伸や健康格差の縮小の実現を目指すこととしている。

平均寿命と健康寿命の推移



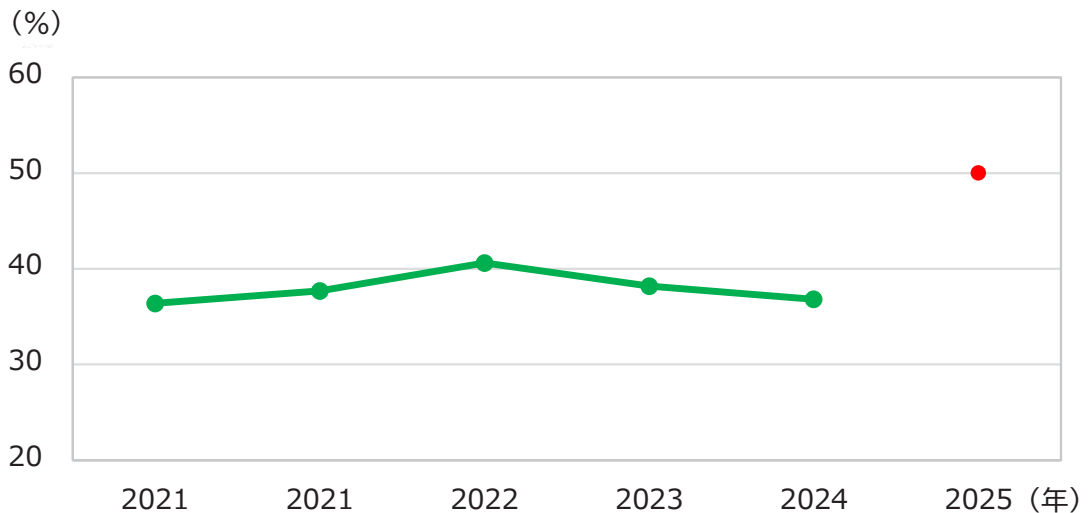
資料:「第4回健康日本21(第三次)推進専門委員会資料1-1」より抜粋

※健康寿命とは「日常生活に制限のない期間の平均」をいう。

(2)食育の推進

食育基本法に基づき、2021年度から第4次食育推進基本計画が実施されており、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進を重点事項の一つとして掲げ、健全な食生活の実践を推進している。生涯にわたって心身の健康を確保しながら、健全な食生活を実践するためには、国民一人一人が栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが必要である。このため、第4次食育推進基本計画において、国民にとっても分かりやすく、食事全体における栄養バランスを表している「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」を栄養バランスに配慮した食事の目安とし、そのような食生活を実践する国民を増やすことを目標としているが、関連目標の達成に向けては、いまだ10%ほどの乖離がある。

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合



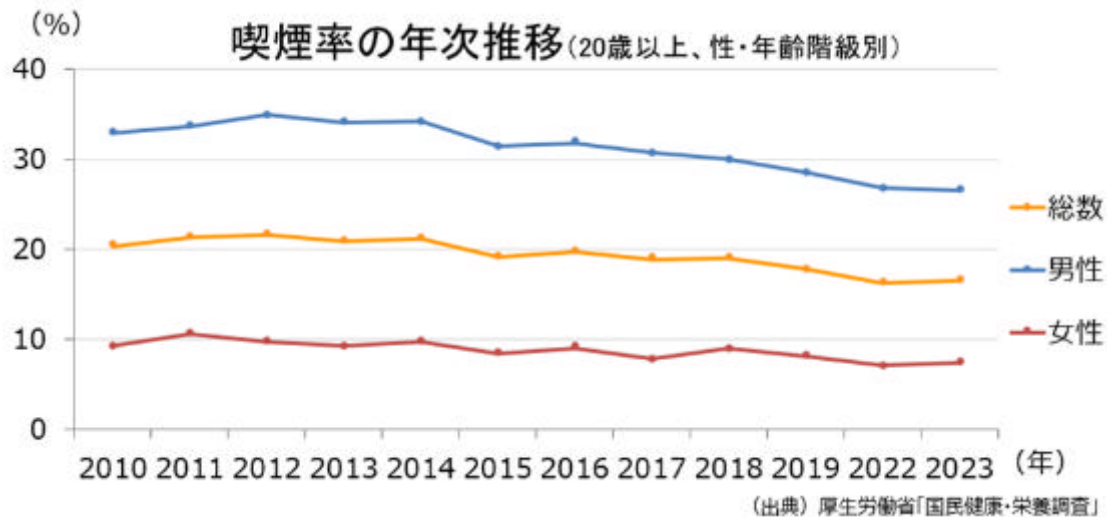
資料：農林水産省

今後、若者、高齢者など各世代の健全な食生活の実現に向けた課題の整理や認識の共有を図るとともに、消費者に直接働きかける食品関連事業者等による食育活動等を推進していく。

(3)喫煙対策

望まない受動喫煙をなくすため、2018年に健康増進法を改正し、2020年4月から全面施行している。多くの施設において屋内が原則禁煙となり、20歳未満は喫煙エリアへ立ち入り禁止になる等の取組を進めている。成人の喫煙率を12%に減少させる目標を掲げ、生活習慣の改善に取り組んでいる。前回VNRに記載した2019年の値、男性28.5%、女性8.1%と比較して、2023年の値は男性26.5%、女性7.4%であり男女とも減少している。引き続き、目標達成に向けて総合的な対策を推進していく。

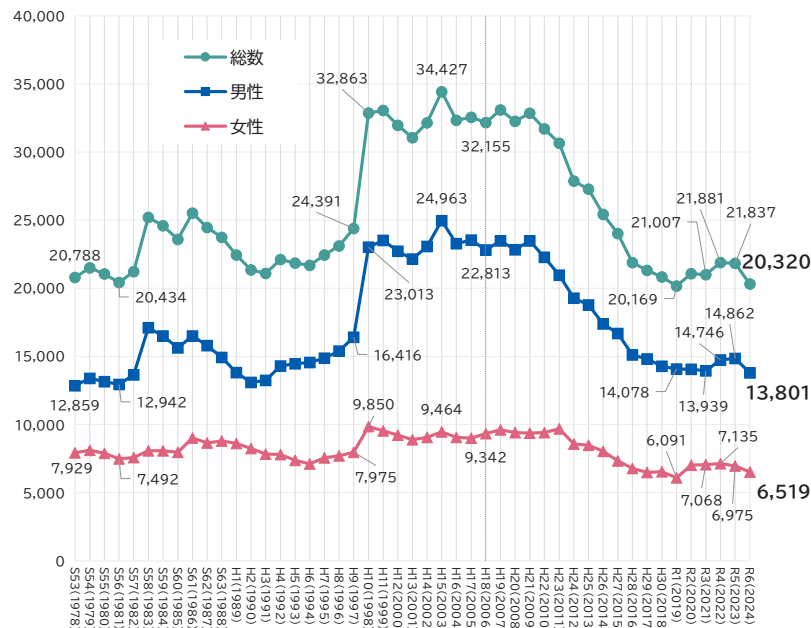
喫煙率の年次推移



(4) 自殺対策

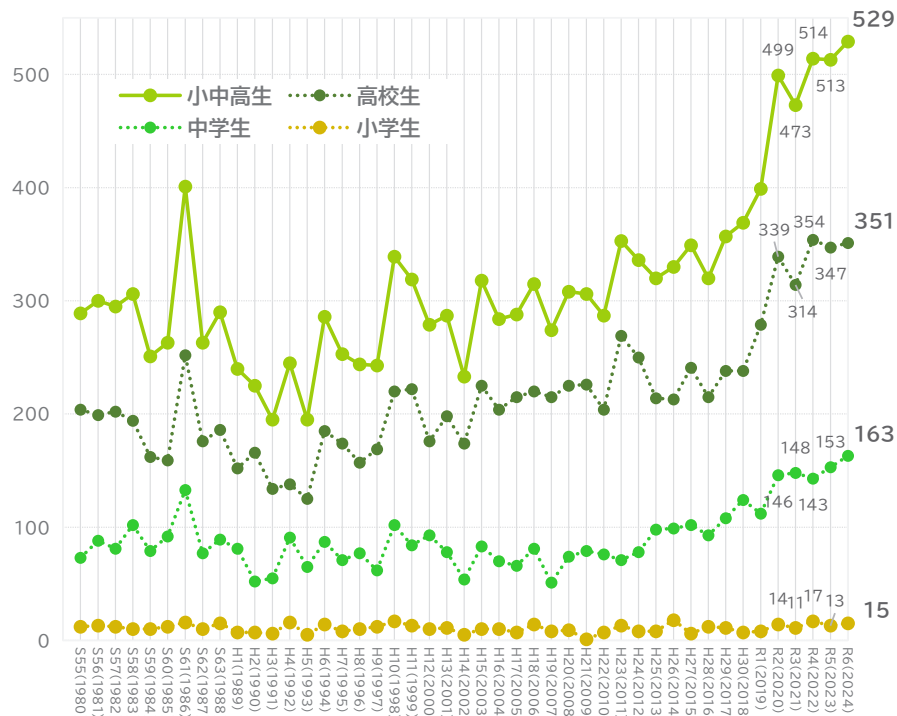
日本は、自殺対策基本法により、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指している。同法に基づき、自殺総合対策大綱を定めており、おおむね5年を目途に見直してきており、2022年に第4次「自殺総合対策大綱」を閣議決定した。同大綱では、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化などが盛り込まれている。同大綱では、自殺死亡率を2015年比で30%以上減少させる(18.5%から13.0%以下)を数値目標としており、これを人口に換算すると約1万6千人以下となる必要がある。2024年の自殺者数は2万320人となり、前回VNRに記載した2020年の値(2万1,081人)と比較して761人減少した。また、小中高生の自殺者数は近年増加傾向にあることを踏まえ、2023年に自殺リスクの早期発見からの的確な対応に至る様々な取組を盛り込んだ「こどもの自殺対策緊急強化プラン」をこどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議において取りまとめ、総合的な施策を推進している。引き続き、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、総合的な対策を推進していく。

自殺者の年次推移



(注)警察庁「自殺統計原票データ」を基に厚生労働省作成(数値の単位は人)。

小中高生の自殺者の年次推移

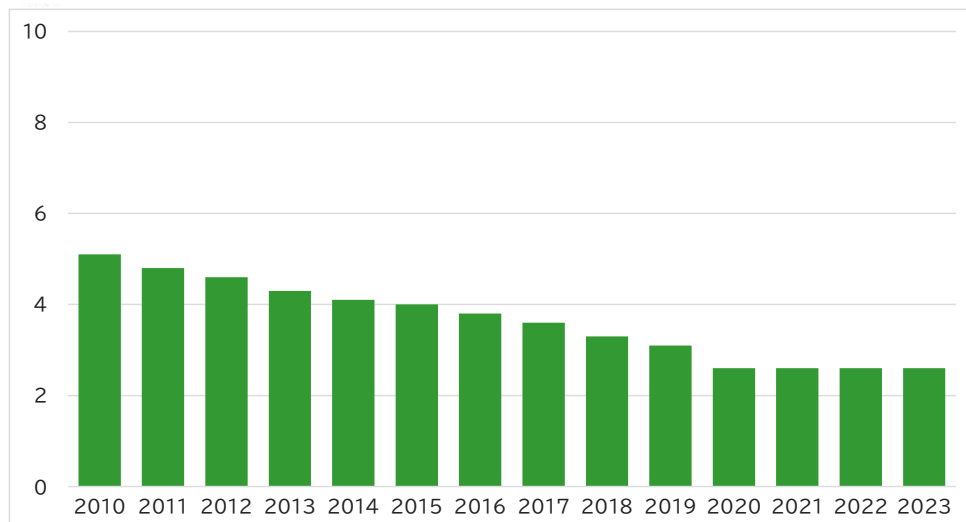


(注)警察庁「自殺統計原票データ」を基に厚生労働省作成(数値の単位は人)。

(5) 道路交通事故による死者数

道路交通事故による死者数は、2019年は3,819人(人口10万人当たり3.1)であったが、2023年には3,173人(人口10万人当たり2.6)に減少しており、年々減少している傾向にある。

路上交通事故死亡率の推移



注:人口10万人当たりの路上交通事故による死亡率(厚生労働省「人口動態統計」を基に作成)。

(6) UHCの達成を始めとするグローバルヘルスでの協力

アジア健康構想及びアフリカ健康構想の下、アジア6か国、アフリカ6か国とヘルスケア分野における協力覚書を日本との二国間で各国署名しているほか、2019年から2024年までの間フィリピン、インド及びベトナムとの間でそれぞれヘルスケア合同委員会を開催し、保健分野における協力について議論してきた。また、実証事業、ミッション派遣、官民マッチングイベント、医療関係者の招へい等を通じて、日本企業によるアジア・アフリカ市場における健康・医療ビジネスの国際展開のための環境整備に努めてきた。

2022年5月にはグローバルヘルス戦略を策定、公衆衛生危機に対する予防・備え・対応(PPR)の強化やより強靱、より公平かつより持続可能なUHCの達成に向けた取組を行っている。特に、各国の財務・保健当局及び国際機関の連携枠組みの制度化、パンデミックに関する新たな国際文書を含む国際的規範設定への貢献、UHCの取組の推進、国際機関、官民連携基金等への拠出や連携強化、ODAや非ODAの活用を通じた貢献、民間企業、市民社会を含む多様なステークホルダーとの連携強化、感染症・非感染性疾患、母子保健、気候変動、薬剤耐性(AMR)を含む、グローバルヘルスを取り巻く多様な課題への対応のほか、教育、水・衛生、栄養、人口変動と開発、人道危機、人権等の分野横断的な取組を通じてグローバルヘルスに貢献している。これら日本の取組は、国際社会においても、高く評価されている。

具体的な取組例として、JICAが開発途上国、後発開発途上国及び小島しょ国の複数国を対象に実施する課題別研修「ポストSDGsに向けた保健政策及び保健システムマネジメント(日本の成果と課題の共有)」、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成のための医療保障制度強化」、「地域保健向上のための保健人材強化」及び「UHC達成に向けた看護管理能力向上」を始めとする技術協力・無償資金協力・有償資金協力を通じた国際協力により、ターゲット3. c「開発途上国、特に後発開発途上国及び小島しょ国開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる」に貢献している。

がん対策の分野では、IAEAの「Rays of Hope」イニシアティブへの拠出を通じて、がんの放射線治療や画像診断・核医学検査等に関する国際的な能力構築に貢献している。

また、2023年に開催されたG7広島サミットにおいては、日本は、議長国としてグローバルヘルス分野の議論を主導し、その成果として、「MCMに関するデリバリー・パートナーシップ」や「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ(トリプル・アイ)」が立ち上げられた。トリプル・アイにおいては、インパクト投資促進に向けた提言の発出やグローバルヘルス分野におけるインパクトの測定・管理に係るガイドラインの作成などに取り組んでいる。

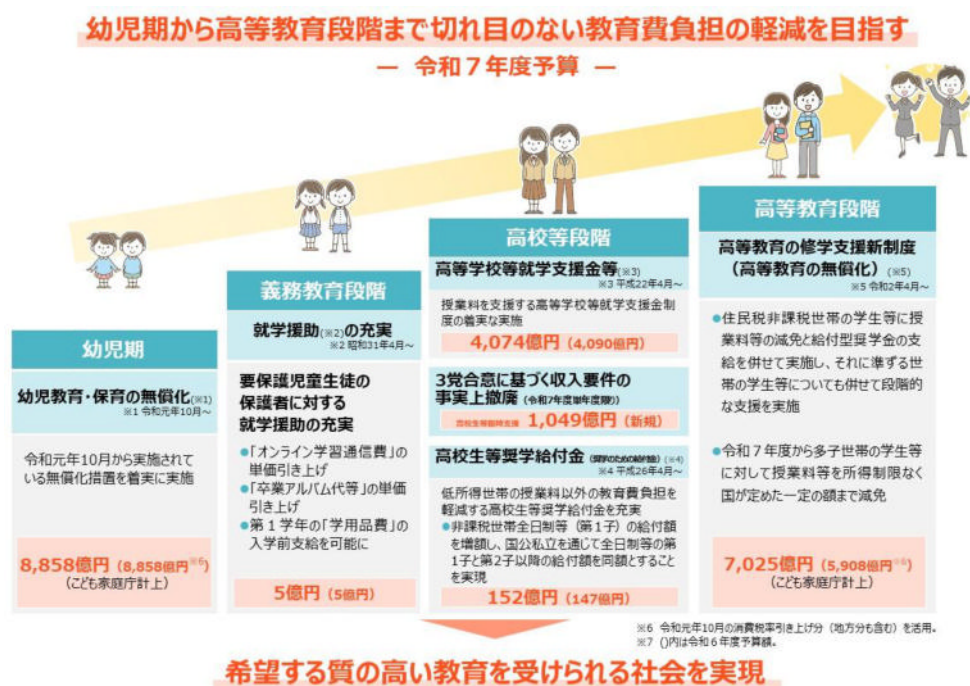
目標4：包摂的かつ公正な質の高い教育の提供と生涯学習の促進に向けた取組

4 質の高い教育を
みんなに



(1)教育の無償化・負担軽減に向けた取組

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、2019年10月から、3歳から5歳までの全てのこどもを対象に、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償化されている。また、高等教育費の無償化については、2020年4月から低所得世帯の学生等に対して、授業料等の減免と給付型奨学金の支給を併せて行っている。同制度は高校までの成績だけで判断をせず、本人の学業意欲等が確認できれば対象としている。さらに、高等教育費の支援については、2024年度から、多子世帯や理工農系の中間層へ支援対象を拡大したほか、2025年度からは、2025年3月末に成立した法律に基づき、多子世帯の学生等に対し所得制限なく、授業料等は無償とすることとした。



資料：文部科学省

(2)学習指導要領の着実な実施

現行の学習指導要領においては、これからの学校教育や教育課程の役割として「持続可能な社会の創り手」を育むことが前文と総則において掲げられており、ESDの理念が組み込まれている。この学習指導要領を踏まえ、各学校においてESDに係る取組が推進されている。

小学校学習指導要領（2017年3月告示）

【前文】

これからの学校には、……一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、**持続可能な社会の創り手**となることができるようにすることが求められる。

【第1章 総則】

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

3 ……豊かな創造性を備え**持続可能な社会の創り手**となることが期待される児童に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体……各教科……の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。……

（※中学校、高等学校、特別支援学校学習指導要領においても同趣旨の記載あり）

(3) 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

2023年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画では、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」を基本方針の一つとして掲げており、子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育的ニーズへの対応が求められている。

令和5年度におけるいじめの認知件数及び重大事態発生件数は、過去最多となった。国としては、いじめの積極的な認知を各学校に求めており、その結果として、いじめの認知件数が増加していると考えている。一方で、いじめの早期発見・早期対応・組織的な対応等において課題があり、いじめの重大事態が相次いでいることは極めて憂慮すべき状況であり、いじめ防止の対策として、未然防止・早期発見・早期対応・再発防止に至るまで総合的に取り組んでいる。また、2023年度における暴力行為の発生件数も過去最多であり、その根絶に向けて、警察等の関係機関と連携した取組を進めている。

障害のある子供の自立と社会参加を見据え、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じて、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の整備を両輪として取り組んでおり、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組を進めている。

さらに、地域社会の国際化が進み、日本で学ぶ外国人の子供も増加している中、外国人児童生徒等の就学を促進するとともに、日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、教育機会の確保や教育水準の確保を図っている。

(4)男女共同参画を推進する教育・学習の推進

男女共同参画の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題である。「第5次男女共同参画基本計画」では、男女共同参画の理解の促進に向けた教育等を展開するとともに、その推進体制を強化する観点から、学校教育等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ることとした。小中高等学校では、それぞれの能力や適性を考慮し、性別にとらわれず主体的に進路を選択できるようにキャリア教育が強化されているほか、学習指導要領に基づき、性に関する科学的知識に加え、互いを尊重しあう人間関係などの学習が行われている。

また、「次世代のライフプランニング教育推進事業」では、高校生や大学生向けのライフプランニング教育プログラムが開発され、男女共同参画意識の醸成が図られている。

第5次男女共同参画基本計画における成果目標の動向 ー教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進ー			
項目	目標値(期限)	計画策定時の数値	最新値
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合			
副校長・教頭	25% (2025年)	20.5% (2019年)	25.2% (2023年)
大学の教員に占める女性の割合			
准教授	27.5%(早期)、更に 30%を目指す (2025年)	25.1% (2019年)	26.9% (2023年)
教授等(学長、副学長及び教授)	20%(早期)、更に 23%を目指す (2025年)	17.2% (2019年)	19.2% (2023年)
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数	0 (2025年)	62/1,856 (2019年)	52/1,853 (2021年)

(注)第5次男女共同参画基本計画における成果目標の動向 (出典:内閣府男女共同参画局、2024、第5次男女共同参画基本計画における成果目標の動向)(2024年4月30日時点、2024年12月9日取得)https://www.gender.go.jp/about_t_danjo/seika_shihyo/pdf/numerical_targets_r060517.pdf

(5)生涯学習の促進

人生100年時代を見据え、全ての人のウェルビーイングの実現のためにも、人生の各場面で生じる個人や社会の課題の解決につながる学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境を整備し、多様な世代への情報提供や学習成果の可視化を進め、仲間とつながりながら学ぶことができる環境整備を図っている。

(6)国際協力と基礎教育の支援

2030アジェンダの採択に合わせて日本が発表した「平和と成長のための学びの戦略」の下、世界各地で様々な教育支援を行っている。2022年9月、国連教育変革サミットにおいて、「人への投資」を中核に位置付けた人材育成やESDの推進などを表明した。また、2023年5月のG7広島サミットでは、議長国として「教育は全てのSDGsの目標を達成するための触媒である」、「各国が最も疎外された子どもたちのために、より強固な教育システムを構築することを支援するための主要なパートナーであるGPE⁹⁸やECW⁹⁹、また、UNESCO¹⁰⁰やUNICEF¹⁰¹を含む国連機関に対する継続的な支援を求める」との内容を含むG7広島首脳コミュニケをまとめ、6月に閣議決定された開発協力大綱には、万人のための質の高い教育、女性・こども・若者のエンパワーメント及び紛争・災害下の教育機会の確保が明記された。このことも踏まえ、2024年、日本は、ウクライナの子どもたちがより安全な環境で学ぶことができるよう、危機における教育のためのグローバル基金であるECWへ新たに資金拠出を行った。

JICAは、主に教科書・教材開発を通じた子どもの学びの改善、地域住民を巻き込んだ教育課題の解決、女子や障害者など脆弱な状況に置かれた子どもの教育機会を拡大する取組を行っている。また「JICA開発大学院連携」事業を通じて、開発途上国の将来を担う意欲と能力を持った行政官・研究者等を留学生として日本に招き、大学の学位課程の中で、質の高い教育・研究の機会を提供している。これらにより、SDGs目標4「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」に寄与している。



エチオピア「企業競争力強化のための包括的支援体制構築プロジェクト」。

日本の愛知県名古屋市(豊田エンジニアリング株式会社川名研修センター)において製造現場の模擬ラインを使った研修を実施している様子(写真:JICA)

⁹⁸ 教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE: Global Partnership for Education)

⁹⁹ 教育を後回しにできない基金(ECW: Education Cannot Wait)

¹⁰⁰ 国連教育科学文化機関(UNESCO: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)

¹⁰¹ 国連児童基金(UNICEF: United Nations Children's Fund)



技術的・職業的スキルの育成も重視されており、アフリカ諸国では産業人材の育成と企業への支援が進められている。2022年度から2023年度には、アフリカでカイゼンや経営のトレーニング等によって 2万6,086人の産業人材が育成され、今後も目標数を設定して更なる支援を続けていく。

目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

5 ジェンダー平等を実現しよう

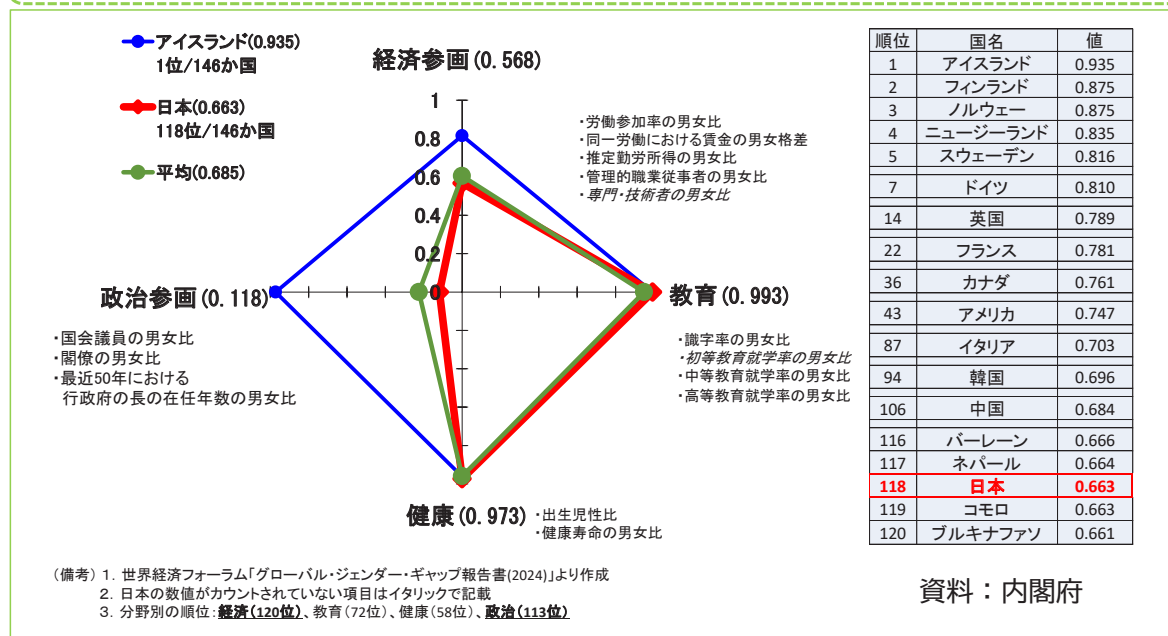


(1)ジェンダー平等の促進

女性活躍・男女共同参画は、多様性が尊重される社会の実現と経済社会の持続的な発展に不可欠な要素である。現状では、女性の就業率は上昇しているものの、世界経済フォーラムが毎年発表している「ジェンダー・ギャップ指数」における日本の順位が2024年には146か国中118位と、日本の取組は諸外国と比べて遅れている。

ジェンダー・ギャップ指数(GGI) 2024年

- ・スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、0が完全不平等、1が完全平等となり、1に近いほど順位が高いとされている。
- ・日本は146か国中118位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。



この認識の下、日本政府は、第5次男女共同参画基本計画及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針」(毎年6月をめどに政府決定)に基づき、様々な取組を展開してきた。特にジェンダーの平等を促進、実施及び監視する法的枠組みについて、以下のような進捗があった。

- 2021年、育児・介護休業法が改正され、男性の育児休業取得促進のための環境整備を始め、妊娠・出産等を申し出た労働者への育児休業制度の個別周知・取得意向の確認の措置を義務付けるなどし、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備が図られた。
- 2021年、教員性暴力等防止法¹⁰²が成立し、教育職員等による児童生徒性暴力等への対策が図られた(施行は2022年4月)。

¹⁰² 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

- 2021年、政治分野における男女共同参画推進法が改正され、政治分野における男女共同参画の推進に取り組む関係機関が明示されたほか、政党その他の政治団体の取組の促進が図られるとともに、国・地方公共団体の責務等の強化や、新たにセクハラ・マタハラ等への対応が義務的施策に追加される等の国・地方公共団体の施策の強化が図られた。
- 2022年4月に施行された民法の一部改正により、女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ、男女の婚姻開始年齢を統一することとされた。
- 2022年、女性活躍推進法の関連制度を改正し、男女間賃金差異についての情報公表義務を定めた。
- 2022年、複雑化、多様化、複合化する女性をめぐる課題が顕在化したことを受け、孤独・孤立対策といった視点も含め、女性支援新法¹⁰³が制定され、新たな支援の枠組を構築することとなった(施行は2024年4月)。
- 2022年、AV出演による被害防止と被害者の救済を目的としたAV出演被害防止・救済法が成立した。
- 2022年、民法が改正され、女性のみに設けられていた100日間の再婚禁止期間が撤廃された(施行は2024年4月)。
- 2023年、性犯罪に関する刑法等の規定を改正し、不同意性交等罪等に改称して犯罪の要件を改めるとともに、性交同意年齢が13歳未満から16歳未満に引き上げられた。また性的姿態撮影等処罰法を制定し、性犯罪に対してより適切に対処できるよう図った。
- 2023年、配偶者暴力防止法が改正され、重篤な精神的被害を受けた場合も対象となるなど保護命令制度の拡充が図られた(施行は2024年4月)。
- 2024年、こども性暴力防止法が成立し、教育、保育等の役務を提供する事業者に対する児童対象性暴力等の防止等の措置の義務付け等が導入されることとなった(施行は2026年12月まで)。

(2)ジェンダーに基づく暴力

ジェンダーに基づく暴力について、2024年3月に公表された内閣府の「男女間における暴力に関する調査」によると、これまで結婚したことのある女性の13.2%が配偶者からの暴力が何度もあったと回答している。さらに、不同意性交等をされた被害経験のある女性が8.1%に上るなど、依然として深刻な状況である。

配偶者等への暴力(DV)対策に関しては、DV防止法¹⁰⁴において保護命令制度の拡充等の措置を講ずることとする改正を行ったほか、2023年の性犯罪に関する刑法等の規定の改正の際に、配偶者間においても不同意性交等罪が成立することを、刑法の規定上明確化した。

¹⁰³ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

¹⁰⁴ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)

また、性犯罪・性暴力対策については、2023年の刑法等の改正により、強姦性交等罪等が不同意性交等罪等となり、同罪等の成立に係る構成要件が明確になったことで被害者が被害を申告しやすくなったこと、相談体制を充実させたこと等により、不同意性交等罪の認知件数は2,711件(2023年)から3,936件(2024年)に、検挙件数は2,073件(2023年)から3,376件(2024年)に増加した。相談体制の一つとして、各都道府県に1か所以上整備されているワンストップ支援センターがあり、被害者の意向を踏まえた必要な支援につなげられるよう、各センターの運営の安定化及び質の向上を図っている。また、各地域において、ワンストップ支援センターの警察や医療機関との連携強化、必要な支援の提供のための関係機関とのネットワーク構築等に係る都道府県等の取組を推進している。

さらに、女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化していることを踏まえ、新たな支援の枠組みを構築することを目的として制定された女性支援新法(2024年4月施行)に基づき、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて包括的な支援を実施できるよう、女性相談支援センター等の機能強化、民間団体が行う活動等への支援等を行っている。

なお、DVや性犯罪・性暴力等の暴力に関しては、男女間の格差が背景となっていることが多いことに留意しつつ、男性や外国人の被害者、同性間の被害者等、多様な被害者がいることから、そうした多様な被害者が相談しやすい体制整備に取り組んでいる。

(3)無報酬の育児・介護や家事労働に関する公共サービス等と世帯・家族内の責任分担

女性の労働を支える保育の受入れに関し、大きな課題であった待機児童¹⁰⁵については、2024年4月時点で2,567人となり、待機児童数がピークであった2017年の2万6,081人から7年連続で減少、同年の10分の1まで減少した。約87.5%の市区町村(1,524の地方自治体)では待機児童なしであった。これは受け皿の拡大が大きな要因とされる。

また、2023年度の男性育休取得率は30.1%¹⁰⁶であり、2022年度の17.13%¹⁰⁷と比較して上昇した。

(4)女性の政治・経済・公共分野でのあらゆるレベルの意思決定への女性参画

2023年の女性の労働力人口は3,124万人、労働力人口総数に占める割合は45.1%であった。女性の労働力人口は年々上昇するなど女性の社会進出は着実に進んでいる一方、男女間賃金差異は長期的には縮小傾向にあるものの主要先進国と比べると依然として差異は大きく、管理職等に占める女性の割合も長期的には上昇傾向にあるが、同様に依然としてその水準は低い。第5次男女共同参画基本計画において具体的な取組を定める分野の一つとして「政

¹⁰⁵ 待機児童、すなわち保育所等利用待機児童の定義とは、こども家庭庁が実施する調査日時点において、保育の必要性の認定がされたが、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していない児童のこと。

¹⁰⁶ 厚生労働省「令和5年度雇用均等基本調査」における男性育休取得率

¹⁰⁷ 厚生労働省「令和4年度雇用均等基本調査」における男性育休取得率

策・方針決定過程への女性の参画拡大」を取り上げ、政治・経済・公共分野等での意思決定への女性の参画拡大のための取組を行った。その際、政治分野であれば候補者に占める女性の割合、経済分野であれば民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合や東証プライム市場上場企業役員に占める女性の割合、公共分野であれば国家公務員や都道府県職員、市町村職員等の各役職段階に占める女性の割合、国・地方の審議会等委員等に占める女性の割合等の成果目標等を設定し、その進捗を内閣府男女共同参画局ホームページにて公開している¹⁰⁸。

また、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表状況について、地方公共団体ごとの取組を比較できる形で「見える化」している。くわえて、就労に直結するデジタルスキルを身に付けた女性デジタル人材育成を加速するため、2022年4月に「女性デジタル人材育成プラン」を策定した。①デジタルスキル習得支援、②デジタル分野への就労支援、③優良事例の全国各地域への横展開の三つの軸に沿って、3年間集中的に取組を行った。具体的には、「地域女性活躍推進交付金¹⁰⁹」により、地方公共団体が地域の実情に応じて行う、女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労につなげる相談、ネットワークづくり等のマッチング支援、役員・管理職への女性登用などの取組を支援している。

(5)性と生殖に関する権利と健康

2023年、経口中絶薬が医療機関で使えるようになったほか、緊急避妊薬を処方箋なしに薬局で適切に利用できるか確認するための調査事業を開始した。

(6)国際協力

ODAにおけるジェンダー主流化については、2023年6月に閣議決定された開発協力大綱に基づき、開発協力のあらゆる段階においてジェンダー主流化を通じたジェンダー平等及び女性のエンパワーメントを推進してきた。その結果、日本のODA全体に占めるジェンダー分野の割合(約束額ベース)は、2016年には約29.9%だったものが、2023には約50.7%となった¹¹⁰(2025年3月時点)。

¹⁰⁸ 内閣府男女共同参画局ホームページ「成果目標・指標」

https://www.gender.go.jp/about_danjo/seika_shihyo/index.html

¹⁰⁹ 2024 年度当初予算額 3.0億円(215.8 万米ドル)

¹¹⁰ 出典:OECD Data Explorer

目標6：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



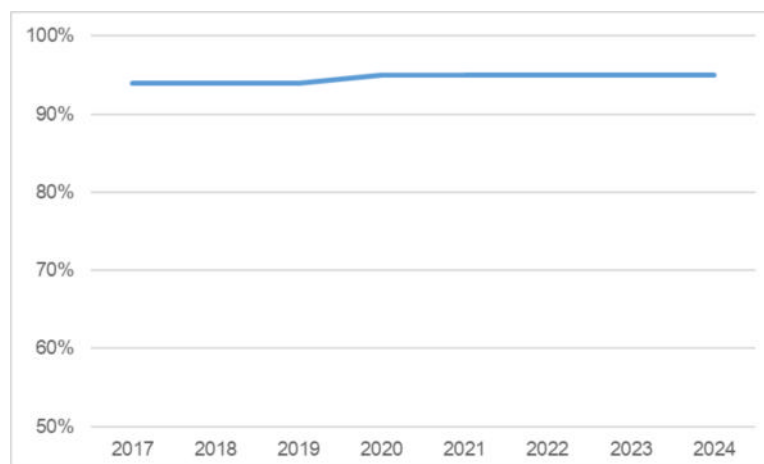
(1) 安全な水

ターゲット6.1が定める全ての人々に安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスの達成について、日本はもともと水準が高く2023年値は98.2%となっている。さらに、水質汚濁防止法に基づく調査によれば、2021年と2022年の公共用水域における健康項目の達成率は99.1%となっている。一方、生活環境項目については、有機汚濁の代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量(BOD)又は化学的酸素要求量(COD)の環境基準の達成率は、2023年度は89.2%である。水域別では、河川93.8%、湖沼52.6%及び海域80.5%であり、湖沼の水質改善にはなお努力が必要な状況にある。

(2) 統合水資源管理

統合水資源管理の推進に当たっては、水資源開発促進法に基づき、日本の産業と人口の約5割が集中する7つの水資源開発水系において、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となる水資源開発基本計画を策定しており、危機的な渇水、大規模自然災害、水資源開発施設等の老朽化・劣化に伴う大規模な事故等、近年の水資源を巡るリスクや課題が顕在化している状況を踏まえ、継続的な見直しを進めている。また、水循環基本法に基づく「水循環基本計画」において、流域の総合的かつ一体的な管理の理念を体現化する「流域マネジメント¹¹¹」の考え方を明確化しており、健全な水循環の維持・回復に向けた流域連携の枠組みを推進している。これらの取組等を通じて統合水資源管理を推進しており、定着しつつある。

統合水資源管理の度合い(グローバル指標6.5.1)



資料：国土交通省

¹¹¹ 流域マネジメント：流域の総合的かつ一体的な管理は、一つの管理者が存在して、流域全体を管理するというものではなく、森林、河川、農地、湖沼、沿岸域、地下水盆等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を適正で良好な状態に保つ又は改善するため、流域において関係する行政などの公的機関、有識者、事業者、団体、住民などの様々な主体がそれぞれ連携して活動すること。

(3)災害時等に備えた水資源管理

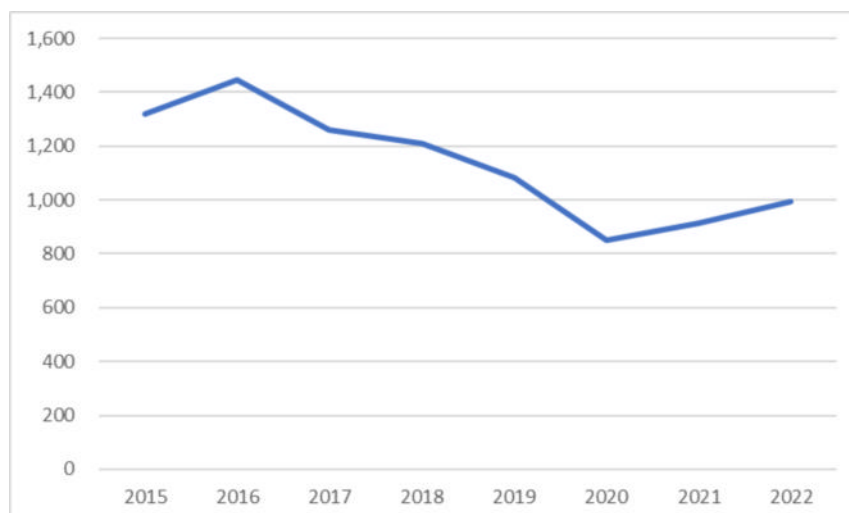
2024年1月に発生した2024年能登半島地震などの大規模災害時には、施設の被災やエネルギー供給の停止に伴う水供給施設の広域かつ長期の断水、污水处理施設の機能停止が発生する等、脆弱性が顕在化した。大規模災害時等に、市民生活や社会経済活動に最低限必要な水供給や排水処理が確保できるよう、水インフラの被災を最小限に抑えるための耐震化等の推進、水道施設における他の系統から送配水が可能となる水供給システムや貯留施設の整備、污水处理施設におけるネットワークの相互補完化、水インフラ復旧における相互応援体制整備や応急給水等の体制の強化、人材育成にもつながる訓練の実施、業務(事業)継続計画(BCP)の策定とその実施、地下水等の一時利用に向けた取組等を推進していく。

(4)国際協力

日本は、水と衛生分野の課題に対し、国際連合、国際援助機関、各国等と連携しながら、日本の技術・人材・ノウハウ等を活用した国際協力に取り組んできており、1990年代から累計で世界一の援助実績を有している。JICAでは、開発途上国における健全な水循環の推進を目指し、都市部・農村部の各々のニーズに沿ったインフラ整備や維持管理能力向上など、日本の技術を活用したハード・ソフト両面での支援を行っている。具体的には、統合水資源管理、下水道及び水質管理分野、給水施設整備、水資源へのアクセスや水質改善、水道事業体の経営改善など、幅広い技術協力や資金協力を実施してきた。

また、水分野での国際連携・国際協力の重要性が高まる中、2023年3月に国連本部において、46年ぶりに水問題を中心に議論する「国連水会議2023」が開催され、日本がテーマ別討議3「気候、強靱性、環境に関する水」において共同議長を務めるなど、日本が世界の議論を主導してきている。気候変動の影響により水関連災害が激甚化・頻発化しており、水資源の安定的管理と水質保全を通じて人々の健康を守るための対策を統合的に展開することの重要性を認識し、日本の過去の経験を活かしながら、国内外で取組を進めている。

政府調整支出計画の一部である上下水道関連のODAの総量(グローバル指標6.a.1)



資料:国土交通省

目標7:すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



(1)近代的エネルギーへのアクセス確保

日本は、省エネ法¹¹²を1979年に制定し、徹底した省エネを推進してきた。また、再エネ比率を2012年度の約10%から2022年度には約22%に拡大させた。引き続き再エネを主力電源として最大限の導入に取り組んでいく。また、水力発電設備の導入促進のため、既存ダムの未開発地点における開発可能性調査や、既存水力発電所における増出力・増電力のための設備更新支援等を進めている。下水処理水の放流時における落差を活用した発電、下水汚泥のバイオガスや下水熱のエネルギー利用など、新たな取組の試行や導入支援等も行っている。

(2)エネルギー基本計画

第7次エネルギー基本計画では、2040年度の温室効果ガス73%削減、2050年カーボンニュートラルという野心的な国際公約の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示している。すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの日本の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指している。

また、省エネルギーを徹底し、電化が困難であるなど脱炭素化が難しい分野においても脱炭素化を推進していくことが求められるため、天然ガスなどへの燃料転換に加え、水素等やCO₂の回収・貯留・有効利用(CCUS¹¹³)などを活用した対策を進めていく。

(3)国際協力

日本は、エネルギー安全保障・経済成長・脱炭素の同時実現を目指す考え方を基本とし、さらに、国ごとに異なる資源の賦存(ふぞん)状況、産業構造やエネルギー構成を踏まえつつ、多様な方法により世界全体での脱炭素化を実現することを目指し、日本の様々な技術を活用しながら、世界全体での脱炭素化にも貢献していく。

特に、東南アジアの多くの国は、日本と同様、電力の大宗を火力に依存し、また経済に占める製造業の役割が大きく、脱炭素化に向けて共通の課題を抱えている。こうした中で、AZECなどの国際的な取組を通じて、再エネ・省エネ、水素・アンモニア、CCUS等の日本の技術を活かしつつ、各国の事情に応じた多様な方法による現実的な形でアジアの脱炭素化を進めていく。

¹¹² 省エネ法:エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

¹¹³ CCUS: Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage

目標8：包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

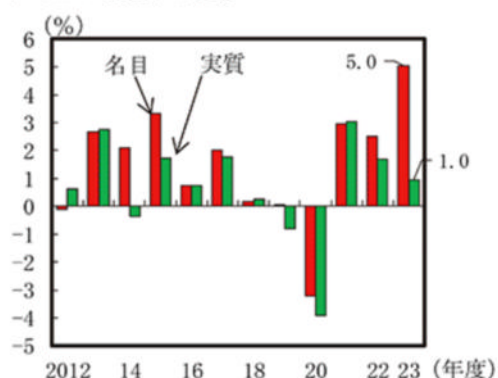
8 働きがいも
経済成長も



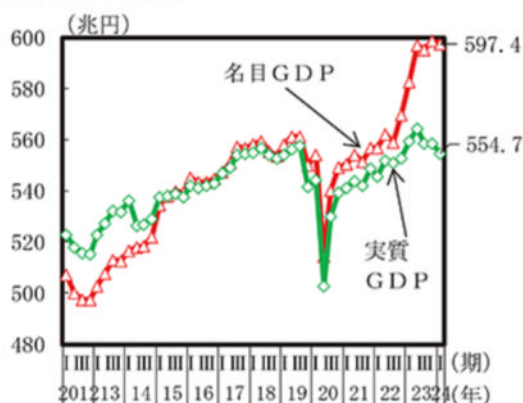
(1) GDP等の動向

2024年度のGDP成長率は、名目で3.7%、実質で0.8%となった。四半期別に動きをみると、年度を通して名目GDPは増加を続け、2025年1－3月期には625兆円（約4.1兆¹¹⁴）と過去最高となっている。

(1) GDP成長率の推移



(2) GDPの推移



資料：内閣府

(2) 雇用情勢

日本の2025年の失業率は2.5%となっており、全就業者数の6,781万人に対して、完全失業者数は176万人となる。過去30年間の数値においても5.5%を超えたことはなく、2030アジェンダが採択された2015年は3.4%であり、前回VNRを実施した2021年の2.8%と比較して低くなった。

(3) 物価と賃金

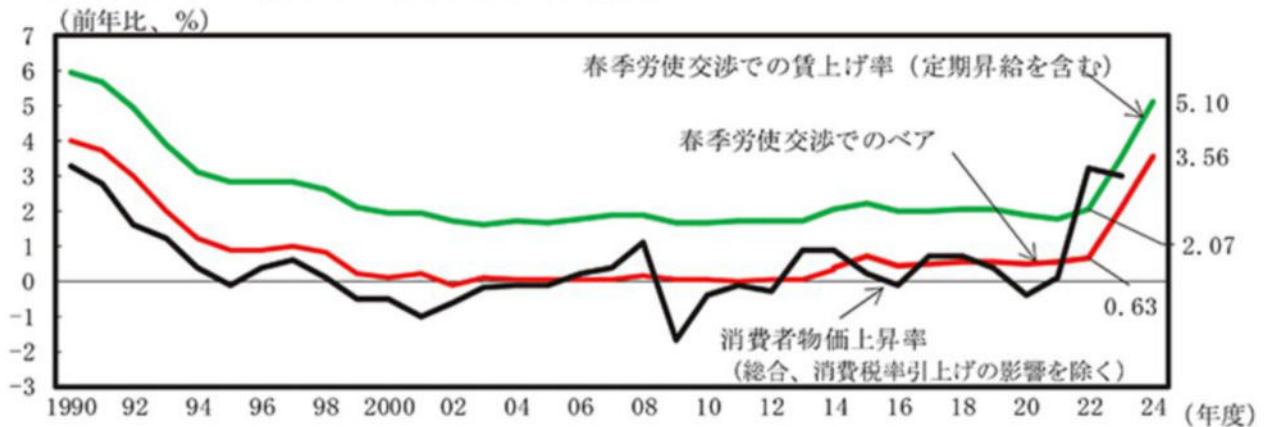
2021年から2022年にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大を経た世界的な需要回復やロシアのウクライナ侵略による資源価格の高騰を契機に物価上昇が始まった。円安の進行もあいまって、輸入物価の上昇を起点に、食料品等の国内物価への転嫁が進んだことにより、2023年1月のピーク時には、消費者物価（総合）の前年比上昇率は4.3%まで達した。その後、資源価格の落ち着きや、各種政策の効果に加え、食料品等の値上げの動きの一服により、輸入物価を起点としたコストプッシュ型の財の物価上昇は、一旦落ち着きをみせた。

賃金については、2023年には30年ぶり、2024年には33年ぶりの高水準となる賃上げ率の実現した。一般労働者の平均賃金について、月額33万400円（約2,170米ドル）と比較可能な1976年以降で最高となった。伸び率は3.8%と、91年以来33年ぶりの大きさを記録

¹¹⁴ 2024年度の為替レート1米ドル／151.96円を基に、参考として事務局にて計算

した。こうした賃金上昇は、人件費の比率が高い分野を中心に、価格への転嫁を通じて、徐々にサービスの物価を押し上げる要因となり、賃金と物価の好循環が生まれつつある。過去四半世紀にわたる長年の課題であるデフレからの脱却に向け、これまでにない前向きな動きが出てきている。

春季労使交渉での賃上げ率と物価上昇率の長期推移

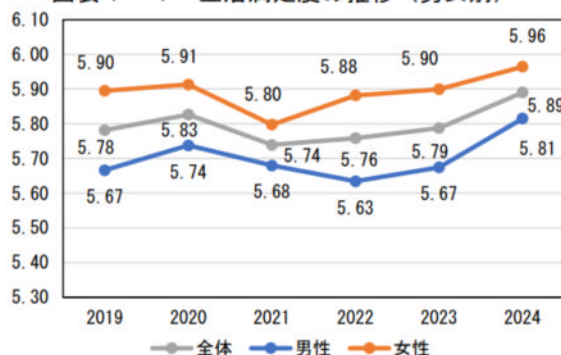


資料：内閣府

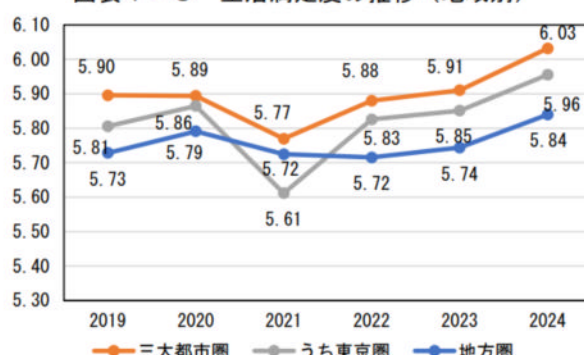
(4)生活満足度

経済社会状況について、GDPだけでなく、満足度・生活の質に関する幅広い視点からウェルビーイングの動向を「見える化」することが重要であるとの観点から、日本では、主観的指標である「生活満足度」（生活に満足しているかを0点～10点で自己申告するもの）調査を2019年2月に開始した。第6回目となる2024年2月の調査において、生活満足度は、5.89と調査開始以来最高水準となり、1年間での上昇幅も最大となった。男女別では、いずれも最高水準となったが、特に男性の上昇幅が大きい（図表1-1）。年齢階層別では、全ての階層で上昇したが、40歳-64歳は2020年の水準に至っていない（図表1-2）。地域別では、全ての地域で同程度上昇した（図表1-3）。雇用形態別では、コロナ禍の影響を大きく受けた非正規雇用が引き続き上昇し、正規雇用との水準差は縮小した（図表1-4）。

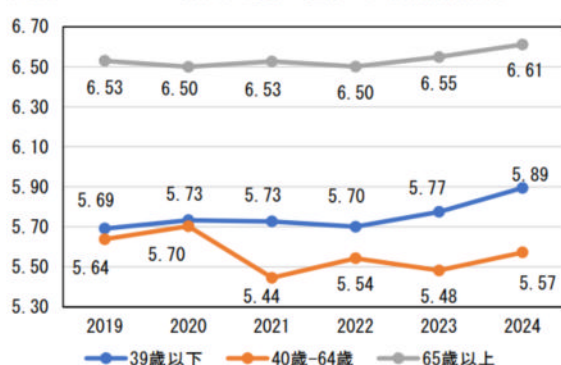
図表 1-1 生活満足度の推移（男女別）



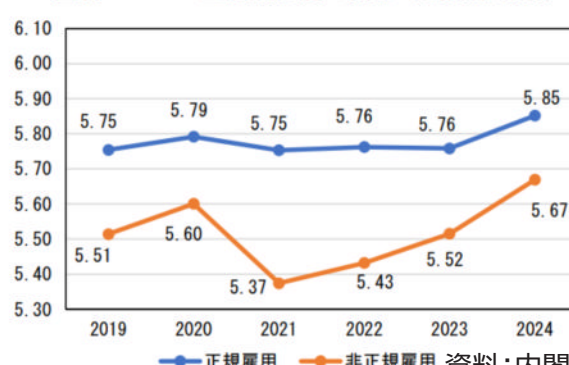
図表 1-3 生活満足度の推移（地域別）



図表 1-2 生活満足度の推移（年齢階層別）



図表 1-4 生活満足度の推移（雇用形態別）



資料：内閣府

(5)外国人労働者

日本における外国人労働者は、前回VNRに掲載した時点の約172万人から、2024年10月末時点で、約230万人となり、過去最多を更新している。また、2024年には外国人労働者の技能実習制度を発展的に解消し、育成就労制度を創設することを柱とする入管法等一部改正法が国会で可決・成立した。育成就労制度は2027年4月に運用開始予定であり、同制度の下でも外国人労働者の人権が引き続き守られながら、日本が直面する人手不足の課題について、外国人労働者がキャリアアップを図りつつ労働力としての役割を担うことが期待される。

(6)「働き方改革」とディーセント・ワークの促進

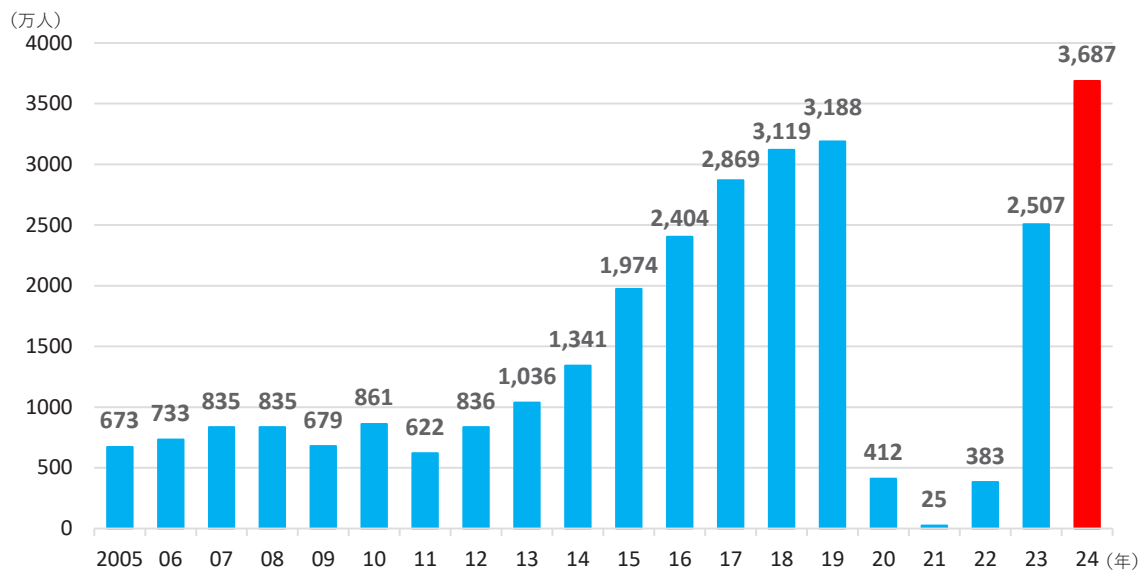
日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」や「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくる必要がある。「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革であり、2018年に「働き方改革関連法」が成立した。まず、長時間労働の是正として、この法律により、時間外労働の上限が原則として月45時間、年360時間と定められ、臨時的な特別の事情がある場合でも月100時間未満、2から6か月平均月80時間以内（休日労働を含む。）とする規制が施行された。これにより、過労死のリスクを減らし、労働者の健康を守ることを図っていく。次に、テレワークの推進、フレックスタイム制度の普及や育児休業制度の充実も

促進してきた。特に新型コロナウイルスの影響で在宅勤務が急速に広がり、場所や時間にとられない柔軟な働き方が普及した。これにより、ワークライフバランスの改善や、仕事と育児・介護の両立、また地方への移住など人口移動といった効果が確認されている。

(7)持続可能な観光

ターゲット8. 9は、2030年までに、雇用創出や各地の文化振興・産品販促につながる、持続可能な観光業を推進する政策を立案・実施することを明記している。訪日外国人旅行者数について、2020年以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国内外の観光需要は大きく落ち込んだものの、2022年10月の水際措置の大幅緩和以降、需要は堅調に回復し、2024年には、3,687万人(2019年比15.6%増)年間の合計で過去最高となった。

訪日外国人旅行者数の推移



資料：日本政府観光局(INTO)資料に基づき観光庁作成

観光は成長戦略の柱であり地方創生の切り札であるとの考えの下、2023年に閣議決定された「観光立国推進基本計画」では、持続可能な観光・地方誘客促進・消費額拡大をキーワードに政府を挙げて施策を推進している。具体的には、地方誘客に資するコンテンツの造成や具体的な消費活動に繋げるための特別な体験の提供等に取り組むとともに、持続可能な観光の推進のため、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策や地域資源の保全・活用等に資する取組も含めて総合的な取組を実施している。

(8)国際協力

JICAは、アフリカでの産業人材育成に注力し、日本人専門家や現地のカイゼンコンサルタントを通じて2022年度から2023年度に2万6,086人を育成した。今後、2030年までに、育成されたカイゼンコンサルタント等による1万3,600社への支援を計画している。アジア地域では、2030年までに8万人以上のビジネス人材を育成する目標を掲げ、2022年に1万444名、2023年に2万8,743名を育成した。また、行政官への技術協力や研修を通じて、投資環境整備や産業政策策定を支援している。

特に、イノベーション促進やIoT¹¹⁵・AI活用に関する課題別研修を実施し、持続可能な産業化を推進している。また、2022年度から2023年度に、スタートアップなど824社の企業成長を支援した。バングラデシュでは、経済特区の開発やワンストップサービスを通じて経済成長を支援している。さらに、インドネシア、ベトナム、ネパールでは、外国人材に関する技術協力を展開し、ディーセント・ワークを実現するための労働政策研修を行っている。



ケニア「企業競争力強化プロジェクト」。
ケニアのナイロビの現地民間企業において
品質生産性向上分野の現場コンサルティング
を行っている様子(写真:JICA)

(9)児童労働の撤廃

日本は2020年以降、開発途上国における児童労働の撤廃を目指した取り組みを継続している。特に、JICAが事務局を務める「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」において、2021年9月に「児童労働の撤廃に向けたセクター別アクション」を定め、企業、NGO、政府機関等、ステークホルダーの連携による取組を推進し、翌年からその進捗を報告するレポートも発行している。ガーナにおいては、2024年1月から、国家計画として進められている「児童労働フリーゾーン」制度の強化と普及を、JICAの事業を通じて支援しており、UNICEFやILOなどとの連携も強めている。また日本は2023年10月に、児童労働の撤廃を掲げたSDGターゲット8.7の達成を推進するグローバルなパートナーシップ、アライアンス8.7(Alliance 8.7)にパートナーとして加盟した。

¹¹⁵ モノのインターネット(IoT:Internet of Things)

目標9：強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



（1）強靱なインフラ構築

日本においては、気候変動に伴い自然災害は激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震も切迫しているとともに、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが見込まれている。日本は、このような危機に打ち勝ち、住民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するために、「国土強靱化基本計画」に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（2020年閣議決定）」を講じ、国土強靱化の取組の加速化・深化を図っている。防災インフラの整備・管理、交通・通信・エネルギーなどのライフライン強靱化等に加えて、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用が不可欠であり、スーパーコンピュータを活用した防災・減災対策、線状降水帯の予測精度向上、高精度予測情報等を通じた気候変動対策、ITを活用した道路管理体制の強化等の取組を推進していく。

（2）産業化と技術革新

日本は、2021年3月に決定された5か年計画「第6期科学技術・イノベーション基本計画（STI基本計画）」において、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会「Society 5.0」の実現を目指し、科学技術・イノベーション政策として5年間で総額30兆円（約2,500億米ドル¹¹⁶）の政府研究開発投資を行うこととしている。科学技術の発展を通して国際競争力の強化を図るとともに、持続可能で強靱な社会の構築を目指すため、知のフロンティアの開拓やイノベーションの創出を図っていく。農業分野では、日本はIoTやAIを活用したスマート農業を推進している。これにより、少子高齢化が進む農村地域でも、少ない労働力で効率的に農業を行うことが可能になる。例えば、農業用ドローンや自動運転トラクターなどの技術が導入されており、これにより農作業の効率化と持続可能性の向上を図っている。

（3）国際協力

日本は、質の高いインフラの輸出と整備を推進するため、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表した。これは、世界全体のインフラ案件に2,000億米ドル規模のインフラ投資を行い、地域の持続可能な発展を支援するものである。具体的なプロジェクト例としては、2021年8月に開通したタイの都市鉄道「レッドライン」やケニアの地熱発電開発計画などがあり、これらのプロジェクトは、交通渋滞の緩和や電力供給の安定性を改善し、地域の経済発展に寄与している。

¹¹⁶ 2021年度の為替レート1米ドル／118.51円を基に、参考として事務局にて計算

目標10：各国内及び各国間の不平等を是正する

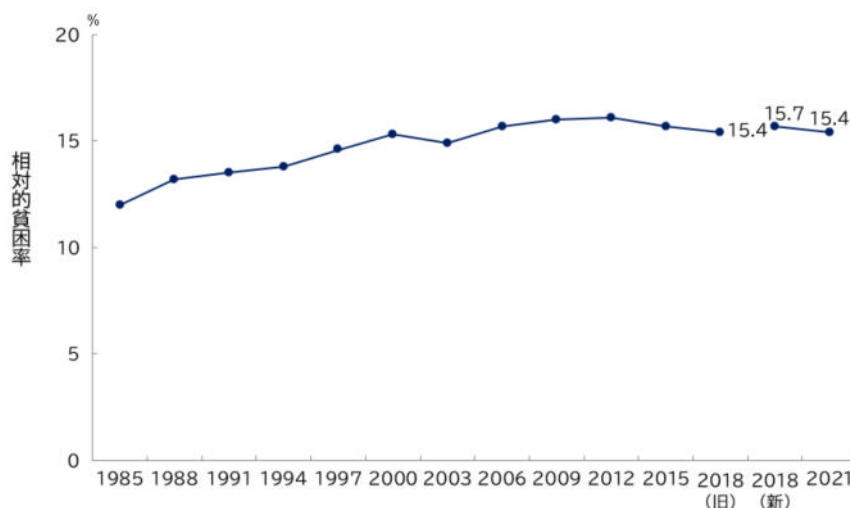
(1) 貧困格差の状況

2022年の国民生活基礎調査によると、2021年の貧困線は127万円(約1万1,000米ドル)で、「相対的貧困率」は15.4%となっており、この数値は2018年と比較して0.3ポイントの改善、また、同調査の特別集計による2021年の再分配後の所得のジニ係数は、0.338となっており、この数値は2018年の0.334と比較しておおむね横ばいとなっている。また、日本の相対的貧困率は、経済協力開発機構(OECD)加盟国の中では、7番目に高い水準となっている。¹¹⁷これらの指標については、「所得」に着目したものであることから、高齢化の進展により相対的に所得の低い高齢者層の増加が押上げ要因となるものの、近年は、雇用の拡大などの経済状況の好転、年金等の社会保障や税による再分配の効果により、基本的に横ばい又は改善傾向となっている。

(2) 貧困格差への対応

貧困等により厳しい生活を送られている方々にきめ細かく対応するため、生活困窮者自立支援制度における相談支援、最低賃金の引上げ、非正規雇用労働者の正社員への転換の促進といった総合的な対策を講じている。

相対的貧困率の年次推移



¹¹⁷ 相対的貧困率のOECD比較は、OECD “Income Distribution Database”(2025年4月閲覧時点)の数値を使用。基本的に2022年の数値であるが、コスタリカは2023年、日本、オランダ、スイスは2021年、オーストラリア、ドイツは2020年、デンマークは2019年、アイスランドは2017年の数値。コロンビアは数値なし。

(注)1. 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

2. 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

3. 1994年の数値は、兵庫県を除いたものである。

4. 2015年の数値は、熊本県を除いたものである。

5. 2018年の「新基準」は、OECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

6. 2021年からは、新基準の数値である。

資料：厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査の概況」表11を基に作成(単位は%)。

(3)国際協力

JICAは、2018年の国連総会で採択された「難民に関するグローバル・コンパクト」等を踏まえ、難民受入国への包括的な支援(行政能力強化、社会サービス向上、インフラ整備等)、難民を対象とした人材育成(自立・生計向上、教育・訓練の機会提供)、国際機関等との連携強化に取り組んでいる。

例えば、紛争の影響を受け、また難民の受入地域になってきた北部ウガンダにおいては、難民とホストコミュニティ双方のニーズを反映した統合開発計画の策定の支援を行っているほか、ケニア・ウガンダ・バングラデシュ等に難民支援に係る政策アドバイザーを派遣している。

目標11:包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

11 住み続けられるまちづくりを



(1)災害対策と基本計画

1961年に制定された「災害対策基本法」に基づき、毎年の災害状況や対策の効果、科学的研究の成果などを踏まえ、「防災基本計画」の見直しが行われ、地方公共団体は地域防災計画を、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を作成している。住民による自発的な防災活動を推進するため、住民や事業者、福祉関係者などの主体が地域の災害リスクや防災活動の計画素案を定め、市町村地域防災計画に掲載する「地区防災計画制度」を設けており、2023年4月時点で、43都道府県、216市区町村、2,428地区において地区防災計画が策定されている。

業務(事業)継続計画(BCP: Business Continuity Plan)について、災害時の業務継続力を向上させるため、ガイドラインの策定などによるBCP作成支援を行っている。BCP策定状況は、2016年時点で都道府県において100%、2023年時点で市町村において100%を達成した。民間企業の実態調査においても、2021年度から2023年度にかけて、大企業において70.8%から76.4%、中堅企業において40.2%から45.5%へと上昇している。また、「災害対策基本法」に基づく指定避難所の指定に加え、指定避難所だけでは避難所が不足する場合等に備えて、協定・届出等による避難所の確保を行うよう、全国の自治体に対して呼びかけている(2024年11月1日現在、10万8,638か所)。

災害対応力を強化する上でもジェンダー視点の導入が重要であるとの認識の下、決定参画におけるジェンダー平等、災害準備品目、避難所におけるジェンダー視点を取り入れており、こうした進捗は内閣府男女共同参画局ホームページにて公開している¹¹⁸。

(2)防災インフラの整備・管理

目標9にて記載したとおり、「国土強靱化基本計画」や「5か年加速化対策」に基づき、防災インフラの整備・管理、交通・通信・エネルギーなどのライフライン強靱化、デジタル技術の活用や官民連携強化、地域における防災力の強化などの取組を進めている。

災害時における通信サービスの確保は重要であり、電気通信事業者が実施すべき耐震対策、停電対策、防火対策等を規定した「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」を制定している。同基準について、大規模災害時の通信サービスの被害状況や復旧対応を踏まえ、複数回の見直しを行い、災害時における通信サービスの確保を図っている。

¹¹⁸ 内閣府男女共同参画局ホームページ「成果目標・指標」
https://www.gender.go.jp/about_danjo/seika_shihyo/index.html

(3)公共交通の課題と地域公共交通計画の策定

日本は、人口減少と高齢化が進んでおり、特に地方では交通事業者の経営が厳しい状況にある。2050年には多くの地域で人口が大幅に減少し、公共交通の利用者も減少する見込みとなっている。地方公共団体が中心となって、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、2025年1月末時点で1,124件の「地域公共交通計画」が作成されるなど、持続可能な地域旅客運送サービス提供の確保に資する取組が進められている。

(4)「こどもまんなか」な地域づくり

全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこども基本法の目的に基づき、日本政府の「こども大綱」を勘案して、多くの都道府県・市町村でこどもに関する施策を取りまとめた「こども計画」を策定し(全ての都道府県で2025年度末までに策定予定)、地方自治体レベルで「こどもまんなか社会」の実現に取り組んでいる。

(5)ユニバーサルツーリズム

ユニバーサルツーリズムの取組として、宿泊施設及び観光施設には、全ての旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、宿泊施設が実施する客室や共用部のバリアフリー化改修等の取組を支援するとともに、観光施設におけるバリアフリー化も推進している。前回VNRの2021年から2025年3月の間に、「ユニバーサルツーリズム促進事業」(2024年度予算:5,400万円(約38万8,000米ドル))や「宿泊施設インバウンド対応支援事業」(2024年度予算:13.74億円(約988万5,000米ドル)の内数)、「インバウンド受入環境整備高度化事業」(2024年度予算:9.9億円(約712万2,000米ドル)の内数)を行った。

(6)国際防災協力

日本は、これまで、数々の災害を経験する中で、知見や施策を多く蓄積しており、これらを共有することで、防災分野における世界の議論を牽引し、世界各国における防災の取組強化に貢献している。特に、2015年3月の第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」の実施において、主導的な役割を果たすことが国際社会から期待されており、防災分野の二国間協力や、国連防災機関(UNDRR¹¹⁹)を始めとする国際機関等と連携した多国間協力などにより、「事前の防災投資」や「より良い復興(Build Back Better)」等の取組を積極的に推進している。

¹¹⁹ UNDRR: United Nations Office for Disaster Risk Reduction

また、2015年12月、第70回国連総会本会議において、世界各地において、「津波に対する意識向上のための啓発活動」や「津波対策の強化」等の取組を促進するため、11月5日¹²⁰が「世界津波の日」に指定された。その後、世界津波博物館会議や濱口梧陵国際賞・国際作文コンテスト、UNDRRやUNITAR、UNDPといった国際機関との連携、「世界津波の日高校生サミット」の開催等を通じ、世界中に広く津波の脅威やその対策についての理解と関心を深める取組を推進してきた。

(7)きれいな街づくりへの国際協力

開発途上国におけるきれいな街の実現に向けて、2022年にJICAクリーン・シティ・イニシアティブ(JCCI)を立ち上げ、廃棄物、水質汚濁、大気汚染等の環境対策の推進に取り組んでいる。同イニシアティブでは、JICAの協力成果、アセットの共有と共に、国際機関やドナー、横浜市や北九州市等の地方自治体、民間企業等、国内外の様々なパートナーと連携した事業形成や関係機関からの情報発信の促進をしており、環境汚染対策や気候変動対策のプラットフォーム機能も果たしている。2022年から毎年開催しているJCCI国際セミナーには、これまで世界80か国以上より、延べ2,100人以上が参加した。JCCIの目標である2030年までに50か国5億人への裨益に対し、2025年2月時点で、60か国において、90件以上の事業(技術協力、資金協力)を実施し、裨益人口は3.5億人に達している。

また、JCCIの広域連携に係る取組として、「アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP¹²¹)」を推進し、廃棄物管理支援事業の形成・実施とともに、民間や他ドナー等の外部資金の導入を促し、効果的なスケールアップを図るべく、加盟国・都市による主体的な取組成果や知見の発信を促進している。

¹²⁰ 1854年11月5日に和歌山県で起きた大津波の際に、濱口梧陵(1820-1885)が収穫した稲むらに火をつけることで早期に警報を発し、避難させたことにより村民の命を救い、その後も被災地のより良い復興に尽力した「稲むらの火」の逸話に由来する。

¹²¹ ACCP :AFRICAN CLEAN CITIES PLATFORM

目標12：持続可能な生産消費形態を確保する

12 つくる責任
つかう責任

(1) エシカル消費の普及

エシカル消費に関しては、2021年3月に閣議決定された「第4期消費者基本計画」において、「開発途上国の労働者の生活改善を目指すフェアトレード商品、環境に配慮したエコ商品等の持続可能性に配慮した商品等の購入を含む、人や社会・環境に配慮して消費者が自ら考える賢い消費行動、いわゆるエシカル消費を普及啓発するための取組を推進する」としている。2024年度の調査では、エシカル消費の認知度は27.4%であり、引き続き、取組を推進していく。

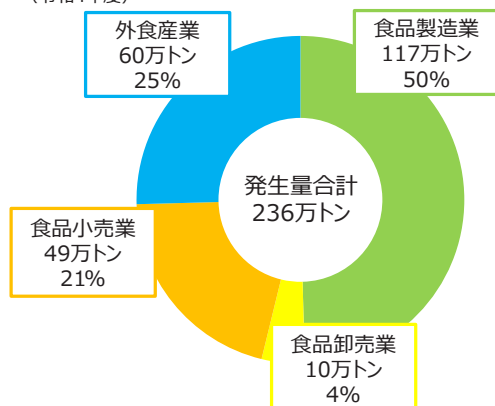
(2) 食品ロス削減

2019年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行し、2030年度までに食品ロスを半減させる目標(事業系目標273万トン、家庭系目標216万トン)を設定しているところ、2022年度の事業系・家庭系食品ロスはともに236万トンである。事業系については8年前倒しで目標を達成したことから、更に食品ロス削減が進むよう事業系目標を60%減(新たな事業系目標219万トン)に変更した。

食品ロスの削減に向けては、事業系は、商慣習の見直し(納品期限の緩和、賞味期限の年月表示化、賞味期限の延長)、フードバンクの活用促進、消費者への啓発、飲食店での「食べきり」や持ち帰りを推進している。家庭系においては、賞味期限や消費期限の理解促進や、家庭での食材活用法の情報提供等を通じ、消費者の意識を高め、持続可能な社会の実現を目指している。

事業系食品ロス(可食部)の業種別内訳

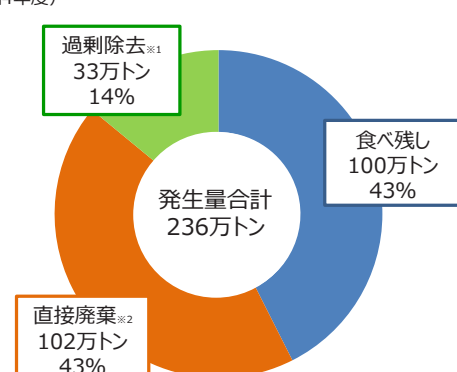
(令和4年度)



資料：農林水産省

家庭系食品ロスの内訳

(令和4年度)

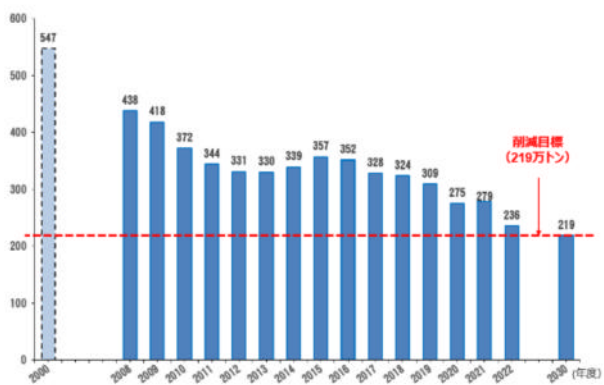


資料：環境省



事業系食品ロス量の目標と推移

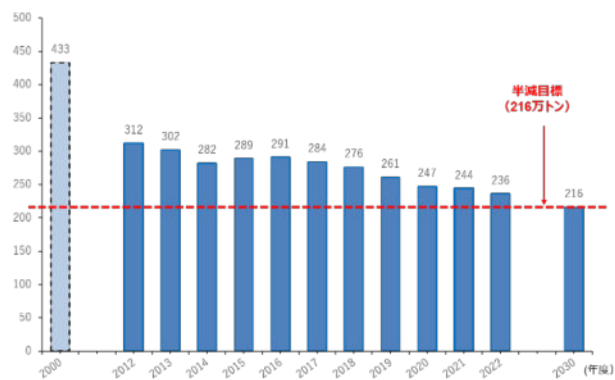
事業系食品ロス量（万トン）



資料：農林水産省

家庭系食品ロス量の目標と推移

家庭系食品ロス量（万トン）



資料：環境省

目標13:気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

13 気候変動に
具体的な対策を



(1)温室効果ガス削減目標と排出実績

2021年10月に気候変動枠組条約(UNFCCC¹²²)に提出した「国が決定する貢献(NDC)」¹²³において日本は、2050年ネット・ゼロ(温室効果ガス排出の実質ゼロ)と整合的で、野心的な目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、更に50%の高みに向け、挑戦を続けていくことを表明している。

さらに、2025年2月にUNFCCCに提出したNDCにおいて日本は、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すことを表明している。

2023年度の温室効果ガス排出・吸収量は、約10億1,700万トン(CO₂換算、以下同じ。)で、2022年度比で4.2%(約4,490万トン)の減少、2013年度比では27.1%(約3億7,810万トン)の減少となった。過去最低値を記録し、2050年ネット・ゼロに向けた減少傾向を継続している。

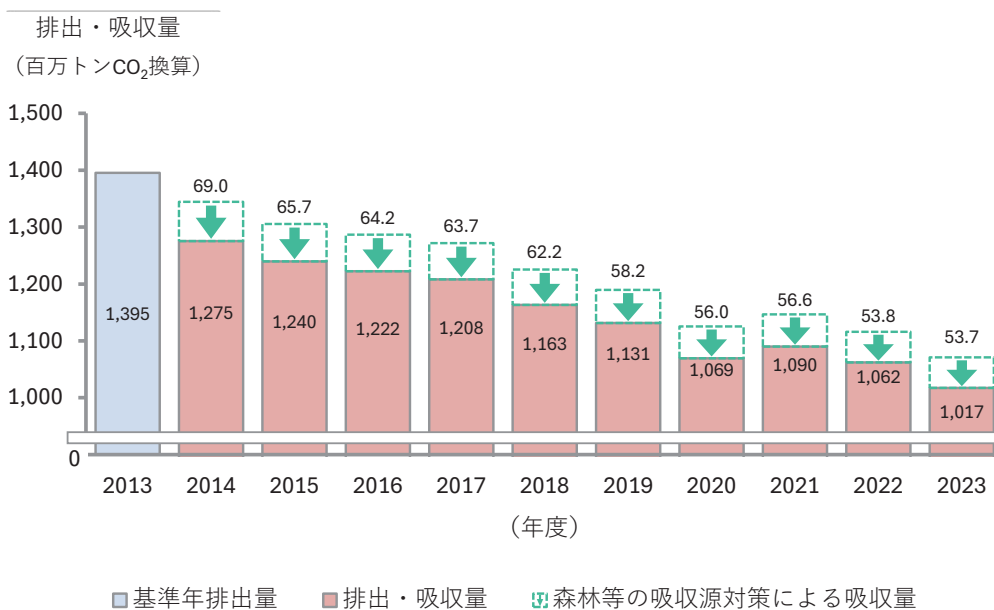


図 日本の温室効果ガス排出・吸収量の推移(資料:環境省)

代替フロン等4ガス(HFCs・PFCs・SF₆・NF₃)の排出量は約3,700万トンで、2022年比で3.9%の減少となり、2022年に減少に転じて以降2年連続で減少となった。

¹²² UNFCCC:United Nations Climate Change

¹²³ NDC: Nationally Determined Contribution

2025年の国連への報告では、2022度に引き続きブルーカーボン生態系(藻場・マングローブ林)による吸収量を算定し、合計約34万トンの値を報告した。今後は吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンの取組についても、関係省庁や官民連携による推進体制を構築し、検討を進めていく。また、CO₂吸収型コンクリートによる吸収量(CO₂固定量)も2022年度に続き算定し、合計約121トンの値を報告した。引き続きJ-クレジット化に向けた検討を進めていく。

また、2050年に向けて気候変動対策を着実に推進し、気温上昇を1.5℃程度に抑えられたとしても、極端な高温現象や大雨などの発生リスクは増加すると予測される。そのため、上述した緩和策と、現在及び将来の気候変動に伴う被害を回避・軽減するための適応策は、気候変動対策における車の両輪であり、日本は、「気候変動適応法」や「気候変動適応計画」を策定して適応策の取組を推進してきた。適応策の一つである熱中症対策については、気候変動適応法に基づき、熱中症特別警戒アラートの運用やクーリングシェルの指定制度などの取組を行っている。2020年に防災担当大臣と環境大臣が共同発表した「気候危機時代の「気候変動×防災」戦略」では、気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携する取組を掲げ、あらゆる分野で取り組む横断的な課題として、政策の主流にしていくことを追求している。

(2)国際協力

日本を含む先進国は、開発途上国が十分な気候変動対策を実施できるよう、開発途上国に対して、資金支援、能力構築、技術移転といった様々な支援を実施している。

日本は、2021年のG7コーンウォール・サミット及び国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)において、2021年から2025年までの5年間で官民合わせて最大700億米ドル規模の支援及びその一環として、従来の倍となる約148億米ドルの適応分野への支援を表明し、引き続きその着実な実施を進めている。

こうした支援においては、開発途上国の気候変動対策を支援する多数国間基金である「緑の気候基金(GCF)」も重要な一角を成している。日本は、同基金にこれまで累計で約3,190億円を拠出してきており、2023年10月には、第2次増資期間(2024年から2027年まで)においても第1次増資と同規模の最大約1,650億円を拠出することを表明した。

また、開発途上国の気候変動や災害への対応能力を高め、金融面での強靱性を高めることを目的とし、2022年に世界銀行の下にマルチドナー信託基金として「グローバル・シールド・ファイナンス・ファシリティ(GSFF¹²⁴)」が立ち上がった。これは、地域リスクプールの立ち上げや強化、リスク移転のための保険料融資など、災害リスク保険などのリスクファイナンスに関

¹²⁴ GSFF: Global Shield Financing Facility

する資金支援及び技術支援を実施するもので、日本は2023年3月に8億円、2024年3月に6.85億円の拠出を行った。

2023年に開催されたCOP28では、特に脆弱な開発途上国が気候変動の悪影響によって負う損失及び損害(ロス&ダメージ)に対処するため、「ロス&ダメージに対応するための基金(FRLD¹²⁵)」の制度の大枠が決定された。日本は同基金に対し、2024年3月に1,000万米ドル(13.7億円)、更に2025年3月に500万米ドル(6.95億円)の拠出を行った。同基金では、2024年4月から2025年3月までに計4回の理事会が開催され、理事会のホスト国をフィリピンとすることを決定したほか、事務局長の選出、世界銀行に基金事務局を設置するための法的基盤の整備などが進展した。日本は理事国として、同基金の適切な運用に向けた議論に積極的に貢献している。

二国間クレジット制度(JCM¹²⁶)については、「地球温暖化対策計画(2025年2月閣議決定)」に基づく2030年度までの累積1億トン-CO₂程度、2040年度までの累積2億トン-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保目標、「GX2040ビジョン(2025年2月閣議決定)」等を踏まえ、COP29の決定において完全運用化された6条ルールに沿って実施し、地球規模の脱炭素化の実現及びパリ協定の目標・目的の達成を目指す。

さらに、AZECなどの国際的な取組を通じて、日本の技術を活かしつつ、各国の事情に応じた多様な道筋による現実的な形でアジアの脱炭素化を進め、世界全体での脱炭素化にも貢献していく。

なお、日本はCOP29で発表した「NDC実施と透明性向上に向けた共同行動」やCOP21で設置された「透明性のための能力開発イニシアティブ(CBIT¹²⁷)」等を通じて、開発途上国による気候変動対策の透明性確保のための能力開発等も支援している。

¹²⁵ FRLD: Fund for responding to Loss and Damage

¹²⁶ JCM: Joint Crediting Mechanism

¹²⁷ CBIT: Capacity Building Initiative for Transparency

目標14:持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

14 海の豊かさを
守ろう



(1)30by30目標の実現(海域)

昆明・モンリオール生物多様性枠組のグローバルターゲットの一つに定められた、2030年までに陸と海の30%以上を効果的に保全するいわゆる30by30目標の実現に向け、保護地域の拡張と管理の質の向上や自然保護地域ではない地域において、長期の生物多様性の保全に効果的な方法で管理されている土地(OECM¹²⁸)の設定・管理を進めており、海域では2024年8月時点で13.3%が保全されている。

(2)海洋汚染・海洋ごみ対策

最近5か年(2019年から2023年まで)の日本周辺海域における海洋汚染(油、廃棄物等)の発生確認件数の推移は下図のとおりである。2023年は397件と2022年に比べ71件減少した。これを汚染物質別に見ると、油による汚染が259件で前年に比べ40件減少、廃棄物による汚染が129件で前年に比べ19件減少、有害液体物質による汚染が1件で前年に比べ7件減少、その他(工場排水等)による汚染が8件で前年に比べ5件減少した。

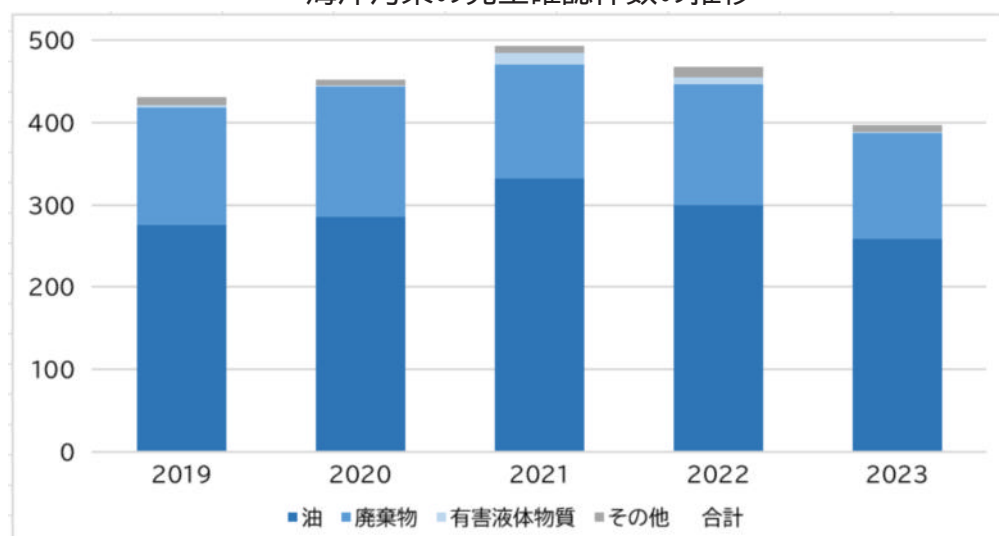
海洋を含む環境中には毎年数百万トンのプラスチックごみが流出していると言われ、誤食や絡まりによる生物被害や船舶航行、観光、漁業活動への社会経済影響が問題となっている。また、添加物等の化学物質やマイクロプラスチックが生態系に及ぼす影響も懸念されている。

日本は、2023年4月に「第4期海洋基本計画」を閣議決定し、海洋ごみ対策を位置付け、改正された海岸漂着物処理推進法では、事業者による廃プラスチックの排出抑制の努力義務が規定されている。2019年5月には同法に基づく基本方針や「プラスチック資源循環戦略」、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定、2022年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、政府全体での取組が強化されている。

また、海洋汚染物質の実態把握と海洋生態系への影響評価に係る手法の開発や、海洋生物ビッグデータ活用技術の高度化等の海洋に関する調査観測や研究開発を通して、海洋資源の持続的有効利用の促進に貢献している。

¹²⁸ OECM: Other Effective area-based Conservation Measures

海洋汚染の発生確認件数の推移



資料：海上保安庁広報資料を基に作成

(3)国際協力

JICAは、海洋水産資源や沿岸生態系サービスに大きく依存している開発途上国を対象に、水産資源の持続的な利用により住民の生計向上／貧困削減、並びに沿岸経済の活性化を目指す「水産ブルーエコノミー振興」に取り組んでいる。

また、IAEAの「NUTEC Plastics」イニシアティブへの拠出を通じて、原子力科学技術を活用したプラスチックのリサイクル技術の確立や、海洋プラスチックごみの追跡に関する国際協力を推進している。

(4)国連公海等生物多様性協定(BBNJ協定)

2023年6月に国連公海等生物多様性協定(BBNJ協定)¹²⁹が採択されたことにより、公海及び深海底における海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関するルール作りが進展した。同協定の早期発効が望まれることから、日本は、2025年5月に国会の承認を得て、締結に必要な国内手続を進めている。

¹²⁹ 海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定（The Agreement under the United Nations Convention on the Law of the Sea on the Conservation and Sustainable Use of Marine Biological Diversity of Areas beyond National Jurisdiction）

目標15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

15 陸の豊かさを守ろう



(1)30by30目標の実現(陸域)

昆明・モンリオール生物多様性枠組のグローバルターゲットの一つに定められた、2030年までに陸と海の30%以上を効果的に保全するいわゆる30by30目標の実現に向け、保護地域の拡張と管理の質の向上やOECMの設定・管理を進めており、陸域では2024年8月時点で20.8%が保全されている。

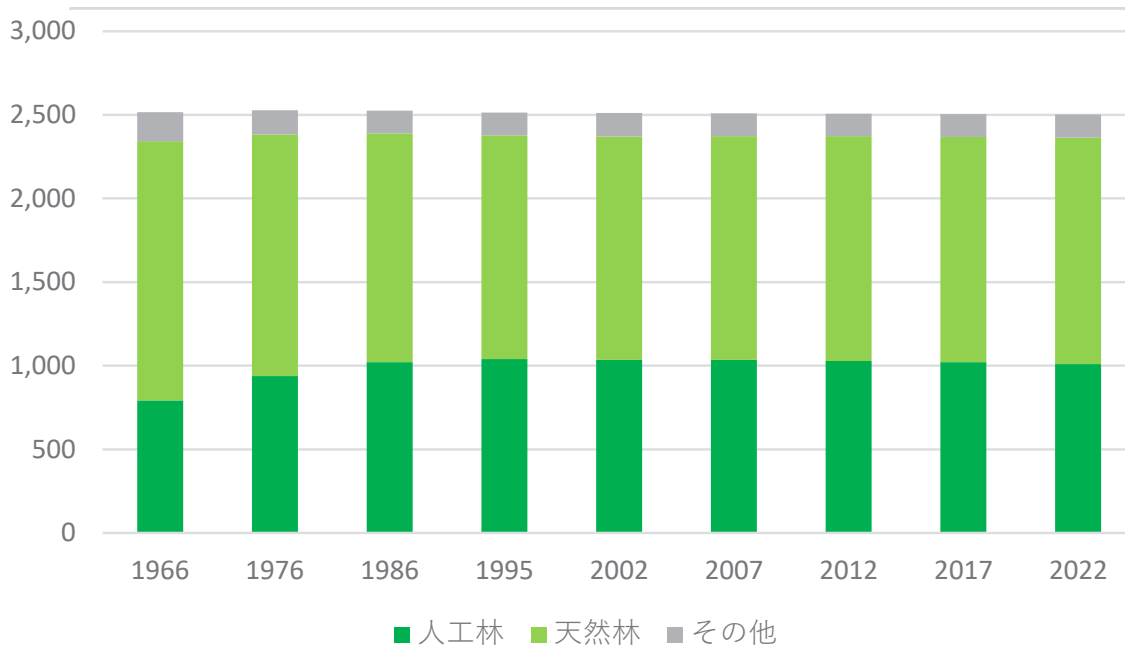
また、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域などをつなぐ水循環は、国土における生態系ネットワークの重要な基軸であり、食料や水、気候の安定などの生態系サービスとも深い関わりがある。流域における適正な生態系管理のため、河川やダム湖における生物の生息・生育・繁殖状況などについて定期的に調査を実施しており、自然環境の現状と変化を把握する「モニタリングサイト1000(重要生態系監視地域モニタリング推進事業)」では、湖沼・湿原、沿岸域及びサンゴ礁生態系に設置された全国約300か所の調査サイトにおいて、植物、鳥類、魚類及びサンゴ等の生息・生育状況をモニタリングしている。

(2)持続可能な森林管理

日本の森林面積は2022年3月末時点で約2,502万haで、国土面積の約3分の2を占めている。この面積は過去半世紀にわたりほぼ一定であり、森林の18.3%が、国立公園、原生自然環境保全地域、保護林、緑の回廊などの制度により保護されている。

森林の多面的機能を持続的に発揮させるためには、適正な整備と保全が重要であり、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環を確立する必要がある。日本では、国、都道府県、市町村による長期的な森林計画が策定されており、「森林・林業基本法」に基づいて「森林・林業基本計画」を策定し、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきている。この「森林・林業基本計画」に即して、全国森林計画が策定され、整備や保全の目標、伐採立木材積量や造林面積の計画量などが示されている。

日本の森林面積の推移



資料：林野庁「森林資源の現況(2022年3月31日時点)」を基に作成。なお、数値の単位は万haである。

(3)国際協力

南米アマゾン地球の熱帯林の約4分の1を占めるが、大規模農業や土地開拓により森林減少が進行している。実際に、2024年7月までの1年間で62万8,800haの森林が失われており、持続的森林管理の強化が求められている。JICAは、ブラジルにおける「先進的レーダ衛星及びAI技術を用いたブラジルアマゾンにおける違法森林伐採管理改善プロジェクト」を通じて、ブラジル環境・再生可能天然資源院(IBAMA)と協力し、2021年から違法森林伐採管理改善プロジェクトを実施している。JAXAのレーダ(SAR)衛星を活用し、雲が多い雨季でも森林変化の観測を可能にすることで取締に有用なデータを提供している。また、国立研究開発法人産業技術総合研究所(AIST)と連携し、AIを活用した森林伐採予測システムを構築している。取締官への情報提供やフィードバックの仕組みを強化することで、違法森林伐採対策に貢献している。

目標16:持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

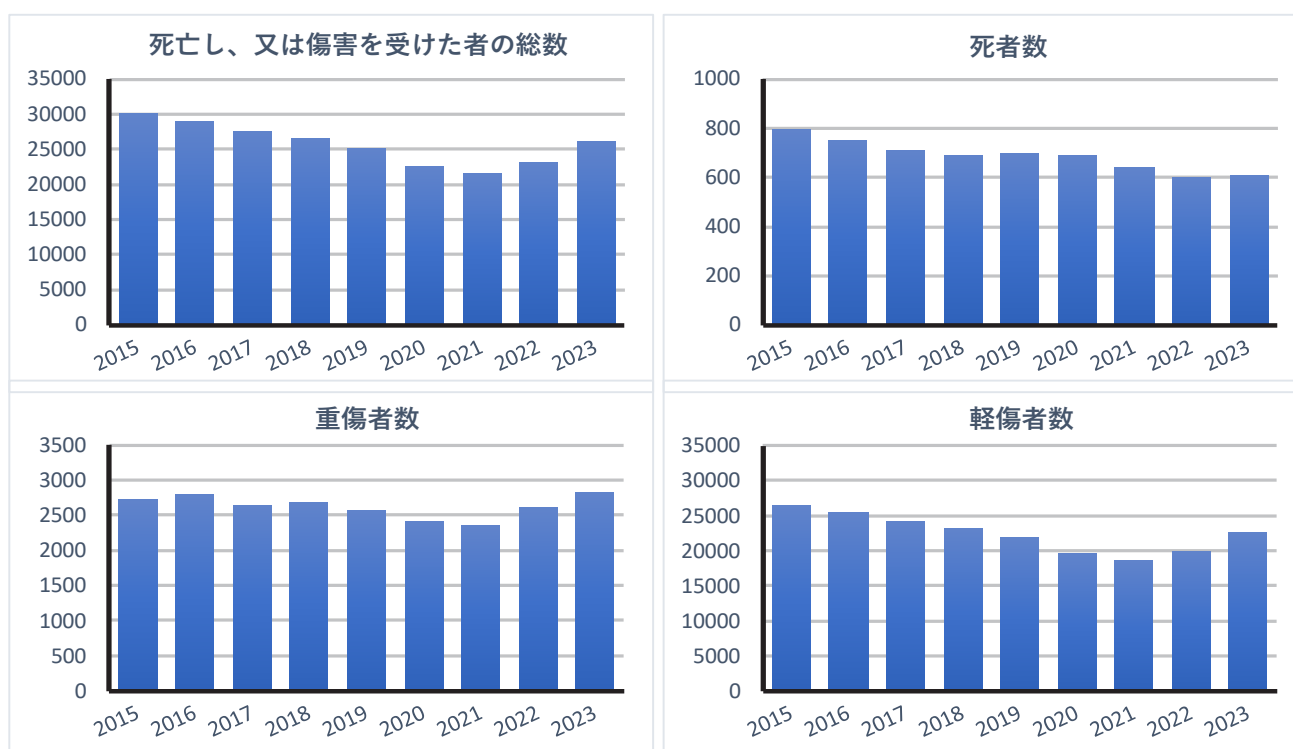
16 平和と公正を
すべての人に



(1)暴力と、暴力による死の減少

ターゲット16.1は「あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる」ことを目指している。2003年以降、刑法犯による死亡や傷害の件数は減少傾向にあるが、近年、増加傾向に転じている。

刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移



資料:警察庁

(2)こどもに対する暴力撲滅

「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」ことを目指すターゲット 16.2の達成に向けた取組を進めている。国際的な取組にも参加し、パスファインディング国(自国内のこどもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことを表明する国)として、関係省庁、市民社会等が参加し、虐待、性暴力、いじめ、体罰の4本柱の対策を盛り込み、こどもの声も踏まえて策定した「子どもに対する暴力撲滅行動計画」に基づく取組を着実に進めている。

児童虐待について、2023年度中に、全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は22万5,509件(2025年3月25日時点の公表データ)であった。子育てに困難を抱える

世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことも家庭センターの設置の努力義務化、一時保護施設の環境改善、一時保護時の司法審査の導入等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が2022年に成立した（一部の規定を除き2024年4月1日に施行。）。

かけがえのない子どもたちの尊厳を守り、子どもへの性暴力等を防止することは極めて重要であるとの考え方にに基づき、2024年6月、日本で「子ども性暴力防止法」が成立し、2026年12月の施行期限に向けて、検討を進めている。同法においては、学校や保育所を始め、一定の教育・保育事業者に対して、その従事者による子どもへの性暴力等を防止するため、面談・相談・研修といった日頃からの安全確保措置や、一定の性犯罪前科の確認を義務付けた。

2024年11月には、コロンビアの首都ボゴタで開催された、第1回子どもに対する暴力撲滅閣僚会合に日本として参加し、子ども家庭庁の設置、子ども性暴力防止法の成立、子ども家庭センターの設置等、子どもに対する暴力撲滅に向けた日本の取組を紹介し、引き続き暴力撲滅に向け取り組んでいくことを表明した。また、会合の成果文書として採択された「ボゴタ行動要請」に日本も賛同した。

(3) 国際協力

暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅等の観点から、2021年に京都コンGRESを開催して国際的な役割を果たした。全体テーマでは「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」とし、具体的には、①社会的・経済的発展に向けた包括的な犯罪防止戦略、②刑事司法システムが直面する課題に対する統合的なアプローチ、③法の支配の促進に向けた各国政府による多面的アプローチ、④あらゆる形態の犯罪を防止し対処するための国際協力及び技術支援について議論を行い、国際協力の強化が確認された。

また、日本は、1990年代から開発途上国に対し、法律の起草支援や法務・司法分野の人材育成等の法制度整備支援を実施しており、この活動をASEAN地域のみならず、ウクライナ、中央アジア、島しょ国及びアフリカ地域に拡大する。さらに、日本は、国連と協力して運営する国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)を通じて、アジア太平洋地域やアフリカの国々を始めとする開発途上国を対象として、組織犯罪対策、汚職やテロの防止等をテーマとした国際研修を実施するなどして、各国の刑事司法実務家の能力向上に取り組んでいる。

NGOを始めとする市民社会は、現地のニーズに寄り添った迅速な協力を通じ世界各地で発生している紛争地における緊急人道支援により存在感を拡大している。日本はこうしたNGOを戦略的パートナーとして、紛争地における緊急人道支援をジャパン・プラットフォーム経由で行っており、2023年度にはウクライナ、ミャンマー、スーダン、ガザ等、2024年度にはこれらの他に、イエメン、シリア、エチオピア、南スーダン等において紛争下で取り残されがちな脆弱な避難民に対する支援を行った。

(4)国連PKOにおける協力

日本は、国連PKOに参加する各国の平和維持活動要員の能力向上を支援するため、国連、支援国及び要員派遣国の三者が互いに協力し、国連PKOに派遣される要員に必要な訓練を行う枠組みである国連三角パートナーシップ・プログラム(UNTPP¹³⁰)への協力を、2015年から継続して行っている。具体的には、自衛官など延べ217人を教官としてケニアやウガンダなどに派遣し、国連PKOへ施設部隊を派遣する意思を表明したアフリカ9か国の336人の要員に対して重機操作の訓練を実施している。本プロジェクトの対象地域は、2018年からアジア及び同周辺地域にも拡大され、ベトナムやインドネシアに自衛官など延べ165人を派遣し、アジア及び同周辺地域14か国の127人の要員に対して重機操作の訓練を行った。さらに、2019年10月から、国連PKOにおいて深刻な問題となっている医療分野においても国連野外衛生救護補助員コース(UNFMAC¹³¹)への教官派遣を開始し、述べ5人を派遣した(2025年3月時点)。

¹³⁰ UNTPP: United Nations Triangular Partnership Programme

¹³¹ UNFMAC: United Nations Field Medical Assistants Course

目標17:持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

17 パートナーシップで
目標を達成しよう

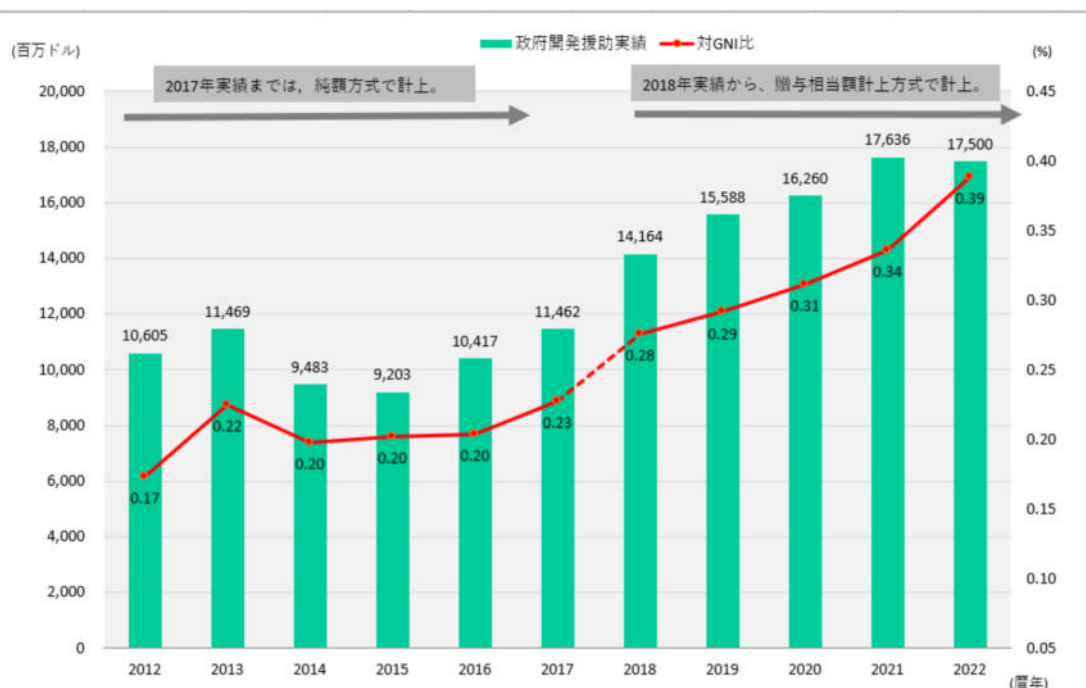


(1)開発資金

2023年の日本のODA実績は、2018年からOECD開発援助委員会(DAC)の標準のODA計上方式として導入された贈与相当額計上方式(Grant Equivalent System:GE方式)では、約196億37万米ドル(約2兆7,540億円)となった。支出総額は、約240億145万米ドル(約3兆372億円)で、前年(2022年)に比べ、米ドルベースで約7.8%増(円ベースで約15.3%増)となった。この結果、DAC諸国における日本の順位は、GE方式、支出総額ともに米国、ドイツに次ぎ第3位となった。対国民総所得(GNI比)では、2010年は0.20%だったが、2023年には0.44%になった。また、2023年の後発開発途上国(LDCs)向けODA実績のGNI比は、0.09%(支出純額ベース)であった。

2024年の持続可能な開発目標(SDGs)レポートによれば、開発資金ギャップは年間4兆2,000億米ドルに達しており、新型コロナウイルス感染症拡大以前の2兆5,000億米ドルから大幅に増加していることが確認される。国際社会全体のSDGs達成に向けては、この開発資金ギャップへの対処が重要である。国連やOECDを始めとした開発資金に関する議論の場において、開発途上国への資金の流れを正確に把握し、限りある開発資金を効果的に活用することにくわえ、新興国を含むドナーベースの拡大や民間資金動員等についても議論を喚起することが重要であり、日本としても引き続き建設的に議論に関与していく。

図 日本の政府開発援助実績の対国民総所得(GNI比)の推移(資料:外務省)



(注)OECD開発援助委員会(DAC)の標準のODA計上方式として、2017年までは支出純額方式、2018年からは贈与相当額計上方式が使用されている。

資料)外務省「2023年版開発協力白書」図表Ⅱ-6 日本の政府開発援助実績の対国民総所得(GNI比)の推移を基に作成(政府開発援助実績の数値は百万米ドル単位である。また、対GNI比は%)。

(2)マルチステークホルダーの取組

SDGs推進にはマルチステークホルダーの取組が不可欠であり、前述のとおり、日本としては、幅広いステークホルダーと啓発・連携事業を行ってきている。前回のVNRを発表した2021年から2023年にかけて日本国内でのSDGsの認知率と理解度が更に大幅に向上した。2021年にはSDGsの認知率が86%だったのに対し、2023年には91.6%に上昇した。また、「内容まで含めて知っている」と回答した人の割合は、第1回調査(2018年)から11倍以上に増加し、40.4%に達している(前述4. (ジャパンSDGsアワード)「国内のSDGs認知度」p.23参照。)。

地方自治体については、2017年にはSDGsの取組を行っていた地方自治体が1%にすぎなかったが、2023年には65.6%となった。これは2024年度末までにSDGsに取り組む地方自治体の割合を60%とする当初の目標を既に達成したことになる。今後も地方創生に向けたSDGsモデル事例を形成し、国内に横展開していく(前述4. (地方創生SDGs)p.37参照。)。

国際的なSDGsを通じた連携の具体例の一つとしては、日本とメコン諸国の間で、「日メコンSDGsフォーラム」を開催してきている。2021年のオンライン形式での開催に続き、2025年3月には第2回フォーラムをバンコクで開催し、メコン地域の水資源管理や越境ヘイズについて有識者も招いて議論を行った。今後も、「2030年に向けたSDGsのための日メコンイニシアティブ」や「日メコン協力戦略2024」を踏まえ、各国のSDGs達成に向けた取組を共有し課題解決を目指していく。

JICAの持続可能な開発に向けた取組として、中小企業・SDGsビジネス支援事業等では、民間企業等のビジネスを通じた開発途上国の様々な課題解決を推し進めている。JICAチェアを通じて約80か国の大学などと連携して日本の開発経験の発信及び日本研究を促進し、国内26大学と連携しJICA留学生に日本の開発経験を学ぶ機会を提供している。アフリカでは、カイゼン・アプローチの普及を目指し、これまでにアフリカ各国で育成した600名以上の現地コンサルタントによる南南協力を推進。2022年から2024年度の三年間で約2,000社にカイゼン・経営支援を実施した。ビジネスリンケージでは、企業間連携を促進し、2023年度に119件、2024年度上半期においては既に267件に及ぶ。さらに、民間セクター開発にかかるドナー会合に参加し、民間セクター開発における知見共有や共創活動を展開するなど、多様なステークホルダーとの協力を強化している。

また、NGOを始めとする市民社会との連携を強化していくことにより、「誰一人取り残さない」世界の実現に向け、支援の届きにくい脆弱な人々への支援を行い、SDGsの推進に取り組んでいる。2023年6月に改定された開発協力大綱において、市民社会を日本の開発協力の戦略的パートナーと新たに位置付けた。開発途上国の経済社会開発支援として、実施要領記載に基づき日本NGO連携無償資金協力により2023年度には109件69億6,000万円、2024年度には102件67億1,000万円の支援を、また、自然災害や紛争に際しての緊急人道支援として、ジャパン・プラットフォーム(JPF)経由により2023年度には145件61億7,000万円、2024年度には106件34億7,000万円の支援を実施した。さらに、こうしたNGOの更なる組織体制や事業実施能力の強化、専門性の向上のための活動環境整備支援を行うとともに、ODA政策の改善やNGOとのパートナーシップ強化等を目的としたNGO・外務省定期協議会を開催し、一層の連携強化に努めている。

(3) 国連を通じた協力

日本は、50年以上にわたり、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP¹³²)に対し、招請国政府として財政支援や事務協力を行っている。SIAPは、国連の地域委員会であるアジア太平洋経済社会委員会(ESCAP¹³³)域内等の開発途上国の政府統計職員に対する実務を重視した統計研修を実施しており、この中でSDGsの進捗測定に必要な統計手法やデータ分析に係る研修も提供するなど、SDGs達成のためのフォローアップ・レビューにおいて重要な役割を果たしている。



アフリカ・カイゼン・イニシアティブ年次会合にて
チュニジアのチュニス(Ramada Plaza)において
アフリカ・カイゼン・イニシアティブ関係者が一堂に
会する様子(写真:JICA)

¹³² SIAP: United Nations Statistical Institute for Asia and the Pacific

¹³³ ESCAP: United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific

第6章

各ステークホルダーの 評価と取組



6. 各ステークホルダーの評価と取組

(1) イントロダクション

本章では、SDGs達成に向けたステークホルダーの行動とその進捗をステークホルダー自身がレビューすることにより、90%を超える「SDGs」の認知度向上に至る経緯や、取組の実態を明らかにする。指標の検討では表しきれない定性的なデータを含めて政府外の批判的見地からレビューを行うことで、VNR全体として包括的に進捗を示したい。

本章のレビューの方法は以下のとおりである。SDGs推進本部円卓会議構成員が中心となり、それぞれの構成員が所属あるいは代表するステークホルダーに関する課題についてのレビューを行った。その後、適宜文章の統合や重複を避けるなどにより、編集作業を行った。なお、各セクションの主たる執筆担当者は以下のとおりである。全体監修は蟹江憲史構成員が担当し、最終的にはSDGs推進本部事務局と調整しつつ編集した。

目標やステークホルダーにより内容や分量には出来る限り偏りが生じないよう留意したものの、各ステークホルダーによる情報の偏りがあったことも事実である。データや情報の平準化は今後へ向けた課題の一つである。

全体監修：蟹江憲史構成員

(2) ステークホルダーによる17目標別評価チャートマップ：蟹江憲史構成員、井上雄介特任講師（慶應義塾大学）

同 目標別評価：稲場雅紀構成員、三輪敦子構成員、大西連構成員

(3) ステークホルダーによる取組 A. メディアの動向：蟹江憲史構成員、飯塚恵子構成員

協力：川廷昌弘氏

同 B-1ジェンダー：三輪敦子構成員、木村麻子構成員、則松佳子構成員

同 B-2ユース 2.1 千葉宗一郎構成員

2.2 本行紅美子構成員

同 C-1ビジネスの動向 3.1 ビジネス：西澤敬二構成員

同 3.2 中小企業：木村麻子構成員

同 3.3 ファイナンス：高梨雅之構成員、遠藤良則構成員

同	3.4労働組合:則松佳子構成員
同 C-2市民社会の動向	4.1稲場雅紀構成員、三輪敦子構成員、大西連構成員
同	4.2消費者:河野康子構成員
同	4.3労働組合:則松佳子構成員
同	4.4協同組合:比嘉政浩構成員
同 C-3研究教育機関の動向	5.1研究機関:蟹江憲史構成員、春日文子構成員
同	5.2文部科学省
同 C-4地方自治体の動向	6 片岡八束・地球環境戦略研究機関(IGES)研究員
同 C-5議会	事務局

(2)ステークホルダーによる17目標別評価

17目標別評価

これまでのSDGsの進捗状況について、グローバル指標に基づいて評価を行った。評価方法及び全体の傾向については以下のとおりである。

各SDGsターゲットに紐づくグローバル指標について、利用可能な最長期間のデータを対象とし、指標の直近の値が当該期間の平均値を上回っている場合に「改善傾向」、下回っている場合に「後退傾向」としてとした。直近の値と平均値の比較を行う際に、その指標が「ポジティブ指標(値が高いほど望ましい)」か「ネガティブ指標(値が高いほど望ましくない)」かを確認する必要がある。例えば、ポジティブ指標の場合は、直近値が平均を上回れば「改善傾向」、下回れば「後退傾向」とし、他方でネガティブ指標では、直近値が平均を上回ると「後退傾向」、下回ると「改善傾向」と評価している。この他、「達成」は到達水準に既に到達している場合、「未整備」はデータが取得できない場合を意味する。「-」は対象となる指標の傾向が判断できない指標であることを示している。

全体の傾向として、例えば目標3や目標6、目標9などでは多くのターゲットにおいて順調な進展が確認されたが、これらの目標の中でも下降傾向にあるターゲットについては、他の下降傾向が認められるターゲットについて同様、特に「誰一人取り残されない」理念の観点からの対策強化が求められる。また、ジェンダー平等(目標5)等の一部の分野では、上下の変動が多く、傾向が確認できない課題も見受けられる。特に細分化された分類によるデータの整備や公開、対象となる指標の選定により、透明性の高い進捗管理をおこなう事が今後必要だ。

1 貧困をなくそう	1.1.1	1.2.1	1.2.2	1.3.1	1.4.1	1.4.2	1.5.1	1.5.2	1.5.3	1.5.4	1.a.1	1.a.2	1.b.1			
				-			↓	↑			-	-				
2 飢餓をゼロに	2.1.1	2.1.2	2.2.1	2.2.2	2.2.3	2.3.1	2.3.2	2.4.1	2.5.1	2.5.2	2.a.1	2.a.2	2.b.1	2.c.1		
		↓	-	-	-	↑	↓	-	↑		↓	↓	-	-		
3 すべての人に健康と福祉を	3.1.1	3.1.2	3.2.1	3.2.2	3.3.1	3.3.2	3.3.3	3.3.4	3.3.5	3.4.1	3.4.2	3.5.1	3.5.2	3.6.1	3.7.1	3.7.2
	↑	↑	↑	↑	↑	↑	対象外	-	-	↑	↓		↑	↑	-	-
	3.8.1	3.8.2	3.9.1	3.9.2	3.9.3	3.a.1	3.b.1	3.b.2	3.b.3	3.c.1	3.d.1	3.d.2				
	-	↑		↓	↓	↑	-	↑		-	↑	↑				
4 質の高い教育をみんなに	4.1.1	4.1.2	4.2.1	4.2.2	4.3.1	4.4.1	4.5.1	4.6.1	4.7.1	4.a.1	4.b.1	4.c.1				
	-	-		↑	-	-	-	↓	-	-	対象外					
5 ジェンダー平等を實現しよう	5.1.1	5.2.1	5.2.2	5.3.1	5.3.2	5.4.1	5.5.1	5.5.2	5.6.1	5.6.2	5.a.1	5.a.2	5.b.1	5.c.1		
	-	-	-	-		-	↑	↑		-			↑	-		
6 安全な水とトイレを世界中に	6.1.1	6.2.1	6.3.1	6.3.2	6.4.1	6.4.2	6.5.1	6.5.2	6.6.1	6.a.1	6.b.1					
	↑		↑	-			↑	対象外		↓						
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7.1.1	7.1.2	7.2.1	7.3.1	7.a.1	7.b.1										
		-	↑	↑	↓	↑										
8 働きがいも経済成長も	8.1.1	8.2.1	8.3.1	8.4.1	8.4.2	8.5.1	8.5.2	8.6.1	8.7.1	8.8.1	8.8.2	8.9.1	8.10.1	8.10.2	8.a.1	8.b.1
	↑	↑	-	-	-	↑	↑	↑		↓		-	-		↓	
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9.1.1	9.1.2	9.2.1	9.2.2	9.3.1	9.3.2	9.4.1	9.5.1	9.5.2	9.a.1	9.b.1	9.c.1				
		-	-	-	-		↑	↑	↑	↑	↑	↑				
10 人や国の不平等をなくそう	10.1.1	10.2.1	10.3.1	10.4.1	10.4.2	10.5.1	10.6.1	10.7.1	10.7.2	10.7.3	10.7.4	10.a.1	10.b.1	10.c.1		
	-	-		↑	-	-	対象外		-		-	対象外	↑			
11 住み続けられるまちづくりを	11.1.1	11.2.1	11.3.1	11.3.2	11.4.1	11.5.1	11.5.2	11.5.3	11.6.1	11.6.2	11.7.1	11.7.2	11.a.1	11.b.1	11.b.2	
			-		-	↓	↑	↑		↑			-			
12 つくる責任つかう責任	12.1.1	12.2.1	12.2.2	12.3.1	12.4.1	12.4.2	12.5.1	12.6.1	12.7.1	12.8.1	12.a.1	12.b.1	12.c.1			
	-	-	-	↑		-		-	-	-	↑					
13 気候変動に具体的な対策を	13.1.1	13.1.2	13.1.3	13.2.1	13.2.2	13.3.1	13.a.1	13.b.1								
	↓			↑			対象外									
14 海の豊かさを守ろう	14.1.1	14.2.1	14.3.1	14.4.1	14.5.1	14.6.1	14.7.1	14.a.1	14.b.1	14.c.1						
		↑	↓	-	-			↑								
15 陸の豊かさも守ろう	15.1.1	15.1.2	15.2.1	15.3.1	15.4.1	15.4.2	15.5.1	15.6.1	15.7.1	15.8.1	15.9.1	15.a.1	15.b.1	15.c.1		
	-	-	-		-	-	-				-	↓	↓			
16 平和と公正をすべての人に	16.1.1	16.1.2	16.1.3	16.1.4	16.2.1	16.2.2	16.2.3	16.3.1	16.3.2	16.3.3	16.4.1	16.4.2	16.5.1	16.5.2	16.6.1	16.6.2
	↑		-	-	↓	↓		-	↓							
	16.7.1	16.7.2	16.8.1	16.9.1	16.10.1	16.10.2	16.a.1	16.b.1								
	-		対象外		-	-										
17 パートナーシップで目標を達成しよう	17.1.1	17.1.2	17.2.1	17.3.1	17.3.2	17.4.1	17.5.1	17.6.1	17.7.1	17.8.1	17.9.1	17.10.1	17.11.1	17.12.1	17.13.1	17.14.1
	-	↑	↑	-	対象外	対象外		-		↑	↓	対象外	対象外	対象外	-	
	17.15.1	17.16.1	17.17.1	17.18.1	17.18.2	17.18.3	17.19.1	17.19.2								
			-			↑	対象外									

達成	未整備	改善傾向	後退傾向	傾向判断不可

以下では、各目標別に、SDGs推進本部円卓会議構成員が中心となり実施したステークホルダーによる進捗レビュー結果を提示する。

目標1¹³⁴



- ・ 国内における貧困の状況について、グローバル指標1.2.1、1.2.2に関するデータが提供されておらず、進捗評価が不可能な状態。貧困に関する政府としての定義と、それに基づく指標の設定がなされていないことについては、一貫して市民社会からの懸念が表明されている。グローバル指標1.3.1が求める属性別データが整備されていない状況も続いている。
- ・ 旧来の貧困や格差の課題に加え、インフレーション(インフレ)による物価高が家計を直撃し、低・中所得層の生活を圧迫している。生活苦と孤独・孤立の相乗効果により、多くの人々が「生きづらさ」を実感しており、そのことが社会の分断の助長にもつながっている。
- ・ 日本の開発協力政策において、貧困削減対策を重点化する必要性が市民社会によって指摘されている。

目標2



- ・ グローバル指標2.5.2(絶滅の危機にあると分類された在来種の割合)に関するデータの公表や、農業予算の拡充を含めた生産的で持続可能な農業を実現するための目標と指標の明確化が、市民社会によって求められている。
- ・ 特にアフリカの状況が厳しく、全人口の20%が栄養不足の状態と報告されており、女性が最も強い影響を受けている。日本の開発協力政策において、飢餓の防止及びターゲット2.4(持続可能な食料生産システムの確保)の実現に資する開発協力の重点化の必要性が市民社会によって指摘されている。
- ・ 食品ロスの削減は進捗が遅れており、喫緊の課題である。
- ・ 工業的農業から生態系と調和したアグロエコロジーへの転換や小規模家族農業への政策的支援、農家・生産者の生活や雇用の持続可能な創出、「権利としての食料」の確立に立脚した食料安全保障などは、進捗が遅れている。

¹³⁴ 各目標に関する参考資料として、SDGs市民社会ネットワーク(SDGsジャパン)『SDGsスポットライトレポート 2025』(2025 年)

- ・ 目標2の達成には平和の実現が決定的に重要である。戦争や武力紛争が食料供給に打撃を与えており、パレスチナ・ガザ地区を始め、スーダンなど、激しい戦争が続く地域では壊滅的なレベルと表現される飢餓が発生している。飢餓は最も明白な人道危機であり、緊急食料支援を始め緊急人道支援の強化の必要がある。

目標3



- ・ ターゲット3.4(非感染症疾患減少と精神保健福祉促進)について、LGBTQ¹³⁵を始め、脆弱な状況におかれたコミュニティにおけるメンタルヘルスの課題は深刻である。複数の研究で、LGBTQ青少年の自殺念慮・未遂・自傷行為は非LGBTQの3～5倍程度高く、その理由として孤独・孤立、学校や職場でのいじめ、LGBTQに関する適切な情報へのアクセスの不足などが挙げられている。同様にLGBTQユース層における気分障害・不安障害も非LGBTQよりも3～7倍高い。
- ・ 社会保障制度の発達により、日本は多くの国々と比較して相対的にUHCの達成に近い状況にある。しかし、特に脆弱性を抱え差別・偏見の対象となりがちな人口・社会グループは医療アクセスに問題を抱えている。精神疾患については、長期入院の課題が継続しているほか、根深い差別・偏見もあいまって、必要とされる質の高い医療へのアクセスに困難がある。薬物依存も同様の課題を抱える。在留資格がない、又は短期滞在資格で滞在している外国人はほとんどの社会保障制度の対象になっておらず、緊急医療を含め、必要とする医療へのアクセスが制度的に保障されていない。
- ・ 社会保障制度に関する教育や情報普及の不足や、制度申請に関連する労力や心理的プレッシャーなどにより、脆弱性が高いほど、医療アクセスへの障害は高くなり、より労力がかかるという状況が存在している。
- ・ 高齢化・少子化など人口構成の変化で社会保障の持続可能性が問われてきたところに、コロナ後のインフレによって、多くの世帯で可処分所得が減少し、税や社会保障費の支払いに関する不満が表面化している。
- ・ 感染症対策については、HIV¹³⁶対策が象徴的である。90年代末以降に導入されたHIV陽性者の障害者認定やコミュニティとの連携による予防・医療・ケア対策が功を奏し、全般的に対策は高い効果を上げている。一方で、2000年代以降のHIV関連の研究開発の成果である「曝露前予防内服」(PrEP)や「予防としての治療」(TasP)といった効果的な新規技術の実装が開発途上国を含む諸外国に比べて遅れており、目標の達成に支障が生じている。感

¹³⁵ LGBTQ とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クイア (Queer)、クエスチョニング (Questioning)の頭文字をとったもので、これらの人々を含む幅広い性的少数者の人々を指す。

¹³⁶ HIV: Human Immunodeficiency Virus

染症対策全体として、制度の新設や柔軟な運用によって、新規技術の実装を積極化することが求められる。

目標4



- ・ ターゲット4.1(初等中等教育)に関し、小中学校における不登校児童・生徒数は2023年度、34万6,482人と過去最高を記録。小中高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数、暴力行為の発生件数も過去最高を記録するなど、教育の質には深刻な課題が存在する。
- ・ ターゲット4.5(教育への平等なアクセス)について、外国につながりがある小中学校就学年齢の子どもの5.7%に不就学の可能性がある(文部科学省 2024)。「外国籍の子の保護者に対する就学義務はない」(文部科学省)との見解が背景にある。また、通常の教育から分離された形で教育を受けている児童生徒数(特別支援学校及び特別支援学級在籍者数)が増加しており、インクルーシブ教育の推進には深刻な課題が存在している。
- ・ 学習指導要領に「持続可能な社会の創り手の育成」が明記されたことによりターゲット4.7(持続可能な開発のための知識技能の習得)は進展した。

目標5¹³⁷



- ・ 全ての目標の横串となるジェンダー平等は十分に進展していない。このことは、世界経済フォーラムが毎年発表している「ジェンダー・ギャップ指数」における日本の順位が2024年には146か国中118位であり、110-120位程度に低迷し続けていることから明らかである。
- ・ 婚姻最低年齢が男女とも18歳になった。しかしながら、選択的夫婦別氏はいまだ導入に至っておらず、同性婚も導入に至っていない。
- ・ ジェンダーに基づく暴力への対応では、各都道府県にワンストップセンターが設置されてきた。一方で、先駆的活動を展開してきた大阪府の「性暴力救援センター・大阪SACHICO」が存亡の危機にさらされる状況であったなど、十分なサポートが存在するとは言いがたい。さらに、デジタル暴力が女性と少女に対して、より大きな影響を与えている。

¹³⁷ 参考資料: 日本女性監視機構(Japan Women's Watch: JAWW)『JAWW NGOLレポート 北京+30に向けて』(2024年)

- ・ 性と生殖に関する健康と権利を保障する低用量ピル、緊急避妊薬、経口中絶薬等へのアクセス提供が大きく遅れている。
- ・ 女性の政治参加を促すために他の多くの国で導入されている暫定的特別措置は導入されていない。日本版パリテ法と称される「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が2018年に施行されたのは画期的だったが、理念法にとどまり実質的な進展に結びついていない。
- ・ 当事者団体と研究機関が実施した調査によると、トランスジェンダーの失業率や非正規雇用率は非LGBTQよりも3倍程度高く、年収200万円未満の低所得層の割合も3～5倍程度高い。

以下では、ターゲット毎のレビュー結果を示す。

- ・ ターゲット5.1(差別の撤廃)について、日本では、憲法第14条に一般的な反差別条項が含まれ、各分野における不当な差別には個別法による救済が図られてきている。しかし、差別を定義した上で差別を禁じる包括的な法律が存在せず、女性差別撤廃委員会を含む、国連の様々な条約委員会から繰り返し勧告を受けている。女性差別撤廃条約が規定するように、結果の平等を視野に入れた実質的平等の実現、また過去の歴史的な差別や不平等の結果として現在も残る不平等を解消するための暫定的特別措置(ポジティブ・アクション)の導入を含め、あらゆる形態の差別を解消する立法と施策が求められる。女性だけに課されていた民法における再婚禁止期間の廃止、男女の婚姻最低年齢の統一、嫡出推定制度の見直し等が実現したことは進展したといえる。在日コリアン、被差別部落、障害者、アイヌ、移民女性等が経験する交差的で複合的な差別は依然として課題であり、これらの女性に対するヘイトスピーチへの対応が求められる。
- ・ ターゲット5.2(あらゆる形態の暴力の排除)について、性行為における同意の有無を問題にする不同意性交等罪への刑法改正、性交同意年齢の13歳未満から16歳未満への引き上げ、夫婦間性暴力や監護者による子への性暴力の犯罪化、レイプの親告罪要件の撤廃等は進展した。また、2023年に成立した改正DV防止法において、重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の対象を拡大、電話等禁止命令の対象行為にSNS等の送信等を追加、保護命令違反の罰則強化、オンライン申請等が規定されたことも進展したと評価できる。一方、同法に関しては、緊急保護命令制度がないこと、同居していない相手とのDVはカバーされないこと、保護命令違反以外にDVを犯罪として禁止したり罪を加重する制度が存在しないことは課題として残る。また緊急避難が必要な場合の公的緊急保護シェルターへのアクセスが容易でないという課題も存在する。
 - 2018年以降、各都道府県に性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップセンターが少なくとも1カ所設置されたことは進展だが、センターの根拠法がないこと等が理由になり、各センターの支援内容には差があるのが現状。社会的地位や優位な立場を利

用した性暴力、セクハラが女性、男性を問わず発生している実態が明らかになっている。子ども時代の被害を含め、被害者／サバイバーが正義を回復するためには企業、メディア、芸能業界、そして社会の意識等、克服すべき課題は未だ多い。また、デジタル暴力への対応が深刻な課題となっている。ネット上の嫌がらせ／いじめ、リベンジポルノ、セクストーション、ドクシング、トローリング、ディープフェイク、ネットストーカー、盗撮等、SNSを使ったデジタル暴力では、女性と少女がより大きな被害を被っている。

- 若年女性や性暴力被害者の支援団体が執拗かつ大規模で根拠のないオンライン攻撃を受け、活動が制限された事例も存在する。移民女性がDV被害を訴えた場合には在留資格にかかわらず婦人相談所に協力を求めるとする内部規則が顧みられずに、DV被害者が収容され、適切な医療を受けられないまま死亡するという事件が発生している。在留資格にかかわらず移民女性を暴力から保護する制度の確立が課題である。
- ・ ターゲット5.3(有害な慣行の撤廃)について、教育におけるジェンダー平等にも課題が存在。進学率や専攻分野における男女間格差は存続し、学校管理職に占める女性の割合は低い。「隠れたカリキュラム」として機能する、固定観念に基づいた進路指導も報告されている。
- ・ ターゲット5.4(公共のサービス・社会保障政策の提供、無報酬の育児・介護や家事労働の認識・評価)について、男性が無償の家事関連労働に従事する時間(総務省2021年社会生活基本調査)は女性の4分の1程度であるなど、依然として大きな格差が存在しており、女性の平等な経済参加に影響を与えている。女性の年齢別労働力参加率に関するM字型カーブは解消しつつあるが、第一子が生まれる際に約3割の女性は仕事を辞めている。女性と男性の両方が家庭責任・ケア責任と労働を両立できる環境を推進する施策や社会保障制度が求められる。また、OECDの定義に基づく相対的貧困率(厚生労働省国民生活基礎調査)は女性16.9%、男性13.8%と女性が男性を上回る。特に高齢女性の貧困リスクが高く(男性16.6%に対し女性22.8%)、女性が多くを占めるひとり親世帯の貧困も深刻であり、「貧困の女性化」が顕著となっている。
- ・ ターゲット5.5(政治・経済・公共分野への助成の参画とリーダーシップ)について、2024年の衆議院選挙を経た女性議員比率は15.7%、参議院で25.4%であり、依然として課題が大きい。「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は制定されたが、強制力がないため、具体的な変化は起こっていない。平等な政治参加を促進するために世界各国で導入されているクォータ制やパリテを始めとする暫定的特別制度にも、政府・世論ともに積極的ではない。閣僚に占める女性比率は2023年9月の第二次岸田第二次改造内閣では史上最多の5名(25%)だったが、2024年の第二次石破内閣では2名(10%)に後退した。
- ・ ターゲット5.6(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(SRHR)への普遍的アクセスの確保)について、女性が主体的に使うことができ、G7を始め他の多くの国で容易に(国によっては無料で)入手が可能な、低用量ピル、IUD、緊急避妊薬を始めとする多様な近代的避妊法へのアクセス、そして意図しない出産を防ぐ手段の導入が遅れている。202

3年に厚労省で承認された経口中絶薬を使用する医療機関はいまだ限られている。また、現在でも刑法堕胎罪が存在し、人工妊娠中絶が刑事罰の対象となっているという課題も存在している。母体保護法は中絶や不妊手術を受ける際に原則配偶者の同意を必要としており、中絶や不妊手術の際には、母体保護法が規定する他の条件もクリアする必要がある。

- 包括的性教育の公教育への導入が進んでおらず、性教育の実践に関する「はどめ規定」が存在するなど、パートナーとの平等な関係に基づいた性教育の普及に深刻な課題が存在している。ターゲット5.2にも深く関連する課題である。
- 旧優生保護法を違憲とする2024年最高裁判決は、女性障害者団体を含む障害者団体の活動の成果であり、性と生殖に関する権利の観点からも重要な進展である。旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けた方に対する補償法が2025年1月17日に施行されたが、同法に関する周知を徹底し対象者に救済が提供されることが求められる。
- 一方、妊娠・出産を理由とする技能実習生の解雇や強制帰国が問題となっており、それを恐れた末の孤立出産や遺棄が発生している。2023年の政府通知等に基づき、妊娠等を理由とする技能実習生の不利益取り扱いの禁止の徹底が適切に実施される必要がある。

目標6



- ・ ターゲット6.1(飲料水へのアクセス)に関し、これまで高い水道普及率を誇っている。ただし、水道インフラの老朽化並びに漏水・破損事故の増加への対応は喫緊の課題であり、これに伴う水道料金の値上げや水質の悪化が発生しないようにする必要がある。幾つかの自治体で水道水から高濃度のPFAS¹³⁸が検出されている。調査と対応、そしてグローバルな基準を踏まえた適切な規制の導入が必要である。
- ・ 日本は、この分野の最大のドナー国として国際的に貢献してきているが、その多くは中所得国向けの大型インフラ支援である。飲料水や衛生設備の普及が十分でない低所得国への支援増額が求められる。

¹³⁸ 有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称

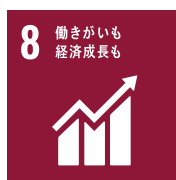
目標7

- ・「脱炭素先行地域」、ZEB¹³⁹、ZEH¹⁴⁰などへの支援は評価できる一方で、温室効果ガス削減の道筋を示す政策は十分ではない。エネルギー基本計画と、2050年の日本のネット・ゼロ及び世界の1.5℃目標との整合性は不明確である。
- ・相対的貧困世帯には高齢世帯が多い現状を踏まえ、気候変動対策とエネルギー貧困対策の両立が課題。
- ・開発途上国における日本の再エネ・省エネ導入支援は評価できる。一方、火力発電所への支援がもたらすCO₂排出等には十分な対応が必要とされる。



目標8

- ・低賃金かつ不安定な雇用条件での労働に従事する非正規雇用労働者は全労働者の37%前後に上る。
- ・非正規雇用労働者の67.9%は女性で、不安定雇用は女性に偏っている。また一般労働者に関し男性の給与を100とした場合、女性は74.8となっている。これらは構造的な「貧困の女性化」につながっている。多くの雇用裁判からもターゲット8.5が規定する同一価値労働同一賃金が課題となっている。
- ・グローバル指標8.5.1(労働者の平均時給)及び8.5.2(失業率)は障害者の雇用に関するデータを求めているが、政府は公表していない。私企業における障害者雇用は増加しているものの、不安定で低賃金な福祉的就労に就いている場合が多く、障害者の79%が相対的貧困レベル以下となっている。障害者の生活保護受給率は障害がない人の約7倍以上との報告がある。
- ・ターゲット8.7(児童労働の撤廃)については、日本国内における児童労働の定義の共通認識の醸成、データ収集、国内行動計画の策定が課題である。また、児童買春・児童ポルノ禁止法、風俗営業適正化法などが適用された事案が含まれることに留意した対応が必要である。警察庁は2021年に2,969件の児童ポルノ事件を送致している。
- ・ターゲット8.8(労働者の権利保護)については、国内外から批判されてきた技能実習制度に代わり育成就労制度を新設した。外国人(移民)労働者の権利保障に結びつくかどうか注視する必要がある。



¹³⁹ ZEB:Net Zero Energy Building

¹⁴⁰ ZEH:ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

目標9



- ・ターゲット9.1(持続可能なインフラ)に関し、日本はこれまで「100%達成している」と評価されてきたが、インフラの老朽化を原因とする事故が近年生じている。加えて、気候変動による激甚災害の増加による事故の増加、広域化、深刻化が懸念される。2024年1月に発生した能登半島地震のような過疎地、遠隔地で発生する大規模自然災害に当たっての緊急支援の提供や復旧・復興支援への多大な影響も想定され、早急の対応が必要とされる。

目標10



- ・グローバル指標10.2.1(中位所得の半分未満で生活する人口の割合)については、年齢・性別データは示しているものの障害の有無に関するデータは公表していない。
- ・ターゲット10.3(機会均等と成果の不平等の是正)に関しては、部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法を適切に実施することにより、差別事象への対応と差別の解消に向けた取組を引き続き進めることが肝要である。またアイヌについてはアイヌ施策推進法、性的指向・性自認・ジェンダー表現・性的特徴(SOGIESC)については理解増進法が制定されているが、差別対応がなお必要である。個別法に基づく人権救済の状況を注視しつつ、国内人権機関の設置を早急に検討することが求められる。
- ・ターゲット10.7(責任ある移住や流動性促進)については、外国人労働者に頼ることで成り立っている産業や業種があるにもかかわらず、住居差別を含む様々な差別事象が発生している。
- ・2020年以降、パンデミックやウクライナ危機によるエネルギーや食料価格の高騰により所得格差は広がっており、日本も例外ではない。ジニ係数は1980年代以降、増大しており、OECDの定義に基づき厚生労働省が公表している相対的貧困率は15.4%と先進国で最悪レベルにある。

目標11



- ・グローバル指標11.1.1(スラム、インフォーマルな居住地及び不適切な住宅に居住する都市人口の割合)について、政府は「データがない」としているが、厚

生労働省はホームレスの実態に関する調査結果を公表しており、代替データとして検討の余地がある。

- ・他の目標同様、属性別データの整備が課題である。例えば、グローバル指標11.2.1(公共交通機関へのアクセス人口)については障害者に関するデータが存在しない状況。中山間地域や過疎地におけるデータも公表されていない。「データがない」とされるグローバル指標11.3.2(都市計画及び管理への市民社会の直接参加都市の割合)に関しては、幾つか先進事例が生まれている。
- ・ターゲット11.5(災害による死者や被災者数の大幅削減)に関し、2024年1月の能登半島地震では関連死が直接死を上回るなど、震災後の対応、特に避難生活への支援方法に大きな課題が残る。
- ・防災会議への女性の参加は都道府県で21.8%、市区町村で10.8%にとどまっている。
- ・グローバル指標11.6.2(都市部における微粒子物質)のPM2.5¹⁴¹の数値は依然として高めである。

目標12



- ・ターゲット12.3(一人当たり食料廃棄半減)に関し、食品ロス量が2022年度に過去最小を記録したことは進展ではあるが、食品ロスによる経済損失は4兆円、温室効果ガス排出量は1,046万トン-CO₂と推計されており一層の努力が必要である。
- ・2023年、公共調達契約に人権尊重条項が入るようになったのは前進といえる。条項への誠実な対応が求められる。

目標13



- ・気候変動対策として策定した次期国別削減目標に関し、世界全体の1.5℃目標との整合性が不可欠である。CO₂削減には再生可能エネルギー促進政策と化石燃料利用削減政策が必要であり、また水田由来のメタン排出削減策やフロン回収対策を強化する必要がある。

¹⁴¹ 大気中に浮遊している 2.5μm(1μm は 1mm の千分の 1)以下の小さな粒子のこと。

- ・脆弱性の高い集団を含めた適応策を国内外で推進していく姿勢は評価できる。ただ、高齢者、障害者、生活困窮者等への具体的な適応策が明確ではない。開発途上国支援においても、女性、子ども、移民、先住民族等を含めたレジリエンス強化策の実施が求められる。
- ・「緑の気候基金(GCF)」等におけるジェンダーに関する取組を支援するなど気候危機への対応に当たりジェンダー視点に立った支援を提供してきている。一方で、国連気候変動枠組条約締約国会議での日本政府代表団に占める女性交渉官は2018年の33名から2021年に44名まで増加したものの、代表団全体に女性が占める割合は28%から25%に減少している。

目標14



- ・ターゲット14.1(海洋汚染の防止・削減)に関し、日本の一人当たり容器包装プラスチックの排出量は世界第2位である。適切な処理・リサイクル・循環利用が促進されているという強みを活かし、プラスチック条約の採択に積極的に関与したい。
- ・ターゲット14.4(水産資源の最大持続生産量への回復)や14.6(過剰漁獲につながる漁業補助金廃止)は進展している。
- ・ターゲット14.5(沿岸域及び海域の保全)に関し、国連海洋法条約の下で成立した国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定(BBNJ協定)(「公海」条約)は、ターゲット15.c(保護種の密猟及び違法な取引への対処支援強化)にも関連する協定であり、政府の批准が望まれる。

目標15



- ・ターゲット15.7(密猟及び違法取引をなくす)の野生生物の移動については、明確な進展が見られない状況。野生生物の違法取引については、昆虫や両生類、は虫類がペットとして輸入されている実態があり、規制が不完全である。
- ・ターゲット15.8(外来種の侵入防止)については、外来種の侵入経路特定のための国際協力は前進しているものの、早期発見・対応体制の整備が課題である。

目標16



- ・ 24のグローバル指標のうち、10について政府は「データがない」としており早急に改善する必要がある。
- ・ ターゲット16.2(子どもへの暴力撤廃)に関し、日本政府が2024年11月にコロンビアで開催された「第1回子どもに対する暴力撤廃グローバル閣僚会議」に出席し、自国のプレッジや国際枠組みへの賛同を表明し積極的に関与していることは評価できる。これを踏まえ、「子どもに対する暴力撲滅行動計画(2021年)」の見直しでは、更なる成果を生む計画の策定が求められる。
- ・ ターゲット16.5(汚職や贈賄の大幅削減)に関して、OECD贈賄作業部会の対日審査報告書では、外国公務員賄賂事案への対応の欠如が報告されている。
- ・ グローバル指標16.7.1(国全体における分布と比較した、国・地方の公的機関における性別、年齢別、障害者別、人口グループ別の役職の割合)、16.7.2(国の政策決定過程が包括的で応答性を持つと考える人の割合)では性別以外の属性別データが公表されていない。
- ・ グローバル指標16.a.1(国内人権機関の存在の有無)については国連の条約委員会等から何度も勧告を受けており、個別法に基づく人権救済の状況を見定めつつ、早急に検討することが求められる。
- ・ グローバル指標16.b.1(過去12か月の間に差別又は嫌がらせを感じたと報告した人口の割合)については、日本では憲法第14条が一般的な反差別条項を含むほか、各分野における不当な差別に対し、個別法による救済に取り組んでいるところであるが、差別を定義した上で差別を禁止する包括的な法律がない。様々な属性を持つ人たちが経験する差別への適切な対応が求められる。
- ・ 地方自治体レベルでは同性パートナー認証制度の導入が進み、地方自治体の福祉や権利保障の対象となるケースも増えているが、国レベルでの同性間パートナーの法的保護や社会保障へのアクセスの保障、差別の禁止などの制度はない。また、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(いわゆる「理解増進法」)は2023年に成立したが、基本計画の策定等のめどは立っておらず、国レベルで導入された施策も厚生労働省の労働行政などの一部にとどまっている。

目標17



- ・ 日本のODAのGNI比は0.44%(2023年)、後発開発途上国(LDC)向けODAのGNI比は0.12%(2023年)でいずれも上昇傾向にある。日本は200

0年以降、国際保健政策の形成に指導力を発揮するとともに、グローバルファンド(世界エイズ・結核・マラリア対策基金)やGaviアライアンス等、保健分野の多国間協力に資金的・技術的に多大な貢献を行い、世界的にも評価されてきたが、新型コロナウイルス感染症パンデミック下では、更に保健分野の多国間協力や開発途上国の資金流動性確保のための援助を拡大した。このことはより高く評価されるべきである。インフレや「複合的危機」下でのODA削減トレンドに追随せず、過酷な状況であるからこそ、国際連帯の旗を降ろすことなく世界に範を示すことで、日本はグローバルサウス諸国の信頼を高めることができる。一步進んで、ターゲット17.2に基づき、ODAのGNI比0.7%、LDC向けODAのGNI比0.15-0.2%に向け、年限付き目標を立てることが望ましい。

- ・ 一般会計予算でのODA(二国間贈与(無償資金協力・技術協力)、多国間協力、円借款の財政基盤強化のための資金等)については、過去10年ほどは5,500億円から5,700億円で微増減を繰り返しており、OECD統計における日本のODAの増額は、主に経済開発を重点とする借款によって実現している。NGOによるODA実施額は、NGOによる資金ニーズが増大しているにもかかわらず変化しておらず、割合もDAC諸国の平均は約8%のところ、日本は1%と、他のOECD-DAC諸国に比べて低い。新型コロナウイルス感染症やインフレ・債務危機による社会開発の後退を取り返し、低所得国の貧困層など最脆弱層の状況を改善するためには、一般会計予算でのODAを増額し、社会開発や人道支援を拡大する必要がある。実際、開発途上国の経済開発に関わる資金が多様化しているところ、ODAの、より大きな割合を、これらの資金が選好しない後発開発途上国の社会開発や最脆弱層の民生向上に充てていく必要がある。開発途上国のエネルギー転換の促進についても、脱炭素化をより積極的に推進する必要がある。
- ・ 深刻化する開発途上国の債務問題の解決や資金流動性の拡大のための短期資金の供給について、日本が先進国の中で積極的な立場をとっていることは評価できる。一方、グローバル・パートナーシップの強化や国家間の不平等の是正(目標10)に向けて、先進国・開発途上国の二分法を越え、国連を軸とする国際金融アーキテクチャーのグローバルな民主化に大胆なリーダーシップをとることが求められる。

(3)ステークホルダーによる取組の評価

A. メディアの動向¹⁴²

国連がSDGsの認知を高めるため立ち上げたイニシアティブ「SDGメディアコンパクト」は5大陸160カ国で約400メンバーが登録しているが、日本は220社(2024年3月現在)と世界の半数を超え最多となっている。日本におけるSDGsの浸透はメディアの影響が他国と比べて大きいのが特徴だといえる。例えば、国連広報センターが国内の「SDGメディアコンパクト」登録メディアに呼びかけた気候変動キャンペーン「1.5℃の約束」は、毎年NHK+民放5局による特別番組を始め多くの国内メディアが企画を実施している。こうしたことは世界に類をみない。

朝日新聞「第10回SDGs認知度調査」(2024年4月)では全国で「SDGsという言葉を知ったことがある」と回答した人は88.7%。2020年から新学習指導要領が実施され、10代では「SDGsを知ったきっかけ」として「学校で学んだ」とする人は55.0%(全体は7.9%)と極めて高い。博報堂「生活者のサステナブル購買行動調査2024」(2024年8月)ではSDGsの「内容までよく知っている」は10代が30.0%、20代14.3%、30代9.1%、40代6.6%、50代6.7%、60代6.2%、70代5.1%と10代が群を抜いており、学校の授業などで学んだ成果がうかがえる。こうした動向を勘案すると、メディアを通して全国の多世代へSDGsが広く浸透した可能性は高いものの、より深い知識を得るのは教育機会であると推察される。

以下、具体的に主要5メディアの状況をみていく。

①新聞

社会性、信頼性が高いメディアで、国内の新聞社は一般紙やスポーツ紙など100紙を超えており、ここでは中央紙(5紙)、ブロック紙(3紙)、地方紙の区分で主な具体例を挙げる。

中央紙:率先して取組を開始した朝日新聞、企業経営層への圧倒的な影響力を発揮した日経グループ、多くの読者層へ影響力を発揮した読売新聞、毎日新聞、産経新聞。それぞれが日常的、短期集中的にSDGsを発信したことで、全国の幅広い層への浸透の鍵となったと考えられる。

主な具体例として、朝日新聞社は、2017年1月にいち早く国内のビジネス経営層に影響力のあるジャーナリスト国谷裕子氏を起用した企画「SDGs国谷裕子さんと考える」を開始した。インパクトは大きく、「2030 SDGsで変える」紙面展開や「SDGs ACT

¹⁴² メディアの動向については、朝日新聞社、日経グループ、フジテレビ、博報堂 DY メディアパートナーズの協力の下、川廷昌弘氏に執筆の協力を得た。

ION!」という新聞社の強みを活かした情報サイトの構築、学生アワードを実施するなど、紙面約365万人、ID登録者約659万人へリーチした。

日経グループは、経営層へのアクセスの強みを活かし2018年よりSDGsの取組を発信する「日経SDGsフォーラム」を立ち上げ大手企業26社が参加。サステナビリティ経営の支援サービスやSDGsと事業のマッチング分析を実施。2019年から開始したSDGs経営を総合的に評価する「日経SDGs経営調査」と「日経SDGs経営大賞」の実施など、経済界への影響が極めて大きい。

読売新聞社は、NHKの人気キャラクター・チョコちゃんをSDGs企画に起用。週刊の「読売中高生新聞」では、2020年4月から毎月SDGsに取り組む全国の学校を取り上げる「SDGs新聞」のページを連載。中高生を主役にした報道が若者の取組を励まし、家族や友人にもSDGsを幅広く普及する啓発につなげている。

毎日新聞社は連載「ともに・共生社会へ 未来をつくるSDGs」「SDGs・未来のために」を展開、産経新聞社は、「SDGs 今、未来のために」シリーズ企画を展開している。

- ・ ブロック紙:複数の自治体をカバーし地域に根強い読者を持ち、エリアにおけるSDGsローカル化の浸透に貢献したと考えられる。具体的には、北海道新聞社はオリジナルのアイキャッチ「SDGs持続可能な未来へ」を使用し、地域産業や身近な課題を事例として発信。中日新聞社は「みんなではじめるSDGs」で、SDGsに高い関心を持ち目標達成に取り組む人材をナビゲーターとして起用し、企業・教育機関、業界団体などの支援を受け、読者目線で地域の取組を取材発信。西日本新聞社は、SDGsに取り組む福岡の企業団体への取材を通して、子どもたちと未来について考えるプロジェクト「未来をつくろう Make Fukuoka SDGs」を発足させた事例などがある。
- ・ 地方紙:独自のSDGs紙面企画により地域の衣食住など身近な題材を取り上げることでSDGsの自分ごと化に貢献した。具体的な企画名を羅列すると、東奥日報社「わたしたちのSDGs～青森の取組、世界へ届け!～」、秋田魁新報社「SDGs from Akita」、岩手日報社「SDGsでいわてから未来を変えよう!」、山形新聞社「山形SDGsアクション」、河北新報社「みやぎSDGs Farm」、福島民報社「ふくしまSDGsプロジェクト」、神奈川新聞社「共に未来へ2030」、山梨日日新聞社「やまなしSDGsプロジェクト」、新潟日報社「SDGsみらいの大人応援プロジェクト」、信濃毎日新聞社「NAGANO SDGs PROJECT」、北國新聞社「ひとtoみらい」、京都新聞社「京滋SDGsプロジェクト」、神戸新聞社「HYOGO SDGs Hub」、中国新聞社「All for SDGs HIROSHIMA」、徳島新聞社「とくしまSDGs Action」、大分合同新聞社「未来を創るおおいたSDGs」、熊本日新聞社「くまにちSDGsアクションプロジェクト」、南日本新聞社「SDGsかごしま」、琉球新報社「沖縄からSDGs」などである。

②テレビ

映像メディアであるテレビは、メディアの中でもリーチは最大の効力を持ち、SDGsの具体的なイメージを伝える効果は大きい。地上波キー局や地上波主要都市(大阪・名古屋・北海道・福岡)の局、地方局の主な具体例を挙げる。

キー局のネットワーク番組では、SDGs及びその事例を全国に分かりやすく発信した。NTVは「Good for the Planet」と題して「地球にいいことは人にいいこと」と捉え、テーマソングを制作し企画のサポーター、キャラクター、アナウンサーを設定、報道・情報・バラエティ番組などでSDGsの17目標をカバーする試みを行なっている。TBSは「地球を笑顔にするWEEK」と題し芸能人、著名人、アナウンサーなどを「TBS SDGs大使」に起用し、企業のSDGsの取組などを紹介、日本各地や世界で実際にアクションを起こしている人に焦点をあて、テレビ・ラジオ・BSなどで展開している。フジテレビは、2018年7月より世界初のSDGsのレギュラー番組「フューチャーランナーズ」の放送を開始。毎週SDGsの課題解決に取り組む個人や団体を紹介。放送は首都圏のみだが、公式サイトでアーカイブ化し全国に波及。放送時から英語字幕を付けて放送し、国連本部でも報告している。テレビ朝日はテーマを深掘りできるBS局で「バトンタッチ～SDGsはじめてます～」で、SDGsに関心を持っている視聴者に情報を発信している。

広域自治体をカバーする主要都市(関西・中部・北海道・福岡)にある局は地域への影響力が大きくSDGsのローカル化に貢献している。主な具体例として、関西地区では、読売テレビ「YTVサステナビリティプロジェクト」、毎日放送「MBS SDGs PROJECT」、関西テレビ「カンテレSDGs」、朝日放送「アスマライweek」と個別展開、名古屋地区では民法5局による「SDGs実践中」合同企画を展開のほか、東海テレビ「地域からSDGsを考える！ミライのニュース」、テレビ愛知「SPORTS SDGs」を実施、福岡ではRKB毎日放送「未来をつくろうMake Fukuoka SDGs」、北海道放送「SDGs北海道から未来へ」などがある。

地方局は地域の課題や衣食住など視聴者にとって身近なニュースや話題を取り上げることでSDGsの自分ごと化を推進した。主な具体例はNTV系列「Good for the Planet」、TBS系列「SDGs WEEK」などネットワーク企画に呼応した地域企画や、SDGsに取り組む企業紹介、次世代の取組紹介などを、独自のニュース、情報番組で取り上げている。

③ラジオ

自宅やオフィス、買い物やレジャーなど多様な状態で接触、またPodcast人気に伴い次世代の接触が高まっており、FM局とAM局ともに全国ネットワークでのSDGsの普及、地方局では身近なテーマで多世代に対して地方におけるSDGsの浸透と推進に貢献した。主な具体例を挙げる。

全国ネットワークのFM局は、J-WAVEでは未来は私たちの想像力と選択が作るもの！とし「FUTURE IS YOURS Imagine & Choice」をキーワードに多様な番組から発信、TO KYO FMでは「サステナ・デイズ」、AM局は、ニッポン放送では「SDGs MAGAZINE」や、フジテレビとBSフジ3社で「楽しくアクション！SDGsプロジェクト」を展開。文化放送では「SDGs Voice あなたの声をみんなの声に」として国内の取組を題材にイベントや番組で発信。ラジオNIKKEIはビジネスパーソン向けの「ESG A to Z」を発信するなど、それぞれの持つ多様なリスナー層にリーチした。

地方局では、北海道の農業の未来を考えるため、FM北海道とFM NORTH WAVEの合同企画「SDGs×北海道農業～Sustainable Hokkaido」を始めSDGs企画を実施したのは、FM局では、FM青森、FM岩手、FM山形、山形放送、FM秋田、FM仙台、FM群馬、FM栃木、FMヨコハマ、Bay FM、FM新潟、FM長野、FM富士、FM静岡、FMとやま、FM福井、Zip FM、FM Gifu、FM Aichi、FM三重、FM滋賀、FM大阪、FM802、Kiss FM、FM山陰、FM山口、FM香川、FM愛媛、FM徳島、CROSS FM、LOVE FM、FM長崎、FM鹿児島、FM沖縄が、AM局では、ラジオ日本、北海道放送、秋田放送、山形放送、東北放送、ラジオ福島、新潟放送、信越放送、山梨放送、静岡放送、北日本放送、北陸放送、福井放送、CBCラジオ、東海ラジオ、岐阜放送、KBS京都、ABCラジオ、MBSラジオ、ラジオ大阪、ラジオ関西、山陽放送、山陰放送、中国放送、山口放送、西日本放送、南海放送、四国放送、高知放送、RKB毎日、九州朝日放送、長崎放送、大分放送、熊本放送、宮崎放送、南日本放送、琉球放送と、ほぼ全自治体の地方局が地域課題などを題材に発信し、SDGsの「地域ごと化」に貢献した。

④雑誌

多世代読者の興味関心領域に対応する多様なビークルから伝えることで、読者のSDGsの自分ごと化に貢献している。小学館、講談社、集英社、扶桑社、光文社、マガジンハウス、ハースト婦人画報社、主婦と生活社、日経BP、朝日新聞出版など国内の主要な出版社が積極的に人気雑誌でのSDGs企画やムック本を出版。例えばファッション、ライフスタイル系では一冊丸ごとSDGs本を企画する「FraU」を始め「ELLE」「ESSE」「SPUR」「STORY」「Hanako」が踏み込んだ丁寧な記事を掲載し、アウトドア系では老舗の「BE-PAL」などが積極的にSDGsの特集や記事を発信している。

以上主要4メディアで挙げた事例には、SDGメディアコンパクトに参加していないメディアも多くあり、日本のメディアが積極的にSDGsを取り上げていることが分かる。その背景には、SDGsの機運の高まりからビジネス機会の獲得やブランディングも挙げられるが、事業会社の社会責任としての人権や資源、排出CO₂対策などのほか、地域メディアの使命、地域課題との向き合い、災害経験、自治体の支援、そして取り上げるテーマとの関連性など、主体的な理由

があることを挙げるメディアが多い。SDGsが国内に浸透するに従い、自分ごと化が進んだメディア事業会社の社員のビジネスマインドと危機意識が行動変容を生み出したと推察される。

⑤ソーシャルメディア(SNS)

既存メディアに加え、ソーシャルメディア(SNS)がSDGs普及に果たす影響力は、日本でも高まっている。特に、多くの企業は消費者との接点拡大やブランドイメージ向上などを図るため、X(旧ツイッター)やインスタグラムなどを積極的に活用。サステナブルな商品や食品ロスを減らす方法を紹介するなどして、意見交換の場を提供し、多くの閲覧や投稿を得ている。

また、SDGsに関心を持つインフルエンサーのSNS発信も、強い影響力を発揮している。人気のお笑い芸人やアーティストなどがSNSで積極発信しており、日本の若者がSDGsに関心を持つ有力なきっかけとなっている。具体的には、例えば2021年にはSDGs関連のSNS投稿が前年比で約238%増加した、とのデータがある。

B. 横断的課題(ジェンダー・ユース)

B-1ジェンダー

1.1 日本の国際協力におけるジェンダーへの取組と評価

日本の市民社会は、長年にわたって、日本政府やJICAと共に、また、UN Women、UNFPA、UNICEF、UNHCRやIPPFなどの国際機関と連携しつつ、開発途上国におけるジェンダー主流化や女子教育、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ、母子保健に関する取組を行ってきた。その中には、開発途上国の現地での直接的なサービス提供や意識啓発などのプロジェクトから、日本やアジア太平洋地域の国会議員など政策決定者層の意識啓発、国連女性の地位委員会(CSW)や女子差別撤廃委員会(CEDAW)、人権理事会の包括的定期的レビュー(UPR)への参加や働きかけなど、幅広い活動が含まれる。近年においては、WPS(女性・平和・安全保障)に関する政府との連携なども積極的に行っている。これらの活動は、ジェンダーに関わる国際協力や多国間外交における日本のプレゼンスの向上にも役立っている。一方、日本国内でのジェンダー課題への取組の遅れは、海外における日本のジェンダーへの取組にもマイナスの影響を与えており、国内の状況改善は、ジェンダーに関する国際協力を進める上でも必須となっている。

JICAの課題別事業戦略及び「ジェンダーに基づく暴力(SGBV :Sexual and Gender-Based Violence)撤廃」に関するクラスター事業戦略に基づいた取組は評価できる。一方で、ジェンダー主流化は、ジェンダーに特化した事業のみならず、全ての事業において横断的に行う必要がある。各分野におけるジェンダー主流化のための手引きなどが作成され、推進はされているが、各分野における認識の強化が必要である。一方、NGOが連携する他の機関にお

いては、ジェンダーに関する意識が低く、初歩的なところから必要性を説明しなければならないなど、認識の遅れがある。

紛争、災害など緊急人道支援分野におけるSRHRは明らかに必要であるが、他の課題に比べて優先順位が低くなっており、必ずしも適切な支援が提供されていない。

WPSについては、第3次行動計画(2023-28年度)の下、国際協力に加え、国内におけるWPSの推進などにも取り組むこととしている。国内におけるWPS推進は、日本社会におけるジェンダーの認識や取組の遅れの影響を受け、大きく進展する状況にはない。通常時において女性のリーダーが十分に育っていないこともあり、災害救援や復興などの現場でのジェンダー主流化や女性のエンパワーメント等も課題が多い。また、中央から現場まで、意思決定への女性の平等な参加は順調に進展していない。各省庁においても、国際担当部局での認識の進展が、他部署への展開に十分に結びついていない。

1.2 ジェンダーとLGBTQに関する取組と進捗評価

国連はLGBTQの課題が人権や「持続可能な開発」上の課題であることを認識しており、例えば、国連開発グループ(UNDG)は「LGBTの人々」の課題を含む「ガイダンス・ノート」を刊行している。「持続可能な開発」に関する「メジャーグループ及びその他のステークホルダー」(MGOS)には、LGBTQが「その他のステークホルダー」の一つとして位置付けられており、同グループの事務局はスウェーデンの当事者団体である「スウェーデンLGBTQI権利連合」(RSFL)が担っている。RSFLは特にLGBTQと関わりの深い目標3(保健)、目標4(教育)、目標5(ジェンダー平等)、目標8(経済成長と雇用)、目標16(平和と公正)を挙げている。

これらの課題について、特にLGBTQの当事者自身が支援者とともに組織する多様な非営利公益団体(NPO)や社会企業などが、サービス提供、教育・啓発、文化活動、政策提言、キャンペーン活動などを幅広く行ってきた。2000年代以降、その取組の幅は急速に広がり、社会におけるLGBTQの位置付けは大きく変化した。また、地方自治体も2000年代以降、その取組を加速し、現在では500以上の地方自治体が同性間パートナー制度を導入し、地方自治体が実施する社会保障制度をLGBTQにも適用している。民間企業も2000年代以降、福利厚生サービスを同性パートナーにも適用するなど、企業内での差別・偏見の解消などに積極的に取り組んでいる。一方、国レベルでの取組は必ずしも上記の進展に追いついていない。

日本は「国連LGBTIコアグループ」に創設の際からメンバーとして参加しており、中南米や欧州諸国などが多く加盟するLGBTQの人権に関する国際機関である「平等の権利のための連合」(Equal Rights Coalition)に国としては参加していないものの、政府関係者が国際会議にオブザーバーとして参加している。国内での法整備や施策においても、欧州や中南米、南アフリカ共和国、ネパール、タイ、台湾などに準ずる取組の進展が期待される。

1.3 経団連のジェンダー主流化に向けた取組

経団連は、2030 年までに女性役員比率 30%を目指す運動「2030 年 30%チャレンジ#Here We Go」への賛同を全会員企業に呼びかけてきた。役員に占める女性の割合を調査した結果¹⁴³によると、2024年7月時点では、政府がターゲットとする東証一部上場・プライム市場の上場企業で15.6%(17年度比で243.59%、21年度比で52.27%増)と、順調に推移している。

女性の経営層拡大に向けては、社内からの登用数の増加が課題となる。厚労省が行う調査によると、2023年10月時点で、課長相当職以上の管理職に占める女性の割合は12.7%¹⁴⁴と、統計を取り始めた2009年以降では最も高い割合となった。業務執行の責任者である執行役での女性登用が進んでいない、業種・業態によって登用の進捗に差がある等の課題が残るが、日本企業における女性活躍に向けた取組には改善が見られる。

1.4 中小企業における女性の参画とリーダーシップ

日本の99%を占める中小企業の変革なしにSDGs達成はなく、大企業の活動推進とともに中小企業の変革にも重点を置くことが重要である。

男女雇用機会均等法が1985年に成立してから約40年間、取組を行ってきたにもかかわらず、2024年の日本の「ジェンダー・ギャップ指数」は、146か国中118位と主要先進国(G7)の中では最下位であり改善されていない。その要因は、主な取組が「啓発と支援」であり、自らのコミットメントや取組を推進するものではなかったことにある。過去40年間、様々な施策を講じながらも、自らが取り組む覚悟と意思を示す「コミットメント」と、行政機関や経済団体などが自ら模範となり、取り組む姿勢を示す「リーダーシップ」が足りなかったと言わざるを得ない。

中小企業におけるジェンダー平等を実現するためには現在の男性社会の中に女性を含む多様性を包摂した「新たな文化の醸成」が必要である。その実現を阻む大きな要因として、「アンコンシャス・バイアス」「ガラスの天井」とともに、掲げる目標に対して納得感のある取組が推進できていないことも挙げられる。例えば、「指導的地位に占める女性の割合目標30%」とする意図が分からないという声が聞こえる。具体的には、目標が「形式的」に見えることによる抵抗感や「なぜ3割なのか？割合で決めるのではなく、実力で選ぶべきでは？」「それこそ女性優遇ではないか」など、多くの中小企業が納得していないのが現状である。

¹⁴³ https://www.gender.go.jp/kaigi/danjo_kaigi/siryo/pdf/ka73-2.pdf

¹⁴⁴ <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-r05/02.pdf>

また、地域の企業の基礎知識の不足(共通認識のなさ)が活動を阻害している大きな要因でもある。例えば、「女性活躍」「男女共同参画」「ジェンダーレス、ジェンダーフリー」「ダイバーシティ、D&I、DE&I」などの女性に関わる様々なキーワードが生まれているが「ダイバーシティの時代だから女性にフォーカスするのはおかしい」「ジェンダーレスの時代だから女性という表現自体が差別」などと、一つ一つのキーワードの意味が誤認されており、議論が混乱したり、活動が頓挫してしまうといった状況が、実態として存在する。この状況を打破するには、基礎知識を広く認知してもらう取組が必要である。

1.5 日本におけるジェンダー主流化の具体的取組：日本商工会議所青年部を例として

日本商工会議所青年部(以下、日本YEG)は、日本全国の商工会議所青年部416単会3万2,400名で構成される日本最大級の中小企業の若手経営者が主体となった団体であり、参加する年齢層も20代～50代と、現役の社長や現場を動かす経営陣であるため、地域における社会変革の中心的な担い手といえる。日本YEGでは、中小企業にとって今後ますます深刻化する人手不足を解消する「多様な人材の獲得」「女性活躍社会の実現」など欠かすことができないテーマに対して、様々な「研修やセミナー」を開催するなど、地域を牽引するリーダー育成などの取組を行っている。一方で、役員の任期が単年度であるため、内容によっては、活動が継続せずに単発の取組となって、組織としての「文化醸成」や「仕組みを構築」することが難しいという弱みもあることから、継続的な活動が可能となるような取組を行っている。

活動が単年度で途切れることなく、継続し文化を醸成することを目指し、以下の取組を行った。組織も企業同様に、中長期計画を立案するとともに年度を超えて取組、確実な文化醸成を育めるようコミットメントが必要なことが示された。

- 2021年度：日本商工会議所青年部全国大会において年度を超えて日本YEGが取り組むべき事項をまとめた「サステナブル宣言」を発表(ジェンダー、カーボンニュートラルなどSDGs達成に寄与する複数テーマを設定)。
- 2022年度：国連広報センター後援国際女性デー(一社)HAPPYWOMAN後援。
- 2023年度：史上初の女性会長を輩出。日本YEG執行部の委員長の女性比率において過去最多となる30%を達成した。他、内閣府との連携によりリーダー育成研修の実施や、国連広報センターが後援する(一社)HAPPYWOMANとの連携事業の開催、SDGsアンバサダーの吉本興業株式会社など外部との連携事業を積極的に行う。

- 2024年度：2021年度以降、全国の商工会議所青年部416単会においての女性会長輩出人数や役員の女性比率の向上などの成果が出ており、2025年度は更に取組を強化するべく戦略計画を策定している。

1.6 労働組合におけるジェンダーの取組

労働組合のナショナルセンターである日本労働組合総連合会(以下、連合)は労働組合における男女平等参画を進め、運動を展開していく中でジェンダー平等社会を実現するという考えに基づき、2021年に「ジェンダー平等推進計画」を策定した。2030年までにあらゆる意思決定過程における女性参画率を50%に引き上げる「203050」を見据え、労働組合でも執行委員の女性割合をまずは30%にすることを目標とし、取り組んでいる。

B-2 ユース

「次世代のSDGs推進プラットフォーム」のステアリングコミッティ2団体は、SDGsの進捗に対する達成度評価をそれぞれ実施した。

2.1 G7/G20 Youth Japan

過去アンケートの蓄積を元に、若者が求める幸せな社会とそれに必要な要素を調査した。ポスト2030アジェンダでは、日本経済の持続可能な発展が必須で、「心、体、地球の健康」「企業と個人の成長」「国内外の繋がり」の3要素が不可欠であることが分かった。ユースの、固定概念や慣習にとらわれない自由な発想と、実績・経験を伴った成熟したユースの声を反映することが、新たな価値概念の創出につながる一方で、裁量権と影響を持てる機会は限られており、若者世代の意見を代表する主体の活動の場の確保・拡充が必要であることが分かった。

2.2 持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォーム(JYPS)

JYPSが2024年に行った調査からユース視点によりSDGsの進捗を鑑みると、いくつかの進展が見られる一方、達成と評価されている分野であっても、改善が求められる点も多い。まず、進学支援の強化により、経済的負担軽減の支援が進んでいるが、学費以外の費用(受験料、参考書、交通費など)についての包括的支援は依然として不足している。くわえて、都市部と地方・地域間の不平等が解消されていないと考えるユースは依然として多い。SDGs関連教育やウェルビーイングの認知度向上については、ユース自身の価値観に基づく制度作りが求められ

ているが、まだ十分な枠組みが整備されていないため、認知度の拡大と具体的な行動への促進が課題である。特に、環境問題への意識は高いものの、行動に移す方法が分からないユースも多く、教育機関や政府の支援が必要だといえる。

ユース参画の強化については、参加機会の拡充が求められ、大都市圏と地方での格差をなくす制度策定が急務である。ユースの意見が反映される機会は限られており、より多くの参画の場を提供することが必要である。この点については、2024年の国連未来サミットの成果文書である「未来のための約束」に準拠した仕組みの整備が求められる。この約束では、子どもや若者たちへの投資や国際・国内レベルで若者の有意義な参加を強化するとされている¹⁴⁵。日本国内のユース参画状況については、「こども大綱等を踏まえた審議会・懇談会等におけるこども・若者委員の登用に関する調査結果」によると各府省庁の審議会や懇談会などの委員等における10代から30代の割合は、1%台であることが分かる¹⁴⁶。

C. 各セクター別の動向

C-1 ビジネスの動向

3.1 ビジネス

3.1.1 SDGsの経営戦略への組み込みの進展

(一社)日本経済団体連合会(経団連)は、2017年に企業行動憲章を改定して以降、会員企業によるSDGsの取組を促進してきた。2023年実施の、実践状況についての「第3回企業行動憲章に関するアンケート」(以降、経団連アンケート)¹⁴⁷によると、SDGsへの取組については、「報告とコミュニケーション」に取り組む企業が80%と、前回調査(2020年)の31%から大きく増加した。また、「サステナビリティの経営への統合」と回答した企業も39%から77%へと大幅に増加している。このように、日本企業は、経営戦略の中にSDGsを組み込み、イノベーションを通じて内外の社会課題の解決と持続的成長を同時に実現する「Society 5.0 for SDGs」に積極的に取り組み、数多くの好事例が生まれている¹⁴⁸。なお、イノベーションによる課題解決を分かりやすく示す動画集(Theater5.0)でもこれらは確認できる。

¹⁴⁵ United Nations “Summit of the Future outcome documents : Pact for the Future, Global Digital Compact and Declaration on Future Generations” (2024)

<https://digitallibrary.un.org/record/4063333?ln=en&v=pdf>

¹⁴⁶ こども家庭庁『こども大綱等を踏まえた審議会・懇談会等における こども・若者委員の登用に関する調査結果 』(2024)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/473dbbf4-3379-4212-8abc-

[b3c99cfdd753/7aec6707/20240819_councils_shingikai_iken_senmon_473dbbf4_03.pdf](b3c99cfdd753/7aec6707/20240819_councils_shingikai_iken_senmon_473dbbf4_03.pdf)

¹⁴⁷ https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/005_kekka.pdf

¹⁴⁸ <https://www.keidanrensdgs.com/innovationforsdgs>

3.1.2 GX、CE、NPの一体的推進

(1) グリーン・トランスフォーメーション(目標13)

経団連は、「経団連カーボンニュートラル行動計画」に基づき、2050年カーボンニュートラル(CN)の実現に向けて、グリーン・トランスフォーメーション(GX)に向けた主体的取組を強力に推進している。その結果、2023年度の全部門(産業、エネルギー転換、業務、運輸)合計(59業種)の国内事業活動からのCO₂排出量は4億6,809万t-CO₂(わが国全体のCO₂排出量の約42.3%¹⁴⁹)となり、2021年度比で約5.2%、2017年度比では約16.8%減少した。

さらに、日本の経験を踏まえアジア地域のGXを促すべく、AZECに賛同し、2024年に「AZEC構想の推進に関する提言」を公表した。

(2) 循環経済(目標12)

経団連は、「循環型社会形成自主行動計画」の策定と毎年度のフォローアップを通じて(46業種参加)、プラスチック等の資源循環を推進している。また、2021年には、循環経済(Circular Economy、以下CE)への移行を加速させるため、環境省、経済産業省と「循環経済パートナーシップ(J4CE)」を創設し、2025年2月時点で210を超える企業・団体が参画している。注目事例集を3度発刊(2021年、22年、24年)するなど、日本企業の先駆取組事例を国内外に積極的に発信するとともに、CE実現に向けた課題を整理するための官民対話¹⁵⁰や、業種や企業の垣根を越えた連携を促進するためのビジネス交流会を行っている。

(3) 生物多様性・自然保護(目標14、15)

経団連は、「経団連生物多様性イニシアチブ」等を通じて、企業の生物多様性保全への取組を促進してきた。2024年8月末時点で351の企業・団体が参加、192件の取組事例を紹介している。また、経団連及び経団連自然保護協議会(KNCC)は、TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)の理解増進を目的に組織された「TNFDコンサルテーショングループ・ジャパン」の事務局の一員として、TNFDの理解増進を図るためのセミナー等を実施してきた。その結果、世界の「TNFDアーリーアダプター」320社のうち、日本は国別で最多の80社が登録し、2025年1月には140社まで増加した。くわえて、環境省等の4省¹⁵¹が連名で策定した「ネイチャー

¹⁴⁹ わが国全体の2023年度CO₂排出量の参照先である国立環境研究所「日本の温室効果ガス排出量データ(1990年度から2023年度)<暫定データ>」と本調査の間では、集計の目的や経緯の違いにより、集計方法や範囲に相違があることから、両者の比較によるカバー率の値は参考程度に留まることに留意が必要である。なお、運輸部門のカバー率算定に当たっては、海外発着分を除いた国内のCO₂排出量をもとに算出している。

¹⁵⁰ 4年間で16回開催

¹⁵¹ 環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

ポジティブ経済移行戦略」(2024年)について、官民の対話と連携を通じた企業の行動変容に取り組んでいる。

また、経団連自然保護基金(KNCF)は、アジアを主とする開発途上国においてNGOなどが行う自然環境保全プロジェクトに対する助成を、1993年度より続けてきた。支援プロジェクト数累計は1,737件、支援総額は約51億円にのぼる。さらに環境省と連携し、国連開発計画(UNDP)が実施する「SATOYAMAイニシアティブ推進プログラム(COMDEKS)¹⁵²」に対して2023年からの5年間で3億円の資金拠出を行い、開発途上国で地域コミュニティが主体となって進める数多くの小規模プロジェクトを支援している。

3.1.3 ビジネスと人権に関する自主的な取組の進展

経団連は、2017年の企業行動憲章改定時に、「すべての人々の人権を尊重する経営を行う」という条文を新設した。2021年には、「企業行動憲章 実行の手引き」の人権パートを改訂し充実させるとともに、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則って人権尊重責任を果たすための実務ガイドとして、「人権を尊重する経営のためのハンドブック」を策定するなど、会員企業の自主的な取組を推進してきた。

その結果、国連の指導原則に基づき何らかの取組を行っている企業は76%に上り、前回調査(2020年)の36%から2倍以上に増加した。従業員規模別で見ると、5,000人以上の企業の95%は取組を進めている。一方、499人以下の企業は「取組に着手できていない」又は「内容を理解していない」割合が多く、中小企業における実践が課題である¹⁵³。

3.1.4 情報開示の進展と課題としてのインパクト評価の推進

サステナビリティに関する情報開示については、多くの日本企業が、自社の優先課題に関してKPIを設定し、グローバル基準や指標等も参考にしながら、進捗を測定し、統合報告書、サステナビリティ報告書、ホームページ等で情報開示を行っている。自主的に統合報告書を発行する企業は2021年の718社から2023年に1,019社まで増加した¹⁵⁴。

¹⁵² 開発途上国における生物多様性の保全分野における日本の知識や経験に基づく支援を提供し、里山・里海の持続可能な利用を推進するプロジェクトを支援することを通じて、SDGsの推進及び自然共生社会の実現を目指す国際プロジェクト

¹⁵³ 2021年9月から10月にかけて、外務省及び経済産業省が東証1部2部上場企業等(約2,800社)を対象に行った調査によると、回答企業(760社)のうち、約7割が、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき人権方針を策定し、5割強が人権デュー・ディリジェンスを実施している。被害者救済・問題是正のためのガイドライン・手続を定めている企業は、全体の約5割であり、そのうち9割強は企業内に通報窓口を設けている。

(参照:https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/005_kekka.pdf)

¹⁵⁴ <https://www.dirri.co.jp/res/report/uploads/2024/02/43defe0a0ba3215455b53fbbb84af45c0c0031e2.pdf>

経団連では、評価手法等を体系的に整理するとともに、企業等がSDGsへの取組に関するインパクト測定や管理を行う際に役立つ情報を提供すべく、2021年に報告書「SDGsへの取組の測定・評価に関する現状と課題」¹⁵⁵を公表した。2022年には、多様なステークホルダーの共通言語として活用できるインパクト評価の意義や実践例をまとめた「“インパクト指標”を活用し、パーパス起点の対話を促進する」と題する提言書¹⁵⁶を公表した。

インパクト評価を効果的に活用する上では、進捗管理のための適切な指標設定や評価方法、データ基盤の整備について、UNDPが「SDGインパクト」で試みているように、グローバルに合意された共通基準を確立し普及させることが今後の大きな課題である。

3.1.5 企業の取組の評価と今後

企業は多様なステークホルダーと連携し、技術・イノベーションを活用したSDGs達成に向けた取組を国内外で推進している。また、取組の進捗を測定・開示することにより、改善につながるとともに、ステークホルダーとの対話に活かしている。日本の課題としてしばしば指摘されるジェンダー平等を含む人権への取組についても、企業の間では着実に取組が進みつつある。

企業は引き続き、技術革新やイノベーションの社会実装に努め、また、ステークホルダーとの更なる連携を進めることにより、社会へのインパクトの拡大・強化を図っていく。あわせて、インパクト評価を推進し、取組の成果を一層透明性ある形で開示していく。

3.2 中小企業の取組

3.2.1 SDGsの認知度は90.5%

「中小企業のSDGsに関する実態調査(2024 年)」によると、中小企業のSDGsの認知度は90.5%と非常に高く、中小企業もSDGsの認知度は着実に向上している。また、「SDGsに取り組んでいる」(17%)、「今後取り組む予定」(17.6%)、と積極的な企業割合は 34.6%と年々増加傾向にある。

3.2.2 SDGs の取組に向けた課題

¹⁵⁵ <https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/055.html>

¹⁵⁶ https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2022/0623_01.html

課題としては、「取り組むメリットがわからない」(16.8%)、「何から取り組めばよいかわからない」(16.3%)、「資金が不足」(14.9%)などがあげられる¹⁵⁷。

中小企業は時間・人員・資金ともに余裕がない企業が多く、目標7, 8など、自社の利益増や企業成長のイメージがしやすいテーマへの関心が高く、「貧困・人権問題・飢餓・ジェンダー公平」など自社利益に直結しない、と感じるテーマへの関心が薄い傾向がある¹⁵⁸。

こういった傾向から、中小企業に対しては、人権や貧困問題に対する意識啓発を行いながらも、失われた30年の経済停滞を打破し経済的、文化的発展に寄与する「成長戦略」としてSDGsを更に強く打ち出すことが有効といえる。

【事例】中小企業のGX・脱炭素・カーボンニュートラルに向けた取組

持続可能な循環型経済(目標12)・生物多様性・自然保護(目標14、15)

(1)商工会議所の取組

日本商工会議所(以下、日商)は、全国の中小企業の脱炭素・カーボンニュートラルに向けて、全国515の商工会議所と連携し、経営相談などを通じた支援を行っている。2022年には、「中小企業のカーボンニュートラル推進ワーキンググループ」を設置し、支援の強化に努めている。2024年に日商が東京商工会議所と共同で実施した調査によると、中小企業においても、約7割が省エネを中心にした脱炭素・カーボンニュートラルに関する取組を実施している。脱炭素に取り組む理由・目的では、「光熱費・燃料費の削減」が75.2%と最も多く、次いで「企業としての評価や知名度の維持・向上」(30.5%)、「ビジネス環境の変化や技術革新への対応」(25.6%)となっており、中小企業においても脱炭素・カーボンニュートラルを企業ブランディングや経営革新につなげようとする動きも見られる。また、脱炭素の取組を行っている企業では、行っていない企業に比べ、「評価や知名度の維持・向上」「ビジネス環境の変化や技術革新への対応」「取引維持・拡大」「従業員のモチベーション向上等」を理由に挙げる割合が顕著に高い。

こうした結果から、中小企業の成長のためにも脱炭素・カーボンニュートラルが今後、一層重要なテーマとなることが想定される一方で、中小企業の約2割が「何から始めたらいいかわからない」と回答。日商では中小企業の脱炭素には、「知る」「測る」「減らす」の3ステップが有効

¹⁵⁷ 引用元:独立行政法人 中小企業基盤整備機構 広報・情報戦略統括室 総合情報戦略課/中小企業の SDGs 推進に関する実態調査(2024 年)アンケート報告書

¹⁵⁸ 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 広報・情報戦略統括室 総合情報戦略課/中小企業の SDGs 推進に関する実態調査(2024 年)アンケート報告書

と考え、「知る」ステップでは、中小企業の好事例紹介、セミナー開催など「測る」ステップでは、「CO₂排出量チェックシート」を日商サイトで無償提供するなど様々な対策を実施している。

日本商工会議所青年部(以下:日本YEG)は、未来を担う責任世代として、年度を超えて自らが模範となって変革に臨むコミットメント、「循環型社会実現」「DX・GX推進」「男女共同参画推進」などを盛り込んだサステナブル宣言を2021年度に発出。2023年度の日本YEG(2023年4月時点・全国9ブロック417単会3万2,400名)は、「持続可能で心豊かな未来への貢献」のスローガンを掲げ、循環型社会、カーボンニュートラル実現に向けたリーダー育成や日商推奨のCO₂チェックシートを活用し役員会や全事業を対象として以下の取組を行った。

(1)「Challenge2030」啓蒙パネル設置(推定CO₂削減量可視化)

(2)フードロス削減でCO₂排出量削減を行う環境省推奨「3010運動」のYEG版、「1510運動」実施

(3)99%リサイクルゴミ袋使用

(4)マイボトル推奨(給水スポット常設化)

この取組で1年間に約4.294トンのCO₂削減、全国417単会の文化醸成に繋げる運用マニュアル作成、活動を継続している。

3.2.3 中小企業の課題と今後の方向性

中小企業の課題は「基礎知識不足」と「ノウハウや人材不足」が挙げられる。2024年には、中小企業を主な対象とした「サステナブルビジネス認証」(日本サステナブルビジネス協会)など、サプライチェーン全体での取組を認証する仕組みも登場している¹⁵⁹。2025年から2030年はパートナーシップ構築宣言の考え方に則り、サプライチェーン一体での取組を行うなど、大企業との協働ビジョンやコミットメント策定などへの取組の進展も求められる。

3.3 ファイナンス

3.3.1 全国金融

¹⁵⁹ <https://sustainable-b.or.jp/>

(NPO法人)日本サステナブル投資フォーラムが2024年12月に公表したサステナブル投資残高調査2024結果速報によると、日本のサステナブル投資合計額は625兆円を超え、前年比16.6%と増加した。サステナブルファイナンスを質的・量的に拡充させるための議論も進んでおり、金融庁が2020年12月に立ち上げた「サステナブルファイナンス有識者会議」は2025年3月までに27回開催され、これまで4次にわたって報告書を公表している。また、環境省がグリーンbond及びローン160とサステナビリティ・リンク・bond及びローン¹⁶¹に関する国内ガイドライン作成を目的に2021年12月に立ち上げた「グリーンファイナンスに関する検討会」は、ガイドラインによる国内への浸透は一定程度進んだとして、2024年12月の第12回会合以降、市場の更なる発展に向けた課題、対応などの議論を進めている。

くわえて、財務的リターンと並行して社会的・環境的にポジティブなインパクトを生み出すことを意図する「インパクト投資」の認知が高まり、実践に向けた取組が進んでいる。2021年11月にはインパクト志向の投融資の実践を進める金融機関が協同するイニシアティブである「インパクト志向金融宣言」が公表され、インパクト志向金融宣言賛同機関によるインパクト投資残高は2024年1月時点で10兆円を超えた。

気候変動分野では、温室効果ガス(GHG)多排出産業を中心に省エネ・燃料転換などを含む着実な脱炭素化に向けた移行(トランジション)への取組を支援するトランジション・ファイナンスの認知が国際的にも高まり、ファイナンスの実践も進んでいる。国際資本市場協会(ICMA)¹⁶²が2020年12月に「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」を公表した後、金融庁・経済産業省・環境省は国内での浸透を目的に2021年5月に「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を策定した。くわえて、GHG多排出産業の2050年カーボンニュートラル実現に向けた具体的な移行の方向性を示すため、経済産業省は産業別に「トランジション・ファイナンス推進のためのロードマップ」を、国土交通省は海運・航空分野の脱炭素に向けたロードマップを策定し、これらを活用したファイナンスの組成が進んでいる。日本の2050年のカーボンニュートラル実現に向けては2023年度から10年間で150兆円超の投資が必要とされており¹⁶³、より一層のトランジション・ファイナンスの拡充が求められる中、民間で取り切れないリスクを補完する機能を持つ目的で設立された脱炭素成長型経済構造移行推進機構(GX推進機構)は2024年7月に業務を開始し、官民一体で金融支援を進めている。

資金提供者の観点では、個人投資家によるサステナブル投資をより拡充させるための取組が進んでいる。サステナブル投資は中長期的な企業価値創造につながり得るという観点で家計の安定的な資産形成と親和性が高いと考えられている。サステナブル投資の拡充には個人投資家への金融経済教育と個人投資家に向けた適切なサステナブル金融商品の提供が求めら

¹⁶⁰ 資金使途がグリーンプロジェクトに限定されるbond及びローン

¹⁶¹ 資金調達者がサステナビリティに関する野心的な成果目標に向けて行動し、その改善度合いと投融資条件が連動しているbond及びローン

¹⁶² ICMA: International Capital Market Association

¹⁶³ 第8回新しい資本主義実現会議(2022年5月)において岸田総理大臣が表明

れる。金融経済教育は従来から各金融機関が取り組んできたが、2024年4月に金融経済教育推進機構(J-FLEC)が設立され、官民一体で金融経済教育を推進している。個人向けのサステナブル金融商品については、その充実に向けて、金融庁のサステナブルファイナンス有識者会議が個人に分かりやすい金融商品の組成・提供の在り方や投資家保護における留意点などについて議論を進めている。

以上のとおり、SDGs達成に向けた多様な金融手法に対する理解が深まっただけではなく、ファイナンスの実施に向けた取組が進んだと評価する。今後は実施の拡大を一層加速するとともに、どの程度社会課題の解決が実現できたかという成果(アウトカム)が問われていく。そのためには成果の測定・管理手法の構築が課題であり、ファイナンスの実践を踏まえ知見を積み重ねていく必要がある。

【事例】(一社)全国銀行協会(全銀協)の取組

(1)カーボンニュートラルの実現に向けた取組

全銀協は2021年12月に「カーボンニュートラルの実現に向けた全銀協イニシアティブ」を策定し、①エンゲージメントの充実・円滑化、②評価軸・基準の整理、③サステナブルファイナンスの裾野拡大、④開示の充実、⑤気候変動リスクへの対応の5つの分野について重点的に取り組んでいる。

2022年12月に「全銀協 気候変動特設サイト」を公開したほか、企業と会員銀行の間のエンゲージメントを支援する参考資料として2023年1月に「脱炭素経営に向けたはじめの一步」を、2024年2月に「CO₂見える化とその先へ」を公表した。

くわえて会員銀行の知識向上を目的に関係経済団体や関係省庁等を招いたウェブ勉強会をおおむね月1回の頻度で企画・開催しており、2024年12月時点で34回開催している。

(2)こども・若者の貧困問題に対する取組

2021年12月、全銀協は「こどもや若者の貧困問題」の解決に貢献していくことを目的に日本証券業協会(日証協)とMOU¹を締結し、日証協と連携・協力して取り組んでいる。

2023年度には(一社)全国フードバンク推進協議会と連携の上、「フードドライブ活動」に試行的に参加した。試行を通じて食品ロス削減やSDGsに対する意識の向上につながる効果を確認できたことから、2024年度は全銀協・日証協の会員に対象を拡大した「物資支援プロジェクト」を実施した。

3.3.2 地方金融

SDGs推進に係る地域での創意工夫を更に浸透させ、地域産業や企業の生産性向上、地域経済の持続的な成長を図るため、地域における様々な課題解決に資する地方金融による多様なサービス提供等の取組も進展した。

地方金融の担い手には、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合など様々な種類が存在するが、地域に根差した店舗網を展開しており、主に地域の中堅・中小企業や地域住民向けのサービスを展開している。全国の企業数の99%以上を占める中堅・中小企業や、地域住民にまでSDGs達成に向けた行動変容を促していく上でこれら地方金融の担い手が大きな役割を果たした。具体的には次のような取組が挙げられる。

- ① 地域企業の事業活動とSDGsとの関係を整理し、結びつきの強い目標への取組を表明するSDGs宣言の策定を伴走支援するサービスの提供
- ② 中堅・中小企業向けのESG/SDGs評価制度を構築した診断サービスの提供や、自治体の実施するSDGs登録・認証制度等を活用した金融商品の提供
- ③ ポジティブ・インパクト・ファイナンス¹⁶⁴やサステナビリティ・リンク・ローン等のサステナブルファイナンスについて、中堅・中小企業にも利用しやすいように組成費用を抑えたプランの提供や自治体と連携した簡易的なフレームワークの構築等により利用企業の裾野を拡大

気候変動への取組では、全国地方銀行協会が2024年5月に公表した「地方銀行における環境・気候変動問題への取り組み」によると、2023年10月時点でグリーンファイナンスを提供する地方銀行は54行となり前年から7行増加した。また、資金面以外の支援として、CO₂排出量の可視化サービス、太陽光設備や再エネ電力を販売する企業等の紹介、CO₂排出量の削減目標設定や削減策等に係るコンサルティングの実施等の多様なサービスが提供されている。地域の再生可能エネルギーの普及に向けて金融機関が自らエネルギー事業会社を設立し、地域経済の活性化につなげようとする事例も出てきた。

さらには、金融機関が地方自治体と連携して地域全体の脱炭素化を推進する取組も進展した。環境省の「脱炭素先行地域」への共同提案や「地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業」への参画のほか、域内の金融機関が共同して地域の脱炭素コンソーシアム立ち上げ

¹⁶⁴ 企業活動が環境・社会・経済にもたらすインパクト(ポジティブな影響とネガティブな影響)を包括的に分析・評価して資金提供を行うことにより、資金調達者のポジティブな影響の増大及びネガティブな影響の低減の支援を目的とするファイナンス手法

に参加する事例なども出てきた。このように、従来の資金提供者という立場から、持続可能な地域社会を共創する立場へと、地方金融の認識は大きく変化した。

地域社会の持続可能性という観点では、少子高齢化や首都圏への人口一極集中による人口減少に伴う衰退が懸念されており、地域経済の持続的な成長において重要な課題となっている。とりわけ地域企業の人手不足は深刻である。そのため、地域金融機関では地域企業への資金繰り支援のみならず、創業・新事業支援、経営人材の紹介、事業承継支援のほか、デジタル化によって生産性向上につなげるITコンサルティング等のサービスを拡充してきた。また、「地銀フードセレクション」「食の魅力」発見商談会」「“よい仕事”おこしフェア」「しんくみ食のビジネスマッチング展」等の商談会を金融機関が共同開催し、地元産品の販路拡大を支援する取組を継続的に実施している。さらには、地元産品の国内外への販路開拓や新商品開発・ブランディングの支援等に取り組む地域商社を設立する地域金融機関も徐々に増えており、金融の枠を超えた地方創生の取組が拡大した。将来的に効果を挙げ続けていくために、持続可能なビジネスモデルにしていけるかが課題となる。

3.4 労働組合

労働組合は、社会対話の担い手として、集团的労使関係(建設的労使関係)を通じた賃金を始めとする適正な労働条件の確保を始め、労働者の権利確立、人権、環境、安全、平和等を求める国内外の取組を通じて、使用者とともに、ディーセント・ワークの実現、「ビジネスと人権」の視点に立ったサプライチェーン全体における人権尊重、持続可能な経済・社会の構築に重要な貢献を果たすことが期待されている。ここではビジネスにおける役割の点において記載することとし、幅広い市民社会としての労働組合については次章を参照のこと。

労働組合に期待されている貢献としては、ディーセント・ワークの実現、「ビジネスと人権」の視点に立ったサプライチェーン全体における人権尊重、持続可能な経済・社会の構築などが挙げられる。

ディーセント・ワークの実現のためには、ILO中核的労働基準の早期批准が不可欠であるが、日本は「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(第111号)」及び「職業上の安全及び健康に関する条約(第155号)」を批准していない。連合はILO活動推進議員連盟などと連携した日本政府への働きかけや日EU経済連携協定(EPA)に関する市民社会との共同対話などを通じ、早期批准に向けた取組を進めている。

「ビジネスと人権」に関して、連合は2023年8月に「ビジネスと人権に関する連合の考え方」を策定し、連合の基本的な考え方や連合全体としての具体的な対応について示した。これに基づき、春季生活闘争におけるビジネスと人権課題に関する取組や学習会の開催などを行っている。

持続可能な経済・社会の構築については、気候変動対策は喫緊の課題であり、GXの進展が必要である。その際、雇用など社会・経済への負の影響を最小限にとどめるためにも「公正な移行」を実現する必要がある。連合は「公正な移行」の実現に向けた具体的な対応を検討するための、政労使を含む関係当事者が参画する社会対話の実施などをGX実行会議などの場において訴えている。

C-2 市民社会の動向

4.1 「コロナ禍」及びポスト・コロナと市民社会の取組

4.1.1 「コロナ禍」及びポスト・コロナとSDGs

ここ数年を振り返るに当たり、新型コロナウイルス感染症パンデミック(以下「コロナ禍」)を無視することはできない。日本社会においても、コロナ禍では収入が減少した人や、失業者が増加した。また、自殺者数の増加(特に18歳以下)、DV件数の増加、児童虐待の件数の増加など、あらゆるデータが脆弱性を抱えた人が苦しい状況に追いやられてしまっていたことを指し示している。

休眠預金等活用事業では、コロナ禍により増大した支援ニーズに対応するため、2020年度から「新型コロナウイルス対応緊急支援事業」を開始した。当該事業を通じて、コロナ禍で深刻な影響を受けたひとり親家庭や失職した方への支援事業など773件(累積)が展開されるなど、多くの成果を出した。2025年度からは緊急性の高い社会課題に事業期間1年以内で集中的・即応的な支援を行おうとする事業に的確に対応するため、「緊急枠」として助成対象事業の分野を広げて対応することとしている。

また、2021年後半からの物価高は、不安定な雇用で働く人や低所得の人に特に深刻な負のダメージを与えている。こういった社会環境にあって、市民社会を始め民間の様々なセクターが様々な社会課題への対応において、大きな力を発揮している。例えば、困難な状況にある子どもを支援するための市民活動である「子ども食堂」はその数が1万か所にものぼるものとなった。これは、全国の中学校数を超えた数である。

自殺予防や精神福祉的な相談支援を電話やオンラインで24時間365日行う支援活動の多くは民間の支援機関が実施している。

日本の市民社会は、以前から、日本の保健・医療制度へのアクセスに困難を抱える人口・社会グループやコミュニティで医療を必要とする人々を医療につなぐことで、「誰一人取り残されない」ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実現に取り組んできた。疾病の患者や影響を受けた人々は、長年にわたって、当事者の相互扶助と肯定的な当事者意識の涵(かん)養をベース

として、治療コストの削減や質の向上等に向けた政策提言に取り組み、大きな成果を出してきた。

4.1.2 日本の市民社会による国際協力

日本の市民社会はグローバルサウス諸国の教育、保健、農村開発や防災・緊急人道支援など、多様な分野で国際協力に取り組んでいる。国際協力に取り組む市民社会団体は400以上を数え、これらの団体が途上国での事業等に支出した事業費は2020年現在、500億円以上に及ぶ(外務省及び特定非営利活動法人国際協力NGOセンター(JANIC)「NGOデータブック2021」)。このうち、政府やJICAなどの公的機関の資金拠出が占める割合は約20%程度と推定され、他は各団体の自主財源及び個人や企業、民間財団からの拠出である。開発や人道支援に関する多国間の政策形成に関する提言活動や、持続可能な開発に関する市民社会の連携(MGOSへの参画など)についても、継続して積極的に取り組んでいる。

4.1.3 拡がる「官民連携・協働」

日本社会の支援分野における近年の政策的なトレンドは「官民連携・協働」である。行政機関だけでは対応できない複雑化・深刻化した様々な困りごと、社会課題について、行政機関と市民社会を始めとした民間団体等が連携・協力し、その解決を目指すことがスタンダードになりつつある。これは、SDGsの理念の普及とも無関係ではないだろう。

例えば、2019年に成立した「食品ロスの削減の推進に関する法律」においては、前文にSDGsの文言が記載されている。また、「誰一人取り残されない」という理念は、「包摂的な社会の実現」という文脈でここ数年の「骨太の方針」など、様々な日本の国家戦略においても示されている。地域福祉や自殺対策においても、2023年に成立した「孤独・孤立対策推進法」の中で、その理念は掲げられ、そして、その実現の方法としての「官民連携・協働」が少しずつだが進みつつある。

他方で、このトレンドには市民社会からの批判があることにも注意が必要だ。「官民連携・協働」を掲げつつも、これは社会課題への市民社会の「動員」であり、限定された予算や制度的枠組みのなかで、安価な委託費等で市民活動にその解決を「丸投げする」という側面を否定できない。そして、相互扶助など、コミュニティでの支え合いを前提に社会保障費の削減や公的支援の縮減が目指されるのは本末転倒である。

4.1.4 課題:科学的な評価と達成へのロードマップの必要性

SDGsの達成を目指すに当たり、日本政府が直視しなければならないことは、その進捗を科学的に評価し、達成に向けたロードマップを描くことだ。例えば、貧困についてのSDGsグローバル指標の1.2.1及び1.2.2について、政府は「現在、提供できるデータはありません」としている。厚労省の「国民生活基礎調査」及び総務省の「全国消費実態調査」において算出している相対的貧困率などの既存のデータがあるにもかかわらずそれを指標としないのは、貧困の「半減」という目標に対しての説明責任の放棄でもある。

このように、ここ数年のトレンドをみると、国内の様々な社会課題において、市民社会との連携・協働は少しずつだが進みつつある。一方で、その在り方が「誰一人取り残されない」ものであるのかどうかを科学的に検証し、取組を改善していくことが必要である。

4.2 消費者

SDGs実施指針(2023年改定)では、「消費者の果たす役割」について、主に目標12「つくる責任・つかう責任」の観点から、エシカル消費や食品ロス削減など社会環境に対する負荷が低い商品の購入やサービスの利用を通じて、循環経済への移行に資する持続可能な消費活動を行うことで、健全な市場の実現と、経済・社会の仕組みづくりと啓発を促進していくことが重要であるとされている。目標12は、地球温暖化や資源の枯渇、廃棄物などの環境問題、人権や貧困への影響や企業の社会的責任の変化などを受けて、2025年現在一層重要性を増している。

4.2.1 「省資源や循環型経済」の取組

(一社)全国消費者団体連絡会や各都道府県の消費者団体などは、行政組織や地域団体と連携・協働して、省資源や資源循環のための地道な活動を進めている。具体的には、節電や節水などエネルギーの節約、「クールビズ」や「ウォームビズ」の実行、照明のLED化など省エネ製品の利用、分別を徹底したごみの減量、簡易包装の商品を選ぶ、リサイクルショップやフリマアプリなどを利用して捨てずに次の所有者へつなぐ、マイバック・マイボトルの持参、レジ袋やペットボトルなど便利で安価なプラスチック製品との付き合い方を変える、などに取り組んでいる。さらに、2023年からは脱炭素に軸足を置いた市民運動「デコ活」¹⁶⁵が全国規模で展開されつつある。

¹⁶⁵ <https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>

4.2.2 「エシカル消費」の取組

2024年10月に実施された「消費生活意識調査」¹⁶⁶によると「エシカル消費」の認知度は、27.4%であり、年代別では、10歳代、40歳代の認知度が高い。エシカル消費につながる行動を実践していると回答した人の割合は36.1%で、「取り組む理由」については、「同じようなものを購入するなら環境や社会に貢献できるものを選びたい(53.3%)」、次いで「節約につながる(50.4%)」という順となった。

一方、「エシカル消費を実践していない」と回答した人は「どれがエシカル消費につながる商品やサービスか分からない(23.0%)」「経済的余裕がない(20.1%)」と回答した人の割合が高く、年代別では、60歳代以上で「どれがエシカル消費につながる商品やサービスか分からない」や「エシカル消費に本当につながる商品やサービスか分からない」と回答した人の割合が他の年代より高かった。

4.2.3 「食品ロス削減」や「食品寄附促進」の取組

食品ロス対策としては、「賞味期限」の考え方の整理と周知、食品流通で定着していた「3分の1ルール」の見直し等による食品の廃棄削減や、困っている人たちに無料で余剰食品などを提供するフードバンクへの協力などが着実に進められてきた。2024年12月に「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」と「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～」¹⁶⁷が公表され、食品ロス削減の方策についての指針が示され、くわえて、関係府省庁や地方公共団体が縦割に陥ることなく一体的に取り組めるように「食の環(わ)」という名称で、省資源や資源循環の取組全体の見える化を行い消費者の参加促進につなげようとしている。

4.2.4 「消費者志向経営」の取組

事業者は自社が本業を通じてどのような社会を目指したいのかを示すことで消費者から共感を得ることが必要とされ、持続可能で望ましい社会の構築に向けて、消費者と共創・協働して社会価値を向上させる経営、すなわち「消費者志向経営」が推進されてきた。2025年3月末時点で870事業者が「消費者志向自主宣言」¹⁶⁸を行い、毎年フォローアップ活動を重ねている。「つくる責任」を担う事業者側では、環境への配慮を優先した製品・サービスの設計や、製造プロセスでの省エネや廃棄物の最小化、また、製品のサプライチェーン全体で社会環境への影響

¹⁶⁶ https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_research.cms201.241107.01.pdf

¹⁶⁷ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/#gl002

¹⁶⁸ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/consumer_oriented_management/businesses/

を減らす取組が進められている。これを受けて消費者側は、持続可能な製品・サービスを選択し、リサイクル活動を行い、無駄な消費を避けることで「つかう責任」を果たそうとしている。消費者分野のSDGsは、生活の中で着実に実践することに意義があり、消費者志向経営の更なる普及と消費者の認知向上とによって、SDGs実現への相乗効果を期待したい。

4.2.5 評価と課題

SDGsは日本の持続的な発展と繁栄を実現していく上での原動力であり、消費行動による選択と購買が、その成否を大きく左右するとの認識も広がってきた。他方、2030年まで残すところ5年となった今、以下の四つの課題を提示する。

① 自分たちの消費行動が、日本のSDGsの進捗にどのように反映され、どのような効果を生んでいるのかについて確認する機会が乏しく、今後の活動の機運や熱意を削ぐ可能性は否めない。

② SNS隆盛の現状においては、多様な主体から発信される膨大な量の情報の中で、情報の質や精度、確度を見極めることは困難であり、グリーンウォッシュやSDGsウォッシュとされる事例を判別できる状況にはなく、実態の伴わない主張やトレードオフの隠蔽などを見抜く制度の検討が望まれる。

③ 気候変動、平和、人権など地球規模の課題に対しては、「国や自治体、企業が取り組むもの」で「個人の力では何も変わらない」と思っている消費者も少なくない。「誰一人取り残さない」という約束の遂行には、自治体や事業者、NPO・NGO、教育機関、報道そして消費者が連携・協働して取り組んでいくことが不可欠であることから、パートナーシップの視点でSDGsの各取組の評価と分析を行い、外部環境の変化を取り込んで、改めて戦略や手法等の見直しと改善を行い実践に移す時期にある。

④ 採択直後にはSDGsを主題とした学習会が全国で頻繁に開催されていたが、2021年以降ほとんど設けられていない。消費者は「保護の対象」から「市場において公正かつ持続可能な社会の形成に参画するプレイヤー」になることが期待されており¹⁶⁹、SDGsの考え方に基づいた消費行動によって事業者や社会の変革の後押しができることを、改めて発信する必要がある。

¹⁶⁹ 消費者基本法 <https://laws.e-gov.go.jp/law/343AC10000000078/>

4.3 労働組合

労働組合は、企業活動における特別なステークホルダーであり、SDGs達成に向けて、使用者側への働きかけや他のステークホルダーとの連携等に引き続き積極的に取り組むことが期待されている。目標8(経済成長と雇用)にとどまらず、労働組合は適正な職場環境・労働条件の確保に向けた取組を通じて、目標1(貧困)、目標5(ジェンダー)、目標10(不平等)、目標13(気候変動)、目標16(平和)等の複数の目標の達成への貢献も期待されている。

例えば、連合では、2016年以降、SDGsに関連する諸課題の解決に向けた取組を運動方針に記載し、希望ある未来が次の世代に続いていく「持続可能性」と、互いに認め支え合い、誰一人取り残されることのない「包摂」を基軸とし、労働運動に取り組んでいる。具体的な活動方針や政策には、関連するSDGsの目標が関連付けられている。その意味では、労働運動はSDGsそのものであり、連合はSDGs達成に向けて、政府はもとより、ビジネス・市民社会・公共的な活動を担う民間主体などの様々なステークホルダーと対話し、連携・協力している。

また、目標16(平和)について、連合は毎年、大規模な平和行動を広島・長崎などで実施し、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を訴え続けている。2024年8月には国際労働組合総連合(ITUC)書記長が連合主催の広島・長崎における平和行動に参加し、その様子をITUCのウェブサイトなどでタイムリーに世界へ発信した。くわえて、連合は核兵器保有国の駐日大使館への核兵器廃絶に向けた要請を毎年行っているほか、全国各地において核兵器の被害を伝える写真パネル展を開催している。

市民社会との連携において連合は、2004年に設立した「NGO—労働組合国際協働フォーラム」をNGOと労働組合がそれぞれの特性を活かして国際的な社会課題の解決に取り組む場と位置付け、SDGs達成に向け、組合員と広く一般に向けた啓発活動とNGOとの協力による課題解決の取組を推進している。また、労働組合や市民社会組織から構成された「児童労働ネットワーク(CL-Net)」の運営委員として、毎年6月に児童労働理解促進に向けたキャンペーンを行い、関係省庁、企業、NGOなどによるシンポジウムを開催するなど、啓発活動や政策提言を行っている。

ターゲット8.7「2025年までにあらゆる形態の児童労働の撤廃」は達成困難である上、世界の紛争、難民増加、食糧危機、気候変動の影響等、児童労働を増加させる要因は急増している。日本企業のグローバル経済への影響を鑑みれば、日本も相応の責任を果たす必要がある。CL-Netでは、目標8.7達成へのグローバル枠組みであるAlliance 8.7に日本がパートナーとして参加することや、国連ビジネスと人権指導原則に基づき、「企業のサプライチェーン透明化の法整備」「公共調達法の整備」を含め、児童労働撤廃への取組を進めることなどを提言している。

4.4 協同組合

4.4.1 協同組合とSDGs達成へ向けた取組

国際協同組合同盟(ICA)が1995年に制定した「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」では、協同組合の運営指針とすべき7番目の原則として、

7th Principle : Concern for Community

Co-operative work for the sustainable development of their communities through policies approved by their members.

と定め、地域社会の持続可能な発展のために協同組合が貢献すべきとしている。日本の協同組合グループの多くは同声明を受け入れ、順次同声明を踏まえた綱領的文書を制定してきた。こうした背景から日本の協同組合は2030アジェンダの採択を好意的に受けとめ、2020年までには各協同組合グループがおおむねSDGs取組宣言や取組方針を決定している。

2021年以降は数値目標の設定、個々の協同組合・連合会による取組方針策定、協同組合役職員・組合員の学習活動、並びに、具体的な実践が進展した。日本の成人(18歳以上)の46.5%(JCAの後述調査による)がいずれかの協同組合の組合員であり、組合員の意識・行動の変容は大きな動きを生み出す可能性を秘めている。協同組合に関する全国意識調査2022(JCA)によると、協同組合の組合員のSDGsの17目標に対する関心度は、非組合員よりいずれの目標でも高いとの結果が出ており、協同組合からの働きかけによる効果が一定程度出ているといえることができる。

協同組合によるSDGsへの貢献は、事業を通じた社会課題解決と、剰余・経営資源を活かした寄付・助成などによるが、こうした貢献は一般企業でも見ることができる。協同組合の特性は、組合員による自覚を伴った参画・参加であり、これは一般には企業の顧客・株主には見られない行動である。協同組合によるSDGs等への貢献は、多くの場合、役職員によるイノベーティブなビジネスモデルの構築に加え、組合員による意識的な参画・参加があって実現している。

国連は協同組合を高く評価し、2025年を二度目の国際協同組合年にとすると総会で決議した。同決議は、全ての加盟国等に対し、「協同組合を振興(promote)すべき、SDGs等に対する協同組合の貢献につき認知を高めるべき」と促している。

しかしながら、協同組合の全ての組合員がアクティブなわけではない。協同組合にとって、組合員・役職員による学習や相互の綿密な意思疎通を通じて、事業・活動の充実を期し、もってSDGs等に貢献していくことが常に課題となる。

4.4.2 2021年以降の協同組合による主な実践状況

(1) 学習活動

組合員に対するSDGsを学ぶ機会が無数に提供されてきた。組合員等を対象とした連続講座・学習会が開催され、組合員向け月刊誌においてSDGs関連記事が連載された。また、組合員組織の実践を対象としたSDGsコンテストを実施したケースもある。協同組合の諸活動の源泉は究極的には組合員の理解・参加であり、以下の実践はこれらの学習活動が端緒となった。

(2) 農林水産業分野

JAグループは2024年に「環境調和型農業取組方針」決定し、化学肥料・化学農薬削減、農業生産に伴う温室効果ガス・プラスチック削減を重点とした。具体策として、食品・水産廃棄物等の飼料・肥料への再利用、堆肥入り混合肥料の提供など堆肥の利用拡大、環境負荷軽減実現のための農業者に対するグリーンメニュー(体系的な提案)の提示、緩効性肥料におけるプラスチック被膜殻海洋流出防止方針決定(2030年には同被膜肥料からの脱却を目標)などが実践されている。また、障害者福祉施設と農業生産現場をつなぎ、障害者の就農機会を提供する農福連携も進められている。

漁業経営の基盤である漁場環境保全・整備等に向け、JFグループは海洋環境の変化に対応し、里海づくり、藻場・干潟の保全、資源管理型漁業等を実践している。

森林分野では、森林組合による森林整備とこれを前提としたJークレジットの創出及び販売が行われている。

(3) 金融・共済分野

協同組織金融機関による気候変動対策を目的とした債券等へのESG投資、金融包摂・金融教育が行われている。

自然災害の多発を背景に、550回以上の防災カフェ(楽しく学ぶ場)の提供、地元自治体との包括連携協定締結、防災・減災をテーマとしたイベントを開催などが行われている。

(4) 助成制度

組合員による参加(拠出)等を原資として、子ども貧困対策、学業支援、子ども食堂やNPO法人への助成、被災者支援、ユニセフへの寄付などが多くの協同組合で継続的・日常的に実践されている。

(5) 生協グループの実践

各協同組合グループの中でも最も体系的に環境・サステナビリティ政策を推進しているのは生協グループである。日本生協連は2021年に「生協の2030環境・サステナビリティ政策」を

策定した。いずれも2030年を目標に、CO₂排出量の削減、食品廃棄物の削減、使い捨てプラスチック容器包装の使用量の削減、再生可能エネルギーの発電量、商品カタログに使用する紙使用量の削減について、それぞれ生協グループ全体としての数値目標を示し、毎年度到達点を報告するとともに、外部有識者による評価委員会を設け評価・助言を得て将来のアクションにつなげている。協同組合は全国組織による上意下達はあり得ず、これら実現には組合員の理解も不可欠であり、実践の効果そのものに加え、多数の組合員・役職員が学び、重要性を理解した上で、自ら実践していることに大きな意義がある。

4.4.3 協同組合によるSDGsの進捗に対する評価

日本生協連は、2023年11月にSDGs実施指針改定案に対して、以下のとおり意見を表明している。

- ①気候変動や感染症、頻発する紛争等のなかでSDGsの達成は危ぶまれている。日本政府のリーダーシップの発揮を期待する。
- ②平和無くしてSDGsの達成は困難であり、平和の持続と持続可能な開発の一体的推進が指針全体の基調となるよう、優先順位を上げるべき。
- ③日本は目標5(ジェンダー)、目標10(不平等)に課題があるとされている。日本社会全体で取り組むべき課題として、包摂社会の実現を明記すべき。
- ④気候危機回避に向け、再生可能エネルギーの導入拡大を明記すべき。
- ⑤市民社会・消費者が参画できるよう、SDGs達成に向けた道筋を可視化、分かりやすくすべき。
- ⑥協同組合を始め地域の各ステークホルダーと行政との連携や行政による支援を強化すべき。

C-3 研究教育機関の動向

5.1 研究機関

SDGsの達成に不可欠な科学技術イノベーション(Science, Technology and Innovation: STI)の進展は、多くの研究機関の活躍によって支えられている。科学技術とイノベーション自体がSDGs達成の手段として大きな役割を果たし得ることに加え、地球観測などによる現状把握や目標設定の根拠としての活用、ターゲット相互の関係分析、達成度評価、そしてビヨンドSDGsの議論においても、日本の研究機関の活動とその科学的成果が国内外において貢献することが期待されている。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)や生物多様性

及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)の報告書作成には日本から多くの研究者が貢献しており、また国連の持続可能な開発に関するグローバル・レポート 2023¹⁷⁰⁾にも日本人が執筆者として参画した。

研究機関には、科学的根拠に基づき今後のSTIの飛躍的変革に貢献することが期待されるとともに、先進技術だけではなく、いかに既存技術やローカルな知見を結びつけていくかという、地域マネジメントのイノベーションへの参画も求められている¹⁷¹⁾。なお、イノベーションと変革は目標達成の鍵ではあるが、技術的なものだけを偏重するのではなく、社会的なものを含む、より広範な概念として扱うべきとの点に留意する必要がある。市民や企業、政府等と科学者との間でビジョンや情報を共有することは、科学技術イノベーションがSDGs達成の手段として大きな役割を果たし得ることを認識し、種々の課題や緊急性に対する認識を高めるためにも必要である。また、フューチャー・アース等国際的取組の下、SDGsのさらなる推進やプラネタリーヘルスの実現に向けて、科学者コミュニティが広範なステークホルダーと連携・協働していくことも重要である。

これらの点での進捗に関し、以下の事例を挙げる。

【事例1】日本学術会議の取組

日本学術会議は、2014年10月1日以降に発出された意思の表出や、2020年10月1日以降に実施した学術フォーラムがSDGsにどう関わっているのかをまとめた一覧¹⁷²⁾を公開している。提言文書 285 件を機械学習技術によりベクトル化し、文書を自動分類したところ、提言等がSDGsの各ゴールに対しておおむね均等に配分され、第5期科学技術基本計画記述 100 項目の分類結果との比較においても、日本学術会議の提言文書がより幅広い分野の課題に言及していることを数値的に示した結果もある。さらに、2021年6月には、カーボンニュートラルに関連する審議等を行っている委員会・分科会等の代表者からなる「カーボンニュートラル(ネット・ゼロ)に関する連絡会議」を設置し、審議の結果を広く社会に発信している¹⁷³⁾。

¹⁷⁰⁾ Global Sustainable Development Report2023(GSDR 2023), <https://sdgs.un.org/gsdr/gsdr2023>

¹⁷¹⁾ 国立研究開発法人科学技術振興機構『SDGs達成に向けた科学技術イノベーションの実践』,2021 年, p16。

¹⁷²⁾ 日本学術会議:SDGsから見た学術会議 ―社会と学術の関係を構築する―、SDGsとのかかわり ―日本学術会議の活動:意思の表出等を中心に―。<https://www.scj.go.jp/ja/scj/sdgs/index.html>

¹⁷³⁾ 日本学術会議カーボンニュートラル(ネット・ゼロ)に関する連絡会議構成員、審議内容等一覧(2025 年 4 月 12 日現在)、https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/carbon_n/kousei.html

【事例2】JSTによる産学官共創システムの構築プログラム

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)は、2020年より共創の場形成支援プログラム¹⁷⁴を実施している。このプログラムでは、SDGsに基づく未来のありたい社会像をビジョンとして掲げ、その実現のため、「バックキャストによるイノベーションに資する研究開発」とそれを支える「自立的・持続的な拠点形成が可能な産学官共創システムの構築」をパッケージで推進している。大学等の強みや地域の特色を活かしながら産学官の共創による拠点の形成を推進し、国の成長と地方創生に貢献するとともに、大学等が主導する知識集約型社会への変革を促進しており、2025年1月現在、研究機関を代表機関とする45拠点が進行中である。またJSTは、「STI for SDGsアワード」¹⁷⁵もこれまで6回実施しており、科学技術のSDGs達成へ向けた貢献可能性を提示している。

【事例3】フューチャー・アースの活動と統合報告書

持続可能な社会のための科学の国際ネットワークであるフューチャー・アース¹⁷⁶は、SDGsを達成するためのローカルからグローバルな政策決定が科学的知見に基づいて行われ、政策の効果が地球システムの営みの範囲内に収まるよう助言するために、Earth Commissionと呼ばれる委員会を設置した。日本からも専門家が委員として参画している。また、フューチャー・アースは、毎年、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)の際に、気候科学を始め地球環境の最新の科学的知見を分かりやすく伝える統合政策報告書を発行している。日本国内でも、研究機関が民間企業や学生とともに報告書の翻訳、解説イベントの開催を行い、内容が幅広く周知されるような活動を進めている。

これら事例のように、科学の分野を超えた連携や社会との協働、そして国際的な科学の協力が進められる一方、SDGsの達成やシナジーとトレードオフに対する科学的な評価には、研究機関による一層の参画が求められる。また、SDGsに関する国や地方自治体の政策決定において科学の果たす役割は、審議会等の活動を除けば必ずしも十分ではなく、市民にも十分に認識されていない。さらに、これまでの研究機関のSDGsへの貢献について評価する仕組みも未発達である。SDSNジャパンのような国際的研究教育機関との連携推進も、今後益々必要になるだろう。今後、これらの評価を踏まえた活動の変革が必要である。

¹⁷⁴ <https://www.jst.go.jp/pf/platform/index.html>

¹⁷⁵ <https://www.jst.go.jp/ristex/sdgs-award/>

¹⁷⁶ <https://futureearth.org/>, <https://futureearth.org/initiatives/earth-targets-initiatives/earth-commission/>, <https://futureearth.org/publications/science-insights/>

5.2 教育機関

教育機関については、2021年5月の第2期ESD国内実施計画の策定を受け、2021年5月に持続可能な開発のための教育(ESD)推進の手引及びユネスコスクールガイドブックが改訂された。また、2023年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画では、今後の教育政策に関する基本的な方針として、ESDの推進を掲げている。また、今後5年間の教育政策の目標と基本施策の中でも、ESDの推進拠点として位置付けているユネスコスクールを中心に「持続可能な社会の創り手」を育むこと等を掲げている。

「ESD for 2030」ロードマップに基づき、2023年12月に、文部科学省とUNESCOの共催で「ESD-Net 2030グローバル会合」を東京で開催し、約80か国からESDの取組を実践している教育関係者200名以上が集まった。日本の各学校段階におけるESDの実践例を紹介する特別セッションや日本のユネスコスクールへの訪問等を行い、日本におけるESDの実践を世界に周知する機会となった。

2023年のUNESCO第42回総会において採択された「平和、人権、国際理解、協力、基本的自由、グローバル・シチズンシップ及び持続可能な開発のための教育に関する勧告」について、ユネスコ憲章に基づき、日本政府は、2024年11月に国会への報告を行った。また、仮訳を作成し、文部科学省ホームページに掲載したほか、教育委員会・高等教育機関等の関係団体に周知を行った。

世界中のESDの実践者にとってより良い取組に挑戦する動機付けと、優れた取組を世界中に広めることを目的に、日本政府の支援により「ユネスコ/日本ESD賞」をUNESCOが実施している。2023年には、日本から推薦した金沢大学が受賞機関の一つに選ばれ、同年11月のUNESCO総会において表彰式が行われた。



金沢大学が表彰される様子(写真:文部科学省)

日本において、ESDの推進拠点と位置付けられているユネスコスクールは、1,000校を超えるまでに増加している。

日本国内のユネスコスクール関係者が一堂に会し、好事例の共有や交流を行うユネスコスクール全国大会を毎年度開催している。2024年度はオンライン配信を併用した形式で開催し、全国から300名を超える教職員やユネスコ活動関係者等が参加した。

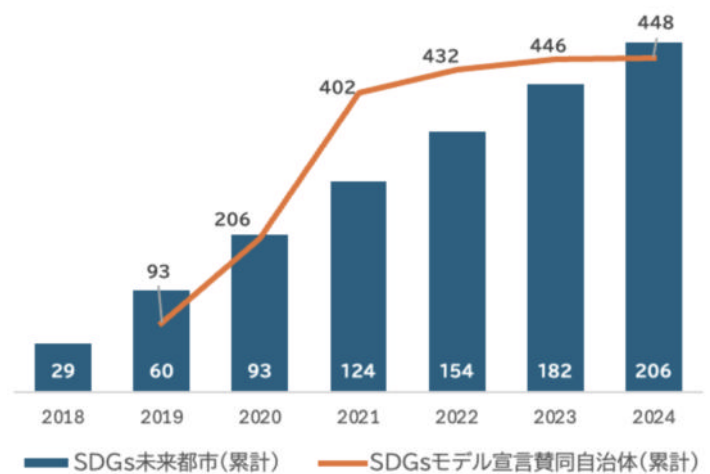


ユネスコ全国大会(写真:文部科学省)

C-4 地方自治体の動向

6.1 地方におけるSDGsの浸透と推進

地方レベルにおいてSDGsの考えが幅広く浸透し、各自治体がそれぞれ抱える課題の解決に向けた取組を行う上で、SDGsが意識化されてきていることは、日本のSDGs実施・推進における大きな特徴の一つである。2023年時点でSDGsに取り組む自治体の割合は2021年の52.1%から2022年の65.6%と着実に増加している¹⁷⁷。2024年までに206の自治体がSDGs未来都市に選定され、2019年1月に発表された「SDGs日本モデル宣言」の賛同自治体は、当初の93から2024年3月時点で、448（都道府県43市区町村405）に増えた¹⁷⁸。地方においては、人口減少や地域経済の縮小等に起因する、複雑に絡み合う課題がある。さらに、都道府県においては、広域的な行政課題解決に向けた取組が求められ、市区町村においては、より住民生活や地域事情を踏まえた上で対応すべき課題を抱えて



SDGs未来都市、SDGsモデル宣言賛同自治体数

資料:SDGs未来都市数は内閣府、SDGsモデル宣言賛同自治体は、賛同自治体資料を基に作成

¹⁷⁷ 内閣府「令和5年度SDGsに関する全国アンケート調査」(2023年11月)

¹⁷⁸ <https://www.pref.kanagawa.jp/documents/55062/5463298.pdf>

おり、その規模によっても、対応すべき課題は様々である。地方自治体は、これらの多様な課題や住民ニーズに対応していくことを通じて、「誰一人取り残さない」社会を構築していく取組が進められている。そうした持続可能な地域社会づくりの過程では、SDGsの概念を意識化し、自らが実施する事業に反映しつつ、より多くの住民にそれを理解してもらう取組が行われている。また、そのためには、地方自治体だけではなく、地域住民を始めとした地域で活動をするステークホルダーと連携し、持続可能な社会を共に創造していくことが重要となる。

6.2 地方自治体におけるSDGs推進体制の構築

地方自治体の施策や事業実施にSDGsを反映し、主流化を図るためには、SDGsの推進体制や制度の構築を進めることが必要である。部局横断的な組織であるSDGs推進本部の設置、SDGs推進に関連する条例や推進指針や計画の策定をする自治体も増えている。2021年以降に、茨城県下妻市、京都府京丹後市、新潟県妙高市、北海道登別市等がSDGsの推進に関連する条例を、沖縄県、山梨県韮崎市、神奈川県藤沢市等が指針・計画を策定している。新潟県佐渡市は、SDGsの地域での具体的なビジョンや取組を進めるために「地域循環共生圏の創造による持続可能な島づくり推進条例」を2023年3月に制定した。さらに、総合計画、総合戦略や予算編成において、SDGsの主流化を図る自治体も増えている。例えば、神奈川県川崎市では、「川崎市総合計画第3期実施計画」(2022年3月策定)において、同計画とSDGsとの対応を明らかにするだけでなく、総合計画に基づく施策や事業の進行管理とSDGs推進管理を一体的に実施することを明記している。また、福島県郡山市では、SDGsの基本理念を踏まえ、バックカスティング思考による予算編成を行っている。

6.3 地方におけるSDGsの浸透と推進に向けたパートナーシップの展開

連携拠点やSDGs登録認証制度の構築等を通じた地域のステークホルダーとの連携に加え、地方自治体の垣根を越えたマルチステークホルダープラットフォームを通じた、広域での取組も進展・深化している。例えば、関西の民間企業、市民社会・NPO／NGO、大学・研究機関、自治体・政府機関等、多様なアクターが参加する「関西SDGsプラットフォーム(KSP)」は、会員数3,100団体以上(2025年2月現在)を擁し、関西地域のSDGsの認知度向上に向けた取組を牽引してきた。特徴的なのは、9つの分科会(関西SDG貢献ビジネスネットワーク、SDGs環境ビジネス、共



写真:KSP:分科会交流会の様子(2024年5月29日 於:大阪大学中之島センター)

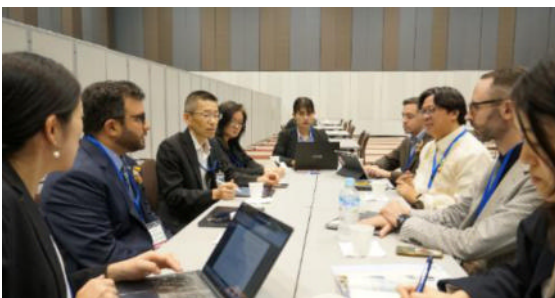
育、食品ロス削減、教育、バリアフリーマップ、大学、ひょうごSDGs Hub、ローカルSDGs・脱炭素)による専門性を活かした独自の活動がある。2024年には、分科会交流会を実施し、分科会間、分科会に属さない会員と交流・情報交換を通じたネットワーク・連携関係の拡大、SDGsの達成に向けた新たなアイデアや取組の醸成に繋がっている。このような地域プラットフォームが、中部圏や九州圏でも構築されている。また、能登SDGsラボ(石川県珠洲市)、ヨコハマSDGsデザインセンター(神奈川県横浜市)、西栗倉むらまると研究所(岡山県西栗倉村)など、自治体、企業、市民団体などの多様なステークホルダーとのパートナーシップを醸成・強化し、地域課題解決に向けた連携・事業を調整・支援・実施等を行う中間支援機能を持つ団体も地方におけるSDGs達成に向けた取組を進める上で重要な役割を果たしている。

6.4 自発的ローカルレビュー(VLR)

SDGsの進捗状況をフォローアップ・レビューし、更なる実施強化を図っていくことは、SDGs推進において重要な要素である。このフォローアップとレビュー、公開の方法の一つとして、世界的な広がりを見せているのが自発的ローカルレビュー(VLR)である。2018年の国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)で北海道下川町、富山県富山市、福岡県北九州市がニューヨーク市とともにVLRを発表し、国際的なVLRの広がり の起点となった。その後、2019年に静岡県浜松市、2021年に東京都、神奈川県横浜市、2022年に国際連合地域開発センター(UNC RD)と共同で愛知県豊田市、2023年に東京都、2024年には新潟県佐渡市がVLRを実施し、HLPF等を通じて国際的な発信も行なっている。

中でも、2021年と2023年に東京都が作成したVLRは、総合計画と内容をリンクさせながら、現状のレビューだけでなく、将来の目指すビジョンやその達成に向けた施策をまとめた「未来志向」の構成にしている。2024年には世界の自治体で唯一、HLPFでサイドイベントを主催し、SDGsの認知度を向上させる取組を議論するとともに、VLRを国際的に発信した。

また、神奈川県横浜市は、VLR実施の経験に基づき、シティネットや(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)等と連携して、海外からの視察研修やESCAP等が主催する「持続可能な都市開発のためのアジア太平洋首長アカデミー」等で知見を共有するとともに、フィリピン・サンタローザ市、バギオ市、サンフェルナンド市のVLR実施支援など国際的なSDGs推進に貢献している。



サンタローザ市VLRに関する協議
資料)神奈川県横浜市

SDGs未来都市を始めとする政府の後押しもあり、日本では地方自治体による取組、地域のステークホルダー、特に企業との連携などが世界的に見ても進んでいる。この点で、国と地方が一体となった取組が更に求められる。一方で、SDGsを政策や事業と紐付けるだけにとどまらず、取組を更に深化させていくことが求められる。特に、SDGsの理念に基づく異なる政策分野間のシナジー強化による効率的・効果的な施策展開、企業、市民団体や個々の住民など様々なステークホルダーとの連携と協働を一層深める仕組みづくり等が地域の自律的で持続可能な発展に重要となる。その上で課題となっているのが部局間の調整機能強化や職員のSDGsの理解向上、地域課題を適切に把握するための具体的な指標に基づいたフォローアップ体制の推進である。この点で、自治体の取組を主対象とするVLRを一步前進させ、ステークホルダーとの連携による、企業向けの統合報告書の考え方を取り入れた自治体版統合報告と発展させ、地方創生・持続可能な地域づくりのツールとして強化することを検討していくことも必要であろう。

日本に蓄積された多様で豊富な地方の取組事例を、国内だけではなく、海外にも展開していくことで、SDGsの達成に貢献していくことも重要である。特に、日本の自治体がいち早く取り組んだVLRや未来都市のノウハウを通じた国際的な協力・連携は、連携先のSDGsの取組の強化につながるだけでなく、相互学習による日本の地方自治体の能力強化、地域のステークホルダーを巻き込むことによる理解の深まりなどの副次的な効果も期待できる。

C-5 議会

2030 アジェンダにおいても、効果的な実施と説明責任の観点から議会が不可欠な役割を果たすとの認識が示されているとおり、国会及び地方議会は、国内において「誰一人取り残さない」社会を実現するため、広く日本全国から国民一人一人の声を拾い上げ、国や地方自治体の政策に反映させることが期待されている。さらに、行政機関、市民社会、国際機関等と連携し、国や地域が直面する経済・社会課題を解決するための具体的な政策オプションを提案することが期待されている。

2017年4月に発足した自民党のSDGs外交議員連盟は、2023年実施指針の改定に当たって、意見交換を行い、戦争などによって世界におけるSDGs達成に及ぼす影響や平和が全ての基盤である点を明記する等指摘を行った。

2016年1月に発足した公明党のSDGs推進委員会は、2020年12月に「公明党SDGs推進本部」へと格上げされ、地方議員とも連携して、国、自治体の取組強化を推進してきた。同党は、2023年実施指針改定に向けて、2023年10月の臨時国会における衆議院本会議でSDGs推進本部長である総理大臣に対し取組について質問を行い、同年11月、「SDGs市民社会ネットワーク」等と意見交換を行うなど活発に議論を行った。そして同年12月に「SDGs実施指

針改定にむけた提言」を外務大臣に手交し、SDGs達成に向け日本政府として国際社会をリードし、国内外の取組を抜本的に加速すべきと訴えた。

国際人口問題議員懇談会(JPPF¹⁷⁹)は、1974年に設立された非常に長い歴史を持つ超党派議連である。JPPFの活動の主な目的は、人口問題に関する国際的な理解を深め、各国の政策に対して具体的な提言を行うことにより、持続可能な開発の実現に貢献することである。JPPFは人口問題が貧困、教育、保健、女性のエンパワーメント、環境などの分野と密接に関連していることを強調し、これらの課題を解決するための国際協力を促進してきた。特筆すべきは、JPPFは「持続可能な開発」という考え方にも大きな役割を果たしたことにある。SDGsの基となる「持続可能な開発」の概念の形成が行われた「環境と開発に関する世界委員会」(WCED¹⁸⁰)の設立は、当時JPPFの国会議員が日本政府を通じて提案し、日本の拠出により設置されたものである。また、JPPFは世界各国の国会議員、アジア、アフリカ、中東地域の議員ネットワーク、専門家、国際機関、市民社会との連携を通じて、人口問題の重要性を訴え、相互の経験を共有し、関連立法や政策形成に向けて議論するなど、課題解決のための具体的な行動を動機づけている。一例を挙げると、エジプトでは、国家女性評議会に関する法律、障害者権利法、全国母子評議会に関する法律、高齢者権利法など一連の法律が成立し、2023年からは各地域が抱える若者の教育や女性に関する問題の啓発と解決に取り組むために、人口・開発問題に関するテレビ番組が制作された。

また、超党派国会議員が、経済界、学会などと共に実行委員となっている地球環境行動会議(GEA)¹⁸¹は、2030年アジェンダの採択に向けて、国際世論を喚起すべく、2013年にSDGsを取り上げ、「リオ+20からの出発:持続可能な未来に向かって～経済のグリーン化による経済再生と国際社会への貢献～」をテーマに開催した。2030アジェンダの採択以降、SDGs達成に向けた地球環境課題に関するテーマについて隔年で国際会議を開催している。2022年は持続可能な社会に向けた挑戦と可能性～気候変動、エネルギー、食料の安全保障～をテーマとして開催した。2024年は脱炭素とSDGsを同時に実現する施策の推進～気候変動、生物多様性の損失及び汚染の3つの危機克服を目指して～をテーマに開催し、国会議員、経済界、有識者によって地球環境課題への対処について活発な議論が行われた。

¹⁷⁹ JPPF: Japan Parliamentarians Federation for Population

¹⁸⁰ WCED: World Commission on Environment and Development

¹⁸¹ 1991年に地球環境問題の解決と持続可能な開発に貢献することを目的としたNGOとして、国際会議「地球環境賢人会議」(1992年4月開催)事務局として発足、1995年に「地球環境行動会議」に組織名変更。

(4)おわりに

日本におけるSDGsの進捗は、認知の普及、ビジネスにおける事例創出、地域におけるSDGsの浸透と推進、協同組合を活用した行動変容などの面において、特に進展がみられる。これらの分野においては、SDGsがなかったであろう場合を想定した状態との比較を考えても、制度面、行動変容、認識等の面で進展があったと考えられる。

他方で、ジェンダー平等やユースの取組については、多くの活動がみられるものの、それらが「変革」を呼び起こすまでにはっていないこと、外国人や障害者など取り残されがちな人々への施策が不十分であること、気候変動やエネルギー対策と貧困対策とのシナジー創出や貧困と雇用とジェンダーといった、タテ割りを越えた連携等において課題が残ることが明らかとなった。SDGs推進へ向けた基本法を始めとする法制化や、目標全体を通じた横断的政策展開及び予算措置等に課題が残されていることがその原因として考えられる。SDGsは国際目標であると同時に、国内政策の重要課題でもあるという認識を高めていく必要がある。

日本では、成長の在り方を問うウェルビーイング論議や、世界に先んじて起こる少子高齢化社会に関連する課題解決に関する論議も盛んになりつつある。デジタル空間の在り方や宇宙空間の平和利用についての議論の重要性も増している。ビヨンドSDGsの時代には、こうした課題も含めてあるべき社会の姿を描く必要が出てくるだろう。これまでの実施における効果的な点やそうでない点を振り返りながら、課題解決へ向けた目標の在り方や実施の方法、ギャップを埋めるための方策等を明らかにし、官民一体となり、また17目標を一体として扱うSDGsの総合的推進が求められる。

第7章

今後の方向性



7. 今後の方向性

今回のVNR実施過程では、SDGs推進円卓会議に加え、多様なステークホルダーとの意見交換や、パブリックコメントを実施したほか、ステークホルダー自身による評価と取組を本報告書に記載するなど、日本の取組の包括的なレビューを行ったことは、SDGs達成に向けた取組を加速していくために有意義であった。一方で、データに基づく進捗の評価・分析や取組の中で得た教訓が不足しているとの指摘もあり、進捗評価方法について改善していく必要性も確認された。

今回のレビューを通じ、円卓会議民間構成員や有識者、市民社会との意見交換も踏まえた、日本のSDGsの現状と課題、今後の取組の方向性は以下のとおり。

(1) 現状と課題

国連未来サミットで、世界の首脳はSDGs達成に向けた進展を大幅に前進させることで一致した。しかしながら、既に述べてきたとおり、深刻化する気候変動、生物多様性の損失、汚染、感染症等の地球規模課題、厳しい国際情勢は、世界のSDGs達成に大きな負の影響となっている。日本もその例外ではない。くわえて、日本は、世界に先駆けて極めて厳しい少子高齢化・人口減少に直面している。

そうした難しい状況にもかかわらず、日本のSDGs達成に向けた取組は、様々な課題を残すものの、一定の進展も確認された。日本は、持続可能性を確保しつつ成長型の経済を実現できるかどうかの重要な分岐点を迎えており、その取組を一層強化していく必要がある。また、引き続き、強い決意をもって、2030年までのSDGs達成に向けた取組を強化し、加速するとともに、国際社会のSDGs達成に向けた努力に対して最も効果的な形で更に貢献していく。

(2) 今後の取組の方向性

ア 日本は、社会課題解決を成長のエンジンに転換させる取組を一層進めていく。エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素は同時に実現されなければならない。日本は、循環型で強靱な経済・社会システムの構築を一層加速させる。引き続き、AIを含む様々な分野でのイノベーションを活かし、社会課題解決を通じて持続的成長を実現していく。

イ 「誰一人取り残さない」の理念と共に、その実現に誰もが貢献していくことが重要である。日本にとって人口減少と少子高齢化は大きな挑戦であるが、多様な個人が活躍し、助け合い、一人一人が大切にされる社会を創っていくための追い風にもなり得る。そうした社会の実現

は、各人のウェルビーイングの向上にもつながる。引き続き、日本は、国を挙げてSDGs達成のために取り組んでいく。

ウ 日本は、課題先進国として、持続可能な経済・社会の実現に向けた自身の取組・知見を国際社会にモデルとして示していく。ただし、現在は先進国から途上国に一方向で規範・技術・資金が流れる時代ではないことに留意する必要がある。2030年及びその後の持続可能な社会の実現に向け、日本は開発途上国及びその人々との間で、対話と協働を通じた価値の共創を一層推進していく。そうした取組を進める分野としては、例えば以下が考えられる。

①少子高齢化：迎える時期に差はあっても、少子高齢化とそれに伴う人口減少は、ほとんどの国にとって不可避の課題である。日本の取組は、他国にとっても人口減少・少子高齢化を迎えながら持続可能な経済・社会を構築するための一つのモデルとなる。東京の一極集中に伴い、地方がより厳しい状況に直面する中、各地域が持つ潜在力を最大限引き出すための取組を進めることが鍵となる。

②地方：日本政府は、若者や女性を支援する取組、産官学の地方移転、地方でのイノベーション促進、新時代のインフラ整備等の取組を進めていく考えである。特に中小企業の役割は重要である。中小企業のSDGs達成に向けた取組を後押しすることが、各地域の特徴を活かした自律的で持続的な経済・社会を創生することにつながると考える。

③防災：気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策は、ますます重要な課題になるであろう。防災・減災、国土強靱化に資する取組を引き続き強化していく。

エ 日本は、人間の尊厳及び人間の安全保障の理念に基づき、平和で自由で豊かな世界の未来の実現に取り組む。国際社会全体がその責任を共有し、多国間主義を強化しなければならない。その観点から、日本は2024年の国連未来サミットの成果を歓迎し、その実施に貢献していく。また、国際的な平和と紛争予防、紛争解決には女性の平等かつ完全な参画が必要との観点からWPSを引き続き力強く推進していく。

オ そして、未来世代のためにも、以上の要素が持続的成長と国際社会全体の持続可能性を確保する上で鍵となることを念頭に、2030年以降の国際的な持続可能性に関する議論及びルール形成においても、主導的役割を果たしていく。

カ なお、2023年12月に改定した日本のSDGs実施指針に記載のとおり、引き続き、政府が率先してリーダーシップをとり、多様なセクターの主体的参画を促し、連携・協力しながらSDGs達成への道筋を切り開いていく。また、SDGs推進本部において、実施指針に基づく取組の進捗状況を定期的に確認し、基本的に4年ごとに又は必要に応じて実施指針の見直しを行う。

